投資信託説明書
（請求目論見書）
使用開始日：2025年12月16日

三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・

レベル1（保守型）／レベル2（安定型）／レベル3（安定成長型）／

レベル4（成長型）／レベル5（積極成長型）

追加型投信／内外／資産複合

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）、三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）、三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）、三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）および三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により有価証券届出書を2025年12月15日に関東財務局長に提出しており、2025年12月16日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　荻原　亘
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

１．本書は、金融商品取引法第13条第２項第２号に定める内容を記載した目論見書です。

２．運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

３．基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

４．投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

５．税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）
以下、それぞれを「当ファンド」または「各ファンド」ということがあります。
また、「三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）」を「レベル１（保守型）」、「三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）」を「レベル２（安定型）」、「三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）」を「レベル３（安定成長型）」、「三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）」を「レベル４（成長型）」、「三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）」を「レベル５（積極成長型）」という略称でいうことがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
当初元本は１口当たり１円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド2兆5,000億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。
基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。
基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「レベル１（保守型）」は「FW 専用１」、「レベル２（安定型）」は「FW 専用２」、「レベル３（安定成長型）」は「FW 専用３」、「レベル４（成長型）」は「FW 専用４」、「レベル５（積極成長型）」は「FW 専用５」として掲載されます。
委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年12月16日から2026年6月15日まで
申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。
販売会社の詳細につきましては、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ　申込証拠金

ありません。

ロ　日本以外の地域における募集

ありません。

ハ　お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

・ニューヨークの取引所の休業日
・ロンドンの取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日

ニ　クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用

ありません。

ホ　取得申込みについて

当ファンドは、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社が提供する投資一任運用サービス「MY GOALS（マイ ゴールズ）」の専用ファンドです。

ヘ　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ　各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式、不動産投資信託（リート）、商品等に分散投資することにより、それぞれ以下を目指して運用を行います。

ファンド	ファンドの目的
レベル１ （保守型）	信託財産の安定的な成長を目指して保守的な運用を行います。
レベル２ （安定型）	信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
レベル３ （安定成長型）	信託財産の成長と安定的な収益の確保をバランスよく目指して運用を行います。
レベル４ （成長型）	信託財産の成長と安定的な収益の確保を目指して積極的な運用を行います。
レベル５ （積極成長型）	信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

ロ　委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンドにつき、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ　当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

≪商品分類表≫

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

≪属性区分表≫

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル （日本を含む）		

大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信、商品）資産配分変更型）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他 （　）	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （部分ヘッジ） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。
※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

≪商品分類表定義≫

１．単位型投信・追加型投信の区分
（１）単位型投信…　当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
（２）追加型投信…　一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

２．投資対象地域による区分
（１）国内…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
（２）海外…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
（３）内外…　目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

３．投資対象資産（収益の源泉）による区分

（１）株式…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（２）債券…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（３）不動産投信（リート）…

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（４）その他資産…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

（５）資産複合…　目論見書または投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

４．独立した区分

（１）ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）…

「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に定めるＭＭＦをいう。

（２）ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）…

「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に定めるＭＲＦをいう。

（３）ＥＴＦ…　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第１号及び第２号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいう。

５．補足分類

（１）インデックス型…　目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

（２）特殊型…　目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

≪属性区分表定義≫

１．投資対象資産による属性区分

（１）株式

①一般…　次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

②大型株…　目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③中小型株…　目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

（２）債券

①一般…　次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

②公債…　目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債…　目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるも

のをいう。

④その他債券…　目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性…

目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

（3）不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

（4）その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。

（5）資産複合…　以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型…　目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型…　目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2．決算頻度による属性区分

①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

④年6回（隔月）…　目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年12回（毎月）…　目論見書または投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々…　目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3．投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

①グローバル…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東（中東）…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を

源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑩エマージング…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4．投資形態による属性区分

①ファミリーファンド…　目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

②ファンド・オブ・ファンズ…　「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5．為替ヘッジによる属性区分

①為替ヘッジあり…　目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

②為替ヘッジなし…　目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6．インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

①日経225

②ＴＯＰＩＸ

③その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7．特殊型

①ブル・ベア型…　目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

②条件付運用型…　目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

③ロング・ショート型／絶対収益追求型…

目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

④その他型…　目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（2）【ファンドの沿革】

2023年3月24日　信託契約締結、設定、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

イ　当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社　「三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社　「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

※委託会社は販売会社としての役割も有する場合があります。

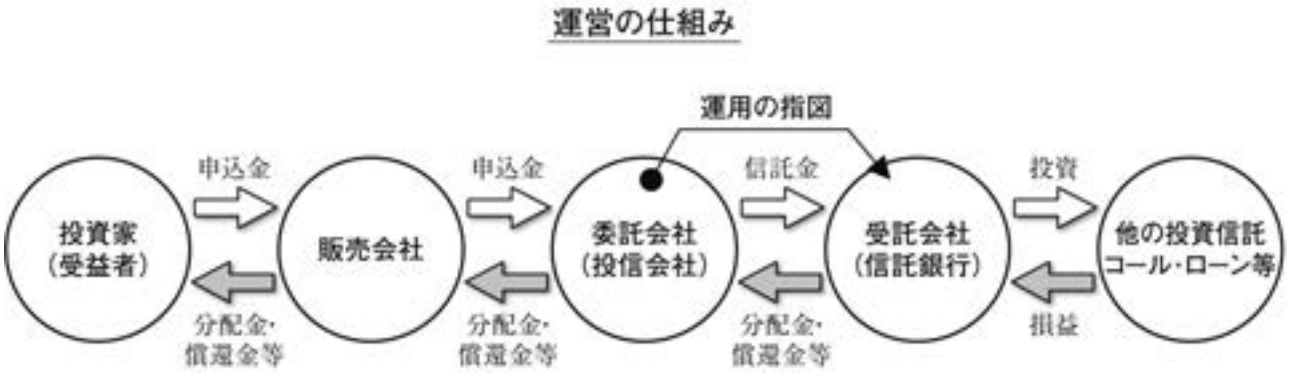

ロ　委託会社の概況

（イ）資本金の額

20億円（2025年9月30日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

（2025年9月30日現在）

名称	住所	所有株式数（株）	比率（%）
株式会社三井住友フィナンシャルグル	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	16,977,897	50.1

ープ			
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	337,248	1.0

ハ　ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕

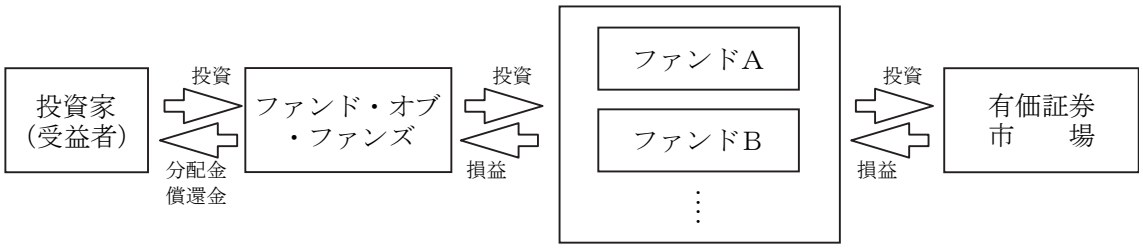

2【投資方針】

（1）【投資方針】

イ　基本方針

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式、不動産投資信託（リート）、商品等に分散投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ロ　投資態度

（イ）主として、投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式、不動産投資信託（リート）、商品等に分散投資することにより、各ファンド以下の運用を行います。

レベル１（保守型）	信託財産の安定的な成長を目指して保守的な運用を行います。
レベル２（安定型）	信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
レベル３（安定成長型）	信託財産の成長と安定的な収益の確保をバランスよく目指して運用を行います。
レベル４（成長型）	信託財産の成長と安定的な収益の確保を目指して積極的な運用を行います。
レベル５（積極成長型）	信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

（ロ）マクロ経済見通しおよび定量分析より推計した各資産の中長期的な期待収益率に基づいて、ファンドの期待リターンを設定し、最適な投資配分比率を決定します。

※期待リターンは市場環境等に応じて見直しを行う場合があります。

（ハ）実質外貨建資産に対して対円での為替ヘッジを行うことがあります。

（ニ）投資対象とする投資信託証券は、投資対象資産、投資手法および費用等を考慮して選定します。また、継続的にモニタリングを行い必要な場合は見直しを行います。

（ホ）投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。

（ヘ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1 各ファンドは、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が提供する投資一任運用サービス「MY GOALS（マイ ゴールズ）」の専用ファンドです。

MY GOALS(マイ ゴールズ)とは

三井住友DSアセットマネジメント株式会社がお客さまとの間で投資一任契約を締結し、アドバイザーである提携金融機関等を通じて、将来の目標（ゴール）を起点とする資産運用プランの策定ならびにゴールの実現に向けた継続的なアフターフォローを行うサービスです。

2 投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式、不動産投資信託（リート）、商品等に分散投資します。

□投資対象とする投資信託証券は、投資対象資産、投資手法および費用等を考慮して選定します。また、継続的にモニタリングを行い必要な場合は見直しを行います。

3 マクロ経済見通しおよび定量分析より推計した各資産の中長期的な期待収益率に基づいて、各ファンドの期待リターン*を設定し、最適な資産配分比率を決定します。

*期待リターンは市場環境等に応じて見直しを行う場合があります。

期待リターンとは

各ファンドが目標とするリターンの目安を示したものであり、一定の収益を得ることができる運用を意味するものではなく、またその達成を示唆あるいは保証するものではありません。

4 実質外貨建資産に対して対円での為替ヘッジを行うことがあります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

□ ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

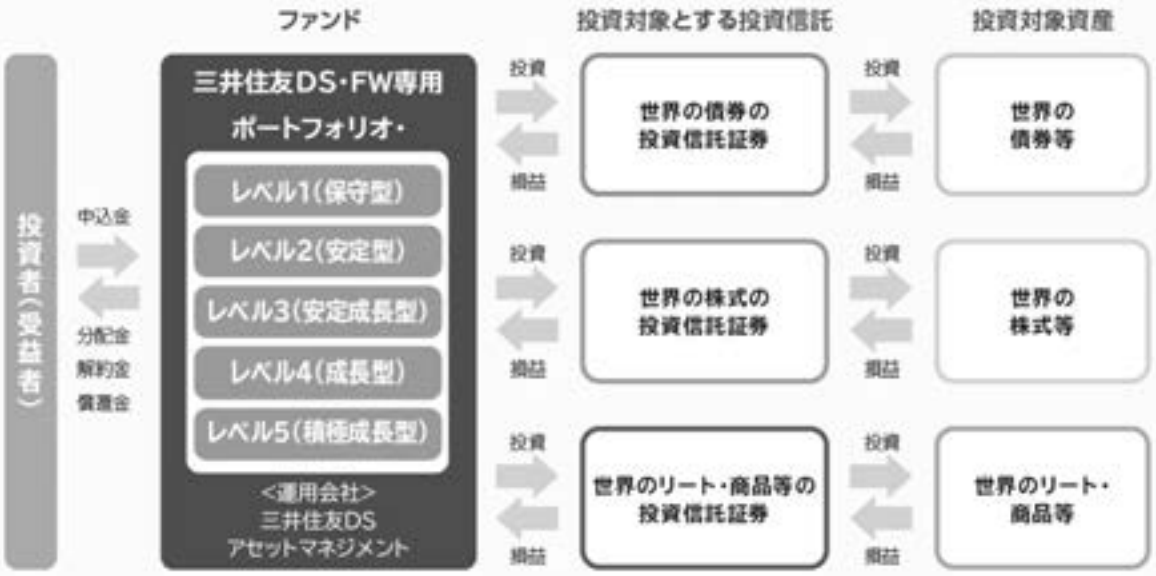

□ 投資対象資産の詳細は、以下の通りです。ただし、すべての資産に投資するとは限りません。

債券	■日本債券 ■先進国債券（除く日本） ■先進国債券（除く日本）（円ヘッジ）* ■新興国債券（円ヘッジ）*
株式	■日本株式 ■先進国株式（除く日本） ■新興国株式
リート・商品等	■日本リート ■先進国リート（除く日本） ■金（円ヘッジ）*

＊先進国債券（除く日本）（円ヘッジ）、新興国債券（円ヘッジ）および金（円ヘッジ）は、実質的に対円での為替ヘッジを行います。

※上記の投資対象資産は2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

運用プロセス

□ファンドの運用は、運用部 マルチアセットグループが行います。
□世界各国の債券、株式、不動産投資信託（リート）および商品等を投資対象とし、マクロ経済見通しおよび定量分析を用いた委託会社独自の手法により、資産配分比率を決定し、ポートフォリオを構築します。

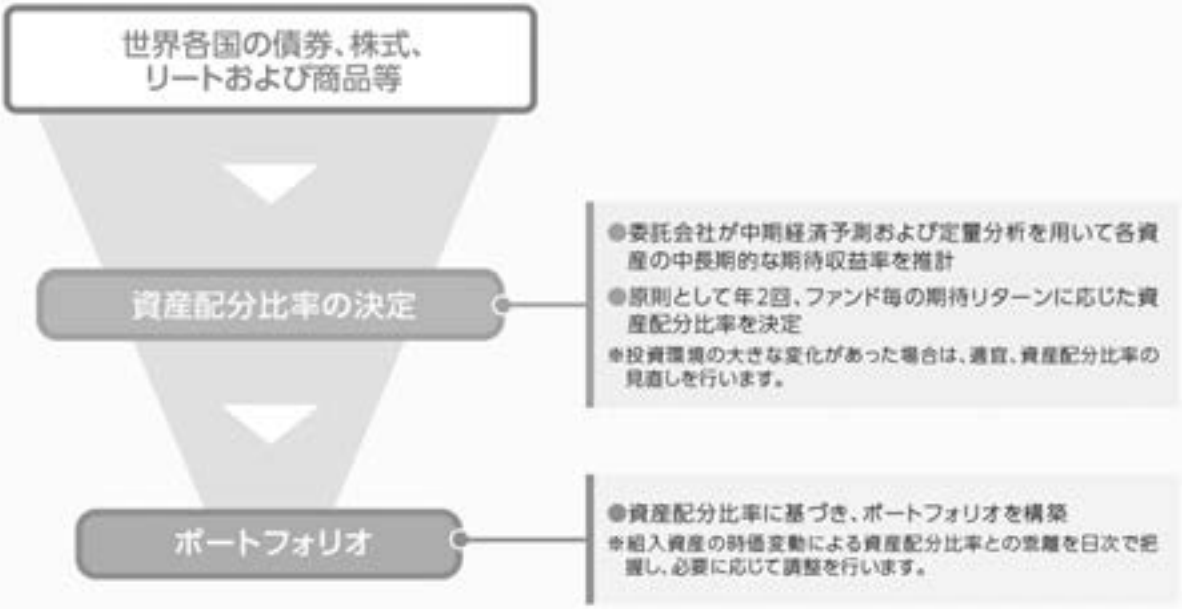

※上記の運用プロセスは2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。
<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

（参考情報）

▶投資一任運用サービス「MY GOALS（マイ ゴールズ）」について

□「MY GOALS（マイ ゴールズ）」は、将来の目標（ゴール）を起点とする資産運用プランの策定ならびにゴールの実現に向けた継続的なアフターフォローを行う投資一任運用サービスです。

- お客さま（投資者）は、提携金融機関等（アドバイザー）を通じて、投資一任業者である三井住友DSアセットマネジメント株式会社と投資一任契約を締結していただきます。
- 投資一任業者は提携金融機関等（アドバイザー）を通じて、資産運用プランの策定ならびにゴールの実現に向けた継続的なアフターフォローを行います。
- 投資一任業者は、お客さま（投資者）に開設いただいた口座において、契約資産の運用を行います。

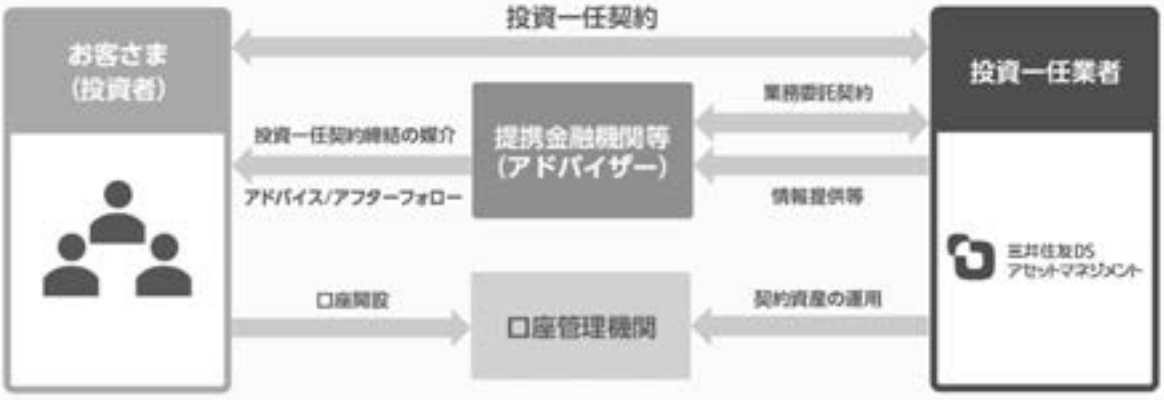

（2）【投資対象】

イ　投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

１．有価証券

２．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

３．金銭債権

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

１．為替手形

ロ　投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．外国法人が発行する譲渡性預金証書

４．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第４号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

ハ　投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

以下は、2025年9月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

- すべての投資信託に投資するとは限りません。

▶債券

日本債券

ファンド名	国内債券パッシブ・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用の基本方針	• NOMURA−BPI(総合)の動きに連動する投資成果を目指します。 • 日本の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.03%
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

先進国債券（除く日本）

ファンド名	外国債券パッシブ・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用の基本方針	• FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 • ベンチマーク採用国の国債を主要投資対象とします。 • 保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.1%
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

為替ヘッジ付き先進国債券（除く日本）

ファンド名	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用の基本方針	• FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ換算ベース)をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 • ベンチマーク採用国の国債を主要投資対象とします。 • 保有する外貨建資産については、対円での為替のフルヘッジを原則とします。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.1%
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

新興国債券

ファンド名	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用の基本方針	• JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。 • 米ドル建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。 • 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.2%
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

▶株式

日本株式

ファンド名	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)
形態	国内籍親投資信託
運用の基本方針	主としてTOPIX(東証株価指数)に採用されている銘柄の株式に投資を行い、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.08%
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

先進国株式(除く日本)

ファンド名	外国株式インデックス・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用の基本方針	• 主として世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。 • 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.15%
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

新興国株式

ファンド名	エマージング株式インデックス・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用の基本方針	・主として新興国の株式、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券等に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。 ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.15%
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

▶リート・商品等

日本リート

ファンド名	Jリート・インデックス・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用の基本方針	・東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指します。 ・日本の取引所に上場(上場予定を含みます。)している不動産投資信託(リート)を主要投資対象とします。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.15%
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

先進国リート(除く日本)

ファンド名	外国リート・インデックス・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用の基本方針	・S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。 ・日本を除く世界各国の不動産投資信託(リート)などを主要投資対象とします。 ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.15%
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金

ファンド名	ゴールド・インデックス・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用の基本方針	・金地金価格との連動を目指す投資信託証券*に投資し、LBMA金価格(円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。 *投資対象とする投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い、商品性および運用上の効率性を損なわない範囲で、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。 ※投資対象とする投資信託証券は、以下の通りです。 「iShares Gold Trust」 「SPDR Gold MiniShares Trust」 ただし、一部の投資信託証券のみの投資となる場合があります。 ・組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託財産留保額	ありません。
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

□ゴールド・インデックス・マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	iShares Gold Trust (iシェアーズ ゴールド・トラスト)	SPDR Gold MiniShares Trust (SPDR® ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト)
形態	米国籍上場投資信託(米ドル建て)	米国籍上場投資信託(米ドル建て)
管理会社	iShares デラウェア・トラスト・スポンサー・エルエルシー	WGC USAアセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
運用の基本方針	金地金価格の変動に概ね連動することを目標とします。	金地金の価格のパフォーマンスを反映させることを目標とします。
ベンチマーク	LBMA金価格	LBMA金価格
管理費用*1	年0.25%	年0.10%
購入の可否*2	日本において一般投資者の購入が可能です。	日本において一般投資者の購入が可能です。

*1 管理費用とは各上場投資信託(以下「ETF」といいます。)の運用管理費用およびその他費用を各ETFの平均純資産総額で除したもので、本書の数値は各ETFの直近の目論見書等で開示されているものです。
*2 外国籍のETFは、海外の上場有価証券を取り次ぐことのできる証券会社を通じて、日本国内の一般の投資者が、直接、購入することができるものがあります。直接購入される際は、売買委託手数料(証券会社ごとに異なります。)がかかります。また、円貨と外貨を交換する際に、証券会社が別途定める手数料がかかります。

・投資対象とする投資信託においてデリバティブ取引を行う場合は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
・投資対象とする投資信託において外国為替予約取引を行う場合は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

指数の著作権など

●NOMURA-BPIは野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLC、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスはJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー、TOPIX(東証株価指数)および東証REIT指数は株式会社JPX総研、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスはMSCI Inc.、S&P先進国REIT指数はS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスLLC、LBMA金価格はICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドが、それぞれ公表している指数です。

●各インデックスに関する知的所有権その他一切の権利は、指数を公表する各社に帰属します。また、当該各社は各ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

※上記は、2025年9月末現在における投資対象とする投資信託であり、今後変更となる場合があります。

（3）【運用体制】

イ　ファンドの運用体制

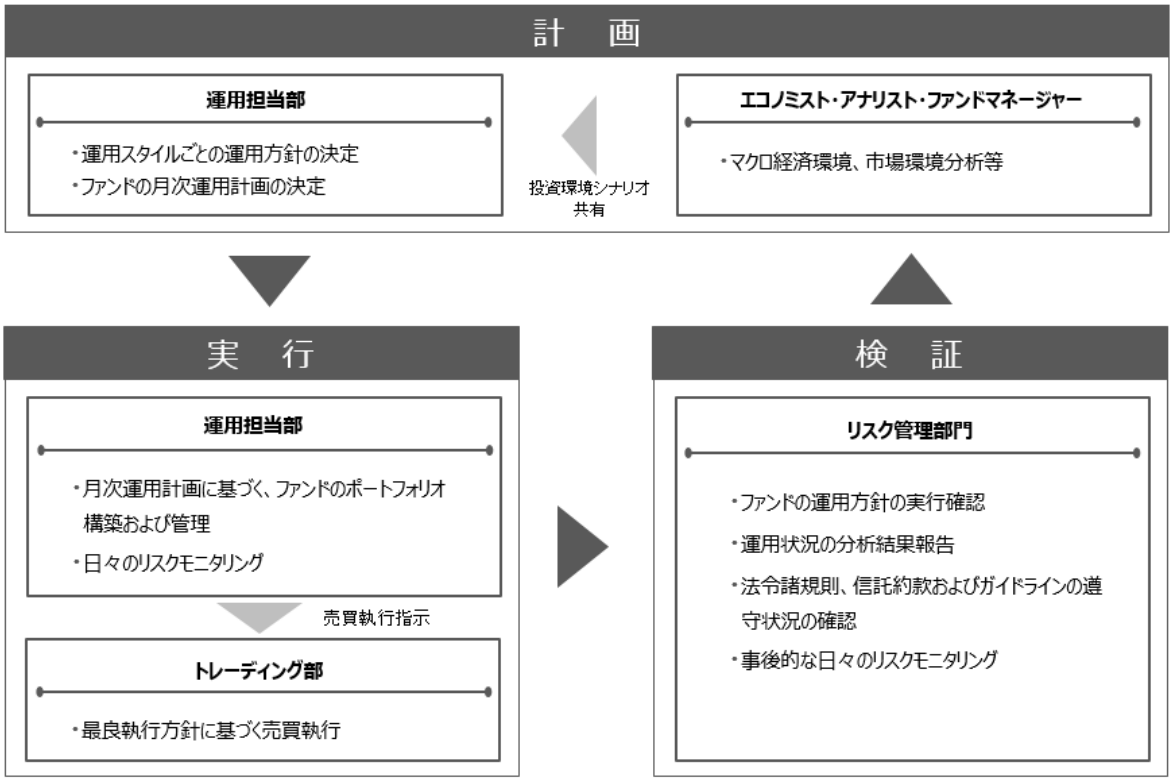

※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

※他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

ロ　委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

年１回（原則として毎年３月 18 日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

イ　分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ　分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ハ　留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（5）【投資制限】

Ⅰ　ファンドの信託約款に基づく投資制限

イ　投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

ロ　投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

ハ　外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

ニ　同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

ホ　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ヘ　公社債の借入れの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

（ロ）公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ト　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

チ　外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

リ　資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的と

して、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

Ⅱ　法令に基づく投資制限

イ　同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ　デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ　信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号の２）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

イ　ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ロ）債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

（ハ）不動産投資信託（リート）に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ニ）商品（コモディティ）に関するリスク

商品市況は、多くの要因により変動します。要因の主なものとしては、対象となる商品の需給、貿易動向、天候、農業生産、商品産出地域の政治・経済情勢、疫病の発生などが挙げられます。商品市況の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ホ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）為替変動リスク

ファンドは外貨建資産の一部について、対円での為替ヘッジを行います。

為替ヘッジが行われていない部分については為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

為替ヘッジを行う部分については為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。対円での為替ヘッジ比率は、資産配分の調整に伴い変動します。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

（ト）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変

更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

（チ）流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ　その他の留意点

（イ）投資信託に関する留意点

・当ファンドは一部、実質的に「ファミリーファンド方式」により運用します。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

（ロ）分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ハ　投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

［ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ］

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

［ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 ］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

□ レベル1（保守型）

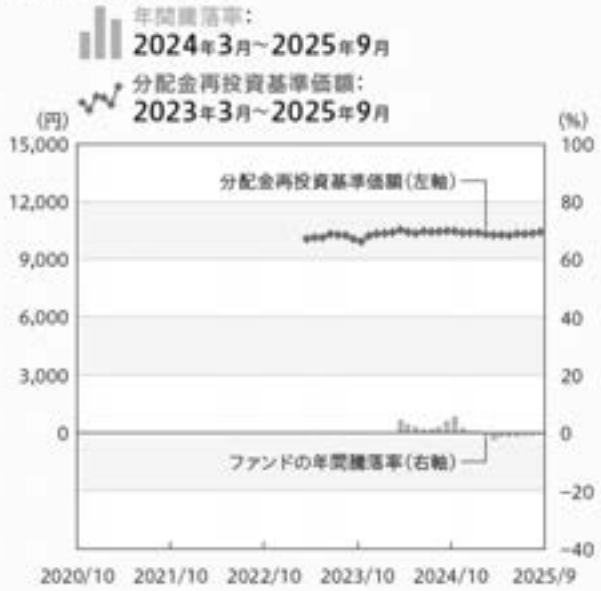

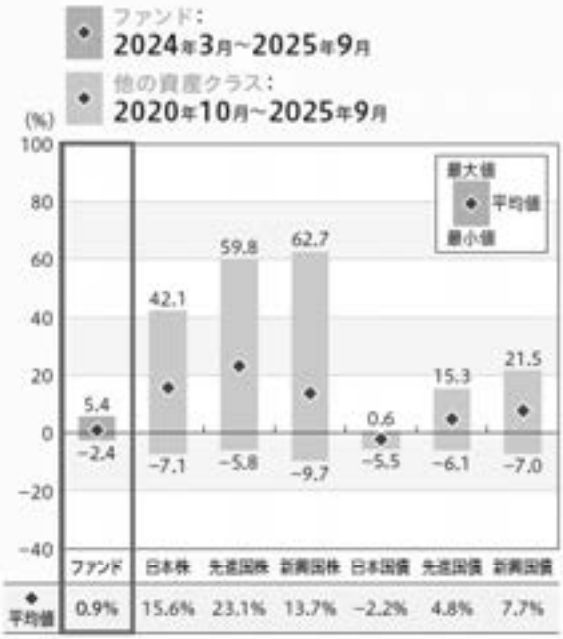

□ レベル2（安定型）

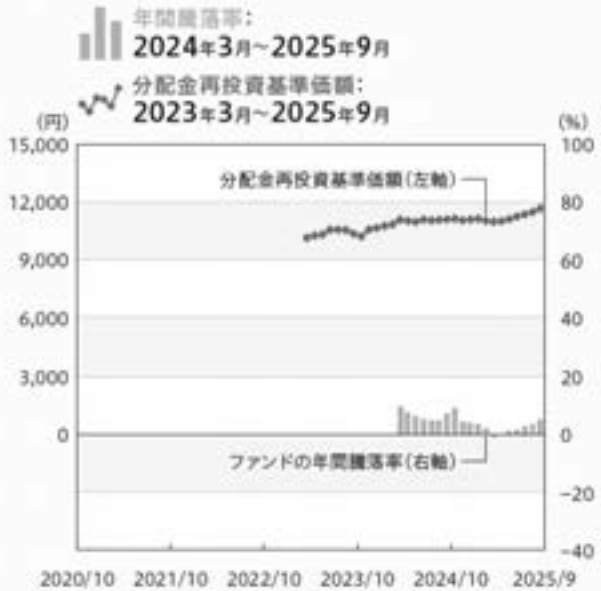

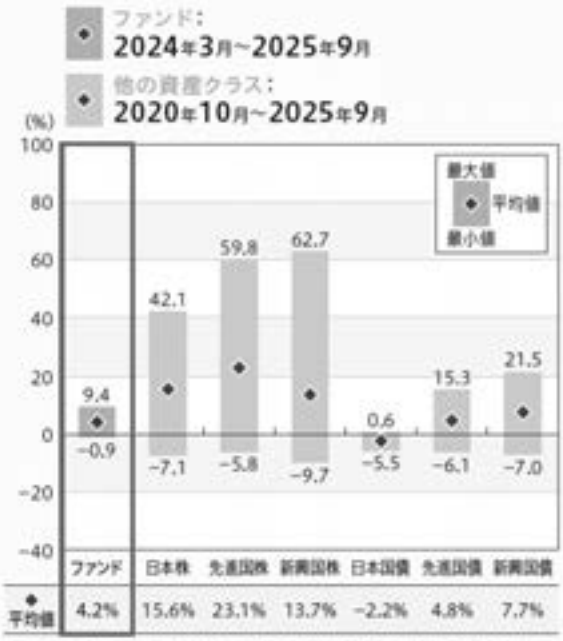

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

レベル3（安定成長型）

年間騰落率：
2024年3月～2025年9月

分配金再投資基準価額：
2023年3月～2025年9月

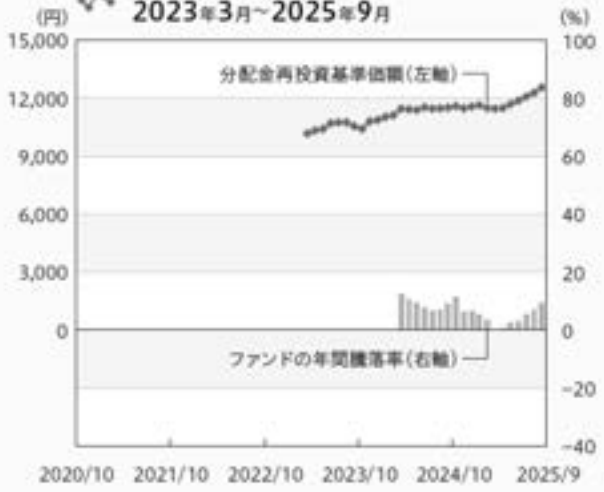

レベル4（成長型）

年間騰落率：
2024年3月～2025年9月

分配金再投資基準価額：
2023年3月～2025年9月

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

レベル3（安定成長型）

ファンド：
2024年3月～2025年9月

他の資産クラス：
2020年10月～2025年9月

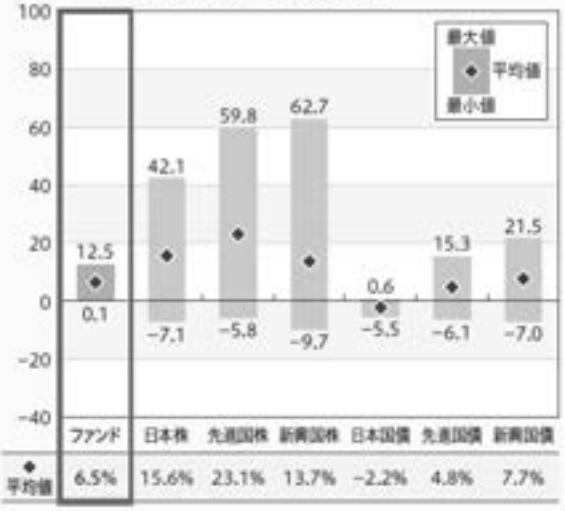

レベル4（成長型）

ファンド：
2024年3月～2025年9月

他の資産クラス：
2020年10月～2025年9月

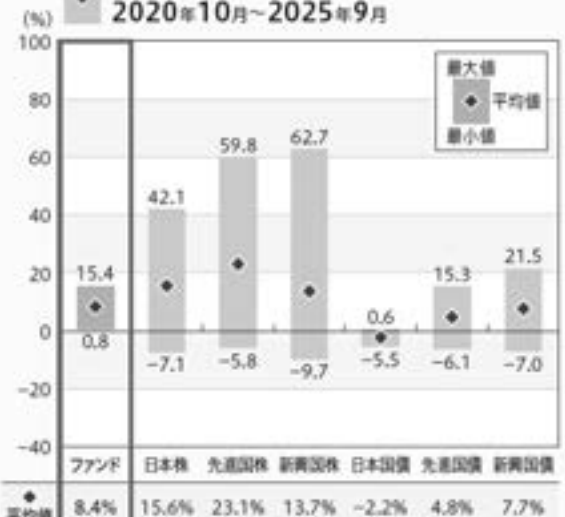

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

［ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移］

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

［ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

■ レベル5（積極成長型）

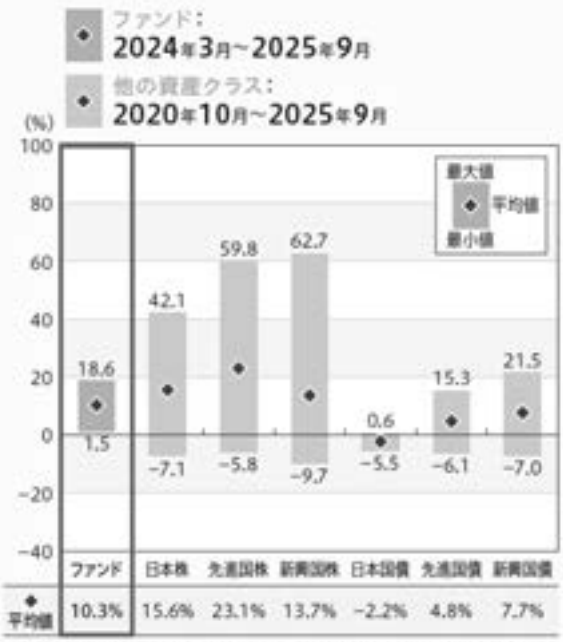

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	**TOPIX（東証株価指数、配当込み）** 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	**MSCIコクサイ・インデックス（グロス配当込み、円ベース）** MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	**MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース）** MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	**NOMURA-BPI（国債）** 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	**FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）** FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	**JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）** J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。
ただし、解約の際には、１口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

（3）【信託報酬等】

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
＜信託報酬率およびその配分、実質的な負担＞

ファンド名	信託報酬率	配分（税抜き）					投資対象とする投資信託*1*2	実質的な負担*2
		委託会社		提携金融機関等（アドバイザー）	販売会社	受託会社		
		運用報酬	投資一任報酬	投資一任報酬				
レベル１（保守型）	年1.628%（税抜き1.48%）	年0.65%		年0.75%	年0.05%	年0.03%	年0.015%程度	年1.643%（税抜き1.495%）程度
		年0.05%	年0.60%					
レベル２（安定型）	年1.738%（税抜き1.58%）	年0.75%		年0.75%	年0.05%	年0.03%	年0.0175%程度	年1.7555%（税抜き1.5975%）程度
		年0.15%	年0.60%					
レベル３（安定成長型）	年1.793%（税抜き1.63%）	年0.80%		年0.75%	年0.05%	年0.03%	年0.02%程度	年1.813%（税抜き1.65%）程度
		年0.20%	年0.60%					
レベル４（成長型）	年1.793%（税抜き1.63%）	年0.80%		年0.75%	年0.05%	年0.03%	年0.0225%程度	年1.8155%（税抜き1.6525%）程度
		年0.20%	年0.60%					
レベル５（積極成長型）	年1.793%（税抜き1.63%）	年0.80%		年0.75%	年0.05%	年0.03%	年0.025%程度	年1.818%（税抜き1.655%）程度
		年0.20%	年0.60%					

＊１ 各ファンドが投資対象とする投資信託では、信託報酬は収受されません。ただし、ゴールド・インデックス・マザーファンドが投資対象とする投資信託（以下、ＥＴＦ）では、管理費用がかかります。
＊２ 各ファンドにおいてゴールド・インデックス・マザーファンドを資産配分の上限比率で保有し、かつ

管理費用が最大のＥＴＦを組み入れた場合の試算です（2025 年 9 月末現在）。なお、管理費用は、今後変更される場合があります。 実質的な負担は、資産配分比率の見直し、実際の組入状況および投資対象とする投資信託の変更等により変動します。

※提携金融機関等への投資一任報酬は委託会社が拠出する資金に対しては支払われません。

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

※委託会社が販売会社として募集の取扱い等を行った場合は、販売会社配分相当額も委託会社が収受します。

支払先	役務の内容	
委託会社	運用報酬	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	投資一任報酬	投資一任契約に基づく契約資産の運用、契約資産の運用状況についての四半期毎の報告等の対価
提携金融機関等 (アドバイザー)	投資一任報酬	委託会社からの業務委託を受けた、投資一任契約の締結の媒介、資産運用プランの策定、ゴールの実現に向けた継続的なアフターフォロー等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、投信口座および投資一任口座内のファンド管理等の対価	
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価	

（4）【その他の手数料等】

イ　信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

ロ　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ　有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※　上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※　上記（1）～（4）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

イ　個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売

会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ　一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ　収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

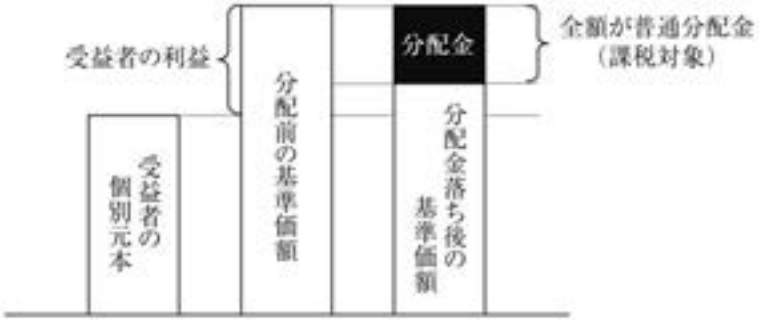

②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

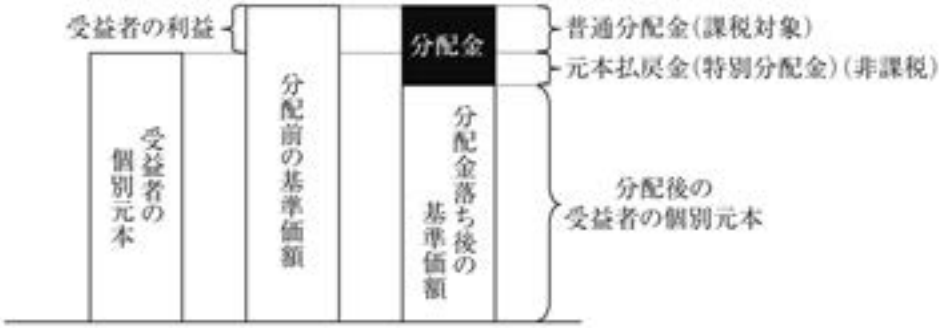

※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ　個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

ⅰ．収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ⅱ．一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ＥＴＦ）、上場不動産投資信託（ＲＥＩＴ）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※当ファンドは、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記「(５)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025 年９月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

（参考情報）総経費率

直近の運用報告書の対象期間（2024年3月19日～2025年3月18日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。
投資対象とする上場投資信託（ETF）（以下、投資先ファンド）の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

	総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
レベル1（保守型）	1.68%	1.63%	0.05%
レベル2（安定型）	1.78%	1.74%	0.04%
レベル3（安定成長型）	1.83%	1.79%	0.04%
レベル4（成長型）	1.83%	1.79%	0.04%
レベル5（積極成長型）	1.83%	1.79%	0.04%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。）です。
※当ファンドが上記以外の上場投資信託（ETF）および上場不動産投資信託（REIT）に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。
※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。
運用報告書は、委託会社のホームページ（https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/）から検索いただけます。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	44,307,601	99.80
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	87,562	0.20
合計（純資産総額）		44,395,163	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	－	937,265	△2.11

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,386,874,775	99.70
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	4,142,571	0.30
合計（純資産総額）		1,391,017,346	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	－	97,945,608	△7.04

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	7,306,107,387	100.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	△1,311,664	△0.02
合計（純資産総額）		7,304,795,723	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	－	775,007,808	△10.61

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	7,263,186,633	100.05
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	△3,698,636	△0.05
合計（純資産総額）		7,259,487,997	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	－	934,992,072	△12.88

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,771,737,055	100.05
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	△1,377,504	△0.05
合計（純資産総額）		2,770,359,551	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	－	405,702,504	△14.64

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）

イ　主要投資銘柄

2025年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（％）
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	16,610,975	1.1538	19,165,417	1.1381	18,904,950	42.58
日本	親投資信託受益証券	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド	10,492,284	1.1995	12,585,541	1.2081	12,675,728	28.55
日本	親投資	外国債券パッシ	2,676,442	2.2660	6,064,890	2.4169	6,468,692	14.57

	信託受益証券	ブ・マザーファンド						
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	449,189	5.0263	2,257,761	5.7966	2,603,768	5.86
日本	親投資信託受益証券	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	360,338	2.5967	935,691	3.0130	1,085,698	2.45
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	81,773	9.5731	782,822	11.1706	913,453	2.06
日本	親投資信託受益証券	ゴールド・インデックス・マザーファンド	285,317	2.1626	617,027	2.7357	780,541	1.76
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	148,182	2.2063	326,935	2.6387	391,007	0.88
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	205,373	1.1300	232,072	1.1997	246,385	0.55
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	64,129	3.5495	227,626	3.7016	237,379	0.53

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.80
合　計	99.80

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）

イ　主要投資銘柄

2025年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（％）
日本	親投資信託受益証券	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド	305,233,078	1.2019	366,845,294	1.2081	368,752,081	26.51
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	259,471,571	1.1501	298,422,653	1.1381	295,304,594	21.23
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	34,832,121	5.1003	177,653,971	5.7966	201,907,872	14.52
日本	親投資	外国債券パッシ	82,815,588	2.2825	189,028,517	2.4169	200,156,994	14.39

	信託受益証券	ブ・マザーファンド						
日本	親投資信託受益証券	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	34,262,014	2.6607	91,159,996	3.0130	103,231,448	7.42
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	7,071,980	9.7357	68,850,540	11.1706	78,998,259	5.68
日本	親投資信託受益証券	ゴールド・インデックス・マザーファンド	27,253,576	2.2118	60,280,625	2.7357	74,557,607	5.36
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	10,846,763	2.2406	24,302,776	2.6387	28,621,353	2.06
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	21,782,550	1.1329	24,676,531	1.1997	26,132,525	1.88
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	2,488,665	3.5558	8,849,317	3.7016	9,212,042	0.66

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.70
合　計	99.70

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）

イ　主要投資銘柄

2025年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（％）
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	268,382,525	5.1065	1,370,485,010	5.7966	1,555,706,144	21.30
日本	親投資信託受益証券	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド	1,044,560,167	1.2027	1,256,264,233	1.2081	1,261,933,137	17.28
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	883,195,553	1.1491	1,014,913,205	1.1381	1,005,164,858	13.76
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	377,562,801	2.2947	866,401,952	2.4169	912,531,533	12.49
日本	親投資	Ｊリート・インデ	274,337,822	2.6955	739,472,506	3.0130	826,579,857	11.32

	信託受益証券	ックス・マザーファンド						
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	56,946,518	9.8272	559,622,652	11.1706	636,126,773	8.71
日本	親投資信託受益証券	ゴールド・インデックス・マザーファンド	216,649,457	2.2395	485,190,558	2.7357	592,687,919	8.11
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	85,615,232	2.2536	192,940,362	2.6387	225,912,912	3.09
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	169,708,348	1.1340	192,444,375	1.1997	203,599,105	2.79
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	23,196,766	3.5539	82,438,448	3.7016	85,865,149	1.18

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.02
合　計	100.02

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）

イ　主要投資銘柄

2025年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	347,367,428	5.1821	1,800,096,801	5.7966	2,013,550,033	27.74
日本	親投資信託受益証券	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	362,122,181	2.7388	991,792,918	3.0130	1,091,074,131	15.03
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	75,695,166	9.9605	753,959,650	11.1706	845,560,421	11.65
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	300,702,120	2.3134	695,635,101	2.4169	726,766,953	10.01
日本	親投資信託受益証券	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド	565,238,380	1.2032	680,119,781	1.2081	682,864,486	9.41
日本	親投資	ゴールド・インデ	245,272,769	2.2677	556,212,526	2.7357	670,992,714	9.24

	信託受益証券	ックス・マザーファンド						
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	478,244,161	1.1478	548,929,835	1.1381	544,289,679	7.50
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	112,034,286	2.2824	255,707,386	2.6387	295,624,870	4.07
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	229,765,964	1.1391	261,735,514	1.1997	275,650,227	3.80
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	31,557,467	3.5475	111,950,993	3.7016	116,813,119	1.61

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.05
合　計	100.05

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）

イ　主要投資銘柄

2025年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	163,503,836	5.2806	863,393,286	5.7966	947,766,335	34.21
日本	親投資信託受益証券	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	173,025,929	2.7887	482,517,164	3.0130	521,327,124	18.82
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	36,115,005	10.1347	366,014,703	11.1706	403,426,274	14.56
日本	親投資信託受益証券	ゴールド・インデックス・マザーファンド	103,999,017	2.3050	239,713,098	2.7357	284,510,110	10.27
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	86,085,530	2.3319	200,746,731	2.4169	208,060,117	7.51
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	53,203,129	2.3239	123,636,432	2.6387	140,387,096	5.07
日本	親投資	米ドル建て新興国	108,463,835	1.1479	124,505,307	1.1997	130,124,062	4.70

	信託受益証券	債インデックス・マザーファンド						
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	15,051,959	3.5662	53,678,934	3.7016	55,716,331	2.01
日本	親投資信託受益証券	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド	36,739,452	1.2036	44,218,498	1.2081	44,384,931	1.60
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	31,662,135	1.1460	36,285,501	1.1381	36,034,675	1.30

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.05
合　計	100.05

②【投資不動産物件】

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）

該当事項はありません。

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）

該当事項はありません。

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）

該当事項はありません。

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）

該当事項はありません。

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）

2025年9月30日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
為替予約取引	アメリカ・ドル	売建	6,309.00	926,992	937,265	△2.11

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）

2025年9月30日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
為替予約取引	アメリカ・ドル	売建	659,300.00	96,863,516	97,945,608	△7.04

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）

2025年9月30日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
為替予約取引	アメリカ・ドル	売建	5,216,800.00	766,583,966	775,007,808	△10.61

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）

2025年9月30日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
為替予約取引	アメリカ・ドル	売建	6,293,700.00	924,952,532	934,992,072	△12.88

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）

2025年9月30日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
為替予約	アメリカ・ドル	売建	2,730,900.00	401,349,865	405,702,504	△14.64

取引						

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１期　（2024年 3月 18日）	24,404,041	24,404,041	10,414	10,414
第２期　（2025年 3月 18日）	63,696,600	63,696,600	10,285	10,285
2024年 9月末日	44,628,260	－	10,475	－
10月末日	44,563,593	－	10,460	－
11月末日	44,196,981	－	10,374	－
12月末日	44,214,054	－	10,378	－
2025年 1月末日	64,280,483	－	10,379	－
2月末日	63,825,590	－	10,306	－
3月末日	63,580,814	－	10,267	－
4月末日	63,639,002	－	10,276	－
5月末日	43,626,130	－	10,240	－
6月末日	43,995,978	－	10,327	－
7月末日	43,992,166	－	10,326	－
8月末日	44,089,732	－	10,349	－
9月末日	44,395,163	－	10,420	－

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１期　（2024年 3月 18日）	258,398,396	258,398,396	10,891	10,891
第２期　（2025年 3月 18日）	902,219,903	902,219,903	11,035	11,035
2024年 9月末日	620,030,239	－	11,093	－
10月末日	655,504,963	－	11,122	－
11月末日	673,293,392	－	11,030	－
12月末日	693,681,489	－	11,073	－
2025年 1月末日	761,071,892	－	11,121	－
2月末日	806,121,953	－	11,014	－

3月末日	897,126,225	－	10,973	－
4月末日	929,739,058	－	10,997	－
5月末日	955,548,367	－	11,097	－
6月末日	1,054,654,970	－	11,236	－
7月末日	1,149,302,721	－	11,351	－
8月末日	1,304,959,516	－	11,470	－
9月末日	1,391,017,346	－	11,654	－

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2024年 3月 18日）	1,121,962,337	1,121,962,337	11,214	11,214
第2期　（2025年 3月 18日）	3,820,348,819	3,820,348,819	11,548	11,548
2024年 9月末日	2,400,190,852	－	11,502	－
10月末日	2,533,330,961	－	11,584	－
11月末日	2,615,088,248	－	11,468	－
12月末日	2,868,111,459	－	11,558	－
2025年 1月末日	3,181,275,369	－	11,632	－
2月末日	3,486,930,630	－	11,489	－
3月末日	3,881,165,351	－	11,457	－
4月末日	4,198,515,955	－	11,487	－
5月末日	4,545,169,913	－	11,688	－
6月末日	4,927,933,285	－	11,867	－
7月末日	5,512,331,844	－	12,075	－
8月末日	6,524,930,648	－	12,277	－
9月末日	7,304,795,723	－	12,555	－

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2024年 3月 18日）	668,185,314	668,185,314	11,512	11,512
第2期　（2025年 3月 18日）	3,136,991,229	3,136,991,229	12,006	12,006
2024年 9月末日	2,030,517,086	－	11,853	－
10月末日	2,140,407,972	－	11,988	－
11月末日	2,181,526,345	－	11,849	－
12月末日	2,392,578,398	－	11,972	－

2025年 1月末日	2,678,195,878	－	12,075	－
2月末日	2,852,612,474	－	11,907	－
3月末日	3,166,993,224	－	11,884	－
4月末日	3,355,165,543	－	11,916	－
5月末日	3,599,588,464	－	12,220	－
6月末日	4,034,098,519	－	12,443	－
7月末日	5,122,141,869	－	12,742	－
8月末日	6,292,473,419	－	13,022	－
9月末日	7,259,487,997	－	13,380	－

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　（2024年 3月18日）	240,248,069	240,248,069	11,849	11,849
第2期　（2025年 3月18日）	989,040,386	989,040,386	12,511	12,511
2024年 9月末日	668,079,411	－	12,244	－
10月末日	687,751,849	－	12,438	－
11月末日	709,410,266	－	12,274	－
12月末日	776,655,203	－	12,446	－
2025年 1月末日	871,848,135	－	12,577	－
2月末日	955,998,807	－	12,370	－
3月末日	1,015,045,291	－	12,355	－
4月末日	1,045,738,554	－	12,375	－
5月末日	1,154,167,821	－	12,790	－
6月末日	1,243,887,010	－	13,062	－
7月末日	1,580,322,394	－	13,467	－
8月末日	2,154,100,043	－	13,832	－
9月末日	2,770,359,551	－	14,273	－

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2023年 3月24日～2024年 3月18日	0
第2期	2024年 3月19日～2025年 3月18日	0

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第１期	2023 年 3 月 24 日～2024 年 3 月 18 日	0
第２期	2024 年 3 月 19 日～2025 年 3 月 18 日	0

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第１期	2023 年 3 月 24 日～2024 年 3 月 18 日	0
第２期	2024 年 3 月 19 日～2025 年 3 月 18 日	0

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第１期	2023 年 3 月 24 日～2024 年 3 月 18 日	0
第２期	2024 年 3 月 19 日～2025 年 3 月 18 日	0

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第１期	2023 年 3 月 24 日～2024 年 3 月 18 日	0
第２期	2024 年 3 月 19 日～2025 年 3 月 18 日	0

③【収益率の推移】

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）

	収益率（％）
第１期	4.1
第２期	△1.2
第３期（中間期）	1.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）

	収益率（％）
第１期	8.9
第２期	1.3
第３期（中間期）	5.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）

	収益率（％）
第１期	12.1
第２期	3.0
第３期（中間期）	8.2

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）

	収益率（％）
第１期	15.1
第２期	4.3
第３期（中間期）	10.8

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）

	収益率（％）
第１期	18.5
第２期	5.6
第３期（中間期）	13.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第１期	28,380,396	4,946,088
第２期	38,496,005	0
第３期（中間期）	0	19,325,539

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第１期	240,675,062	3,412,475

第２期	585,879,926	5,567,700
第３期（中間期）	346,976,153	14,543,588

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第１期	1,003,889,516	3,391,734
第２期	2,339,825,498	32,224,516
第３期（中間期）	2,432,093,076	89,713,782

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第１期	583,651,620	3,247,608
第２期	2,061,044,642	28,552,630
第３期（中間期）	2,646,643,989	70,845,479

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第１期	208,518,523	5,754,802
第２期	600,709,497	12,955,868
第３期（中間期）	1,030,055,482	19,700,129

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	443,110,873,060	98.45
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	6,959,655,927	1.55
合計（純資産総額）		450,070,528,987	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	6,910,200,000	1.54

合計	買建	-	6,910,200,000	1.54

外国株式インデックス・マザーファンド

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	805,639,243,107	71.64
	イギリス	40,217,503,559	3.58
	カナダ	39,042,800,874	3.47
	スイス	28,790,665,092	2.56
	ドイツ	27,758,925,209	2.47
	フランス	27,641,001,688	2.46
	アイルランド	19,572,838,078	1.74
	オランダ	19,099,904,557	1.70
	オーストラリア	17,269,246,689	1.54
	スペイン	9,815,337,073	0.87
	スウェーデン	8,647,228,846	0.77
	イタリア	7,846,958,269	0.70
	デンマーク	5,399,444,304	0.48
	香港	4,291,770,788	0.38
	シンガポール	3,565,608,114	0.32
	フィンランド	3,053,070,355	0.27
	イスラエル	3,001,503,396	0.27
	ベルギー	2,344,368,082	0.21
	ルクセンブルグ	2,232,645,087	0.20
	ケイマン諸島	2,225,044,442	0.20
	ジャージィー	2,001,699,210	0.18
	ノルウェー	1,722,577,311	0.15
	リベリア	1,228,017,790	0.11
	バミューダ	1,181,680,580	0.11
	オランダ領キュラソー	799,397,375	0.07
	ニュージーランド	767,976,394	0.07
	オーストリア	631,389,383	0.06
	ポルトガル	547,419,319	0.05
	パナマ	440,858,691	0.04
	マン島	125,446,947	0.01
	小計	1,086,901,570,609	96.65
新株予約権証券	カナダ	-	0.00
投資証券	アメリカ	15,664,495,909	1.39
	オーストラリア	1,587,697,951	0.14

	フランス	445,805,016	0.04
	シンガポール	259,748,034	0.02
	イギリス	220,016,872	0.02
	香港	183,321,450	0.02
	ケイマン諸島	95,134,637	0.01
	小計	18,456,219,869	1.64
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	19,174,461,131	1.71
合計（純資産総額）		1,124,532,251,609	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	イギリス	767,023,707	0.07
株価指数先物取引	買建	ドイツ	2,701,493,480	0.24
株価指数先物取引	買建	アメリカ	16,291,945,844	1.45
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	544,146,037	0.05
合計	買建	-	20,304,609,068	1.81

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	-	2,562,216,345	0.23

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	ケイマン諸島	13,835,456,335	18.43
	台湾	13,466,194,971	17.94
	インド	10,841,392,994	14.44
	韓国	7,794,594,302	10.38
	中国	4,763,885,819	6.35
	ブラジル	2,455,132,894	3.27
	南アフリカ	2,140,209,019	2.85
	メキシコ	1,085,419,718	1.45
	マレーシア	834,374,964	1.11
	インドネシア	810,851,297	1.08
	タイ	729,290,426	0.97
	ポーランド	655,159,853	0.87
	香港	548,221,464	0.73
	ギリシャ	406,204,897	0.54
	トルコ	323,894,392	0.43
	チリ	314,316,314	0.42
	イギリス	293,837,289	0.39
	フィリピン	274,753,200	0.37
	バミューダ	271,243,250	0.36

	アメリカ	199,467,284	0.27
	ハンガリー	198,002,904	0.26
	スイス	156,728,264	0.21
	チェコ	104,046,761	0.14
	コロンビア	90,738,105	0.12
	ルクセンブルグ	88,044,163	0.12
	オランダ	72,529,765	0.10
	エジプト	49,677,327	0.07
	ペルー	29,209,827	0.04
	シンガポール	13,497,171	0.02
	小計	62,846,374,969	83.73
投資信託受益証券	香港	2,807,875,095	3.74
投資証券	アメリカ	4,327,592,972	5.77
	メキシコ	318,346,813	0.42
	ブラジル	107,585,187	0.14
	小計	4,753,524,972	6.33
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,654,821,844	6.20
合計（純資産総額）		75,062,596,880	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	4,731,672,150	6.30
合計	買建	-	4,731,672,150	6.30

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	-	115,486,012	0.15

国内債券パッシブ・マザーファンド

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	104,360,929,750	78.66
地方債証券	日本	9,740,385,700	7.34
特殊債券	日本	8,943,483,496	6.74
社債券	日本	8,789,682,300	6.63
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	838,425,896	0.63
合計（純資産総額）		132,672,907,142	100.00

外国債券パッシブ・マザーファンド

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）

国債証券	アメリカ	95,493,530,324	45.30
	中国	23,627,509,939	11.21
	フランス	15,440,058,016	7.32
	イタリア	14,209,396,046	6.74
	ドイツ	12,156,176,488	5.77
	イギリス	11,711,015,806	5.56
	スペイン	9,247,321,051	4.39
	カナダ	4,142,783,229	1.97
	ベルギー	3,164,349,461	1.50
	オーストラリア	2,674,743,834	1.27
	オランダ	2,617,299,160	1.24
	オーストリア	2,362,008,009	1.12
	メキシコ	1,802,629,391	0.86
	ポーランド	1,391,065,389	0.66
	ポルトガル	1,215,737,998	0.58
	フィンランド	1,108,838,781	0.53
	マレーシア	1,040,631,984	0.49
	アイルランド	891,807,958	0.42
	シンガポール	844,648,064	0.40
	イスラエル	770,292,026	0.37
	ニュージーランド	615,406,357	0.29
	デンマーク	468,420,109	0.22
	スウェーデン	391,943,671	0.19
	ノルウェー	342,296,769	0.16
	小計	207,729,909,860	98.54
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,067,606,752	1.46
合計（純資産総額）		210,797,516,612	100.00

ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	16,807,419,067	45.64
	中国	4,164,356,404	11.31
	フランス	2,719,186,883	7.38
	イタリア	2,504,352,412	6.80
	ドイツ	2,139,293,285	5.81
	イギリス	2,063,855,009	5.60
	スペイン	1,632,253,212	4.43
	カナダ	722,373,465	1.96
	ベルギー	556,142,927	1.51

	オーストラリア	469,515,269	1.28
	オランダ	464,027,931	1.26
	オーストリア	410,090,129	1.11
	シンガポール	328,426,648	0.89
	メキシコ	312,878,957	0.85
	ポーランド	245,634,121	0.67
	ポルトガル	204,398,688	0.56
	フィンランド	192,596,927	0.52
	アイルランド	165,100,926	0.45
	イスラエル	137,193,925	0.37
	ニュージーランド	106,558,812	0.29
	デンマーク	80,598,126	0.22
	スウェーデン	67,416,493	0.18
	ノルウェー	58,685,199	0.16
	小計	36,552,354,815	99.26
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	271,489,829	0.74
合計（純資産総額）		36,823,844,644	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	-	152,349,609	0.41
為替予約取引	売建	-	36,847,956,525	△100.07

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	トルコ	1,378,498,976	10.29
	メキシコ	1,156,420,486	8.64
	サウジアラビア	1,128,900,316	8.43
	ポーランド	932,987,635	6.97
	コロンビア	786,648,273	5.87
	ハンガリー	761,062,947	5.68
	ブラジル	754,667,509	5.64
	チリ	735,080,707	5.49
	アラブ首長国連邦	713,040,214	5.32
	ドミニカ共和国	493,483,603	3.68
	南アフリカ	371,078,189	2.77
	ペルー	362,864,479	2.71
	パナマ	268,011,542	2.00
	インドネシア	250,796,101	1.87

	オマーン	226,132,045	1.69
	ウクライナ	210,831,945	1.57
	中国	195,857,297	1.46
	ウルグアイ	162,742,216	1.22
	ヴェネズエラ	140,944,696	1.05
	ナイジェリア	132,756,891	0.99
	フィリピン	112,455,912	0.84
	エジプト	101,779,132	0.76
	バーレーン	77,553,080	0.58
	小計	11,454,594,191	85.53
社債券	ルクセンブルグ	151,433,292	1.13
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,785,850,617	13.34
合計（純資産総額）		13,391,878,100	100.00

Ｊリート・インデックス・マザーファンド

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	27,398,793,000	98.73
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	353,352,582	1.27
合計（純資産総額）		27,752,145,582	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
リート指数先物取引	買建	日本	38,250,000	0.14
合計	買建	-	38,250,000	0.14

外国リート・インデックス・マザーファンド

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	38,859,920,597	76.95
	オーストラリア	3,918,918,445	7.76
	イギリス	2,016,058,898	3.99
	シンガポール	1,648,811,466	3.26
	フランス	1,118,572,807	2.21
	カナダ	642,293,970	1.27
	ベルギー	544,423,315	1.08
	香港	508,694,515	1.01
	スペイン	266,743,433	0.53
	韓国	104,209,098	0.21
	オランダ	87,045,354	0.17
	イスラエル	84,124,412	0.17

	ニュージーランド	62,374,825	0.12
	ガーンジィ	42,792,244	0.08
	アイルランド	16,663,907	0.03
	ドイツ	14,754,619	0.03
	イタリア	4,631,564	0.01
	小計	49,941,033,469	98.89
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	562,033,866	1.11
合計（純資産総額）		50,503,067,335	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	-	132,255,691	0.26
為替予約取引	売建	-	33,408,755	△0.07

ゴールド・インデックス・マザーファンド

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	アメリカ	23,000,757,436	98.89
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	258,961,581	1.11
合計（純資産総額）		23,259,719,017	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	-	37,216,000	0.16

（2）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	5,314,100	2,634.28	13,998,826,414	2,849.50	15,142,527,950	3.36
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	6,314,500	1,851.51	11,691,380,668	2,394.00	15,116,913,000	3.36
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3,446,600	2,458.11	8,472,123,172	4,259.00	14,679,069,400	3.26
日本	株式	日立製作所	電気機器	2,566,900	3,961.79	10,169,507,820	3,930.00	10,087,917,000	2.24
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	494,300	9,164.00	4,529,765,904	18,685.00	9,235,995,500	2.05
日本	株式	三井住友フィナンシャルグルー	銀行業	2,019,700	3,821.03	7,717,343,785	4,176.00	8,434,267,200	1.87

		プ							
日本	株式	任天堂	その他製品	630,900	9,250.25	5,835,980,778	12,805.00	8,078,674,500	1.79
日本	株式	三菱商事	卸売業	1,953,000	2,600.69	5,079,142,060	3,531.00	6,896,043,000	1.53
日本	株式	三菱重工業	機械	1,765,400	2,346.47	4,142,458,720	3,879.00	6,847,986,600	1.52
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1,315,600	3,927.06	5,166,435,241	4,988.00	6,562,212,800	1.46
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	759,800	10,465.81	7,951,924,522	7,963.00	6,050,287,400	1.34
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	710,300	7,523.06	5,343,631,514	8,426.00	5,984,987,800	1.33
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	939,100	5,735.05	5,385,785,845	6,269.00	5,887,217,900	1.31
日本	株式	三井物産	卸売業	1,519,000	3,188.93	4,843,990,771	3,680.00	5,589,920,000	1.24
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	211,500	23,709.62	5,014,584,729	26,360.00	5,575,140,000	1.24
日本	株式	キーエンス	電気機器	100,000	64,610.82	6,461,082,027	55,180.00	5,518,000,000	1.23
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	314,900	8,591.47	2,705,455,334	14,650.00	4,613,285,000	1.03
日本	株式	ＮＴＴ	情報・通信業	29,779,600	155.19	4,621,573,258	154.70	4,606,904,120	1.02
日本	株式	信越化学工業	化学	889,900	5,452.86	4,852,498,360	4,853.00	4,318,684,700	0.96
日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	192,400	19,480.11	3,747,973,935	20,475.00	3,939,390,000	0.88
日本	株式	三菱電機	電気機器	1,026,400	2,627.69	2,697,057,036	3,803.00	3,903,399,200	0.87
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	891,300	4,147.64	3,696,791,427	4,315.00	3,845,959,500	0.85
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	2,371,800	1,327.07	3,147,542,513	1,531.00	3,631,225,800	0.81
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	16,098,800	197.99	3,187,336,250	217.70	3,504,708,760	0.78
日本	株式	日本電気	電気機器	711,100	2,733.92	1,944,090,763	4,739.00	3,369,902,900	0.75
日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	1,403,300	2,483.46	3,485,034,556	2,360.50	3,312,489,650	0.74
日本	株式	富士通	電気機器	928,900	2,906.63	2,699,971,547	3,484.00	3,236,287,600	0.72
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	71,300	49,813.98	3,551,736,929	45,040.00	3,211,352,000	0.71
日本	株式	丸紅	卸売業	865,300	2,341.16	2,025,805,111	3,698.00	3,199,879,400	0.71
日本	株式	第一三共	医薬品	920,300	4,771.16	4,390,901,177	3,315.00	3,050,794,500	0.68

ロ　種類別・業種別投資比率

2025年9月30日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（国内）	水産・農林業	0.08
	鉱業	0.32
	建設業	2.33
	食料品	2.86
	繊維製品	0.36
	パルプ・紙	0.14
	化学	4.67
	医薬品	3.52

	石油・石炭製品	0.48
	ゴム製品	0.66
	ガラス・土石製品	0.63
	鉄鋼	0.74
	非鉄金属	1.28
	金属製品	0.48
	機械	5.97
	電気機器	17.27
	輸送用機器	6.73
	精密機器	1.94
	その他製品	2.98
	電気・ガス業	1.29
	陸運業	2.40
	海運業	0.53
	空運業	0.32
	倉庫・運輸関連業	0.14
	情報・通信業	7.91
	卸売業	7.20
	小売業	4.43
	銀行業	9.45
	証券、商品先物取引業	0.95
	保険業	3.23
	その他金融業	1.14
	不動産業	1.95
	サービス業	4.07
合　計		98.45

外国株式インデックス・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	2,388,948	20,659.79	49,355,157,670	27,073.83	64,677,967,252	5.75
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,462,537	35,129.83	51,378,669,612	37,879.54	55,400,226,452	4.93
アメリ	株式	MICROSOFT CORP	ソフト	691,393	63,391.34	43,828,329,445	76,613.65	52,970,139,931	4.71

カ			ウェア・サービス						
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	935,956	31,067.19	29,077,523,234	33,076.67	30,958,307,372	2.75
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	212,515	86,401.12	18,361,534,720	110,677.39	23,520,605,960	2.09
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	437,996	25,134.86	11,008,967,441	48,817.75	21,381,980,104	1.90
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	569,531	25,290.17	14,403,536,508	36,334.16	20,693,432,757	1.84
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	284,315	51,437.77	14,624,529,727	65,985.10	18,760,555,071	1.67
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	480,784	25,486.80	12,253,646,712	36,380.32	17,491,074,232	1.56
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	272,689	37,361.92	10,188,183,617	46,999.93	12,816,363,148	1.14
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	132,617	72,096.95	9,561,281,272	74,328.34	9,857,201,465	0.88
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	79,024	117,953.61	9,321,165,880	108,162.81	8,547,457,802	0.76
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	167,433	47,487.37	7,950,952,434	50,643.02	8,479,312,901	0.75
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	41,826	134,481.08	5,624,805,468	179,610.32	7,512,381,277	0.67
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	423,685	17,496.15	7,412,857,866	17,005.07	7,204,794,608	0.64
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	83,786	80,067.74	6,708,555,737	84,584.68	7,087,012,266	0.63
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェ	166,702	27,481.03	4,581,142,908	42,097.31	7,017,705,571	0.62

			ア・サービス						
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	427,259	13,811.33	5,901,013,941	15,346.55	6,556,951,777	0.58
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	236,665	23,098.69	5,466,651,274	27,039.59	6,399,323,526	0.57
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	43,532	144,935.68	6,309,340,038	136,503.61	5,942,274,958	0.53
アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア・サービス	222,945	11,573.02	2,580,146,320	26,628.68	5,936,730,349	0.53
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	97,618	63,439.34	6,192,821,531	60,564.38	5,912,174,037	0.53
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	173,888	27,317.82	4,750,240,995	33,224.06	5,777,265,484	0.51
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	38,827	115,143.85	4,470,690,338	144,024.99	5,592,058,092	0.50
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	701,199	7,027.28	4,927,519,455	7,804.29	5,472,360,063	0.49
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	230,801	26,507.35	6,117,923,172	22,857.55	5,275,544,566	0.47
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	88,876	88,763.53	7,888,947,465	51,390.40	4,567,373,048	0.41

アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC	資本財	103,469	27,340.65	2,828,909,911	43,715.63	4,523,212,975	0.40
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	192,868	23,591.33	4,550,012,968	23,240.17	4,482,284,721	0.40
ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・サービス	102,565	39,694.66	4,071,283,200	39,351.71	4,036,107,982	0.36

ロ　種類別・業種別投資比率

2025年9月30日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（外国）	エネルギー	3.55
	素材	3.16
	資本財	7.54
	商業・専門サービス	1.31
	運輸	1.33
	自動車・自動車部品	2.16
	耐久消費財・アパレル	0.98
	消費者サービス	1.78
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.90
	生活必需品流通・小売り	1.65
	食品・飲料・タバコ	2.54
	家庭用品・パーソナル用品	1.16
	ヘルスケア機器・サービス	3.20
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.76
	銀行	6.56
	金融サービス	7.09
	保険	2.94
	ソフトウェア・サービス	10.31
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.65
	半導体・半導体製造装置	10.65
	電気通信サービス	1.11
	公益事業	2.60
	メディア・娯楽	7.42
	不動産管理・開発	0.28
新株予約権証券	－	0.00
投資証券	－	1.64
合　計		98.29

エマージング株式インデックス・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	1,205,000	4,910.35	5,916,965,984	6,354.53	7,657,208,650	10.20
ケイマン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	313,700	7,898.93	2,477,894,770	12,625.80	3,960,713,460	5.28
香港	投資信託受益証券	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	-	2,814,400	850.9108	2,394,803,358	997.6816	2,807,875,095	3.74
ケイマン諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	839,800	1,712.31	1,437,995,714	3,317.14	2,785,735,851	3.71
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	-	386,067	6,074.11	2,345,014,766	5,977.53	2,307,727,846	3.07
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	231,822	5,849.25	1,355,985,408	8,950.46	2,074,913,538	2.76
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI UAE ETF	-	361,591	2,429.76	878,577,616	2,801.92	1,013,149,633	1.35
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	26,818	17,779.56	476,812,315	37,098.70	994,912,936	1.33
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	555,071	1,522.50	845,097,828	1,606.01	891,447,911	1.19
ケイマン諸島	株式	XIAOMI CORP-CLASS B	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	838,600	629.83	528,174,625	1,024.41	859,071,483	1.14
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	エネルギー	299,149	2,191.18	655,489,878	2,320.03	694,035,252	0.92
ケイマン諸島	株式	PDD HOLDINGS INC	一般消費財・サービス流通・小売り	34,756	14,770.31	513,356,908	19,454.15	676,148,423	0.90
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	4,702,000	114.71	539,356,718	143.09	672,820,464	0.90
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェ	614,800	948.10	582,891,725	1,072.94	659,642,251	0.88

			アおよび機器						
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	259,593	2,208.86	573,404,859	2,278.29	591,427,876	0.79
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI KUWAIT ETF	-	88,270	4,969.45	438,653,622	5,876.00	518,674,152	0.69
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI QATAR ETF	-	168,756	2,728.78	460,497,166	2,891.99	488,041,339	0.65
ケイマン諸島	株式	MEITUAN-CLASS B	消費者サービス	244,860	3,156.81	772,977,380	1,966.56	481,532,861	0.64
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	75,000	6,235.81	467,685,733	6,403.41	480,255,825	0.64
南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	一般消費財・サービス流通・小売り	7,651	35,298.03	270,065,199	53,353.40	408,206,892	0.54
インド	株式	BHARTI AIRTEL LTD	電気通信サービス	126,489	2,783.05	352,024,915	3,214.72	406,626,465	0.54
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	163,789	3,088.14	505,803,873	2,436.64	399,095,156	0.53
台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	96,000	1,960.24	188,183,466	4,145.11	397,930,444	0.53
ケイマン諸島	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	銀行	165,819	1,860.18	308,453,702	2,374.64	393,759,766	0.52
ケイマン諸島	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	86,000	2,681.66	230,622,781	4,438.16	381,681,760	0.51
中国	株式	BYD CO LTD-H	自動車・自動車部品	181,500	1,816.06	329,615,605	2,077.52	377,069,517	0.50
ケイマン諸島	株式	TRIP.COM GROUP LTD	消費者サービス	30,700	9,670.85	296,895,105	11,439.74	351,200,018	0.47
中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	3,183,000	89.15	283,780,324	109.61	348,904,226	0.46
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	327,500	870.49	285,084,216	1,023.46	335,181,512	0.45
ケイマン諸島	株式	JD.COM INC-CLASS A	一般消費財・サービス流通・小売り	120,435	2,738.88	329,857,166	2,613.16	314,715,683	0.42

ロ　種類別・業種別投資比率

2025年9月30日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（外国）	エネルギー	3.03
	素材	5.02
	資本財	4.08
	商業・専門サービス	0.10
	運輸	1.34
	自動車・自動車部品	3.11
	耐久消費財・アパレル	0.89
	消費者サービス	1.84
	一般消費財・サービス流通・小売り	6.42
	生活必需品流通・小売り	0.99
	食品・飲料・タバコ	1.72
	家庭用品・パーソナル用品	0.45
	ヘルスケア機器・サービス	0.46
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.45
	銀行	12.28
	金融サービス	2.13
	保険	2.50
	ソフトウェア・サービス	1.52
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.31
	半導体・半導体製造装置	13.14
	電気通信サービス	1.83
	公益事業	1.89
	メディア・娯楽	7.44
	不動産管理・開発	0.78
投資信託受益証券	－	3.74
投資証券	－	6.33
合　計		93.80

国内債券パッシブ・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
日本	国債証券	４７１　２年国債	4,300,000,000	100.34	4,314,581,600	100.04	4,301,548,000	0.900	2027/04/01	3.24
日本	国債証券	３７９　１０年国債	2,000,000,000	99.06	1,981,279,800	98.79	1,975,700,000	1.500	2035/06/20	1.49
日本	国債証券	３７８　１０年国債	1,480,000,000	99.34	1,470,194,000	98.11	1,452,072,400	1.400	2035/03/20	1.09

日本	国債証券	１７７　５年国債	1,360,000,000	100.50	1,366,800,000	99.68	1,355,620,800	1.100	2029/12/20	1.02
日本	国債証券	３７５　１０年国債	1,240,000,000	97.73	1,211,848,000	96.25	1,193,475,200	1.100	2034/06/20	0.90
日本	国債証券	１５４　５年国債	1,190,000,000	98.51	1,172,269,000	98.39	1,170,888,600	0.100	2027/09/20	0.88
日本	国債証券	１７９　５年国債	1,160,000,000	99.38	1,152,750,300	99.00	1,148,353,600	1.000	2030/06/20	0.87
日本	国債証券	３５９　１０年国債	1,210,000,000	95.48	1,155,259,600	94.88	1,147,999,600	0.100	2030/06/20	0.87
日本	国債証券	３７３　１０年国債	1,210,000,000	94.06	1,138,126,000	92.97	1,124,961,200	0.600	2033/12/20	0.85
日本	国債証券	３６４　１０年国債	1,200,000,000	93.94	1,127,260,100	93.02	1,116,204,000	0.100	2031/09/20	0.84
日本	国債証券	３６８　１０年国債	1,210,000,000	93.11	1,126,673,300	92.00	1,113,187,900	0.200	2032/09/20	0.84
日本	国債証券	３６５　１０年国債	1,200,000,000	93.51	1,122,096,500	92.62	1,111,380,000	0.100	2031/12/20	0.84
日本	国債証券	３６７　１０年国債	1,200,000,000	93.37	1,120,442,100	92.43	1,109,184,000	0.200	2032/06/20	0.84
日本	国債証券	３６９　１０年国債	1,170,000,000	94.85	1,109,709,900	93.64	1,095,564,600	0.500	2032/12/20	0.83
日本	国債証券	３６６　１０年国債	1,180,000,000	93.90	1,108,024,200	92.83	1,095,394,000	0.200	2032/03/20	0.83
日本	国債証券	３７４　１０年国債	1,160,000,000	95.26	1,105,016,500	94.18	1,092,430,000	0.800	2034/03/20	0.82
日本	国債証券	１５６　５年国債	1,090,000,000	98.57	1,074,358,500	98.38	1,072,342,000	0.200	2027/12/20	0.81
日本	国債証券	３７０　１０年国債	1,130,000,000	94.43	1,067,058,000	93.29	1,054,131,800	0.500	2033/03/20	0.79
日本	国債証券	３７２　１０年国債	1,110,000,000	96.00	1,065,588,300	94.81	1,052,435,400	0.800	2033/09/20	0.79
日本	国債証券	３７６　１０年国債	1,090,000,000	95.33	1,039,075,200	94.32	1,028,131,600	0.900	2034/09/20	0.77
日本	国債証券	１７８　５年国債	1,030,000,000	100.07	1,030,730,000	99.13	1,021,049,300	1.000	2030/03/20	0.77
日本	国債証券	３７１　１０年国債	1,040,000,000	93.47	972,053,100	92.20	958,869,600	0.400	2033/06/20	0.72
日本	国債証券	１５７　５年国債	940,000,000	98.36	924,584,000	98.13	922,450,200	0.200	2028/03/20	0.70
日本	国債証券	３６０　１０年国債	960,000,000	95.18	913,775,400	94.55	907,699,200	0.100	2030/09/20	0.68
日本	国債証券	３７７　１０年国債	910,000,000	97.61	888,245,200	96.59	878,987,200	1.200	2034/12/20	0.66
日本	国債証券	１５８　５年国債	880,000,000	98.09	863,165,600	97.89	861,458,400	0.100	2028/03/20	0.65
日本	国債証券	１４７　２０年国債	840,000,000	102.12	857,766,000	100.66	845,527,200	1.600	2033/12/20	0.64
日本	国債	３６３　１	900,000,000	94.28	848,518,800	93.41	840,726,000	0.100	2031/06/20	0.63

	証券	０年国債								
日本	国債証券	１７４　５年国債	810,000,000	98.88	800,936,100	98.25	795,857,400	0.700	2029/09/20	0.60
日本	国債証券	４７３　２年国債	780,000,000	100.09	780,703,200	99.84	778,713,000	0.800	2027/06/01	0.59

ロ　種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	78.66
地方債証券	7.34
特殊債券	6.74
社債券	6.63
合　計	99.37

外国債券パッシブ・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	72,000,000	2,133.22	1,535,920,387	2,110.51	1,519,570,097	2.390	2026/11/15	0.72
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	58,900,000	2,124.16	1,251,132,779	2,104.65	1,239,638,256	2.040	2027/02/25	0.59
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	7,900,000	14,961.55	1,181,962,190	14,976.29	1,183,126,581	4.250	2026/11/30	0.56
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	41,200,000	2,808.22	1,156,987,974	2,690.15	1,108,341,938	3.720	2051/04/12	0.53
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	48,200,000	2,090.09	1,007,421,485	2,087.83	1,006,332,209	1.460	2028/05/25	0.48
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,450,000	14,931.04	963,051,797	14,935.05	963,310,472	3.875	2027/05/31	0.46
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,750,000	15,402.89	885,666,215	15,483.52	890,302,400	4.625	2035/02/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,900,000	14,797.36	873,044,230	15,034.50	887,035,377	4.250	2035/05/15	0.42
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	42,000,000	2,104.22	883,771,324	2,091.02	878,228,221	1.790	2032/03/25	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,870,000	14,285.48	838,557,830	14,669.30	861,087,632	3.875	2034/08/15	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,600,000	14,688.20	822,539,370	15,066.80	843,741,073	4.125	2032/11/15	0.40

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	14,869.39	817,816,450	15,240.10	838,205,566	4.375	2034/05/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,550,000	14,577.18	809,033,646	15,067.10	836,224,196	4.250	2034/11/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,300,000	15,066.15	798,506,155	15,484.56	820,681,794	5.000	2045/05/15	0.39
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	38,000,000	2,162.01	821,561,994	2,139.80	813,123,027	2.400	2028/07/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,700,000	13,516.07	770,416,035	14,000.82	798,046,972	2.875	2032/05/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	13,857.15	762,143,518	14,306.92	786,880,674	3.375	2033/05/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,100,000	14,453.57	737,131,976	14,859.12	757,814,981	4.000	2034/02/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,980,000	14,849.12	739,486,160	15,090.33	751,498,330	4.125	2032/03/31	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,800,000	15,020.50	720,984,153	15,401.78	739,285,674	4.500	2033/11/15	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	14,355.75	717,787,700	14,773.66	738,683,008	3.875	2033/08/15	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,900,000	14,816.39	726,003,047	14,943.83	732,247,670	4.000	2027/01/15	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	12,667.16	696,693,637	13,258.36	729,209,773	1.625	2031/05/15	0.35
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	34,600,000	2,119.08	733,200,340	2,100.70	726,843,647	1.740	2029/10/15	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,800,000	14,988.49	719,447,712	15,035.39	721,698,777	4.625	2026/11/15	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	13,792.24	689,612,160	14,260.77	713,038,428	2.375	2029/03/31	0.34
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	32,000,000	2,205.82	705,860,984	2,181.40	698,046,507	2.600	2030/09/15	0.33
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	32,600,000	2,158.21	703,575,333	2,132.70	695,260,512	2.110	2034/08/25	0.33
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000	2,170.60	683,740,421	2,142.11	674,765,983	2.640	2028/01/15	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,500,000	14,951.13	672,800,630	14,982.99	674,234,344	4.250	2026/12/31	0.32

ロ　種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	98.54

合　計	98.54

ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,350,000	15,352.06	207,252,795	15,483.52	209,027,520	4.625	2035/02/15	0.57
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,260,000	15,131.87	190,661,504	15,240.10	192,025,275	4.375	2034/05/15	0.52
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	8,300,000	2,095.26	173,906,297	2,093.61	173,769,439	1.620	2027/08/15	0.47
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,100,000	15,011.72	165,128,912	14,976.29	164,739,144	3.875	2030/07/31	0.45
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	7,330,000	2,098.20	153,798,026	2,100.70	153,981,616	1.740	2029/10/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,000,000	14,940.55	149,405,546	15,067.10	150,671,026	4.250	2034/11/15	0.41
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000	2,141.05	149,873,483	2,132.70	149,289,067	2.110	2034/08/25	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,000,000	14,752.07	147,520,725	14,859.12	148,591,172	4.000	2034/02/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	960,000	15,304.86	146,926,694	15,401.78	147,857,134	4.500	2033/11/15	0.40
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	6,800,000	2,143.53	145,760,279	2,139.80	145,506,225	2.400	2028/07/15	0.40
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	6,800,000	2,124.14	144,441,753	2,120.70	144,207,570	2.480	2027/04/15	0.39
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	800,000	17,555.87	140,446,954	17,518.36	140,146,865	2.750	2030/02/25	0.38
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	6,600,000	2,102.50	138,764,945	2,100.39	138,625,812	1.850	2027/05/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	900,000	15,364.56	138,281,083	15,360.40	138,243,566	4.625	2029/04/30	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	940,000	14,550.64	136,775,996	14,669.30	137,891,375	3.875	2034/08/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	930,000	14,686.71	136,586,442	14,773.66	137,395,039	3.875	2033/08/15	0.37
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	6,400,000	2,145.95	137,341,099	2,142.11	137,095,310	2.640	2028/01/15	0.37

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	900,000	15,121.74	136,095,674	15,125.76	136,131,852	4.125	2029/11/30	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	900,000	15,086.75	135,780,793	15,086.01	135,774,093	4.250	2028/01/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	900,000	15,016.19	135,145,671	15,026.61	135,239,465	4.625	2026/10/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	900,000	15,003.23	135,029,098	15,013.21	135,118,872	4.625	2026/09/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	970,000	13,880.68	134,642,575	13,928.92	135,110,475	0.625	2027/12/31	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	900,000	14,932.96	134,396,655	14,949.34	134,544,047	4.125	2026/10/31	0.37
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	6,400,000	2,087.93	133,627,553	2,087.41	133,594,158	1.450	2028/02/25	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	940,000	13,773.04	129,466,554	13,843.46	130,128,504	2.750	2032/08/15	0.35
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000	2,123.77	127,426,064	2,121.51	127,290,814	2.050	2029/04/15	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	840,000	15,123.68	127,038,887	15,122.04	127,025,130	4.625	2027/06/15	0.34
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	5,800,000	2,193.04	127,196,430	2,188.87	126,954,315	2.790	2029/12/15	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	870,000	14,567.76	126,739,504	14,582.35	126,866,439	3.125	2029/08/31	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	850,000	14,882.34	126,499,911	14,888.00	126,548,000	3.625	2028/03/31	0.34

ロ　種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	99.26
合　計	99.26

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	2,100,000	14,965.42	314,273,769	15,247.84	320,204,702	5.125	2034/09/18	2.39
ハンガリー	国債証券	HUNGARY	1,700,000	15,595.33	265,120,590	15,992.69	271,875,723	6.250	2032/09/22	2.03
ドミニカ共和	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	1,700,000	14,815.05	251,855,829	15,203.63	258,461,635	6.000	2033/02/22	1.93

国										
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	1,400,000	16,993.46	237,908,453	17,270.08	241,781,120	9.375	2033/01/19	1.81
ハンガリー	国債証券	HUNGARY	1,600,000	14,395.80	230,332,843	15,021.84	240,349,489	5.500	2036/03/26	1.79
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	1,600,000	13,902.56	222,441,012	14,390.89	230,254,234	5.500	2054/03/18	1.72
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	1,400,000	16,290.45	228,066,294	16,348.66	228,881,263	9.875	2028/01/15	1.71
オマーン	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	1,400,000	15,912.59	222,776,290	16,152.29	226,132,045	6.250	2031/01/25	1.69
コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	1,400,000	15,147.80	212,069,138	15,654.73	219,166,248	7.500	2034/02/02	1.64
サウジアラビア	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,400,000	14,993.11	209,903,529	15,263.77	213,692,823	5.000	2034/01/16	1.60
ブラジル	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,400,000	14,720.81	206,091,308	15,260.20	213,642,800	6.000	2033/10/20	1.60
サウジアラビア	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,600,000	12,562.79	201,004,674	12,785.07	204,561,120	2.250	2033/02/02	1.53
サウジアラビア	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,300,000	14,315.85	186,106,104	14,963.18	194,521,397	5.750	2054/01/16	1.45
アラブ首長国連邦	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	1,200,000	15,048.67	180,583,996	15,561.53	186,738,397	5.500	2054/04/30	1.39
南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,300,000	13,353.49	173,595,419	14,321.21	186,175,779	7.300	2052/04/20	1.39
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	1,100,000	16,574.36	182,318,001	16,862.74	185,490,187	9.125	2030/07/13	1.39
アラブ首長国連邦	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	1,300,000	13,078.21	170,016,791	13,304.51	172,958,660	1.875	2031/09/15	1.29
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKIYE	1,100,000	15,103.73	166,140,998	15,369.48	169,064,257	7.125	2032/07/17	1.26
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	1,100,000	15,038.07	165,418,781	15,185.76	167,043,360	4.625	2029/03/18	1.25
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	1,200,000	12,858.47	154,301,614	13,264.46	159,173,563	2.659	2031/05/24	1.19
ドミニカ共和国	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	1,000,000	15,248.29	152,482,896	15,890.71	158,907,068	6.950	2037/03/15	1.19
ルクセンブルグ	社債券	EAGLE FUNDING LUXCO SARL	1,000,000	15,141.10	151,410,960	15,143.33	151,433,292	5.500	2030/08/17	1.13
コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	900,000	15,913.37	143,220,326	16,555.46	148,999,104	8.500	2035/04/25	1.11
メキシ	国債	UNITED MEXICAN	1,000,000	13,969.86	139,698,570	14,456.25	144,562,480	4.875	2033/05/19	1.08

コ	証券	STATES								
パナマ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	900,000	14,695.94	132,263,503	15,420.25	138,782,214	6.400	2035/02/14	1.04
ナイジェリア	国債証券	REPUBLIC OF NIGERIA	800,000	16,029.80	128,238,383	16,594.61	132,756,891	10.375	2034/12/09	0.99
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	900,000	13,591.55	122,323,976	14,542.00	130,878,025	6.338	2053/05/04	0.98
コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	800,000	15,686.44	125,491,547	16,290.45	130,323,596	8.000	2033/04/20	0.97
チリ	国債証券	REPUBLIC OF CHILE	800,000	15,382.10	123,056,764	15,686.74	125,493,929	5.650	2037/01/13	0.94
南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	800,000	14,820.11	118,560,885	15,541.29	124,330,283	7.100	2036/11/19	0.93

ロ　種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	85.53
社債券	1.13
合　計	86.66

Ｊリート・インデックス・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	14,535	144,111.73	2,094,664,004	139,500.00	2,027,632,500	7.31
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	12,586	129,553.69	1,630,562,756	124,500.00	1,566,957,000	5.65
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	12,727	113,974.59	1,450,554,612	113,700.00	1,447,059,900	5.21
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	7,808	164,190.04	1,281,995,859	160,400.00	1,252,403,200	4.51
日本	投資証券	ＫＤＸ不動産投資法人	7,145	168,516.67	1,204,051,600	168,500.00	1,203,932,500	4.34
日本	投資証券	ＧＬＰ投資法人	8,065	138,744.48	1,118,974,264	136,500.00	1,100,872,500	3.97
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	12,621	84,401.26	1,065,228,276	86,400.00	1,090,454,400	3.93
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	9,758	100,293.26	978,661,650	100,200.00	977,751,600	3.52
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	5,421	177,830.39	964,018,554	179,400.00	972,527,400	3.50

日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	7,707	130,595.81	1,006,501,905	126,000.00	971,082,000	3.50
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	13,535	68,998.20	933,890,599	67,400.00	912,259,000	3.29
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	5,050	164,129.09	828,851,900	166,100.00	838,805,000	3.02
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	9,025	84,396.51	761,678,506	89,200.00	805,030,000	2.90
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	6,634	104,076.34	690,442,447	103,100.00	683,965,400	2.46
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	4,492	129,817.91	583,142,064	135,800.00	610,013,600	2.20
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	7,330	81,153.47	594,854,926	79,600.00	583,468,000	2.10
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	5,416	107,437.38	581,880,828	106,300.00	575,720,800	2.07
日本	投資証券	三井不動産アコモデーションファンド投資法人	4,234	124,213.51	525,920,009	132,000.00	558,888,000	2.01
日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	3,787	135,177.41	511,916,868	134,600.00	509,730,200	1.84
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	4,866	96,033.27	467,297,884	97,800.00	475,894,800	1.71
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	3,183	146,158.71	465,223,182	143,500.00	456,760,500	1.65
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	2,841	142,298.88	404,271,107	143,000.00	406,263,000	1.46
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	1,245	312,261.82	388,765,961	325,000.00	404,625,000	1.46
日本	投資証券	イオンリート投資法人	2,982	131,605.79	392,448,466	129,700.00	386,765,400	1.39
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	4,311	87,356.76	376,595,012	89,300.00	384,972,300	1.39
日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	3,540	106,972.71	378,683,389	107,400.00	380,196,000	1.37
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	2,169	167,743.15	363,834,900	169,500.00	367,645,500	1.32
日本	投資証券	森トラストリート投資法人	4,729	75,779.36	358,360,571	75,800.00	358,458,200	1.29
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	979	363,040.55	355,416,702	365,000.00	357,335,000	1.29
日本	投資証	ＮＴＴ都市開発	2,470	135,518.89	334,731,656	136,000.00	335,920,000	1.21

	券	リート投資法人						

ロ　種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率（%）
投資証券	98.73
合　計	98.73

外国リート・インデックス・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	146,673	24,495.59	3,592,842,057	26,232.66	3,847,622,353	7.62
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	203,743	16,716.27	3,405,822,859	17,008.05	3,465,271,375	6.86
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	21,462	117,067.27	2,512,497,848	116,382.47	2,497,800,648	4.95
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	71,960	26,324.64	1,894,321,420	27,669.35	1,991,086,282	3.94
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	200,235	8,770.04	1,756,069,757	9,014.68	1,805,055,250	3.57
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	70,326	24,873.93	1,749,284,067	25,325.98	1,781,074,644	3.53
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	34,393	43,724.93	1,503,831,639	42,956.35	1,477,397,621	2.93
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	447,119	3,317.58	1,483,352,710	3,235.26	1,446,548,227	2.86
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	234,932	4,973.11	1,168,342,922	4,847.53	1,138,840,575	2.25
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	98,945	10,092.58	998,609,853	10,302.50	1,019,380,466	2.02
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	46,322	21,252.12	984,440,614	21,059.08	975,498,518	1.93
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	65,048	13,965.25	908,411,464	14,940.11	971,824,145	1.92
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	31,188	28,826.15	899,029,828	28,817.21	898,751,232	1.78
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	75,194	9,715.91	730,578,046	9,546.19	717,815,880	1.42
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	13,977	39,713.74	555,078,943	39,634.83	553,976,069	1.10
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	125,637	4,653.99	584,713,190	4,323.48	543,188,453	1.08
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	25,808	21,300.99	549,736,041	20,636.26	532,580,515	1.05

アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	26,155	18,913.72	494,688,221	19,221.90	502,748,710	1.00
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	149,815	3,305.14	495,158,949	3,226.23	483,337,587	0.96
アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	47,370	9,842.46	466,237,178	10,135.75	480,130,496	0.95
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	1,128,079	388.62	438,397,783	401.35	452,753,378	0.90
香港	投資証券	LINK REIT	571,800	808.82	462,481,217	768.64	439,510,296	0.87
アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	34,228	12,048.86	412,408,325	12,568.45	430,192,892	0.85
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	151,085	2,642.62	399,260,242	2,830.21	427,602,096	0.85
アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	61,057	7,168.57	437,691,500	6,978.01	426,056,087	0.84
フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	27,343	15,918.94	435,271,538	15,513.87	424,195,813	0.84
アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	65,367	6,294.40	411,446,201	6,185.96	404,357,908	0.80
イギリス	投資証券	SEGRO PLC	301,679	1,290.68	389,370,699	1,302.29	392,872,868	0.78
アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	43,256	8,997.43	389,192,782	8,859.85	383,241,619	0.76
アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	35,305	10,771.47	380,286,677	10,752.11	379,603,370	0.75

ロ　種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率（%）
投資証券	98.89
合　計	98.89

ゴールド・インデックス・マザーファンド

イ　主要投資銘柄

2025年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
アメリカ	投資信託受益証券	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	1,648,510	9,668.1216	15,937,995,077	11,288.0816	18,608,515,398	80.00
アメリカ	投資信託受益	ISHARES GOLD TRUST	408,840	9,173.9856	3,750,692,272	10,743.1808	4,392,242,038	18.88

	証券							

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.89
合　計	98.89

②投資不動産物件

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

国内債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

Ｊリート・インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

外国リート・インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

ゴールド・インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

2025年9月30日現在

種類	国／	取引所	名称	買建／	数量	通貨	簿価	時価	投資

	地域	等		売建			(円)	(円)	比率(%)
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	ＴＯＰＩＸ先物　０７１２月　２０２５年１２月	買建	220	日本・円	6,915,728,000	6,910,200,000	1.54

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

外国株式インデックス・マザーファンド

2025年9月30日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価(円)	評価額	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	イギリス	ＩＣＥ－ＥＵ	ＦＴＳＥ１００ＩＤＸＦＵＴＤＥＣ２５ 2025年12月	買建	41	イギリス・ポンド	3,799,362.00	759,340,489	3,837,805.00	767,023,707	0.07
	ドイツ	ＥＵＲＥＸ	ＥＵＲＯＳＴＯＸＸ　５０ＤＥＣ２５ 2025年12月	買建	280	ユーロ	15,288,640.00	2,667,409,020	15,484,000.00	2,701,493,480	0.24
	アメリカ	シカゴ商品取引所	Ｓ＆Ｐ５００ＥＭＩＮＩ　ＦＵＴ　ＤＥＣ２５ 2025年12月	買建	326	アメリカ・ドル	108,930,928.00	16,217,636,560	109,430,050.00	16,291,945,844	1.45
	オーストラリア	シドニー先物取引所	ＳＰＩ２００ＦＵＴＵＲＥＳＤＥＣ２５ 2025年12月	買建	25	オーストラリア・ドル	5,555,112.50	543,789,962	5,558,750.00	544,146,037	0.05

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2025年9月30日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	14,640,000.00	2,181,444,783	2,179,028,944	0.19
	ユーロ	買建	1,262,000.00	220,481,289	220,157,268	0.02
	カナダ・ドル	買建	927,000.00	99,084,527	99,087,957	0.01

	イギリス・ポンド	買建	320,000.00	64,072,512	63,942,176	0.01

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2025年9月30日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価（円）	評価額	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	ＩＣＥ－ＵＳ	ＭＳＣＩ ＥＭＧＭＫＴ ＤＥＣ２５ 2025年12月	買建	469	アメリカ・ドル	31,707,749.00	4,720,649,671	31,781,785.00	4,731,672,150	6.30

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2025年9月30日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	775,907.87	115,600,000	115,486,012	0.15

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

国内債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

2025年9月30日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	470,000.00	69,131,264	69,928,480	0.19
	ユーロ	買建	290,000.00	49,948,541	50,582,380	0.14
	オフショア・人民元	買建	740,000.00	15,294,954	15,439,508	0.04
	イギリス・ポンド	買建	70,000.00	13,926,019	13,981,660	0.04
	メキシコ・ペソ	買建	270,000.00	2,112,891	2,183,841	0.01
	デンマーク・クローネ	買建	10,000.00	230,351	233,740	0.00
	アメリカ・ドル	売建	113,530,000.00	16,605,588,367	16,891,447,520	△45.87
	ユーロ	売建	63,590,000.00	10,911,775,226	11,091,494,980	△30.12
	オフショア・人民元	売建	202,930,000.00	4,176,916,282	4,233,972,106	△11.50
	イギリス・ポンド	売建	10,410,000.00	2,058,082,963	2,079,272,580	△5.65
	カナダ・ドル	売建	6,780,000.00	723,480,607	724,592,160	△1.97
	オーストラリア・ドル	売建	4,850,000.00	464,556,668	474,449,795	△1.29
	シンガポール・ドル	売建	2,880,000.00	329,264,928	332,087,040	△0.90
	メキシコ・ペソ	売建	39,120,000.00	305,841,333	316,414,296	△0.86

	ポーランド・ズロチ	売建	6,120,000.00	245,539,724	249,796,368	△0.68
	イスラエル・シュケル	売建	3,080,000.00	134,712,732	139,043,520	△0.38
	ニュージーランド・ドル	売建	1,230,000.00	106,290,720	105,748,020	△0.29
	デンマーク・クローネ	売建	3,500,000.00	80,480,785	81,809,000	△0.22
	スウェーデン・クローナ	売建	4,320,000.00	66,899,099	68,152,320	△0.19
	ノルウェー・クローネ	売建	4,010,000.00	58,389,409	59,676,820	△0.16

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

Ｊリート・インデックス・マザーファンド

2025年9月30日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
リート指数先物取引	日本	大阪取引所	ＴＲＥＩＴ先物　０７１２月　２０２５年１２月	買建	20	日本・円	37,844,400	38,250,000	0.14

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

外国リート・インデックス・マザーファンド

2025年9月30日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	852,226.99	127,200,000	126,853,567	0.25
	オーストラリア・ドル	買建	55,196.21	5,400,000	5,402,124	0.01
	ユーロ	売建	122,952.06	21,500,000	21,449,478	△0.04
	シンガポール・ドル	売建	103,699.48	12,000,000	11,959,277	△0.02

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

ゴールド・インデックス・マザーファンド

2025年9月30日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	250,000.00	37,213,825	37,216,000	0.16

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

≪参考情報≫

基準日:2025年9月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

□ レベル1（保守型）

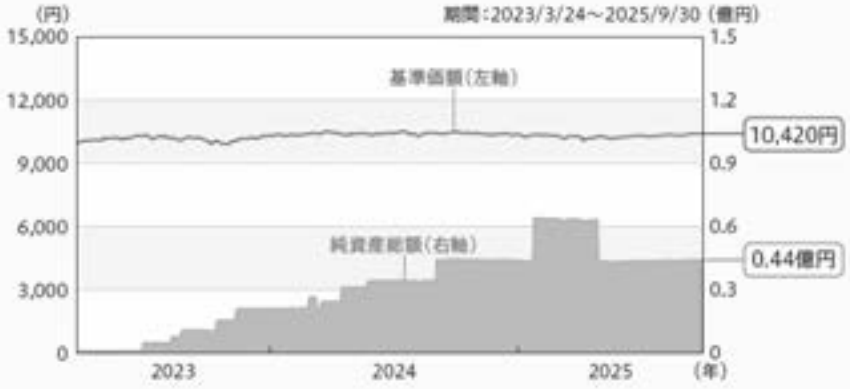

□ レベル2（安定型）

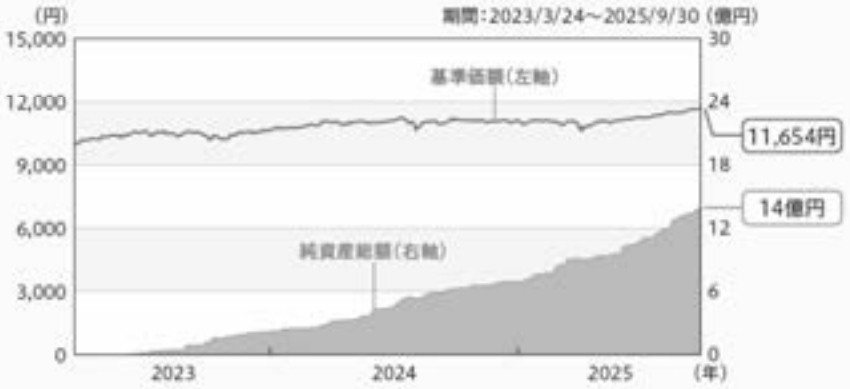

□ レベル3（安定成長型）

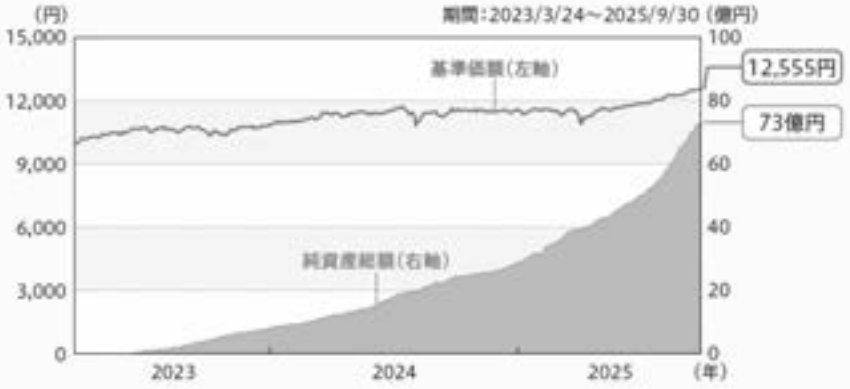

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2025年3月	0円
2024年3月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

決算期	分配金
2025年3月	0円
2024年3月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

決算期	分配金
2025年3月	0円
2024年3月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

□ レベル4（成長型）

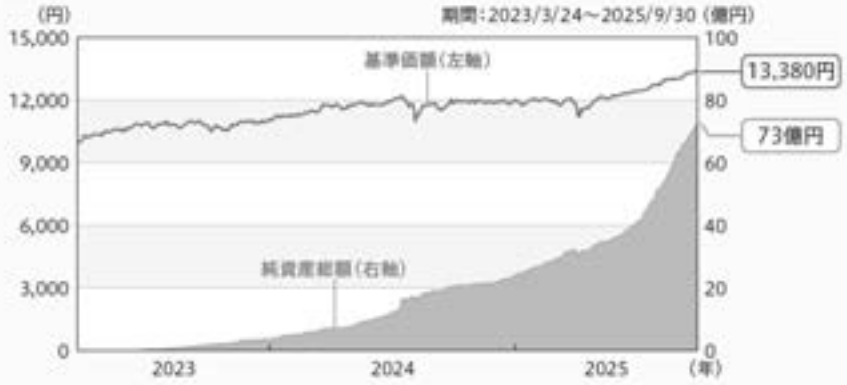

決算期	分配金
2025年3月	0円
2024年3月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

□ レベル5（積極成長型）

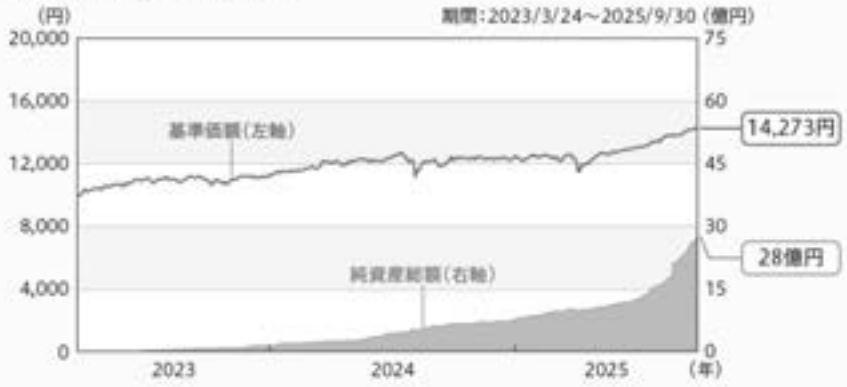

決算期	分配金
2025年3月	0円
2024年3月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

□ レベル1（保守型）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.80
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		0.20
合計（純資産総額）		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	42.58
日本	親投資信託受益証券	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド	28.55
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	14.57
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	5.86
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	2.45
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	2.06
日本	親投資信託受益証券	ゴールド・インデックス・マザーファンド	1.76
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	0.88
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	0.55
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	0.53

□ レベル2（安定型）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.70
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		0.30
合計（純資産総額）		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド	26.51
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	21.23
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	14.52
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	14.39
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	7.42
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	5.68
日本	親投資信託受益証券	ゴールド・インデックス・マザーファンド	5.36
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	2.06
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	1.88
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	0.66

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

□ レベル3（安定成長型）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.02
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	21.30
日本	親投資信託受益証券	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド	17.28
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	13.76
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	12.49
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	11.32
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	8.71
日本	親投資信託受益証券	ゴールド・インデックス・マザーファンド	8.11
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	3.09
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	2.79
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	1.18

□ レベル4（成長型）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.05
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	27.74
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	15.03
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	11.65
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	10.01
日本	親投資信託受益証券	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド	9.41
日本	親投資信託受益証券	ゴールド・インデックス・マザーファンド	9.24
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	7.50
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	4.07
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	3.80
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	1.61

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

■ レベル5（積極成長型）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.05
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	34.21
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	18.82
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	14.56
日本	親投資信託受益証券	ゴールド・インデックス・マザーファンド	10.27
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	7.51
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	5.07
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	4.70
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	2.01
日本	親投資信託受益証券	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド	1.60
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	1.30

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

▶投資対象とする投資信託の現況

■国内債券パッシブ・マザーファンド

主要投資銘柄（上位5銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	471　2年国債	0.900	2027/04/01	3.24
日本	国債証券	379　10年国債	1.500	2035/06/20	1.49
日本	国債証券	378　10年国債	1.400	2035/03/20	1.09
日本	国債証券	177　5年国債	1.100	2029/12/20	1.02
日本	国債証券	375　10年国債	1.100	2034/06/20	0.90

■外国債券パッシブ・マザーファンド

主要投資銘柄（上位5銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.390	2026/11/15	0.72
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.040	2027/02/25	0.59
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2026/11/30	0.56
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3.720	2051/04/12	0.53
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	1.460	2028/05/25	0.48

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

□ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.625	2035/02/15	0.57
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.375	2034/05/15	0.52
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	1.620	2027/08/15	0.47
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.875	2030/07/31	0.45
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	1.740	2029/10/15	0.42

□米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	5.125	2034/09/18	2.39
ハンガリー	国債証券	HUNGARY	6.250	2032/09/22	2.03
ドミニカ共和国	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	6.000	2033/02/22	1.93
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	9.375	2033/01/19	1.81
ハンガリー	国債証券	HUNGARY	5.500	2036/03/26	1.79

□国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3.36
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.36
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3.26
日本	株式	日立製作所	電気機器	2.24
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.05

□外国株式インデックス・マザーファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	5.75
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.93
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	4.71
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	2.75
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	2.09

□エマージング株式インデックス・マザーファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	10.20
ケイマン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	5.28
香港	投資信託受益証券	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	-	3.74
ケイマン諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	3.71
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	-	3.07

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

□Jリート・インデックス・マザーファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	7.31
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.65
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	5.21
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	4.51
日本	投資証券	KDX不動産投資法人	4.34

□外国リート・インデックス・マザーファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	7.62
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	6.86
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	4.95
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	3.94
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	3.57

□ゴールド・インデックス・マザーファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
アメリカ	投資信託受益証券	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	80.00
アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GOLD TRUST	18.88

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

□ レベル1 (保守型)

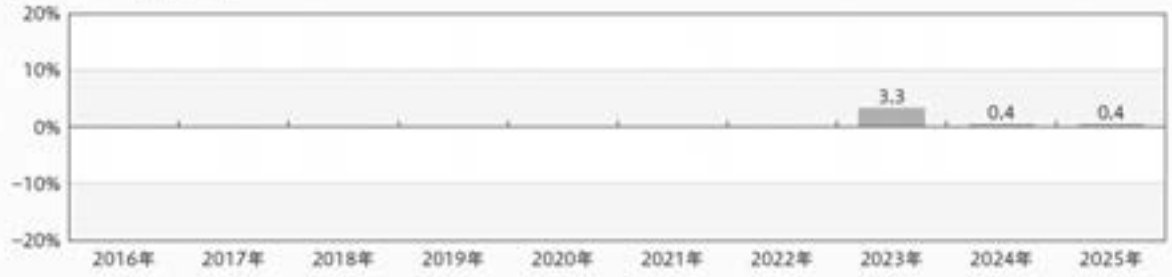

※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。
※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。
※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
※ファンドにはベンチマークはありません。

□ レベル2（安定型）

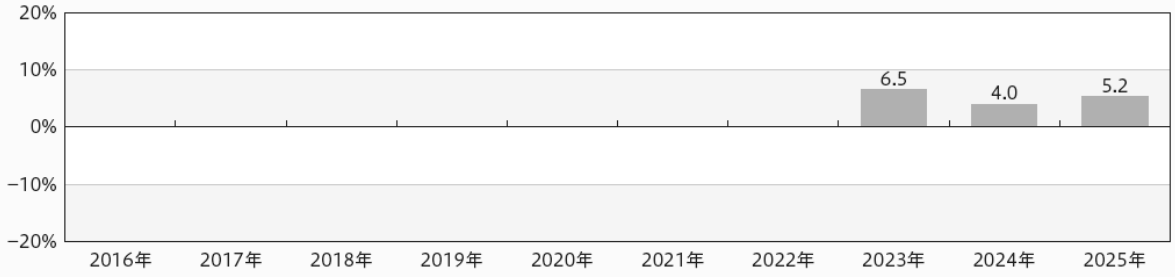

□ レベル3（安定成長型）

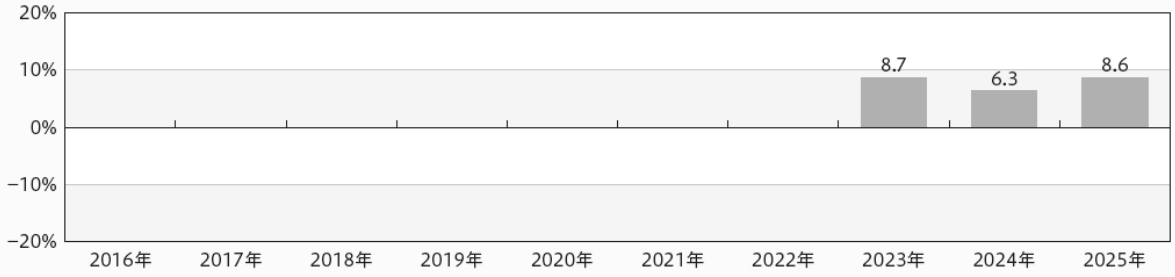

□ レベル4（成長型）

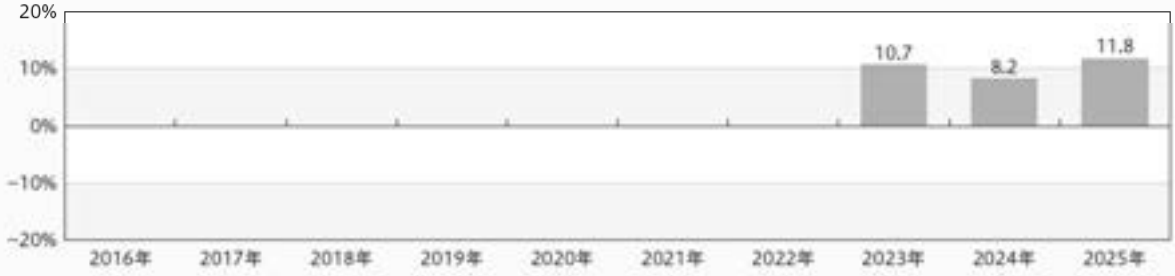

□ レベル5（積極成長型）

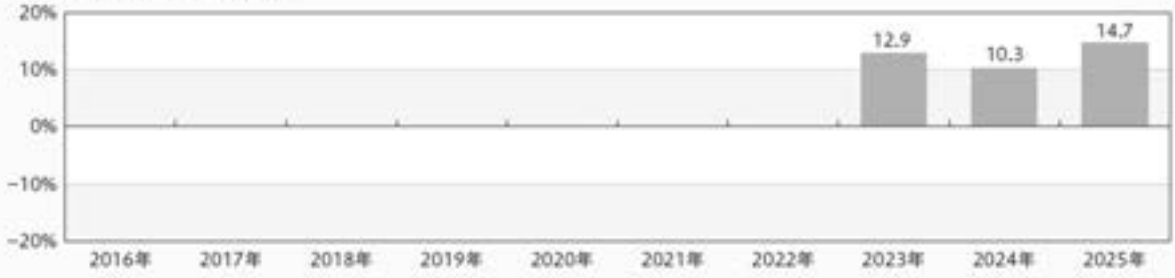

※収益率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。
※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。
※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
※ファンドにはベンチマークはありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

イ　申込方法

（イ）当ファンドは、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社が提供する投資一任運用サービス「MY GOALS（マイ ゴールズ）」の専用ファンドです。
当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の２つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。
お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後３時 30 分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）申込不可日
上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。
・ニューヨークの取引所の休業日
・ロンドンの取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日

ロ　申込価額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ　申込手数料
ありません。

ニ　申込単位
お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ　照会先
手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ　申込取扱場所・払込取扱場所
販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト　払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。
お買付けの販売会社にお申し出ください。
ただし、以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。
・ニューヨークの取引所の休業日
・ロンドンの取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日
解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時 30 分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
一部解約金は、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。
一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。
解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。
委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。
受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。
投資対象とする投資信託証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。
投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。
なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物

売買相場の仲値によるものとします。

＜マザーファンドの主要投資対象の評価方法＞

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「レベル１（保守型）」は「FW 専用１」、「レベル２（安定型）」は「FW 専用２」、「レベル３（安定成長型）」は「FW 専用３」、「レベル４（成長型）」は「FW 専用４」、「レベル５（積極成長型）」は「FW 専用５」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2023 年 3 月 24 日から下記「（5）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（4）【計算期間】

毎年 3 月 19 日から翌年 3 月 18 日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

イ　信託の終了

（イ）信託契約の解約

ａ．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドにつき残存口数が 30 億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ．上記ｂ～ｄまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｂ～ｄまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

ａ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。

ｂ．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。

ｃ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ　収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

ａ．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ｂ．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累

積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ　信託約款の変更等

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ハ）上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ニ）書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。

（ホ）上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ヘ）上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ　反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ　販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・

承継されることがあります。

ト　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ　運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（https://www.smd-am.co.jp）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ　分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ　償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ　一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ　書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

ホ　帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 2 期（2024 年 3 月 19 日から 2025 年 3 月 18 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年5月28日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）の2024年3月19日から2025年3月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）の2025年3月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１期 （2024年 3月 18日現在）	第２期 （2025年 3月 18日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	9,807	3,794
コール・ローン	365,866	563,043
親投資信託受益証券	24,189,965	63,479,519
未収入金	6,608	121,194
流動資産合計	24,572,246	64,167,550
資産合計	24,572,246	64,167,550
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	13,648	67,765
未払受託者報酬	3,092	8,102
未払委託者報酬	151,073	393,212
その他未払費用	392	1,871
流動負債合計	168,205	470,950
負債合計	168,205	470,950
純資産の部		
元本等		
元本	23,434,308	61,930,313
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	969,733	1,766,287
（分配準備積立金）	448,497	596,566
元本等合計	24,404,041	63,696,600
純資産合計	24,404,041	63,696,600
負債純資産合計	24,572,246	64,167,550

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期 自　2023年３月24日 至　2024年３月18日	第２期 自　2024年３月19日 至　2025年３月18日
営業収益		
受取利息	－	409
有価証券売買等損益	796,665	39,554
為替差損益	△42,667	△67,066
営業収益合計	753,998	△27,103
営業費用		
受託者報酬	3,734	13,563
委託者報酬	184,303	658,964
その他費用	14,032	7,811
営業費用合計	202,069	680,338
営業利益又は営業損失（△）	551,929	△707,441
経常利益又は経常損失（△）	551,929	△707,441
当期純利益又は当期純損失（△）	551,929	△707,441
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	103,432	－
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	969,733
剰余金増加額又は欠損金減少額	619,604	1,503,995
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	619,604	1,503,995
剰余金減少額又は欠損金増加額	98,368	－
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	98,368	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	969,733	1,766,287

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第２期 自 2024年３月19日 至 2025年３月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第１期 （2024年３月18日現在）	第２期 （2025年３月18日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	23,434,308口	61,930,313口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.0414円 （１万口当たりの純資産額10,414円）	１口当たり純資産額　1.0285円 （１万口当たりの純資産額10,285円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第１期 自 2023年３月24日 至 2024年３月18日	第２期 自 2024年３月19日 至 2025年３月18日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（158,053円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（290,444円）、収益調整	計算期間末における費用控除後の配当等収益（148,069円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金

	金（521,236円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は969,733円（1万口当たり413.81円）でありますが、分配を行っておりません。	（1,169,721円）、および分配準備積立金（448,497円）より、分配対象収益は1,766,287円（1万口当たり285.21円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第2期 自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

	なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第2期 (2025年3月18日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第1期（自　2023年3月24日　至　2024年3月18日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	599,128円
合計	599,128円

第2期（自　2024年3月19日　至　2025年3月18日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△57,816円
合計	△57,816円

（デリバティブ取引に関する注記）

第1期（2024年3月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	時　価	評価損益

			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	824,089	－	837,737	△13,648
	小計	824,089	－	837,737	△13,648
合　計		824,089	－	837,737	△13,648

第2期（2025年3月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち 1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	4,387,672	－	4,455,437	△67,765
	小計	4,387,672	－	4,455,437	△67,765
合　計		4,387,672	－	4,455,437	△67,765

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていな

いため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項　目	第1期 (2024年3月18日現在)	第2期 (2025年3月18日現在)
期首元本額	1,000,000円	23,434,308円
期中追加設定元本額	27,380,396円	38,496,005円
期中一部解約元本額	4,946,088円	-円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	536,044	605,729	
	ゴールド・インデックス・マザーファンド	1,851,724	4,004,538	
	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	1,316,534	6,617,294	
	外国株式インデックス・マザーファンド	232,804	2,228,655	
	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド	15,695,243	18,826,443	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	1,439,574	3,318,074	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	20,810,566	24,000,825	
	Jリート・インデックス・マザーファンド	1,046,526	2,717,514	
	外国リート・インデックス・マザーファンド	79,254	281,312	
	エマージング株式インデックス・マザーファンド	398,466	879,135	
	親投資信託受益証券　小計		63,479,519	
合　計			63,479,519	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年5月28日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）の2024年3月19日から2025年3月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）の2025年3月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１期 （2024年 3月 18日現在）	第２期 （2025年 3月 18日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	76,774	46,892
コール・ローン	2,864,331	6,958,051
親投資信託受益証券	257,524,737	900,448,713
未収入金	110,020	2,038,624
流動資産合計	260,575,862	909,492,280
資産合計	260,575,862	909,492,280
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	468,881	1,216,749
未払受託者報酬	32,298	114,413
未払委託者報酬	1,670,972	5,913,363
その他未払費用	5,315	27,852
流動負債合計	2,177,466	7,272,377
負債合計	2,177,466	7,272,377
純資産の部		
元本等		
元本	237,262,587	817,574,813
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	21,135,809	84,645,090
（分配準備積立金）	9,967,661	13,041,850
元本等合計	258,398,396	902,219,903
純資産合計	258,398,396	902,219,903
負債純資産合計	260,575,862	909,492,280

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期 自　2023年３月24日 至　2024年３月18日	第２期 自　2024年３月19日 至　2025年３月18日
営業収益		
受取利息	－	7,408
有価証券売買等損益	12,962,067	14,713,976
為替差損益	△1,030,797	△1,635,271
営業収益合計	11,931,270	13,086,113
営業費用		
支払利息	16	－
受託者報酬	36,265	186,738
委託者報酬	1,877,397	9,652,223
その他費用	18,955	33,792
営業費用合計	1,932,633	9,872,753
営業利益又は営業損失（△）	9,998,637	3,213,360
経常利益又は経常損失（△）	9,998,637	3,213,360
当期純利益又は当期純損失（△）	9,998,637	3,213,360
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	30,976	3,051
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	21,135,809
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,324,943	60,820,090
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,324,943	60,820,090
剰余金減少額又は欠損金増加額	156,795	521,118
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	156,795	521,118
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	21,135,809	84,645,090

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第２期 自 2024年３月19日 至 2025年３月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第１期 （2024年３月18日現在）	第２期 （2025年３月18日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	237,262,587口	817,574,813口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.0891円 （１万口当たりの純資産額10,891円）	１口当たり純資産額　1.1035円 （１万口当たりの純資産額11,035円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第１期 自 2023年３月24日 至 2024年３月18日	第２期 自 2024年３月19日 至 2025年３月18日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,962,235円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（8,005,426円）、収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,078,044円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（132,265円）、収益調

	調整金（11,168,148円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は21,135,809円（１万口当たり890.82円）でありますが、分配を行っておりません。	整金（71,603,240円）、および分配準備積立金（9,831,541円）より、分配対象収益は84,645,090円（１万口当たり1,035.32円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第2期 自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

	なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第2期 (2025年3月18日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第1期（自　2023年3月24日　至　2024年3月18日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	12,862,611円
合計	12,862,611円

第2期（自　2024年3月19日　至　2025年3月18日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	13,754,556円
合計	13,754,556円

（デリバティブ取引に関する注記）

第1期（2024年3月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	時　価	評価損益

			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	27,213,158	－	27,682,039	△468,881
	小計	27,213,158	－	27,682,039	△468,881
合　計		27,213,158	－	27,682,039	△468,881

第2期（2025年3月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち 1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	81,648,792	－	82,865,541	△1,216,749
	小計	81,648,792	－	82,865,541	△1,216,749
合　計		81,648,792	－	82,865,541	△1,216,749

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていな

いため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第1期 （2024年3月18日現在）	第2期 （2025年3月18日現在）
期首元本額	1,000,000円	237,262,587円
期中追加設定元本額	239,675,062円	585,879,926円
期中一部解約元本額	3,412,475円	5,567,700円

（4）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	17,264,779	19,509,200	
	ゴールド・インデックス・マザーファンド	29,617,708	64,051,255	
	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）	32,658,933	164,153,594	
	外国株式インデックス・マザーファンド	6,832,045	65,403,849	
	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド	215,662,559	258,687,239	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	5,761,339	13,279,310	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	179,470,475	206,983,298	
	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	29,619,085	76,911,878	
	外国リート・インデックス・マザーファンド	2,233,676	7,928,432	
	エマージング株式インデックス・マザーファンド	10,669,745	23,540,658	
	親投資信託受益証券　小計		900,448,713	
合　計			900,448,713	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年5月28日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）の2024年3月19日から2025年3月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）の2025年3月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１期 （2024年 3月 18日現在）	第２期 （2025年 3月 18日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	224,319	194,045
コール・ローン	8,369,005	28,793,458
親投資信託受益証券	1,121,914,475	3,811,885,833
未収入金	796,745	12,139,495
流動資産合計	1,131,304,544	3,853,012,831
資産合計	1,131,304,544	3,853,012,831
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,758,846	7,144,857
未払受託者報酬	120,749	467,585
未払委託者報酬	6,442,177	24,939,908
その他未払費用	20,435	111,662
流動負債合計	9,342,207	32,664,012
負債合計	9,342,207	32,664,012
純資産の部		
元本等		
元本	1,000,497,782	3,308,098,764
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	121,464,555	512,250,055
（分配準備積立金）	46,586,791	97,474,742
元本等合計	1,121,962,337	3,820,348,819
純資産合計	1,121,962,337	3,820,348,819
負債純資産合計	1,131,304,544	3,853,012,831

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期 自　2023年３月24日 至　2024年３月18日	第２期 自　2024年３月19日 至　2025年３月18日
営業収益		
受取利息	3	31,036
有価証券売買等損益	59,970,255	101,371,358
為替差損益	△5,847,390	△8,660,050
営業収益合計	54,122,868	92,742,344
営業費用		
支払利息	292	1
受託者報酬	137,232	745,640
委託者報酬	7,323,198	39,771,679
その他費用	34,077	117,602
営業費用合計	7,494,799	40,634,922
営業利益又は営業損失（△）	46,628,069	52,107,422
経常利益又は経常損失（△）	46,628,069	52,107,422
当期純利益又は当期純損失（△）	46,628,069	52,107,422
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	41,278	464,767
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	121,464,555
剰余金増加額又は欠損金減少額	75,105,030	343,389,715
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	75,105,030	343,389,715
剰余金減少額又は欠損金増加額	227,266	4,246,870
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	227,266	4,246,870
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	121,464,555	512,250,055

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第２期 自 2024年３月19日 至 2025年３月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第１期 （2024年３月18日現在）	第２期 （2025年３月18日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	1,000,497,782口	3,308,098,764口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.1214円 （１万口当たりの純資産額11,214円）	１口当たり純資産額　1.1548円 （１万口当たりの純資産額11,548円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第１期 自 2023年３月24日 至 2024年３月18日	第２期 自 2024年３月19日 至 2025年３月18日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,182,675円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（38,404,116円）、収	計算期間末における費用控除後の配当等収益（29,800,612円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（21,842,043円）、

	益調整金（74,877,764円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は121,464,555円（1万口当たり1,214.04円）でありますが、分配を行っておりません。	収益調整金（414,775,313円）、および分配準備積立金（45,832,087円）より、分配対象収益は512,250,055円（1万口当たり1,548.47円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第2期 自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

	なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第2期 (2025年3月18日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第1期（自　2023年3月24日　至　2024年3月18日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	60,006,908円
合計	60,006,908円

第2期（自　2024年3月19日　至　2025年3月18日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	96,441,316円
合計	96,441,316円

（デリバティブ取引に関する注記）

第1期（2024年3月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	時　価	評価損益

			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	153,457,559	－	156,216,405	△2,758,846
	小計	153,457,559	－	156,216,405	△2,758,846
合　計		153,457,559	－	156,216,405	△2,758,846

第2期（2025年3月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	464,476,840	－	471,621,697	△7,144,857
	小計	464,476,840	－	471,621,697	△7,144,857
合　計		464,476,840	－	471,621,697	△7,144,857

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていな

いため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第1期 （2024年3月18日現在）	第2期 （2025年3月18日現在）
期首元本額	1,000,000円	1,000,497,782円
期中追加設定元本額	1,002,889,516円	2,339,825,498円
期中一部解約元本額	3,391,734円	32,224,516円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	146,513,665	165,560,441	
	ゴールド・インデックス・マザーファンド	142,963,922	309,173,777	
	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	176,516,945	887,227,120	
	外国株式インデックス・マザーファンド	37,674,846	360,665,068	
	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド	652,595,584	782,788,403	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	29,183,868	67,265,897	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	541,696,310	624,738,354	
	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	169,292,649	439,602,221	
	外国リート・インデックス・マザーファンド	13,699,375	48,625,931	
	エマージング株式インデックス・マザーファンド	57,217,342	126,238,621	
	親投資信託受益証券　小計		3,811,885,833	
合　計			3,811,885,833	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年5月28日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）の2024年3月19日から2025年3月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）の2025年3月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１期 （2024年 3月 18日現在）	第２期 （2025年 3月 18日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	170,958	170,156
コール・ローン	6,378,187	25,248,624
親投資信託受益証券	666,221,024	3,126,700,874
未収入金	667,989	14,867,124
流動資産合計	673,438,158	3,166,986,778
資産合計	673,438,158	3,166,986,778
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,957,970	8,682,953
未払受託者報酬	60,421	390,572
未払委託者報酬	3,224,428	20,833,145
その他未払費用	10,025	88,879
流動負債合計	5,252,844	29,995,549
負債合計	5,252,844	29,995,549
純資産の部		
元本等		
元本	580,404,012	2,612,896,024
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	87,781,302	524,095,205
（分配準備積立金）	27,762,621	79,438,524
元本等合計	668,185,314	3,136,991,229
純資産合計	668,185,314	3,136,991,229
負債純資産合計	673,438,158	3,166,986,778

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期 自　2023年３月24日 至　2024年３月18日	第２期 自　2024年３月19日 至　2025年３月18日
営業収益		
受取利息	2	29,157
有価証券売買等損益	34,735,914	90,789,850
為替差損益	△3,296,831	△5,954,023
営業収益合計	31,439,085	84,864,984
営業費用		
支払利息	155	1
受託者報酬	67,744	593,731
委託者報酬	3,616,610	31,670,723
その他費用	23,665	94,819
営業費用合計	3,708,174	32,359,274
営業利益又は営業損失（△）	27,730,911	52,505,710
経常利益又は経常損失（△）	27,730,911	52,505,710
当期純利益又は当期純損失（△）	27,730,911	52,505,710
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△31,710	236,752
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	87,781,302
剰余金増加額又は欠損金減少額	60,288,402	388,915,547
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	60,288,402	388,915,547
剰余金減少額又は欠損金増加額	269,721	4,870,602
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	269,721	4,870,602
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	87,781,302	524,095,205

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第２期 自 2024年３月19日 至 2025年３月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第１期 （2024年３月18日現在）	第２期 （2025年３月18日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	580,404,012口	2,612,896,024口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.1512円 （１万口当たりの純資産額11,512円）	１口当たり純資産額　1.2006円 （１万口当たりの純資産額12,006円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第１期 自 2023年３月24日 至 2024年３月18日	第２期 自 2024年３月19日 至 2025年３月18日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,512,974円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（23,249,647円）、収	計算期間末における費用控除後の配当等収益（28,416,810円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（23,852,148円）、

	益調整金（60,018,681円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は87,781,302円（1万口当たり1,512.42円）でありますが、分配を行っておりません。	収益調整金（444,656,681円）、および分配準備積立金（27,169,566円）より、分配対象収益は524,095,205円（1万口当たり2,005.80円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第2期 自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

	なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第2期 (2025年3月18日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第1期（自　2023年3月24日　至　2024年3月18日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	34,842,390円
合計	34,842,390円

第2期（自　2024年3月19日　至　2025年3月18日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	86,157,807円
合計	86,157,807円

（デリバティブ取引に関する注記）

第1期（2024年3月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	時　価	評価損益

			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	112,230,444	－	114,188,414	△1,957,970
	小計	112,230,444	－	114,188,414	△1,957,970
合　計		112,230,444	－	114,188,414	△1,957,970

第2期（2025年3月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	570,914,153	－	579,597,106	△8,682,953
	小計	570,914,153	－	579,597,106	△8,682,953
合　計		570,914,153	－	579,597,106	△8,682,953

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていな

いため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第1期 （2024年3月18日現在）	第2期 （2025年3月18日現在）
期首元本額	1,000,000円	580,404,012円
期中追加設定元本額	582,651,620円	2,061,044,642円
期中一部解約元本額	3,247,608円	28,552,630円

（4）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	262,566,835	296,700,523	
	ゴールド・インデックス・マザーファンド	131,587,203	284,570,485	
	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）	170,439,583	856,680,476	
	外国株式インデックス・マザーファンド	36,742,930	351,743,743	
	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド	310,303,452	372,208,990	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	29,105,841	67,086,052	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	255,886,365	295,113,744	
	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	167,536,766	435,042,720	
	外国リート・インデックス・マザーファンド	12,858,429	45,640,993	
	エマージング株式インデックス・マザーファンド	55,256,832	121,913,148	
	親投資信託受益証券　小計		3,126,700,874	
合　計			3,126,700,874	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年5月28日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）の2024年3月19日から2025年3月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）の2025年3月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１期 （2024年 3月 18日現在）	第２期 （2025年 3月 18日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	103,395	53,347
コール・ローン	3,857,508	7,915,876
親投資信託受益証券	238,174,768	985,560,335
派生商品評価勘定	－	241
未収入金	270,237	5,742,489
流動資産合計	242,405,908	999,272,288
資産合計	242,405,908	999,272,288
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	867,288	3,258,716
未払受託者報酬	23,649	127,761
未払委託者報酬	1,262,823	6,816,414
その他未払費用	4,079	29,011
流動負債合計	2,157,839	10,231,902
負債合計	2,157,839	10,231,902
純資産の部		
元本等		
元本	202,763,721	790,517,350
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	37,484,348	198,523,036
（分配準備積立金）	12,572,126	39,962,366
元本等合計	240,248,069	989,040,386
純資産合計	240,248,069	989,040,386
負債純資産合計	242,405,908	999,272,288

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期 自　2023年３月24日 至　2024年３月18日	第２期 自　2024年３月19日 至　2025年３月18日
営業収益		
受取利息	－	7,822
有価証券売買等損益	16,307,118	41,895,567
為替差損益	△1,924,290	△3,218,226
営業収益合計	14,382,828	38,685,163
営業費用		
支払利息	24	－
受託者報酬	28,169	194,546
委託者報酬	1,505,797	10,381,258
その他費用	17,719	34,951
営業費用合計	1,551,709	10,610,755
営業利益又は営業損失（△）	12,831,119	28,074,408
経常利益又は経常損失（△）	12,831,119	28,074,408
当期純利益又は当期純損失（△）	12,831,119	28,074,408
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	258,993	419,765
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	37,484,348
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,581,484	136,075,569
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,581,484	136,075,569
剰余金減少額又は欠損金増加額	669,262	2,691,524
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	669,262	2,691,524
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	37,484,348	198,523,036

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第２期 自 2024年３月19日 至 2025年３月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第１期 （2024年３月18日現在）	第２期 （2025年３月18日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	202,763,721口	790,517,350口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.1849円 （１万口当たりの純資産額11,849円）	１口当たり純資産額　1.2511円 （１万口当たりの純資産額12,511円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第１期 自 2023年３月24日 至 2024年３月18日	第２期 自 2024年３月19日 至 2025年３月18日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,006,711円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（10,565,415円）、収	計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,583,119円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（16,071,524円）、

	益調整金（24,912,222円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は37,484,348円（1万口当たり1,848.67円）でありますが、分配を行っておりません。	収益調整金（158,560,670円）、および分配準備積立金（12,307,723円）より、分配対象収益は198,523,036円（1万口当たり2,511.31円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第2期 自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

	なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第2期 (2025年3月18日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第1期（自　2023年3月24日　至　2024年3月18日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	15,915,569円
合計	15,915,569円

第2期（自　2024年3月19日　至　2025年3月18日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	39,137,959円
合計	39,137,959円

（デリバティブ取引に関する注記）

第1期（2024年3月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	時　価	評価損益

			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	47,932,703	－	48,799,991	△867,288
	小計	47,932,703	－	48,799,991	△867,288
合　計		47,932,703	－	48,799,991	△867,288

第2期（2025年3月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	212,960,421	－	216,218,896	△3,258,475
	小計	212,960,421	－	216,218,896	△3,258,475
合　計		212,960,421	－	216,218,896	△3,258,475

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていな

いため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第1期 （2024年3月18日現在）	第2期 （2025年3月18日現在）
期首元本額	1,000,000円	202,763,721円
期中追加設定元本額	207,518,523円	600,709,497円
期中一部解約元本額	5,754,802円	12,955,868円

（4）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	101,822,893	115,059,869	
	ゴールド・インデックス・マザーファンド	46,179,832	99,868,504	
	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）	63,227,500	317,800,383	
	外国株式インデックス・マザーファンド	13,392,430	128,207,071	
	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド	33,530,160	40,219,426	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	10,406,834	23,986,711	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	28,507,965	32,878,236	
	Ｊリート・インデックス・マザーファンド	63,439,871	164,734,313	
	外国リート・インデックス・マザーファンド	4,744,030	16,838,934	
	エマージング株式インデックス・マザーファンド	20,834,378	45,966,888	
	親投資信託受益証券　小計		985,560,335	
合　計			985,560,335	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

(参考)

「三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型)」、「三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型)」、「三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型)」、「三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型)」および「三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型)」は、「国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号)」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「エマージング株式インデックス・マザーファンド」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」、「ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド」、「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」、「Ｊリート・インデックス・マザーファンド」、「外国リート・インデックス・マザーファンド」および「ゴールド・インデックス・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号)

（１）貸借対照表

（単位：円）

	(2025年3月18日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	42,183,856
コール・ローン	6,259,463,242
株式	364,599,460,180
派生商品評価勘定	309,400,900
未収配当金	575,516,850
差入委託証拠金	329,894,569
流動資産合計	372,115,919,597
資産合計	372,115,919,597
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	387,000
前受金	234,580,000
未払解約金	259,584,783
流動負債合計	494,551,783
負債合計	494,551,783
純資産の部	
元本等	
元本	73,935,529,255
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	297,685,838,559
元本等合計	371,621,367,814
純資産合計	371,621,367,814
負債純資産合計	372,115,919,597

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2025年3月18日現在)
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	73,935,529,255口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　5.0263円 （１万口当たりの純資産額50,263円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期

	間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2025年3月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しており

	ます。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年3月18日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	TOPIX 先物 0706 月	6,622,351,100	-	6,931,365,000	309,013,900
	小計	6,622,351,100	-	6,931,365,000	309,013,900
合計		6,622,351,100	-	6,931,365,000	309,013,900

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年3月18日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	68,414,614,168円
同期中における追加設定元本額	12,031,497,566円
同期中における一部解約元本額	6,510,582,479円
2025年3月18日現在の元本の内訳	

三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,676,012,751円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	969,642,880円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	4,337,656,344円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	3,801,624,291円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	126,952,593円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	2,972,222円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	11,408,167円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	35,067,399円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	115,364,869円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	118,024,420円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	241,058,568円
国内株式指数ファンド（ＴＯＰＩＸ）	1,561,798,071円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・日本株インデックスファンド	31,210,633,842円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	168,334,244円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	262,798,413円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	160,436,158円
イオン・バランス戦略ファンド	37,563,248円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	102,139,840円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	221,466,885円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	229,200,180円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	960,656,610円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	585,609,246円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	759,524,803円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	77,797,061円
三井住友ＤＳ・国内株式インデックス年金ファンド	1,884,238,254円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	43,588,248円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	273,297,107円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	309,990,779円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	23,932,966円
日興ＦＷＳ・日本株インデックス	3,309,080,882円
三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド	335,335,085円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	58,563,519円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	37,648,388円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	36,392,048円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	24,445,710円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	19,889,085円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	1,316,534円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	32,658,933円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	176,516,945円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	170,439,583円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	63,227,500円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	959,370円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	2,155,208円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	2,992,269円

三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	3,308,048円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（積極コース）	572,343円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	268,411円
ＳＭＡＭ・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	2,054,389,121円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	6,141,868円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	30,933,278円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	532,620,813円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	914,295,406円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	3,640,755,617円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	22,448,074円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	83,955,582円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	537,490,730円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	28,355,118円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	149,003,225円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	530,271,741円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	323,749,218円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	939,540,951円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	21,353,661円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	20,264,787円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	16,012,834円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	13,108,576円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	47,762,738円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	130,789,885円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	26,002,417円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	24,220,916円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	5,893,479円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３０Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	23,037,415円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	302,748,509円
ＳＭＡＭ・国内株式インデックスファンド・ＶＡ（適格機関投資家専用）	138,840,913円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	119,934,421円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	49,757,360円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	33,666,452円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	20,494,229円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	46,741,240円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	20,662,261円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	32,970,297円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	400,839,051円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	61,916,752円
合　計	73,935,529,255円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

（単位：円）

銘　柄	株　数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	5,100	4,335.000	22,108,500	
ニッスイ	129,100	904.300	116,745,130	
マルハニチロ	19,500	3,266.000	63,687,000	
雪国まいたけ	14,400	1,180.000	16,992,000	
カネコ種苗	4,800	1,411.000	6,772,800	
サカタのタネ	15,800	3,445.000	54,431,000	
ホクト	10,900	1,878.000	20,470,200	
住石ホールディングス	16,600	813.000	13,495,800	
日鉄鉱業	5,200	6,680.000	34,736,000	
ＩＮＰＥＸ	389,200	2,061.500	802,335,800	
石油資源開発	70,400	1,238.000	87,155,200	
Ｋ＆Ｏエナジーグループ	6,200	3,260.000	20,212,000	
ショーボンドホールディングス	16,300	4,909.000	80,016,700	
ミライト・ワン	41,700	2,250.000	93,825,000	
タマホーム	8,200	3,525.000	28,905,000	
第一カッター興業	1,900	1,394.000	2,648,600	
安藤・間	74,200	1,378.000	102,247,600	
東急建設	41,000	800.000	32,800,000	
コムシスホールディングス	45,000	3,256.000	146,520,000	
ビーアールホールディングス	18,500	348.000	6,438,000	
高松コンストラクショングループ	9,000	2,787.000	25,083,000	
東建コーポレーション	2,900	12,560.000	36,424,000	
ヤマウラ	6,300	1,248.000	7,862,400	
オリエンタル白石	44,000	376.000	16,544,000	
大成建設	82,000	6,998.000	573,836,000	
大林組	297,500	2,056.000	611,660,000	
清水建設	247,500	1,399.500	346,376,250	
長谷工コーポレーション	82,600	1,952.500	161,276,500	
松井建設	9,700	937.000	9,088,900	
鹿島建設	199,400	3,105.000	619,137,000	
不動テトラ	5,900	2,270.000	13,393,000	
鉄建建設	6,600	2,657.000	17,536,200	
西松建設	14,400	4,982.000	71,740,800	
三井住友建設	80,300	425.000	34,127,500	
大豊建設	2,900	3,665.000	10,628,500	
奥村組	16,100	4,425.000	71,242,500	
東鉄工業	10,900	3,100.000	33,790,000	
淺沼組	35,100	730.000	25,623,000	

戸田建設	113,000	928.800	104,954,400	
熊谷組	15,300	4,145.000	63,418,500	
矢作建設工業	11,500	1,360.000	15,640,000	
ピーエス・コンストラクション	6,300	1,447.000	9,116,100	
日本ハウスホールディングス	23,700	346.000	8,200,200	
新日本建設	11,500	1,580.000	18,170,000	
東亜道路工業	17,000	1,514.000	25,738,000	
日本道路	8,800	1,902.000	16,737,600	
東亜建設工業	27,300	1,382.000	37,728,600	
日本国土開発	32,100	500.000	16,050,000	
若築建設	2,600	3,925.000	10,205,000	
東洋建設	25,200	1,350.000	34,020,000	
五洋建設	120,900	720.700	87,132,630	
世紀東急工業	11,600	1,573.000	18,246,800	
福田組	3,200	5,300.000	16,960,000	
住友林業	77,900	4,784.000	372,673,600	
大和ハウス工業	271,600	5,040.000	1,368,864,000	
ライト工業	18,300	2,503.000	45,804,900	
積水ハウス	272,700	3,386.000	923,362,200	
日特建設	6,800	1,050.000	7,140,000	
北陸電気工事	6,100	1,271.000	7,753,100	
ユアテック	18,100	1,728.000	31,276,800	
日本リーテック	7,700	1,500.000	11,550,000	
四電工	10,600	1,390.000	14,734,000	
中電工	13,000	3,270.000	42,510,000	
関電工	49,300	2,734.000	134,786,200	
きんでん	62,300	3,456.000	215,308,800	
東京エネシス	9,400	1,138.000	10,697,200	
トーエネック	16,200	1,006.000	16,297,200	
住友電設	8,000	4,780.000	38,240,000	
日本電設工業	15,900	2,188.000	34,789,200	
エクシオグループ	92,700	1,755.000	162,688,500	
新日本空調	11,400	1,870.000	21,318,000	
九電工	19,600	4,755.000	93,198,000	
三機工業	18,700	3,315.000	61,990,500	
日揮ホールディングス	90,100	1,239.500	111,678,950	
中外炉工業	3,000	3,845.000	11,535,000	
太平電業	5,800	4,925.000	28,565,000	
高砂熱学工業	21,600	5,857.000	126,511,200	
朝日工業社	8,400	2,082.000	17,488,800	
明星工業	16,400	1,292.000	21,188,800	
大氣社	11,200	4,810.000	53,872,000	
ダイダン	11,800	3,810.000	44,958,000	
日比谷総合設備	7,300	3,385.000	24,710,500	

飛島ホールディングス	9,600	1,749.000	16,790,400	
フィル・カンパニー	2,600	798.000	2,074,800	
テスホールディングス	24,700	291.000	7,187,700	
インフロニア・ホールディングス	95,200	1,205.500	114,763,600	
東洋エンジニアリング	13,200	747.000	9,860,400	
レイズネクスト	12,800	1,598.000	20,454,400	
ニップン	28,600	2,203.000	63,005,800	
日清製粉グループ本社	94,100	1,759.000	165,521,900	
日東富士製粉	1,700	6,890.000	11,713,000	
昭和産業	7,200	2,910.000	20,952,000	
中部飼料	12,400	1,390.000	17,236,000	
フィード・ワン	13,500	904.000	12,204,000	
日本甜菜製糖	5,200	2,451.000	12,745,200	
ＤＭ三井製糖ホールディングス	8,400	3,570.000	29,988,000	
ウェルネオシュガー	4,700	2,370.000	11,139,000	
森永製菓	37,600	2,543.500	95,635,600	
中村屋	3,100	3,300.000	10,230,000	
江崎グリコ	25,900	4,792.000	124,112,800	
名糖産業	2,600	2,059.000	5,353,400	
井村屋グループ	4,900	2,462.000	12,063,800	
不二家	5,800	2,388.000	13,850,400	
山崎製パン	61,000	2,991.000	182,451,000	
モロゾフ	8,100	1,704.000	13,802,400	
亀田製菓	5,600	4,040.000	22,624,000	
寿スピリッツ	53,400	2,453.000	130,990,200	
カルビー	41,500	2,923.000	121,304,500	
森永乳業	34,000	3,219.000	109,446,000	
六甲バター	6,500	1,261.000	8,196,500	
ヤクルト本社	129,400	3,106.000	401,916,400	
明治ホールディングス	117,000	3,373.000	394,641,000	
雪印メグミルク	24,600	2,693.000	66,247,800	
プリマハム	11,900	2,255.000	26,834,500	
日本ハム	39,200	4,942.000	193,726,400	
丸大食品	9,100	1,715.000	15,606,500	
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	12,400	2,547.000	31,582,800	
柿安本店	3,200	3,015.000	9,648,000	
伊藤ハム米久ホールディングス	13,600	3,855.000	52,428,000	
サッポロホールディングス	29,900	7,901.000	236,239,900	
アサヒグループホールディングス	679,800	1,957.500	1,330,708,500	
キリンホールディングス	377,400	2,060.000	777,444,000	
シマダヤ	4,500	1,692.000	7,614,000	
宝ホールディングス	60,600	1,163.000	70,477,800	
オエノンホールディングス	29,200	429.000	12,526,800	
養命酒製造	3,000	2,612.000	7,836,000	

コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールディングス	57,300	2,453.000	140,556,900	
ライフドリンク　カンパニー	19,900	1,529.000	30,427,100	
サントリー食品インターナショナル	63,800	4,888.000	311,854,400	
ダイドーグループホールディングス	10,600	2,785.000	29,521,000	
伊藤園	30,700	3,108.000	95,415,600	
キーコーヒー	9,800	2,036.000	19,952,800	
日清オイリオグループ	12,800	4,940.000	63,232,000	
不二製油グループ本社	18,800	2,899.000	54,501,200	
Ｊ－オイルミルズ	9,700	2,095.000	20,321,500	
キッコーマン	298,800	1,486.500	444,166,200	
味の素	209,300	6,107.000	1,278,195,100	
ブルドックソース	4,700	1,776.000	8,347,200	
キユーピー	48,800	2,950.500	143,984,400	
ハウス食品グループ本社	29,800	2,850.500	84,944,900	
カゴメ	38,600	3,003.000	115,915,800	
アリアケジャパン	8,900	6,180.000	55,002,000	
エバラ食品工業	2,800	2,870.000	8,036,000	
ニチレイ	35,900	3,657.000	131,286,300	
東洋水産	41,900	9,420.000	394,698,000	
イートアンドホールディングス	4,500	2,066.000	9,297,000	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	5,900	1,015.000	5,988,500	
日清食品ホールディングス	114,500	3,207.000	367,201,500	
フジッコ	7,700	1,627.000	12,527,900	
ロック・フィールド	9,600	1,625.000	15,600,000	
日本たばこ産業	549,200	4,028.000	2,212,177,600	
ケンコーマヨネーズ	6,300	1,963.000	12,366,900	
わらべや日洋ホールディングス	6,600	2,203.000	14,539,800	
なとり	4,900	2,170.000	10,633,000	
ファーマフーズ	12,500	946.000	11,825,000	
ユーグレナ	58,300	525.000	30,607,500	
紀文食品	7,600	1,085.000	8,246,000	
ピックルスホールディングス	5,200	971.000	5,049,200	
理研ビタミン	7,500	2,446.000	18,345,000	
片倉工業	9,000	2,319.000	20,871,000	
グンゼ	6,700	5,250.000	35,175,000	
東洋紡	42,000	994.000	41,748,000	
富士紡ホールディングス	4,000	5,340.000	21,360,000	
倉敷紡績	6,400	5,950.000	38,080,000	
シキボウ	5,700	1,033.000	5,888,100	
日本毛織	25,100	1,508.000	37,850,800	
帝国繊維	11,500	2,600.000	29,900,000	
帝人	89,100	1,390.000	123,849,000	
東レ	672,600	1,052.000	707,575,200	

セーレン	17,300	2,606.000	45,083,800	
小松マテーレ	13,900	804.000	11,175,600	
ワコールホールディングス	17,900	5,291.000	94,708,900	
ホギメディカル	13,300	4,850.000	64,505,000	
ＴＳＩホールディングス	29,500	1,142.000	33,689,000	
ワールド	15,100	2,723.000	41,117,300	
三陽商会	4,700	2,861.000	13,446,700	
オンワードホールディングス	59,700	544.000	32,476,800	
ルックホールディングス	3,700	2,382.000	8,813,400	
ゴールドウイン	15,900	7,473.000	118,820,700	
特種東海製紙	5,800	3,790.000	21,982,000	
王子ホールディングス	360,000	638.600	229,896,000	
北越コーポレーション	55,100	1,415.000	77,966,500	
大王製紙	55,000	861.000	47,355,000	
レンゴー	92,600	822.200	76,135,720	
トーモク	7,600	2,514.000	19,106,400	
ザ・パック	8,400	3,330.000	27,972,000	
北の達人コーポレーション	41,500	170.000	7,055,000	
クラレ	122,600	1,934.500	237,169,700	
旭化成	622,500	1,072.000	667,320,000	
レゾナック・ホールディングス	82,600	3,507.000	289,678,200	
住友化学	745,400	367.300	273,785,420	
住友精化	5,200	5,120.000	26,624,000	
日産化学	47,000	4,560.000	214,320,000	
ラサ工業	3,400	2,748.000	9,343,200	
クレハ	19,600	2,845.000	55,762,000	
多木化学	3,500	3,505.000	12,267,500	
テイカ	7,600	1,491.000	11,331,600	
石原産業	14,800	1,882.000	27,853,600	
日本曹達	20,200	2,965.000	59,893,000	
東ソー	121,700	2,165.000	263,480,500	
トクヤマ	29,200	2,935.000	85,702,000	
セントラル硝子	13,700	3,365.000	46,100,500	
東亞合成	39,800	1,421.500	56,575,700	
大阪ソーダ	32,300	1,593.000	51,453,900	
関東電化工業	19,500	906.000	17,667,000	
デンカ	34,800	2,221.000	77,290,800	
信越化学工業	817,600	4,466.000	3,651,401,600	
日本カーバイド工業	4,100	1,962.000	8,044,200	
堺化学工業	6,600	2,820.000	18,612,000	
第一稀元素化学工業	8,300	722.000	5,992,600	
エア・ウォーター	85,600	1,985.500	169,958,800	
日本酸素ホールディングス	89,000	4,883.000	434,587,000	
日本化学工業	3,000	2,373.000	7,119,000	

日本パーカライジング	39,500	1,286.000	50,797,000	
高圧ガス工業	12,600	940.000	11,844,000	
四国化成ホールディングス	11,000	1,913.000	21,043,000	
ステラ　ケミファ	4,800	4,080.000	19,584,000	
保土谷化学工業	2,800	3,340.000	9,352,000	
日本触媒	58,400	1,829.000	106,813,600	
大日精化工業	5,800	3,175.000	18,415,000	
カネカ	22,200	3,859.000	85,669,800	
三菱瓦斯化学	73,600	2,430.000	178,848,000	
三井化学	82,600	3,514.000	290,256,400	
東京応化工業	43,300	3,426.000	148,345,800	
大阪有機化学工業	7,700	2,660.000	20,482,000	
三菱ケミカルグループ	673,200	786.800	529,673,760	
ＫＨネオケム	17,400	2,558.000	44,509,200	
ダイセル	103,400	1,374.500	142,123,300	
住友ベークライト	28,300	3,525.000	99,757,500	
積水化学工業	182,900	2,636.000	482,124,400	
日本ゼオン	70,800	1,551.000	109,810,800	
アイカ工業	22,700	3,335.000	75,704,500	
ＵＢＥ	48,900	2,319.500	113,423,550	
積水樹脂	13,300	1,964.000	26,121,200	
旭有機材	5,900	3,965.000	23,393,500	
ニチバン	5,500	2,114.000	11,627,000	
リケンテクノス	18,200	1,137.000	20,693,400	
大倉工業	4,000	3,920.000	15,680,000	
積水化成品工業	9,700	368.000	3,569,600	
群栄化学工業	2,100	2,898.000	6,085,800	
ダイキョーニシカワ	18,600	623.000	11,587,800	
森六ホールディングス	4,600	2,175.000	10,005,000	
恵和	6,300	1,162.000	7,320,600	
日本化薬	62,400	1,392.000	86,860,800	
カーリット	8,900	1,116.000	9,932,400	
日本精化	6,100	2,113.000	12,889,300	
扶桑化学工業	9,400	3,585.000	33,699,000	
トリケミカル研究所	10,300	3,365.000	34,659,500	
ＡＤＥＫＡ	30,800	2,812.500	86,625,000	
日油	107,300	2,153.500	231,070,550	
ハリマ化成グループ	5,800	891.000	5,167,800	
花王	224,200	6,477.000	1,452,143,400	
第一工業製薬	3,700	2,749.000	10,171,300	
石原ケミカル	4,200	2,190.000	9,198,000	
三洋化成工業	5,800	4,015.000	23,287,000	
大日本塗料	9,700	1,245.000	12,076,500	
日本ペイントホールディングス	408,100	1,223.000	499,106,300	

関西ペイント	77,300	2,250.500	173,963,650	
中国塗料	20,700	2,218.000	45,912,600	
藤倉化成	13,700	508.000	6,959,600	
太陽ホールディングス	15,800	4,075.000	64,385,000	
ＤＩＣ	33,000	3,187.000	105,171,000	
サカタインクス	21,500	1,947.000	41,860,500	
ａｒｔｉｅｎｃｅ	18,300	3,215.000	58,834,500	
富士フイルムホールディングス	555,000	3,023.000	1,677,765,000	
資生堂	193,000	2,956.000	570,508,000	
ライオン	117,800	1,810.500	213,276,900	
高砂香料工業	6,800	6,970.000	47,396,000	
マンダム	21,300	1,327.000	28,265,100	
ミルボン	15,000	3,065.000	45,975,000	
コーセー	19,000	6,870.000	130,530,000	
コタ	8,600	1,462.000	12,573,200	
ポーラ・オルビスホールディングス	47,200	1,277.000	60,274,400	
ノエビアホールディングス	8,300	4,235.000	35,150,500	
新日本製薬	5,000	2,324.000	11,620,000	
Ｉ－ｎｅ	3,400	1,702.000	5,786,800	
アクシージア	7,100	470.000	3,337,000	
エステー	7,000	1,469.000	10,283,000	
コニシ	28,200	1,215.000	34,263,000	
長谷川香料	18,400	2,950.000	54,280,000	
小林製薬	24,300	5,773.000	140,283,900	
荒川化学工業	8,500	1,193.000	10,140,500	
メック	7,600	2,728.000	20,732,800	
日本高純度化学	2,300	3,260.000	7,498,000	
タカラバイオ	30,100	856.000	25,765,600	
ＪＣＵ	9,800	3,380.000	33,124,000	
ＯＡＴアグリオ	3,500	1,961.000	6,863,500	
デクセリアルズ	78,600	2,071.500	162,819,900	
アース製薬	8,500	5,130.000	43,605,000	
北興化学工業	9,600	1,312.000	12,595,200	
大成ラミック	3,500	2,568.000	8,988,000	
クミアイ化学工業	36,700	825.000	30,277,500	
日本農薬	16,900	754.000	12,742,600	
アキレス	5,700	1,461.000	8,327,700	
有沢製作所	15,900	1,431.000	22,752,900	
日東電工	290,300	2,983.000	865,964,900	
レック	12,800	1,286.000	16,460,800	
三光合成	11,700	672.000	7,862,400	
ＺＡＣＲＯＳ	7,000	4,365.000	30,555,000	
前澤化成工業	6,000	1,860.000	11,160,000	
未来工業	3,400	3,770.000	12,818,000	

ＪＳＰ	6,800	2,111.000	14,354,800	
エフピコ	20,600	2,880.000	59,328,000	
天馬	6,900	3,660.000	25,254,000	
信越ポリマー	19,300	1,593.000	30,744,900	
ニフコ	33,900	3,801.000	128,853,900	
バルカー	7,500	3,300.000	24,750,000	
ユニ・チャーム	576,600	1,201.500	692,784,900	
協和キリン	108,300	2,184.000	236,527,200	
武田薬品工業	820,700	4,515.000	3,705,460,500	
アステラス製薬	808,700	1,484.000	1,200,110,800	
塩野義製薬	306,600	2,300.000	705,180,000	
日本新薬	25,100	4,029.000	101,127,900	
中外製薬	288,500	6,829.000	1,970,166,500	
科研製薬	16,900	4,691.000	79,277,900	
エーザイ	120,100	4,300.000	516,430,000	
ロート製薬	97,400	2,222.500	216,471,500	
小野薬品工業	190,500	1,656.000	315,468,000	
久光製薬	20,500	4,096.000	83,968,000	
持田製薬	11,500	3,280.000	37,720,000	
参天製薬	167,100	1,423.000	237,783,300	
扶桑薬品工業	4,500	2,558.000	11,511,000	
ツムラ	31,600	4,475.000	141,410,000	
キッセイ薬品工業	15,500	3,825.000	59,287,500	
生化学工業	19,000	793.000	15,067,000	
栄研化学	17,300	2,281.000	39,461,300	
鳥居薬品	5,300	4,580.000	24,274,000	
ＪＣＲファーマ	32,600	525.000	17,115,000	
東和薬品	14,300	2,770.000	39,611,000	
富士製薬工業	7,900	1,373.000	10,846,700	
ゼリア新薬工業	14,500	2,253.000	32,668,500	
ネクセラファーマ	44,600	907.000	40,452,200	
第一三共	852,500	3,533.000	3,011,882,500	
杏林製薬	21,900	1,600.000	35,040,000	
大幸薬品	24,400	291.000	7,100,400	
ダイト	8,000	2,207.000	17,656,000	
大塚ホールディングス	228,000	7,852.000	1,790,256,000	
ペプチドリーム	45,700	2,251.500	102,893,550	
セルソース	8,600	798.000	6,862,800	
あすか製薬ホールディングス	9,900	2,294.000	22,710,600	
サワイグループホールディングス	55,400	2,100.000	116,340,000	
日本コークス工業	109,800	94.000	10,321,200	
ニチレキグループ	11,400	2,277.000	25,957,800	
ユシロ化学工業	5,000	2,070.000	10,350,000	
出光興産	431,000	1,152.500	496,727,500	

ＥＮＥＯＳホールディングス	1,564,200	840.900	1,315,335,780	
コスモエネルギーホールディングス	30,400	6,842.000	207,996,800	
横浜ゴム	46,200	3,550.000	164,010,000	
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	52,300	2,698.000	141,105,400	
ブリヂストン	269,400	6,157.000	1,658,695,800	
住友ゴム工業	90,400	1,917.000	173,296,800	
藤倉コンポジット	9,500	1,468.000	13,946,000	
オカモト	5,100	5,260.000	26,826,000	
フコク	6,800	1,732.000	11,777,600	
ニッタ	9,100	3,840.000	34,944,000	
住友理工	18,200	1,807.000	32,887,400	
三ツ星ベルト	12,100	4,000.000	48,400,000	
バンドー化学	12,700	1,764.000	22,402,800	
日東紡績	10,800	4,775.000	51,570,000	
ＡＧＣ	89,600	4,685.000	419,776,000	
日本電気硝子	31,000	3,562.000	110,422,000	
オハラ	5,300	1,100.000	5,830,000	
住友大阪セメント	17,000	3,717.000	63,189,000	
太平洋セメント	58,400	4,014.000	234,417,600	
日本ヒューム	8,400	2,088.000	17,539,200	
日本コンクリート工業	19,100	375.000	7,162,500	
三谷セキサン	3,900	6,260.000	24,414,000	
アジアパイルホールディングス	13,500	951.000	12,838,500	
東海カーボン	89,900	981.900	88,272,810	
日本カーボン	4,700	4,240.000	19,928,000	
東洋炭素	6,200	4,170.000	25,854,000	
ノリタケ	9,600	3,625.000	34,800,000	
ＴＯＴＯ	67,600	4,188.000	283,108,800	
日本碍子	102,800	1,956.500	201,128,200	
日本特殊陶業	74,700	4,670.000	348,849,000	
ＭＡＲＵＷＡ	3,800	32,850.000	124,830,000	
品川リフラクトリーズ	10,700	1,786.000	19,110,200	
黒崎播磨	7,200	2,699.000	19,432,800	
ヨータイ	5,000	1,700.000	8,500,000	
フジミインコーポレーテッド	24,100	2,071.000	49,911,100	
ニチアス	24,600	4,484.000	110,306,400	
ニチハ	11,100	3,130.000	34,743,000	
日本製鉄	480,300	3,485.000	1,673,845,500	
神戸製鋼所	190,400	1,884.000	358,713,600	
中山製鋼所	20,000	806.000	16,120,000	
合同製鐵	5,600	4,215.000	23,604,000	
ＪＦＥホールディングス	286,400	2,003.000	573,659,200	
東京製鐵	27,400	1,645.000	45,073,000	
共英製鋼	10,000	2,000.000	20,000,000	

大和工業	17,700	8,195.000	145,051,500	
東京鐵鋼	4,100	6,230.000	25,543,000	
大阪製鐵	5,300	3,030.000	16,059,000	
淀川製鋼所	9,800	5,880.000	57,624,000	
中部鋼鈑	6,500	2,278.000	14,807,000	
丸一鋼管	29,100	3,545.000	103,159,500	
モリ工業	2,500	5,540.000	13,850,000	
大同特殊鋼	60,600	1,281.500	77,658,900	
日本冶金工業	6,500	4,465.000	29,022,500	
愛知製鋼	5,700	7,280.000	41,496,000	
大平洋金属	9,800	1,886.000	18,482,800	
新日本電工	57,600	297.000	17,107,200	
栗本鐵工所	4,600	4,895.000	22,517,000	
三菱製鋼	7,500	1,679.000	12,592,500	
日本精線	7,700	1,378.000	10,610,600	
エンビプロ・ホールディングス	11,600	482.000	5,591,200	
大紀アルミニウム工業所	13,700	1,054.000	14,439,800	
日本軽金属ホールディングス	28,300	1,623.000	45,930,900	
三井金属鉱業	23,600	4,561.000	107,639,600	
三菱マテリアル	68,300	2,622.000	179,082,600	
住友金属鉱山	120,300	3,460.000	416,238,000	
ＤＯＷＡホールディングス	25,500	4,908.000	125,154,000	
古河機械金属	12,900	2,299.000	29,657,100	
大阪チタニウムテクノロジーズ	17,000	2,098.000	35,666,000	
東邦チタニウム	20,000	1,170.000	23,400,000	
ＵＡＣＪ	13,400	5,440.000	72,896,000	
ＣＫサンエツ	2,300	4,185.000	9,625,500	
古河電気工業	31,700	5,961.000	188,963,700	
住友電気工業	327,400	2,679.000	877,104,600	
フジクラ	101,600	6,198.000	629,716,800	
ＳＷＣＣ	12,700	6,040.000	76,708,000	
平河ヒューテック	6,300	1,506.000	9,487,800	
リョービ	10,400	2,350.000	24,440,000	
ＡＲＥホールディングス	38,600	1,981.000	76,466,600	
稲葉製作所	6,200	1,736.000	10,763,200	
宮地エンジニアリンググループ	11,400	1,901.000	21,671,400	
トーカロ	26,900	1,769.000	47,586,100	
ＳＵＭＣＯ	180,400	1,227.500	221,441,000	
川田テクノロジーズ	6,900	3,010.000	20,769,000	
ＲＳ　ＴＥＣＨＮＯＬＯＧＩＥＳ	7,100	3,265.000	23,181,500	
東洋製罐グループホールディングス	60,200	2,472.500	148,844,500	
ホッカンホールディングス	5,100	1,757.000	8,960,700	
横河ブリッジホールディングス	15,700	2,617.000	41,086,900	
三和ホールディングス	93,000	5,108.000	475,044,000	

文化シヤッター	25,300	1,889.000	47,791,700	
三協立山	13,900	616.000	8,562,400	
アルインコ	7,700	1,040.000	8,008,000	
ＬＩＸＩＬ	138,600	1,829.000	253,499,400	
ノーリツ	15,200	1,815.000	27,588,000	
長府製作所	10,600	1,901.000	20,150,600	
リンナイ	49,900	3,600.000	179,640,000	
日東精工	13,700	609.000	8,343,300	
岡部	16,300	897.000	14,621,100	
ジーテクト	10,800	1,789.000	19,321,200	
東プレ	17,100	1,946.000	33,276,600	
高周波熱錬	14,700	1,007.000	14,802,900	
東京製綱	5,800	1,341.000	7,777,800	
パイオラックス	12,500	2,494.000	31,175,000	
エイチワン	9,900	1,161.000	11,493,900	
日本発条	83,300	1,714.500	142,817,850	
中央発條	6,100	1,710.000	10,431,000	
立川ブラインド工業	4,400	1,493.000	6,569,200	
日本製鋼所	28,200	6,092.000	171,794,400	
三浦工業	43,000	3,066.000	131,838,000	
タクマ	31,100	1,817.000	56,508,700	
ツガミ	19,700	1,979.000	38,986,300	
オークマ	15,900	3,615.000	57,478,500	
芝浦機械	11,900	3,980.000	47,362,000	
アマダ	127,000	1,539.000	195,453,000	
アイダエンジニアリング	19,900	855.000	17,014,500	
ＦＵＪＩ	38,700	2,212.000	85,604,400	
牧野フライス製作所	10,300	11,760.000	121,128,000	
オーエスジー	40,700	1,723.000	70,126,100	
旭ダイヤモンド工業	21,200	880.000	18,656,000	
ＤＭＧ森精機	58,300	3,385.000	197,345,500	
ソディック	24,900	879.000	21,887,100	
ディスコ	44,700	35,610.000	1,591,767,000	
日東工器	4,300	1,958.000	8,419,400	
日進工具	7,100	772.000	5,481,200	
冨士ダイス	6,700	821.000	5,500,700	
リケンＮＰＲ	13,000	2,674.000	34,762,000	
島精機製作所	15,400	973.000	14,984,200	
オプトラン	14,800	1,664.000	24,627,200	
イワキ	6,200	2,355.000	14,601,000	
フリュー	9,200	1,035.000	9,522,000	
ヤマシンフィルタ	22,400	600.000	13,440,000	
日阪製作所	10,600	1,017.000	10,780,200	
やまびこ	14,800	2,550.000	37,740,000	

野村マイクロ・サイエンス	15,300	2,578.000	39,443,400	
平田機工	4,400	5,060.000	22,264,000	
ＰＥＧＡＳＵＳ	11,000	525.000	5,775,000	
マルマエ	4,300	1,375.000	5,912,500	
タツモ	6,600	2,170.000	14,322,000	
ナブテスコ	58,400	2,493.500	145,620,400	
三井海洋開発	11,900	4,150.000	49,385,000	
レオン自動機	10,300	1,283.000	13,214,900	
ＳＭＣ	27,800	57,000.000	1,584,600,000	
ホソカワミクロン	6,300	4,060.000	25,578,000	
ユニオンツール	4,000	4,470.000	17,880,000	
瑞光	7,300	1,175.000	8,577,500	
オイレス工業	12,100	2,444.000	29,572,400	
日精エー・エス・ビー機械	3,400	5,130.000	17,442,000	
サトーホールディングス	11,600	2,162.000	25,079,200	
技研製作所	8,700	1,509.000	13,128,300	
日本エアーテック	5,400	1,083.000	5,848,200	
日精樹脂工業	7,100	903.000	6,411,300	
ワイエイシイホールディングス	9,100	910.000	8,281,000	
小松製作所	458,600	4,587.000	2,103,598,200	
住友重機械工業	54,500	3,279.000	178,705,500	
日立建機	36,700	4,296.000	157,663,200	
日工	11,000	710.000	7,810,000	
巴工業	3,700	4,180.000	15,466,000	
井関農機	13,800	1,172.000	16,173,600	
ＴＯＷＡ	29,000	1,538.000	44,602,000	
北川鉄工所	3,300	1,280.000	4,224,000	
ローツェ	48,000	1,710.000	82,080,000	
クボタ	474,500	1,939.000	920,055,500	
荏原実業	4,500	3,920.000	17,640,000	
三菱化工機	3,000	4,070.000	12,210,000	
月島ホールディングス	12,600	1,714.000	21,596,400	
帝国電機製作所	6,000	3,070.000	18,420,000	
新東工業	21,800	874.000	19,053,200	
澁谷工業	8,500	3,360.000	28,560,000	
アイチコーポレーション	14,900	1,425.000	21,232,500	
小森コーポレーション	22,200	1,261.000	27,994,200	
鶴見製作所	7,500	3,440.000	25,800,000	
酒井重工業	3,500	2,282.000	7,987,000	
荏原製作所	189,800	2,415.000	458,367,000	
酉島製作所	7,900	2,303.000	18,193,700	
北越工業	9,300	1,989.000	18,497,700	
ダイキン工業	121,000	17,185.000	2,079,385,000	
オルガノ	14,200	7,100.000	100,820,000	

トーヨーカネツ	3,100	3,915.000	12,136,500	
栗田工業	51,700	4,955.000	256,173,500	
椿本チエイン	44,500	1,966.000	87,487,000	
木村化工機	8,700	795.000	6,916,500	
アネスト岩田	15,200	1,232.000	18,726,400	
ダイフク	156,200	3,830.000	598,246,000	
サムコ	2,300	2,787.000	6,410,100	
タダノ	52,300	1,164.000	60,877,200	
フジテック	29,600	6,002.000	177,659,200	
ＣＫＤ	25,200	2,199.000	55,414,800	
平和	31,600	2,436.000	76,977,600	
理想科学工業	14,800	1,343.000	19,876,400	
ＳＡＮＫＹＯ	107,000	2,240.000	239,680,000	
日本金銭機械	11,100	1,158.000	12,853,800	
マースグループホールディングス	6,200	3,295.000	20,429,000	
フクシマガリレイ	13,600	2,861.000	38,909,600	
ダイコク電機	4,600	2,819.000	12,967,400	
竹内製作所	16,600	5,480.000	90,968,000	
アマノ	26,000	4,040.000	105,040,000	
ジャノメ	9,400	1,046.000	9,832,400	
マックス	11,800	4,500.000	53,100,000	
グローリー	24,300	2,769.500	67,298,850	
新晃工業	26,500	1,268.000	33,602,000	
大和冷機工業	13,500	1,853.000	25,015,500	
セガサミーホールディングス	83,100	2,959.500	245,934,450	
ＴＰＲ	11,000	2,520.000	27,720,000	
ツバキ・ナカシマ	26,400	461.000	12,170,400	
ホシザキ	59,800	6,533.000	390,673,400	
大豊工業	9,000	638.000	5,742,000	
日本精工	171,600	682.600	117,134,160	
ＮＴＮ	221,000	258.400	57,106,400	
ジェイテクト	82,500	1,169.000	96,442,500	
不二越	6,900	3,515.000	24,253,500	
日本トムソン	25,800	521.000	13,441,800	
ＴＨＫ	53,500	3,873.000	207,205,500	
ユーシン精機	7,900	675.000	5,332,500	
前澤給装工業	6,900	1,349.000	9,308,100	
イーグル工業	9,800	2,066.000	20,246,800	
ＰＩＬＬＡＲ	8,200	3,615.000	29,643,000	
キッツ	29,500	1,226.000	36,167,000	
マキタ	115,400	5,465.000	630,661,000	
三井Ｅ＆Ｓ	49,900	1,824.000	91,017,600	
カナデビア	77,500	971.000	75,252,500	
三菱重工業	1,622,900	2,796.000	4,537,628,400	

ＩＨＩ	74,400	11,270.000	838,488,000	
スター精密	15,300	2,028.000	31,028,400	
キオクシアホールディングス	41,500	3,170.000	131,555,000	
日清紡ホールディングス	68,200	938.000	63,971,600	
イビデン	54,000	4,490.000	242,460,000	
コニカミノルタ	209,100	528.200	110,446,620	
ブラザー工業	123,600	2,788.000	344,596,800	
ミネベアミツミ	160,500	2,310.000	370,755,000	
日立製作所	2,360,200	3,798.000	8,964,039,600	
三菱電機	944,000	2,945.000	2,780,080,000	
富士電機	56,100	6,576.000	368,913,600	
安川電機	100,500	4,230.000	425,115,000	
シンフォニア　テクノロジー	9,600	6,690.000	64,224,000	
明電舎	16,700	4,390.000	73,313,000	
山洋電気	4,500	9,070.000	40,815,000	
デンヨー	7,000	2,535.000	17,745,000	
ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	65,100	3,135.000	204,088,500	
ソシオネクスト	94,200	2,179.500	205,308,900	
東芝テック	13,900	2,872.000	39,920,800	
芝浦メカトロニクス	6,700	7,290.000	48,843,000	
マブチモーター	39,100	2,368.500	92,608,350	
ニデック	410,100	2,720.000	1,115,472,000	
トレックス・セミコンダクター	4,800	1,294.000	6,211,200	
東光高岳	5,300	2,055.000	10,891,500	
ダイヘン	9,300	6,930.000	64,449,000	
ヤーマン	19,000	876.000	16,644,000	
ＪＶＣケンウッド	73,300	1,293.000	94,776,900	
ミマキエンジニアリング	9,000	1,434.000	12,906,000	
大崎電気工業	21,000	854.000	17,934,000	
オムロン	85,200	4,496.000	383,059,200	
日東工業	15,000	3,455.000	51,825,000	
ＩＤＥＣ	16,700	2,630.000	43,921,000	
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	42,400	2,556.500	108,395,600	
メルコホールディングス	1,500	2,318.000	3,477,000	
日本電気	131,200	15,820.000	2,075,584,000	
富士通	854,500	3,089.000	2,639,550,500	
沖電気工業	44,700	1,041.000	46,532,700	
電気興業	4,000	1,831.000	7,324,000	
サンケン電気	10,200	7,821.000	79,774,200	
アイホン	6,100	2,710.000	16,531,000	
ルネサスエレクトロニクス	706,800	2,380.000	1,682,184,000	
セイコーエプソン	118,600	2,489.500	295,254,700	
ワコム	64,900	623.000	40,432,700	
アルバック	20,300	5,610.000	113,883,000	

アクセル	4,400	1,168.000	5,139,200	
ＥＩＺＯ	12,600	2,203.000	27,757,800	
日本信号	23,200	915.000	21,228,000	
京三製作所	21,500	506.000	10,879,000	
能美防災	12,800	3,285.000	42,048,000	
ホーチキ	7,400	2,503.000	18,522,200	
エレコム	23,700	1,689.000	40,029,300	
パナソニック　ホールディングス	1,096,000	1,865.000	2,044,040,000	
シャープ	137,800	979.600	134,988,880	
アンリツ	68,200	1,359.500	92,717,900	
ソニーグループ	3,168,800	3,651.000	11,569,288,800	
ＴＤＫ	801,600	1,614.500	1,294,183,200	
帝国通信工業	4,100	2,481.000	10,172,100	
タムラ製作所	46,400	550.000	25,520,000	
アルプスアルパイン	76,600	1,612.000	123,479,200	
日本電波工業	10,800	897.000	9,687,600	
鈴木	5,300	1,711.000	9,068,300	
メイコー	9,800	7,410.000	72,618,000	
日本トリム	2,200	3,925.000	8,635,000	
フォスター電機	9,700	1,402.000	13,599,400	
ＳＭＫ	2,500	2,612.000	6,530,000	
ヨコオ	8,900	1,508.000	13,421,200	
ホシデン	24,600	2,076.000	51,069,600	
ヒロセ電機	13,400	17,775.000	238,185,000	
日本航空電子工業	24,900	2,775.000	69,097,500	
ＴＯＡ	10,100	960.000	9,696,000	
マクセル	21,100	1,922.000	40,554,200	
古野電気	11,800	2,663.000	31,423,400	
スミダコーポレーション	12,900	983.000	12,680,700	
アイコム	3,600	2,979.000	10,724,400	
リオン	3,800	2,561.000	9,731,800	
横河電機	100,900	3,014.000	304,112,600	
新電元工業	4,400	2,585.000	11,374,000	
アズビル	248,500	1,203.000	298,945,500	
日本光電工業	81,600	2,102.000	171,523,200	
チノー	3,700	2,075.000	7,677,500	
日本電子材料	6,500	2,057.000	13,370,500	
堀場製作所	17,300	10,340.000	178,882,000	
アドバンテスト	290,100	8,704.000	2,525,030,400	
エスペック	8,100	2,499.000	20,241,900	
キーエンス	91,900	61,080.000	5,613,252,000	
日置電機	4,800	7,270.000	34,896,000	
シスメックス	238,400	2,850.500	679,559,200	
日本マイクロニクス	15,500	4,220.000	65,410,000	

メガチップス	8,000	4,750.000	38,000,000	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	5,900	3,425.000	20,207,500	
コーセル	11,400	1,077.000	12,277,800	
イリソ電子工業	9,800	2,697.000	26,430,600	
オプテックスグループ	19,900	1,849.000	36,795,100	
千代田インテグレ	3,800	3,020.000	11,476,000	
レーザーテック	35,700	14,580.000	520,506,000	
スタンレー電気	57,600	2,627.500	151,344,000	
ウシオ電機	40,300	2,086.500	84,085,950	
日本セラミック	10,000	2,916.000	29,160,000	
山一電機	7,700	2,104.000	16,200,800	
図研	8,800	4,525.000	39,820,000	
日本電子	21,100	4,985.000	105,183,500	
カシオ計算機	76,000	1,235.000	93,860,000	
ファナック	445,700	4,405.000	1,963,308,500	
日本シイエムケイ	31,000	446.000	13,826,000	
エンプラス	2,700	4,790.000	12,933,000	
大真空	13,300	590.000	7,847,000	
ローム	166,400	1,624.000	270,233,600	
浜松ホトニクス	149,900	1,582.000	237,141,800	
三井ハイテック	40,700	765.000	31,135,500	
新光電気工業	29,100	5,918.000	172,213,800	
京セラ	571,300	1,732.500	989,777,250	
太陽誘電	40,300	2,542.000	102,442,600	
村田製作所	810,500	2,506.000	2,031,113,000	
双葉電子工業	19,500	545.000	10,627,500	
ニチコン	28,600	1,316.000	37,637,600	
ＫＯＡ	16,000	996.000	15,936,000	
市光工業	18,900	405.000	7,654,500	
小糸製作所	95,700	1,983.000	189,773,100	
ミツバ	18,200	886.000	16,125,200	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	38,700	11,075.000	428,602,500	
キヤノン電子	9,100	2,520.000	22,932,000	
キヤノン	458,200	4,899.000	2,244,721,800	
リコー	235,700	1,622.500	382,423,250	
象印マホービン	30,000	1,572.000	47,160,000	
東京エレクトロン	194,600	22,330.000	4,345,418,000	
イノテック	6,500	1,382.000	8,983,000	
トヨタ紡織	38,100	2,095.500	79,838,550	
ユニプレス	17,700	1,150.000	20,355,000	
豊田自動織機	78,100	13,550.000	1,058,255,000	
モリタホールディングス	15,900	2,166.000	34,439,400	
三櫻工業	13,000	703.000	9,139,000	
デンソー	900,500	2,008.000	1,808,204,000	

東海理化電機製作所	26,700	2,321.000	61,970,700	
川崎重工業	69,200	9,750.000	674,700,000	
名村造船所	26,500	2,460.000	65,190,000	
日本車輌製造	4,500	2,092.000	9,414,000	
三菱ロジスネクスト	15,200	2,189.000	33,272,800	
日産自動車	1,146,700	439.600	504,089,320	
いすゞ自動車	282,200	2,002.000	564,964,400	
トヨタ自動車	4,881,500	2,839.000	13,858,578,500	
日野自動車	135,400	483.000	65,398,200	
三菱自動車工業	352,800	438.500	154,702,800	
武蔵精密工業	22,600	2,874.000	64,952,400	
日産車体	14,600	1,076.000	15,709,600	
新明和工業	26,500	1,476.000	39,114,000	
極東開発工業	14,900	2,530.000	37,697,000	
トピー工業	8,100	2,295.000	18,589,500	
ティラド	2,400	3,970.000	9,528,000	
曙ブレーキ工業	78,600	121.000	9,510,600	
タチエス	18,500	1,815.000	33,577,500	
ＮＯＫ	35,600	2,341.000	83,339,600	
フタバ産業	27,600	834.000	23,018,400	
カヤバ	16,200	2,999.000	48,583,800	
大同メタル工業	19,500	527.000	10,276,500	
プレス工業	36,200	600.000	21,720,000	
太平洋工業	22,000	1,441.000	31,702,000	
アイシン	193,600	1,834.000	355,062,400	
マツダ	282,700	1,075.000	303,902,500	
本田技研工業	2,176,200	1,518.000	3,303,471,600	
スズキ	741,500	1,862.500	1,381,043,750	
ＳＵＢＡＲＵ	276,900	2,923.000	809,378,700	
ヤマハ発動機	385,700	1,240.500	478,460,850	
エクセディ	15,000	4,770.000	71,550,000	
豊田合成	25,500	2,695.000	68,722,500	
愛三工業	19,000	2,095.000	39,805,000	
ヨロズ	10,700	1,088.000	11,641,600	
エフ・シー・シー	17,600	3,270.000	57,552,000	
シマノ	39,600	22,095.000	874,962,000	
テイ・エス　テック	36,700	1,767.500	64,867,250	
リガク・ホールディングス	48,300	1,088.000	52,550,400	
テルモ	609,400	2,770.000	1,688,038,000	
日機装	23,400	1,457.000	34,093,800	
日本エム・ディ・エム	6,700	600.000	4,020,000	
島津製作所	132,700	3,965.000	526,155,500	
ＪＭＳ	4,000	475.000	1,900,000	
長野計器	6,500	1,979.000	12,863,500	

ブイ・テクノロジー	4,700	2,360.000	11,092,000	
東京計器	6,900	3,630.000	25,047,000	
愛知時計電機	4,100	2,106.000	8,634,600	
インターアクション	5,700	1,255.000	7,153,500	
東京精密	18,600	8,696.000	161,745,600	
マニー	36,200	1,385.500	50,155,100	
ニコン	144,600	1,660.000	240,036,000	
トプコン	52,200	2,884.500	150,570,900	
オリンパス	509,400	1,997.500	1,017,526,500	
理研計器	12,800	2,930.000	37,504,000	
タムロン	12,600	3,575.000	45,045,000	
ＨＯＹＡ	179,800	17,585.000	3,161,783,000	
ノーリツ鋼機	8,700	4,810.000	41,847,000	
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	11,900	1,979.000	23,550,100	
朝日インテック	111,200	2,417.500	268,826,000	
シチズン時計	84,300	938.000	79,073,400	
メニコン	34,500	1,334.000	46,023,000	
松風	9,200	2,033.000	18,703,600	
セイコーグループ	14,400	4,350.000	62,640,000	
ニプロ	76,200	1,343.500	102,374,700	
三井松島ホールディングス	6,800	4,265.000	29,002,000	
パラマウントベッドホールディングス	20,200	2,591.000	52,338,200	
トランザクション	6,200	2,264.000	14,036,800	
ニホンフラッシュ	8,600	820.000	7,052,000	
前田工繊	18,400	1,839.000	33,837,600	
アートネイチャー	9,800	789.000	7,732,200	
フルヤ金属	8,400	2,856.000	23,990,400	
バンダイナムコホールディングス	249,300	5,031.000	1,254,228,300	
ＳＨＯＥＩ	25,600	1,807.000	46,259,200	
フランスベッドホールディングス	11,900	1,306.000	15,541,400	
パイロットコーポレーション	13,900	4,281.000	59,505,900	
萩原工業	6,300	1,513.000	9,531,900	
フジシールインターナショナル	20,600	2,795.000	57,577,000	
タカラトミー	38,500	3,453.000	132,940,500	
広済堂ホールディングス	36,800	554.000	20,387,200	
プロネクサス	8,600	1,327.000	11,412,200	
ＴＯＰＰＡＮホールディングス	120,400	4,341.000	522,656,400	
大日本印刷	190,300	2,231.500	424,654,450	
共同印刷	2,800	4,400.000	12,320,000	
ＮＩＳＳＨＡ	16,000	1,486.000	23,776,000	
ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	5,300	3,115.000	16,509,500	
アシックス	338,800	3,184.000	1,078,739,200	
ツツミ	3,200	2,372.000	7,590,400	
ローランド	6,700	3,795.000	25,426,500	

小松ウオール工業	6,600	1,509.000	9,959,400	
ヤマハ	164,500	1,212.500	199,456,250	
河合楽器製作所	2,900	3,200.000	9,280,000	
クリナップ	9,800	684.000	6,703,200	
ピジョン	59,000	1,853.500	109,356,500	
キングジム	9,300	855.000	7,951,500	
リンテック	17,500	2,854.000	49,945,000	
イトーキ	18,200	1,733.000	31,540,600	
任天堂	579,900	10,270.000	5,955,573,000	
三菱鉛筆	12,600	2,650.000	33,390,000	
タカラスタンダード	20,900	1,807.000	37,766,300	
コクヨ	43,500	2,826.000	122,931,000	
ナカバヤシ	5,100	541.000	2,759,100	
グローブライド	8,800	1,990.000	17,512,000	
オカムラ	27,300	2,033.000	55,500,900	
美津濃	9,200	7,840.000	72,128,000	
グリムス	4,100	2,285.000	9,368,500	
東京電力ホールディングス	775,400	443.800	344,122,520	
中部電力	337,400	1,699.500	573,411,300	
関西電力	448,000	1,893.500	848,288,000	
中国電力	159,400	926.000	147,604,400	
北陸電力	94,200	932.000	87,794,400	
東北電力	242,100	1,122.500	271,757,250	
四国電力	84,000	1,262.000	106,008,000	
九州電力	211,800	1,376.000	291,436,800	
北海道電力	97,200	832.400	80,909,280	
沖縄電力	23,900	960.000	22,944,000	
電源開発	69,100	2,664.500	184,116,950	
エフオン	9,900	353.000	3,494,700	
イーレックス	22,500	832.000	18,720,000	
レノバ	26,000	746.000	19,396,000	
東京瓦斯	173,900	4,822.000	838,545,800	
大阪瓦斯	180,100	3,446.000	620,624,600	
東邦瓦斯	36,100	4,136.000	149,309,600	
北海道瓦斯	26,100	529.000	13,806,900	
広島ガス	21,300	354.000	7,540,200	
西部ガスホールディングス	9,600	1,706.000	16,377,600	
静岡ガス	20,000	1,113.000	22,260,000	
メタウォーター	12,300	1,995.000	24,538,500	
ＳＢＳホールディングス	9,000	2,884.000	25,956,000	
東武鉄道	96,300	2,700.000	260,010,000	
相鉄ホールディングス	29,800	2,325.000	69,285,000	
東急	257,400	1,769.000	455,340,600	
京浜急行電鉄	113,900	1,570.500	178,879,950	

小田急電鉄	151,900	1,538.000	233,622,200	
京王電鉄	48,800	3,975.000	193,980,000	
京成電鉄	160,300	1,482.000	237,564,600	
富士急行	12,100	2,273.000	27,503,300	
東日本旅客鉄道	507,200	3,043.000	1,543,409,600	
西日本旅客鉄道	226,900	3,065.000	695,448,500	
東海旅客鉄道	354,200	3,037.000	1,075,705,400	
東京地下鉄	154,400	1,908.000	294,595,200	
西武ホールディングス	100,300	3,683.000	369,404,900	
鴻池運輸	16,800	2,787.000	46,821,600	
西日本鉄道	25,900	2,241.000	58,041,900	
ハマキョウレックス	29,900	1,320.000	39,468,000	
サカイ引越センター	11,200	2,547.000	28,526,400	
近鉄グループホールディングス	98,400	3,409.000	335,445,600	
阪急阪神ホールディングス	121,400	4,031.000	489,363,400	
南海電気鉄道	40,600	2,563.000	104,057,800	
京阪ホールディングス	50,800	3,461.000	175,818,800	
神戸電鉄	2,200	2,625.000	5,775,000	
名古屋鉄道	101,000	1,803.000	182,103,000	
山陽電気鉄道	6,500	2,065.000	13,422,500	
ヤマトホールディングス	111,500	1,953.000	217,759,500	
山九	22,000	6,219.000	136,818,000	
丸全昭和運輸	5,900	6,380.000	37,642,000	
センコーグループホールディングス	60,100	1,540.000	92,554,000	
トナミホールディングス	2,100	10,280.000	21,588,000	
ニッコンホールディングス	51,500	2,600.000	133,900,000	
福山通運	10,000	3,755.000	37,550,000	
セイノーホールディングス	44,500	2,305.500	102,594,750	
神奈川中央交通	2,500	3,960.000	9,900,000	
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	28,900	1,239.000	35,807,100	
九州旅客鉄道	70,300	3,787.000	266,226,100	
ＳＧホールディングス	153,500	1,624.000	249,284,000	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス	98,400	2,761.500	271,731,600	
日本郵船	189,700	5,288.000	1,003,133,600	
商船三井	173,800	5,504.000	956,595,200	
川崎汽船	208,300	2,182.500	454,614,750	
ＮＳユナイテッド海運	6,200	4,135.000	25,637,000	
飯野海運	35,300	1,077.000	38,018,100	
乾汽船	12,900	1,450.000	18,705,000	
日本航空	209,900	2,597.500	545,215,250	
ＡＮＡホールディングス	249,300	2,852.500	711,128,250	
日新	6,700	4,770.000	31,959,000	
三菱倉庫	93,600	1,005.500	94,114,800	
三井倉庫ホールディングス	9,800	8,050.000	78,890,000	

住友倉庫	27,100	2,832.000	76,747,200	
澁澤倉庫	3,600	3,375.000	12,150,000	
日本トランスシティ	18,600	893.000	16,609,800	
中央倉庫	3,400	1,493.000	5,076,200	
安田倉庫	6,900	1,758.000	12,130,200	
上組	41,800	3,496.000	146,132,800	
キユーソー流通システム	6,700	1,915.000	12,830,500	
エーアイテイー	5,400	1,663.000	8,980,200	
内外トランスライン	3,500	4,045.000	14,157,500	
日本コンセプト	3,300	1,819.000	6,002,700	
クロスキャット	7,100	1,114.000	7,909,400	
システナ	134,900	362.000	48,833,800	
デジタルアーツ	6,500	6,600.000	42,900,000	
日鉄ソリューションズ	32,300	4,038.000	130,427,400	
キューブシステム	4,500	1,034.000	4,653,000	
コア	4,300	1,905.000	8,191,500	
手間いらず	1,900	3,145.000	5,975,500	
ラクーンホールディングス	8,100	920.000	7,452,000	
ソリトンシステムズ	4,800	1,274.000	6,115,200	
ソフトクリエイトホールディングス	7,100	2,043.000	14,505,300	
ＴＩＳ	98,000	4,235.000	415,030,000	
グリーホールディングス	31,500	553.000	17,419,500	
ＧＭＯペパボ	900	1,441.000	1,296,900	
コーエーテクモホールディングス	70,100	2,005.000	140,550,500	
三菱総合研究所	4,900	5,000.000	24,500,000	
ファインデックス	7,900	730.000	5,767,000	
ブレインパッド	7,500	1,132.000	8,490,000	
ポールトゥウィンホールディングス	15,000	410.000	6,150,000	
ネクソン	202,700	2,076.000	420,805,200	
アイスタイル	29,900	461.000	13,783,900	
エムアップホールディングス	11,500	1,796.000	20,654,000	
エイチーム	6,700	980.000	6,566,000	
セルシス	14,800	1,213.000	17,952,400	
エニグモ	12,700	307.000	3,898,900	
コロプラ	32,000	482.000	15,424,000	
ブロードリーフ	43,900	719.000	31,564,100	
デジタルハーツホールディングス	6,700	1,103.000	7,390,100	
メディアドゥ	4,400	1,661.000	7,308,400	
じげん	25,500	455.000	11,602,500	
フィックスターズ	9,800	1,811.000	17,747,800	
ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	5,100	1,429.000	7,287,900	
オプティム	14,600	696.000	10,161,600	
セレス	4,200	2,459.000	10,327,800	
ＳＨＩＦＴ	92,900	1,274.000	118,354,600	

セック	1,400	4,855.000	6,797,000	
テクマトリックス	22,200	2,058.000	45,687,600	
プロシップ	3,900	1,805.000	7,039,500	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	23,000	2,984.500	68,643,500	
GMOペイメントゲートウェイ	21,200	7,828.000	165,953,600	
システムリサーチ	5,900	1,683.000	9,929,700	
インターネットイニシアティブ	50,800	2,564.000	130,251,200	
さくらインターネット	14,600	4,165.000	60,809,000	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	2,800	2,319.000	6,493,200	
ＳＲＡホールディングス	5,200	4,575.000	23,790,000	
朝日ネット	8,600	684.000	5,882,400	
ｅＢＡＳＥ	12,200	572.000	6,978,400	
アバントグループ	15,200	1,823.000	27,709,600	
アドソル日進	3,500	2,144.000	7,504,000	
フリービット	4,900	1,534.000	7,516,600	
コムチュア	12,300	1,754.000	21,574,200	
アイル	5,400	2,280.000	12,312,000	
マークラインズ	5,200	2,420.000	12,584,000	
メディカル・データ・ビジョン	12,600	407.000	5,128,200	
ｇｕｍｉ	18,400	491.000	9,034,400	
テラスカイ	4,300	2,274.000	9,778,200	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	5,700	2,534.000	14,443,800	
ネオジャパン	3,200	1,541.000	4,931,200	
ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	2,200	2,435.000	5,357,000	
ラクス	43,800	2,048.000	89,702,400	
ダブルスタンダード	3,400	1,581.000	5,375,400	
オープンドア	6,500	676.000	4,394,000	
アカツキ	4,600	2,876.000	13,229,600	
ＵＢＩＣＯＭホールディングス	3,100	1,401.000	4,343,100	
カナミックネットワーク	12,200	440.000	5,368,000	
チェンジホールディングス	24,600	1,456.000	35,817,600	
オークネット	4,200	2,442.000	10,256,400	
オロ	3,900	2,612.000	10,186,800	
ユーザーローカル	3,800	1,725.000	6,555,000	
ＰＫＳＨＡ　ＴＥＣＨＮＯＬＯＧＹ	8,100	3,285.000	26,608,500	
マネーフォワード	22,800	4,385.000	99,978,000	
ＳＵＮ　ＡＳＴＥＲＩＳＫ	6,900	595.000	4,105,500	
プラスアルファ・コンサルティング	11,800	1,388.000	16,378,400	
電算システムホールディングス	4,200	2,665.000	11,193,000	
ＡＰＰＩＥＲ　ＧＲＯＵＰ	29,700	1,538.000	45,678,600	
ビジョナル	11,800	7,926.000	93,526,800	
野村総合研究所	199,600	5,064.000	1,010,774,400	
日本システム技術	8,400	1,809.000	15,195,600	
インテージホールディングス	8,800	1,703.000	14,986,400	

東邦システムサイエンス	3,800	1,286.000	4,886,800	
シンプレクス・ホールディングス	18,100	2,928.000	52,996,800	
ラクスル	24,400	1,181.000	28,816,400	
メルカリ	51,200	2,575.000	131,840,000	
ＩＰＳ	2,900	2,280.000	6,612,000	
システムサポートホールディングス	3,300	2,135.000	7,045,500	
イーソル	7,500	646.000	4,845,000	
ウイングアーク１ｓｔ	9,500	3,695.000	35,102,500	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	3,400	1,001.000	3,403,400	
サーバーワークス	2,100	2,446.000	5,136,600	
Ｓａｎｓａｎ	27,000	1,991.000	53,757,000	
ギフティ	8,600	1,443.000	12,409,800	
メドレー	10,900	3,260.000	35,534,000	
ベース	4,400	3,165.000	13,926,000	
ＪＭＤＣ	11,800	2,951.500	34,827,700	
フォーカスシステムズ	6,000	1,120.000	6,720,000	
クレスコ	15,000	1,141.000	17,115,000	
フジ・メディア・ホールディングス	89,700	2,352.000	210,974,400	
オービック	172,300	4,382.000	755,018,600	
ジャストシステム	14,900	3,505.000	52,224,500	
ＴＤＣソフト	16,800	1,397.000	23,469,600	
ＬＩＮＥヤフー	1,475,100	527.000	777,377,700	
トレンドマイクロ	48,400	10,185.000	492,954,000	
ＩＤホールディングス	5,900	1,838.000	10,844,200	
日本オラクル	17,700	14,145.000	250,366,500	
アルファシステムズ	2,600	3,395.000	8,827,000	
フューチャー	25,800	1,818.000	46,904,400	
ＣＡＣ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	5,300	1,992.000	10,557,600	
オービックビジネスコンサルタント	15,600	7,172.000	111,883,200	
アイティフォー	10,900	1,446.000	15,761,400	
東計電算	2,800	4,235.000	11,858,000	
大塚商会	104,600	3,311.000	346,330,600	
サイボウズ	12,800	2,791.000	35,724,800	
電通総研	9,800	6,530.000	63,994,000	
ＡＣＣＥＳＳ	10,400	938.000	9,755,200	
デジタルガレージ	16,300	4,930.000	80,359,000	
イーエムシステムズ	20,600	789.000	16,253,400	
ウェザーニューズ	7,400	3,390.000	25,086,000	
ＣＩＪ	23,700	462.000	10,949,400	
ビジネスエンジニアリング	2,000	3,825.000	7,650,000	
ＷＯＷＯＷ	7,000	1,027.000	7,189,000	
ＡＮＹＣＯＬＯＲ	12,700	3,515.000	44,640,500	
ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＲＯＵＰ	9,900	505.000	4,999,500	
アルゴグラフィックス	9,300	5,120.000	47,616,000	

マーベラス	16,200	498.000	8,067,600	
エイベックス	23,200	1,320.000	30,624,000	
ＢＩＰＲＯＧＹ	31,200	4,524.000	141,148,800	
都築電気	5,400	2,371.000	12,803,400	
ＴＢＳホールディングス	45,700	4,340.000	198,338,000	
日本テレビホールディングス	81,900	3,055.000	250,204,500	
朝日放送グループホールディングス	9,600	685.000	6,576,000	
テレビ朝日ホールディングス	22,200	2,610.000	57,942,000	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	71,300	1,148.000	81,852,400	
テレビ東京ホールディングス	6,000	3,745.000	22,470,000	
ビジョン	14,700	1,185.000	17,419,500	
Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	31,100	1,731.000	53,834,100	
日本通信	91,400	152.000	13,892,800	
日本電信電話	27,409,100	149.400	4,094,919,540	
ＫＤＤＩ	677,800	4,855.000	3,290,719,000	
ソフトバンク	14,749,400	214.200	3,159,321,480	
光通信	10,700	39,330.000	420,831,000	
エムティーアイ	7,400	834.000	6,171,600	
ＧＭＯインターネットグループ	31,000	3,319.000	102,889,000	
ファイバーゲート	5,000	943.000	4,715,000	
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	49,100	3,441.000	168,953,100	
学研ホールディングス	16,900	994.000	16,798,600	
ゼンリン	15,100	1,000.000	15,100,000	
アイネット	5,600	2,111.000	11,821,600	
松竹	5,900	12,160.000	71,744,000	
東宝	57,800	7,272.000	420,321,600	
東映	15,500	5,160.000	79,980,000	
ＮＴＴデータグループ	240,900	2,808.000	676,447,200	
ピー・シー・エー	6,100	1,891.000	11,535,100	
ビジネスブレイン太田昭和	4,300	2,518.000	10,827,400	
ＤＴＳ	17,700	4,330.000	76,641,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	46,400	6,925.000	321,320,000	
シーイーシー	11,700	2,305.000	26,968,500	
カプコン	184,000	3,505.000	644,920,000	
アイ・エス・ビー	4,600	1,360.000	6,256,000	
ＳＣＳＫ	75,400	3,860.000	291,044,000	
ＮＳＷ	4,400	2,893.000	12,729,200	
アイネス	7,000	1,816.000	12,712,000	
ＴＫＣ	18,400	3,865.000	71,116,000	
富士ソフト	24,100	9,768.000	235,408,800	
ＮＳＤ	35,700	3,434.000	122,593,800	
コナミグループ	34,400	17,520.000	602,688,000	
福井コンピュータホールディングス	6,000	3,515.000	21,090,000	
ＪＢＣＣホールディングス	6,100	4,590.000	27,999,000	

ミロク情報サービス	7,900	1,929.000	15,239,100	
ソフトバンクグループ	454,500	7,964.000	3,619,638,000	
リョーサン菱洋ホールディングス	17,300	2,620.000	45,326,000	
高千穂交易	3,500	4,265.000	14,927,500	
伊藤忠食品	2,300	7,890.000	18,147,000	
あらた	14,700	3,235.000	47,554,500	
トーメンデバイス	1,400	6,220.000	8,708,000	
東京エレクトロン　デバイス	9,400	3,205.000	30,127,000	
円谷フィールズホールディングス	16,800	1,677.000	28,173,600	
双日	108,300	3,466.000	375,367,800	
アルフレッサ　ホールディングス	91,200	2,114.500	192,842,400	
横浜冷凍	26,000	902.000	23,452,000	
ラサ商事	5,000	1,525.000	7,625,000	
アルコニックス	15,800	1,575.000	24,885,000	
神戸物産	75,400	3,498.000	263,749,200	
あい　ホールディングス	20,100	2,086.000	41,928,600	
ダイワボウホールディングス	42,400	2,516.000	106,678,400	
マクニカホールディングス	74,800	1,963.000	146,832,400	
ラクト・ジャパン	4,500	2,970.000	13,365,000	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	14,700	1,208.000	17,757,600	
八洲電機	7,800	1,800.000	14,040,000	
メディアスホールディングス	7,000	960.000	6,720,000	
レスター	8,000	2,473.000	19,784,000	
ＴＯＫＡＩホールディングス	51,800	970.000	50,246,000	
三洋貿易	9,900	1,523.000	15,077,700	
ビューティガレージ	3,300	1,640.000	5,412,000	
ウイン・パートナーズ	5,200	1,498.000	7,789,600	
シップヘルスケアホールディングス	39,000	2,024.000	78,936,000	
明治電機工業	2,000	1,594.000	3,188,000	
コメダホールディングス	25,300	2,810.000	71,093,000	
アセンテック	3,900	1,241.000	4,839,900	
フルサト・マルカホールディングス	8,300	2,434.000	20,202,200	
ヤマエグループホールディングス	10,700	2,535.000	27,124,500	
小野建	9,300	1,534.000	14,266,200	
佐鳥電機	6,700	1,733.000	11,611,100	
伯東	5,300	4,545.000	24,088,500	
コンドーテック	7,000	1,412.000	9,884,000	
ナガイレーベン	12,000	1,982.000	23,784,000	
三菱食品	9,300	5,070.000	47,151,000	
松田産業	7,000	3,585.000	25,095,000	
第一興商	37,200	1,706.000	63,463,200	
メディパルホールディングス	106,400	2,303.000	245,039,200	
ＳＰＫ	4,200	2,165.000	9,093,000	
萩原電気ホールディングス	4,300	3,485.000	14,985,500	

アズワン	29,900	2,394.000	71,580,600	
スズデン	3,800	1,989.000	7,558,200	
シモジマ	6,600	1,344.000	8,870,400	
ドウシシャ	8,800	2,098.000	18,462,400	
高速	5,700	2,146.000	12,232,200	
たけびし	3,400	1,870.000	6,358,000	
リックス	2,500	3,180.000	7,950,000	
丸文	8,300	1,050.000	8,715,000	
ハピネット	8,500	4,815.000	40,927,500	
日本ライフライン	25,900	1,575.000	40,792,500	
タカショー	11,900	408.000	4,855,200	
ＩＤＯＭ	36,500	1,200.000	43,800,000	
進和	5,800	3,060.000	17,748,000	
ダイトロン	3,700	3,290.000	12,173,000	
シークス	13,300	1,110.000	14,763,000	
オーハシテクニカ	4,700	2,011.000	9,451,700	
白銅	2,600	2,374.000	6,172,400	
伊藤忠商事	652,900	7,115.000	4,645,383,500	
丸紅	796,700	2,525.000	2,011,667,500	
長瀬産業	42,500	2,771.000	117,767,500	
蝶理	5,500	3,165.000	17,407,500	
豊田通商	290,300	2,692.500	781,632,750	
三共生興	14,800	655.000	9,694,000	
兼松	39,700	2,628.000	104,331,600	
三井物産	1,426,800	2,890.500	4,124,165,400	
日本紙パルプ商事	46,000	615.000	28,290,000	
カメイ	9,700	2,035.000	19,739,500	
スターゼン	6,200	2,877.000	17,837,400	
山善	39,200	1,383.000	54,213,600	
椿本興業	6,000	2,160.000	12,960,000	
住友商事	581,300	3,618.000	2,103,143,400	
内田洋行	3,900	8,010.000	31,239,000	
三菱商事	1,794,800	2,741.500	4,920,444,200	
第一実業	9,200	2,413.000	22,199,600	
キヤノンマーケティングジャパン	19,000	4,944.000	93,936,000	
西華産業	4,600	4,715.000	21,689,000	
佐藤商事	6,200	1,579.000	9,789,800	
東京産業	8,900	735.000	6,541,500	
ユアサ商事	8,000	4,725.000	37,800,000	
神鋼商事	2,300	6,160.000	14,168,000	
阪和興業	16,100	5,170.000	83,237,000	
正栄食品工業	6,100	4,135.000	25,223,500	
カナデン	6,900	1,551.000	10,701,900	
ＲＹＯＤＥＮ	7,100	2,594.000	18,417,400	

岩谷産業	96,100	1,586.000	152,414,600	
極東貿易	5,400	1,707.000	9,217,800	
アステナホールディングス	18,300	459.000	8,399,700	
三愛オブリ	22,200	1,800.000	39,960,000	
稲畑産業	28,500	3,230.000	92,055,000	
ＧＳＩクレオス	5,000	2,112.000	10,560,000	
明和産業	13,000	732.000	9,516,000	
ワキタ	16,100	1,794.000	28,883,400	
東邦ホールディングス	26,600	4,288.000	114,060,800	
サンゲツ	24,200	2,969.000	71,849,800	
ミツウロコグループホールディングス	12,800	1,928.000	24,678,400	
シナネンホールディングス	2,900	6,660.000	19,314,000	
伊藤忠エネクス	23,800	1,658.000	39,460,400	
サンリオ	78,900	6,752.000	532,732,800	
サンワ　テクノス	4,600	2,193.000	10,087,800	
新光商事	13,700	920.000	12,604,000	
トーホー	4,400	3,495.000	15,378,000	
三信電気	3,900	2,190.000	8,541,000	
東陽テクニカ	9,100	1,426.000	12,976,600	
モスフードサービス	13,300	3,610.000	48,013,000	
加賀電子	19,100	2,790.000	53,289,000	
ソーダニッカ	10,300	1,143.000	11,772,900	
立花エレテック	6,400	2,618.000	16,755,200	
フォーバル	2,600	1,499.000	3,897,400	
ＰＡＬＴＡＣ	15,200	4,060.000	61,712,000	
三谷産業	19,000	356.000	6,764,000	
コーア商事ホールディングス	5,800	719.000	4,170,200	
ＫＰＰグループホールディングス	24,800	695.000	17,236,000	
ヤマタネ	4,500	3,865.000	17,392,500	
泉州電業	6,500	4,380.000	28,470,000	
トラスコ中山	20,100	2,048.000	41,164,800	
オートバックスセブン	32,000	1,501.000	48,032,000	
モリト	7,200	1,532.000	11,030,400	
加藤産業	11,900	4,925.000	58,607,500	
イエローハット	19,100	2,751.000	52,544,100	
ＪＫホールディングス	7,800	1,033.000	8,057,400	
日伝	6,400	3,135.000	20,064,000	
杉本商事	8,600	1,357.000	11,670,200	
因幡電機産業	27,000	3,994.000	107,838,000	
東テク	9,700	2,606.000	25,278,200	
ミスミグループ本社	146,700	2,651.500	388,975,050	
スズケン	32,200	4,945.000	159,229,000	
ジェコス	6,100	1,076.000	6,563,600	
インターメスティック	5,500	1,769.000	9,729,500	

サンエー	15,900	3,140.000	49,926,000	
カワチ薬品	7,800	2,873.000	22,409,400	
エービーシー・マート	42,000	2,757.500	115,815,000	
ハードオフコーポレーション	4,100	1,908.000	7,822,800	
アスクル	22,800	1,687.000	38,463,600	
ゲオホールディングス	11,300	1,835.000	20,735,500	
アダストリア	13,500	2,943.000	39,730,500	
くら寿司	11,600	3,135.000	36,366,000	
キャンドゥ	4,200	3,490.000	14,658,000	
パルグループホールディングス	22,300	3,140.000	70,022,000	
エディオン	41,500	1,849.000	76,733,500	
サーラコーポレーション	20,100	880.000	17,688,000	
ハローズ	4,200	4,240.000	17,808,000	
フジオフードグループ本社	12,800	1,181.000	15,116,800	
あみやき亭	7,200	1,645.000	11,844,000	
大黒天物産	3,500	6,890.000	24,115,000	
ハニーズホールディングス	8,000	1,656.000	13,248,000	
アルペン	9,000	2,307.000	20,763,000	
クオールホールディングス	12,600	1,618.000	20,386,800	
ジンズホールディングス	7,600	6,700.000	50,920,000	
ビックカメラ	59,000	1,576.000	92,984,000	
ＤＣＭホールディングス	56,200	1,400.000	78,680,000	
ペッパーフードサービス	33,700	217.000	7,312,900	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	137,700	2,733.500	376,402,950	
Ｊ．フロント　リテイリング	111,600	1,844.500	205,846,200	
ドトール・日レスホールディングス	20,600	2,410.000	49,646,000	
マツキヨココカラ&カンパニー	171,400	2,374.000	406,903,600	
ブロンコビリー	5,400	3,750.000	20,250,000	
ＺＯＺＯ	72,100	4,454.000	321,133,400	
トレジャー・ファクトリー	6,800	1,771.000	12,042,800	
物語コーポレーション	19,400	3,400.000	65,960,000	
三越伊勢丹ホールディングス	145,200	2,185.000	317,262,000	
Ｈａｍｅｅ	4,900	1,397.000	6,845,300	
ウエルシアホールディングス	50,800	2,190.000	111,252,000	
クリエイトＳＤホールディングス	13,500	2,866.000	38,691,000	
シュッピン	10,000	1,109.000	11,090,000	
オイシックス・ラ・大地	16,200	1,327.000	21,497,400	
ネクステージ	22,600	1,542.000	34,849,200	
ジョイフル本田	25,700	1,969.000	50,603,300	
エターナルホスピタリティグループ	3,800	2,699.000	10,256,200	
ホットランド	7,400	2,254.000	16,679,600	
すかいらーくホールディングス	132,800	3,037.000	403,313,600	
ＳＦＰホールディングス	4,800	2,059.000	9,883,200	
綿半ホールディングス	7,300	1,697.000	12,388,100	

ヨシックスホールディングス	2,700	2,890.000	7,803,000	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	45,300	838.000	37,961,400	
あさひ	7,500	1,455.000	10,912,500	
日本調剤	7,000	1,475.000	10,325,000	
コスモス薬品	19,400	7,336.000	142,318,400	
セブン&アイ・ホールディングス	1,074,400	2,169.000	2,330,373,600	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	73,500	1,291.000	94,888,500	
ツルハホールディングス	17,100	9,470.000	161,937,000	
サンマルクホールディングス	7,000	2,359.000	16,513,000	
トリドールホールディングス	27,100	3,985.000	107,993,500	
ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	11,600	283.000	3,282,800	
ＪＭホールディングス	6,900	2,472.000	17,056,800	
アレンザホールディングス	6,500	1,050.000	6,825,000	
串カツ田中ホールディングス	2,200	1,396.000	3,071,200	
バロックジャパンリミテッド	9,500	697.000	6,621,500	
クスリのアオキホールディングス	25,500	3,287.000	83,818,500	
力の源ホールディングス	7,600	1,515.000	11,514,000	
ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥＳ	52,000	4,350.000	226,200,000	
メディカルシステムネットワーク	12,000	397.000	4,764,000	
ノジマ	31,900	2,500.000	79,750,000	
カッパ・クリエイト	15,600	1,517.000	23,665,200	
良品計画	115,700	4,006.000	463,494,200	
アドヴァングループ	6,400	910.000	5,824,000	
アルビス	2,600	2,768.000	7,196,800	
Ｇ－７ホールディングス	10,600	1,370.000	14,522,000	
イオン北海道	31,800	854.000	27,157,200	
コジマ	18,900	1,035.000	19,561,500	
コーナン商事	11,700	3,705.000	43,348,500	
エコス	3,600	2,120.000	7,632,000	
ワタミ	11,500	1,065.000	12,247,500	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	196,300	4,108.000	806,400,400	
西松屋チェーン	21,100	2,052.000	43,297,200	
ゼンショーホールディングス	55,200	8,565.000	472,788,000	
幸楽苑	9,400	1,087.000	10,217,800	
サイゼリヤ	14,400	4,515.000	65,016,000	
ＶＴホールディングス	37,700	508.000	19,151,600	
魚力	600	2,459.000	1,475,400	
フジ・コーポレーション	4,500	2,069.000	9,310,500	
ユナイテッドアローズ	10,500	2,150.000	22,575,000	
ハイデイ日高	15,300	2,861.000	43,773,300	
コロワイド	55,300	1,743.000	96,387,900	
壱番屋	37,700	954.000	35,965,800	

スギホールディングス	52,000	2,782.500	144,690,000	
薬王堂ホールディングス	4,800	1,889.000	9,067,200	
ダブルエー	1,900	1,202.000	2,283,800	
スクロール	13,200	1,038.000	13,701,600	
ヨンドシーホールディングス	8,100	1,818.000	14,725,800	
木曽路	13,600	2,207.000	30,015,200	
ＳＲＳホールディングス	14,900	1,249.000	18,610,100	
リテールパートナーズ	14,400	1,351.000	19,454,400	
上新電機	9,600	2,237.000	21,475,200	
日本瓦斯	46,500	2,265.500	105,345,750	
ロイヤルホールディングス	17,000	2,608.000	44,336,000	
チヨダ	9,800	1,067.000	10,456,600	
ライフコーポレーション	25,200	1,902.000	47,930,400	
リンガーハット	12,100	2,267.000	27,430,700	
ＭｒＭａｘＨＤ	12,000	679.000	8,148,000	
ＡＯＫＩホールディングス	27,300	1,316.000	35,926,800	
オークワ	17,100	877.000	14,996,700	
コメリ	14,100	2,960.000	41,736,000	
青山商事	21,100	2,116.000	44,647,600	
しまむら	22,500	8,478.000	190,755,000	
高島屋	135,300	1,219.000	164,930,700	
松屋	16,500	1,030.000	16,995,000	
エイチ・ツー・オー　リテイリング	46,900	2,249.500	105,501,550	
近鉄百貨店	5,600	2,252.000	12,611,200	
丸井グループ	64,400	2,704.500	174,169,800	
アクシアル　リテイリング	24,600	998.000	24,550,800	
イオン	359,800	3,813.000	1,371,917,400	
イズミ	15,100	3,144.000	47,474,400	
平和堂	15,700	2,514.000	39,469,800	
フジ	18,500	2,180.000	40,330,000	
ヤオコー	11,300	9,282.000	104,886,600	
ゼビオホールディングス	13,700	1,235.000	16,919,500	
ケーズホールディングス	66,500	1,392.000	92,568,000	
シルバーライフ	2,500	748.000	1,870,000	
Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	8,400	2,960.000	24,864,000	
ブックオフグループホールディングス	7,700	1,425.000	10,972,500	
ギフトホールディングス	4,900	2,995.000	14,675,500	
アインホールディングス	9,900	4,951.000	49,014,900	
ＧＥＮＫＩ　ＧＬＯＢＡＬ　ＤＩＮＩＮＧ　ＣＯＮＣＥＰＴＳ	5,800	3,500.000	20,300,000	
ヤマダホールディングス	301,000	432.500	130,182,500	
アークランズ	28,300	1,643.000	46,496,900	
ニトリホールディングス	35,400	14,930.000	528,522,000	
グルメ杵屋	7,600	1,071.000	8,139,600	

ケーユーホールディングス	3,200	1,135.000	3,632,000	
吉野家ホールディングス	38,000	3,068.000	116,584,000	
松屋フーズホールディングス	4,600	5,910.000	27,186,000	
サガミホールディングス	13,800	1,734.000	23,929,200	
王将フードサービス	20,100	3,255.000	65,425,500	
ミニストップ	8,400	1,828.000	15,355,200	
アークス	16,800	2,976.000	49,996,800	
バローホールディングス	17,700	2,382.000	42,161,400	
ベルク	4,800	6,810.000	32,688,000	
大　庄	5,500	1,105.000	6,077,500	
ファーストリテイリング	54,600	45,920.000	2,507,232,000	
サンドラッグ	32,600	4,209.000	137,213,400	
サックスバー　ホールディングス	8,000	923.000	7,384,000	
ベルーナ	24,500	948.000	23,226,000	
いよぎんホールディングス	117,700	1,769.500	208,270,150	
しずおかフィナンシャルグループ	199,600	1,658.000	330,936,800	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	76,200	1,730.000	131,826,000	
楽天銀行	42,100	6,623.000	278,828,300	
京都フィナンシャルグループ	113,900	2,378.000	270,854,200	
めぶきフィナンシャルグループ	453,500	714.300	323,935,050	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	11,200	5,530.000	61,936,000	
九州フィナンシャルグループ	159,000	766.000	121,794,000	
ゆうちょ銀行	746,500	1,577.500	1,177,603,750	
富山第一銀行	27,500	1,076.000	29,590,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	480,900	1,001.000	481,380,900	
西日本フィナンシャルホールディングス	55,200	2,119.000	116,968,800	
三十三フィナンシャルグループ	8,100	2,406.000	19,488,600	
第四北越フィナンシャルグループ	27,800	3,280.000	91,184,000	
ひろぎんホールディングス	124,600	1,265.500	157,681,300	
おきなわフィナンシャルグループ	7,400	2,619.000	19,380,600	
十六フィナンシャルグループ	12,200	5,010.000	61,122,000	
北國フィナンシャルホールディングス	8,900	5,790.000	51,531,000	
プロクレアホールディングス	11,200	1,807.000	20,238,400	
あいちフィナンシャルグループ	17,900	2,890.000	51,731,000	
あおぞら銀行	61,500	2,160.000	132,840,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	5,802,300	2,106.000	12,219,643,800	
りそなホールディングス	1,112,600	1,368.000	1,522,036,800	
三井住友トラストグループ	322,200	3,947.000	1,271,723,400	
三井住友フィナンシャルグループ	1,886,800	3,982.000	7,513,237,600	
千葉銀行	279,100	1,474.000	411,393,400	
群馬銀行	156,300	1,263.000	197,406,900	
武蔵野銀行	13,600	3,330.000	45,288,000	
千葉興業銀行	21,400	1,523.000	32,592,200	
筑波銀行	43,200	263.000	11,361,600	

七十七銀行	29,100	4,662.000	135,664,200	
秋田銀行	5,900	2,561.000	15,109,900	
山形銀行	11,000	1,456.000	16,016,000	
岩手銀行	5,800	3,265.000	18,937,000	
東邦銀行	78,400	353.000	27,675,200	
ふくおかフィナンシャルグループ	78,600	4,098.000	322,102,800	
スルガ銀行	61,600	1,371.000	84,453,600	
八十二銀行	210,000	1,054.000	221,340,000	
山梨中央銀行	10,200	2,151.000	21,940,200	
大垣共立銀行	17,300	2,383.000	41,225,900	
福井銀行	8,400	1,866.000	15,674,400	
清水銀行	4,700	1,502.000	7,059,400	
滋賀銀行	14,000	4,915.000	68,810,000	
南都銀行	13,900	3,830.000	53,237,000	
百五銀行	81,900	756.000	61,916,400	
紀陽銀行	32,900	2,358.000	77,578,200	
ほくほくフィナンシャルグループ	51,100	2,494.000	127,443,400	
山陰合同銀行	55,800	1,356.000	75,664,800	
百十四銀行	8,700	3,695.000	32,146,500	
四国銀行	13,600	1,223.000	16,632,800	
阿波銀行	12,100	3,030.000	36,663,000	
大分銀行	5,800	3,460.000	20,068,000	
宮崎銀行	6,700	3,395.000	22,746,500	
佐賀銀行	5,300	2,312.000	12,253,600	
琉球銀行	21,200	1,181.000	25,037,200	
セブン銀行	327,500	293.700	96,186,750	
みずほフィナンシャルグループ	1,220,900	4,311.000	5,263,299,900	
山口フィナンシャルグループ	88,200	1,780.000	156,996,000	
名古屋銀行	5,500	7,970.000	43,835,000	
北洋銀行	126,400	533.000	67,371,200	
愛媛銀行	13,600	1,131.000	15,381,600	
京葉銀行	39,500	879.000	34,720,500	
栃木銀行	43,500	320.000	13,920,000	
北日本銀行	3,100	3,380.000	10,478,000	
東和銀行	15,200	656.000	9,971,200	
トモニホールディングス	88,000	528.000	46,464,000	
フィデアホールディングス	9,700	1,564.000	15,170,800	
池田泉州ホールディングス	124,900	435.000	54,331,500	
ＦＰＧ	32,000	2,415.000	77,280,000	
ジャパンインベストメントアドバイザー	15,200	1,882.000	28,606,400	
ＳＢＩホールディングス	145,600	4,278.000	622,876,800	
ジャフコ　グループ	26,600	2,193.500	58,347,100	
大和証券グループ本社	647,600	1,070.500	693,255,800	
野村ホールディングス	1,519,800	964.100	1,465,239,180	

岡三証券グループ	72,800	688.000	50,086,400	
丸三証券	29,100	980.000	28,518,000	
東洋証券	27,400	599.000	16,412,600	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	112,200	514.000	57,670,800	
水戸証券	25,200	553.000	13,935,600	
いちよし証券	17,500	775.000	13,562,500	
松井証券	62,000	795.000	49,290,000	
マネックスグループ	88,600	732.000	64,855,200	
極東証券	11,200	1,570.000	17,584,000	
岩井コスモホールディングス	10,800	2,474.000	26,719,200	
アイザワ証券グループ	13,600	1,666.000	22,657,600	
スパークス・グループ	9,200	1,655.000	15,226,000	
かんぽ生命保険	105,800	3,145.000	332,741,000	
ＦＰパートナー	4,000	2,583.000	10,332,000	
ＳＯＭＰＯホールディングス	442,400	4,690.000	2,074,856,000	
アニコム　ホールディングス	35,300	527.000	18,603,100	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	663,300	3,454.000	2,291,038,200	
第一生命ホールディングス	425,900	4,619.000	1,967,232,100	
東京海上ホールディングス	882,900	6,023.000	5,317,706,700	
Ｔ＆Ｄホールディングス	242,000	3,166.000	766,172,000	
全国保証	23,400	6,039.000	141,312,600	
ジェイリース	7,100	1,370.000	9,727,000	
ＳＢＩアルヒ	11,000	870.000	9,570,000	
プレミアグループ	15,300	2,200.000	33,660,000	
ネットプロテクションズホールディングス	31,000	493.000	15,283,000	
クレディセゾン	57,200	3,782.000	216,330,400	
芙蓉総合リース	8,500	11,850.000	100,725,000	
みずほリース	69,300	1,065.000	73,804,500	
東京センチュリー	67,300	1,537.500	103,473,750	
日本証券金融	33,300	1,835.000	61,105,500	
アイフル	149,100	358.000	53,377,800	
リコーリース	8,300	5,410.000	44,903,000	
イオンフィナンシャルサービス	53,500	1,383.000	73,990,500	
アコム	214,400	398.800	85,502,720	
ジャックス	10,800	4,130.000	44,604,000	
オリエントコーポレーション	28,300	825.000	23,347,500	
オリックス	521,100	3,180.000	1,657,098,000	
三菱ＨＣキャピタル	452,100	1,046.500	473,122,650	
日本取引所グループ	536,100	1,649.000	884,028,900	
イー・ギャランティ	15,100	1,810.000	27,331,000	
ＮＥＣキャピタルソリューション	4,200	3,980.000	16,716,000	
Ｒｏｂｏｔ　Ｈｏｍｅ	32,000	178.000	5,696,000	
大東建託	30,800	15,470.000	476,476,000	

いちご	96,700	379.000	36,649,300	
日本駐車場開発	112,200	240.000	26,928,000	
スター・マイカ・ホールディングス	11,000	880.000	9,680,000	
ＳＲＥホールディングス	4,000	2,988.000	11,952,000	
ヒューリック	211,200	1,434.000	302,860,800	
野村不動産ホールディングス	56,400	4,370.000	246,468,000	
三重交通グループホールディングス	20,600	522.000	10,753,200	
ディア・ライフ	14,200	1,085.000	15,407,000	
地主	8,300	2,082.000	17,280,600	
ＪＰＭＣ	5,400	1,144.000	6,177,600	
フージャースホールディングス	12,200	1,083.000	13,212,600	
オープンハウスグループ	33,100	5,692.000	188,405,200	
東急不動産ホールディングス	270,000	1,019.500	275,265,000	
飯田グループホールディングス	86,400	2,314.500	199,972,800	
Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	6,200	1,243.000	7,706,600	
ケイアイスター不動産	5,000	4,660.000	23,300,000	
グッドコムアセット	8,900	782.000	6,959,800	
ジェイ・エス・ビー	4,400	3,215.000	14,146,000	
ロードスターキャピタル	5,900	2,497.000	14,732,300	
霞ヶ関キャピタル	3,800	13,100.000	49,780,000	
パーク２４	70,800	2,049.500	145,104,600	
パラカ	3,200	1,834.000	5,868,800	
宮越ホールディングス	4,600	1,212.000	5,575,200	
三井不動産	1,246,400	1,339.000	1,668,929,600	
三菱地所	517,900	2,406.500	1,246,326,350	
平和不動産	14,700	4,775.000	70,192,500	
東京建物	79,100	2,489.500	196,919,450	
京阪神ビルディング	19,700	1,437.000	28,308,900	
住友不動産	148,200	5,659.000	838,663,800	
テーオーシー	18,100	661.000	11,964,100	
レオパレス２１	81,100	587.000	47,605,700	
スターツコーポレーション	14,400	4,020.000	57,888,000	
フジ住宅	10,800	730.000	7,884,000	
空港施設	12,000	620.000	7,440,000	
明和地所	7,200	1,038.000	7,473,600	
ゴールドクレスト	8,200	3,135.000	25,707,000	
エスリード	4,000	4,330.000	17,320,000	
日神グループホールディングス	15,200	548.000	8,329,600	
日本エスコン	23,100	1,058.000	24,439,800	
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	52,600	512.000	26,931,200	
イオンモール	55,500	2,372.500	131,673,750	
カチタス	24,300	1,968.000	47,822,400	
トーセイ	14,800	2,429.000	35,949,200	
サンフロンティア不動産	14,200	1,979.000	28,101,800	

ＦＪネクストホールディングス	8,800	1,249.000	10,991,200	
グランディハウス	5,900	588.000	3,469,200	
日本空港ビルデング	32,300	4,345.000	140,343,500	
ＬＩＦＵＬＬ	36,500	164.000	5,986,000	
ＭＩＸＩ	19,400	3,415.000	66,251,000	
ジェイエイシーリクルートメント	32,000	786.000	25,152,000	
日本M&Aセンターホールディングス	138,800	618.100	85,792,280	
メンバーズ	4,400	1,172.000	5,156,800	
ＵＴグループ	12,300	2,281.000	28,056,300	
アイティメディア	4,600	1,643.000	7,557,800	
ケアネット	20,100	738.000	14,833,800	
Ｅ・Ｊホールディングス	5,400	1,669.000	9,012,600	
オープンアップグループ	31,300	1,847.000	57,811,100	
コシダカホールディングス	33,100	1,049.000	34,721,900	
パソナグループ	11,700	2,262.000	26,465,400	
リンクアンドモチベーション	26,700	531.000	14,177,700	
エス・エム・エス	36,300	1,217.000	44,177,100	
パーソルホールディングス	856,300	250.500	214,503,150	
クックパッド	27,200	133.000	3,617,600	
学情	4,700	1,791.000	8,417,700	
スタジオアリス	4,800	2,059.000	9,883,200	
ＮＪＳ	2,200	4,310.000	9,482,000	
綜合警備保障	156,700	1,135.500	177,932,850	
カカクコム	67,800	2,236.500	151,634,700	
セントケア・ホールディング	7,500	739.000	5,542,500	
ルネサンス	7,900	1,100.000	8,690,000	
ディップ	16,400	2,232.000	36,604,800	
デジタルホールディングス	6,000	1,498.000	8,988,000	
新日本科学	10,100	1,566.000	15,816,600	
エムスリー	186,800	1,869.000	349,129,200	
ワールドホールディングス	4,200	2,071.000	8,698,200	
ディー・エヌ・エー	38,500	3,352.000	129,052,000	
博報堂ＤＹホールディングス	107,400	1,113.500	119,589,900	
タカミヤ	13,200	402.000	5,306,400	
ファンコミュニケーションズ	15,000	406.000	6,090,000	
ライク	4,800	1,464.000	7,027,200	
エスプール	31,200	312.000	9,734,400	
ＷＤＢホールディングス	4,500	1,852.000	8,334,000	
アドウェイズ	14,300	282.000	4,032,600	
バリューコマース	8,700	902.000	7,847,400	
インフォマート	94,600	371.000	35,096,600	
ＪＰホールディングス	26,200	697.000	18,261,400	
ＣＬホールディングス	1,900	800.000	1,520,000	
プレステージ・インターナショナル	43,300	690.000	29,877,000	

アミューズ	6,800	1,615.000	10,982,000	
ドリームインキュベータ	3,100	4,370.000	13,547,000	
クイック	6,900	1,967.000	13,572,300	
電通グループ	100,900	3,378.000	340,840,200	
テイクアンドギヴ・ニーズ	4,500	940.000	4,230,000	
ぴあ	3,600	2,803.000	10,090,800	
イオンファンタジー	4,500	2,716.000	12,222,000	
シーティーエス	15,100	787.000	11,883,700	
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	27,600	2,746.500	75,803,400	
アルプス技研	8,200	2,600.000	21,320,000	
日本空調サービス	10,200	1,025.000	10,455,000	
オリエンタルランド	556,500	3,154.000	1,755,201,000	
ダスキン	21,500	3,721.000	80,001,500	
明光ネットワークジャパン	13,800	766.000	10,570,800	
ファルコホールディングス	4,900	2,443.000	11,970,700	
ラウンドワン	89,500	1,048.000	93,796,000	
リゾートトラスト	38,100	2,949.000	112,356,900	
ビー・エム・エル	11,500	2,926.000	33,649,000	
リソー教育	61,800	276.000	17,056,800	
早稲田アカデミー	5,500	2,094.000	11,517,000	
ユー・エス・エス	193,200	1,437.500	277,725,000	
東京個別指導学院	19,000	337.000	6,403,000	
サイバーエージェント	208,700	1,211.000	252,735,700	
楽天グループ	667,000	908.300	605,836,100	
クリーク・アンド・リバー社	5,100	1,710.000	8,721,000	
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	18,000	701.000	12,618,000	
テー・オー・ダブリュー	23,800	321.000	7,639,800	
山田コンサルティンググループ	4,500	1,780.000	8,010,000	
セントラルスポーツ	3,700	2,481.000	9,179,700	
フルキャストホールディングス	8,800	1,604.000	14,115,200	
エン・ジャパン	15,200	1,743.000	26,493,600	
テクノプロ・ホールディングス	57,100	3,184.000	181,806,400	
アイ・アールジャパンホールディングス	5,400	732.000	3,952,800	
ＫｅｅＰｅｒ技研	5,700	4,040.000	23,028,000	
Ｇｕｎｏｓｙ	9,200	583.000	5,363,600	
イー・ガーディアン	4,500	2,156.000	9,702,000	
ジャパンマテリアル	28,300	1,393.000	39,421,900	
ベクトル	12,700	983.000	12,484,100	
チャーム・ケア・コーポレーション	8,000	1,260.000	10,080,000	
キャリアリンク	3,600	2,322.000	8,359,200	
ＩＢＪ	8,600	675.000	5,805,000	
アサンテ	5,200	1,654.000	8,600,800	
バリューＨＲ	8,700	1,503.000	13,076,100	
Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ	8,700	2,961.000	25,760,700	

ライドオンエクスプレスホールディングス	6,200	1,046.000	6,485,200	
シグマクシス・ホールディングス	27,500	952.000	26,180,000	
ウィルグループ	7,000	1,008.000	7,056,000	
メドピア	9,400	480.000	4,512,000	
リクルートホールディングス	736,600	8,000.000	5,892,800,000	
エラン	12,000	737.000	8,844,000	
日本郵政	1,057,800	1,590.000	1,681,902,000	
ベルシステム２４ホールディングス	11,300	1,283.000	14,497,900	
鎌倉新書	9,900	465.000	4,603,500	
エアトリ	7,300	1,040.000	7,592,000	
アトラエ	7,800	663.000	5,171,400	
ストライク	4,500	3,125.000	14,062,500	
ソラスト	26,200	463.000	12,130,600	
セラク	2,800	1,769.000	4,953,200	
インソース	20,100	825.000	16,582,500	
ベイカレント	69,400	6,668.000	462,759,200	
Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	2,500	795.000	1,987,500	
アイモバイル	14,100	538.000	7,585,800	
ＭＳ－Ｊａｐａｎ	4,000	1,012.000	4,048,000	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	36,800	2,720.000	100,096,000	
エル・ティー・エス	1,400	2,129.000	2,980,600	
ミダックホールディングス	6,000	2,183.000	13,098,000	
キュービーネットホールディングス	5,900	1,031.000	6,082,900	
オープングループ	16,600	298.000	4,946,800	
マネジメントソリューションズ	4,700	1,792.000	8,422,400	
プロレド・パートナーズ	4,400	416.000	1,830,400	
フロンティア・マネジメント	3,600	697.000	2,509,200	
アンビスホールディングス	20,900	640.000	13,376,000	
カーブスホールディングス	25,700	667.000	17,141,900	
フォーラムエンジニアリング	13,000	1,061.000	13,793,000	
ＦＡＳＴ　ＦＩＴＮＥＳＳ　ＪＡＰＡＮ	3,800	1,469.000	5,582,200	
Ｍａｃｂｅｅ　Ｐｌａｎｅｔ	2,600	2,838.000	7,378,800	
ダイレクトマーケティングミックス	13,800	288.000	3,974,400	
ポピンズ	1,600	1,052.000	1,683,200	
ＬＩＴＡＬＩＣＯ	8,700	1,124.000	9,778,800	
リログループ	52,700	1,903.500	100,314,450	
東祥	9,200	641.000	5,897,200	
ビーウィズ	2,500	1,540.000	3,850,000	
ＴＲＥホールディングス	21,900	1,636.000	35,828,400	
人・夢・技術グループ	3,700	1,734.000	6,415,800	
ＮＩＳＳＯホールディングス	9,000	816.000	7,344,000	
大栄環境	20,700	2,890.000	59,823,000	
ＧＥＮＯＶＡ	3,200	1,041.000	3,331,200	
日本管財ホールディングス	9,300	2,668.000	24,812,400	

M&A総研ホールディングス	10,100	1,309.000	13,220,900	
エイチ・アイ・エス	34,000	1,487.000	50,558,000	
共立メンテナンス	29,500	3,094.000	91,273,000	
イチネンホールディングス	9,100	1,766.000	16,070,600	
建設技術研究所	9,200	2,381.000	21,905,200	
スペース	7,100	1,109.000	7,873,900	
燦ホールディングス	8,500	1,190.000	10,115,000	
スバル興業	3,400	3,205.000	10,897,000	
タナベコンサルティンググループ	1,800	1,388.000	2,498,400	
ナガワ	2,700	6,680.000	18,036,000	
東京都競馬	7,600	4,415.000	33,554,000	
カナモト	14,500	3,250.000	47,125,000	
ニシオホールディングス	8,300	4,340.000	36,022,000	
トランス・コスモス	11,800	3,270.000	38,586,000	
乃村工藝社	41,100	901.000	37,031,100	
藤田観光	4,200	10,120.000	42,504,000	
トーカイ	8,100	2,130.000	17,253,000	
セコム	191,600	5,269.000	1,009,540,400	
セントラル警備保障	5,000	2,852.000	14,260,000	
丹青社	19,900	1,050.000	20,895,000	
メイテックグループホールディングス	35,200	2,988.000	105,177,600	
応用地質	8,700	2,898.000	25,212,600	
船井総研ホールディングス	18,500	2,343.000	43,345,500	
学究社	4,200	2,285.000	9,597,000	
イオンディライト	10,100	5,390.000	54,439,000	
ナック	5,500	634.000	3,487,000	
ダイセキ	22,700	3,880.000	88,076,000	
ステップ	3,200	2,308.000	7,385,600	
合　計	172,605,200		364,599,460,180	

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

外国株式インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	(2025年3月18日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	8,411,703,580
金銭信託	3,959,607
コール・ローン	587,547,391

株式	892,669,587,273
投資証券	17,642,839,885
派生商品評価勘定	82,329,847
未収入金	6,596,695
未収配当金	1,278,251,459
差入委託証拠金	3,114,512,083
流動資産合計	923,797,327,820
資産合計	923,797,327,820
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	12,352,911
未払解約金	444,051,001
流動負債合計	456,403,912
負債合計	456,403,912
純資産の部	
元本等	
元本	96,452,069,469
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	826,888,854,439
元本等合計	923,340,923,908
純資産合計	923,340,923,908
負債純資産合計	923,797,327,820

（２）注記表

(重要な会計方針の注記)

項　目	自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

	(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項　目	(2025年3月18日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	96,452,069,469口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　9.5731円 (1万口当たりの純資産額95,731円)

(金融商品に関する注記)

Ⅰ. 金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、新株予約権証券、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行って

	います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 　また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 　なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2025年3月18日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、新株予約権証券、投資証券） 　「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 　デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年3月18日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち1年超		

市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	S&P 500 EMINI FUT JUN25	10,171,601,431	－	10,242,862,943	71,261,512
	SPI 200 FUTURES MAR25	368,421,830	－	356,106,588	△12,315,242
	FTSE 100 IDX FUT JUN25	521,364,225	－	523,519,734	2,155,509
	EURO STOXX 50 JUN25	1,863,014,496	－	1,871,912,160	8,897,664
	小計	12,924,401,982	－	12,994,401,425	69,999,443
合　計		12,924,401,982	－	12,994,401,425	69,999,443

(注) 1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	262,401,538	－	262,387,666	△13,872
	小計	262,401,538	－	262,387,666	△13,872
	売建				
	スイス・フラン	85,663,655	－	85,672,290	△8,635
	小計	85,663,655	－	85,672,290	△8,635
合　計		348,065,193	－	348,059,956	△22,507

(注) 1．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年3月18日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	84,869,986,453円
同期中における追加設定元本額	19,234,540,394円
同期中における一部解約元本額	7,652,457,378円
2025年3月18日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国株式インデックスファンドＳ	48,407,217,212円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	248,565,143円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	925,170,791円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	758,692,986円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	37,947,552円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	658,977円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	2,449,693円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	8,558,065円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	28,985,667円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	36,778,817円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	84,345,063円
外国株式指数ファンド	1,281,145,842円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド	26,297,769,400円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	69,517,864円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	107,932,562円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	66,086,727円
イオン・バランス戦略ファンド	18,591,245円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	41,442,694円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	157,329,703円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	145,590,157円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	604,858,315円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	373,841,902円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	555,041,904円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	80,110,550円

三井住友ＤＳ・外国株式インデックス年金ファンド	3,787,416,037 円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	10,860,285 円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	58,633,182 円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	62,966,060 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	10,041,605 円
ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（ＭＳＣＩコクサイ）	3,157,700,051 円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	154,679,031 円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	3,839,245,600 円
三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド	191,657,992 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	20,042,280 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	13,612,247 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	14,013,615 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	10,336,131 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	8,305,062 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	232,804 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	6,832,045 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	37,674,846 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	36,742,930 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	13,392,430 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	510,324 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	1,472,554 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	2,325,066 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	2,948,640 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（積極コース）	5,785,034 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	104,784 円
ＳＭＡＭ・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	202,695,181 円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	1,597,070 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	7,334,511 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	175,718,656 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	391,269,869 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	1,806,124,377 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	5,402,429 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	27,527,023 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	297,369,165 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	21,384,239 円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	48,353,362 円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	259,907,628 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	158,522,803 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	343,214,315 円
三井住友・外国株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	151,420,845 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	30,652,214 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	3,366,872 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	3,033,356 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	2,696,766 円

ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	7,824,905円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	27,714,101円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	58,597,008円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	24,254,985円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	97,607,240円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	33,833,048円
ＳＭＡＭ・外国株式インデックスファンドＳＡ＜適格機関投資家限定＞	178,776,064円
ＳＭＡＭ・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	26,859,125円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	12,663,287円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	19,450,190円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	199,447,694円
ＳＭＤＡＭ・年金Wリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	41,291,675円
合　計	96,452,069,469円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通　貨	銘　柄	株　数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	BAKER HUGHES CO	87,866	43.880	3,855,560.08	
	CHENIERE ENERGY INC	21,482	222.520	4,780,174.64	
	CHEVRON CORP	159,365	158.720	25,294,412.80	
	CONOCOPHILLIPS	121,258	99.360	12,048,194.88	
	COTERRA ENERGY INC	73,375	28.160	2,066,240.00	
	DEVON ENERGY CORP	54,844	35.110	1,925,572.84	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	17,520	153.030	2,681,085.60	
	EOG RESOURCES INC	53,473	123.580	6,608,193.34	
	EQT CORP	55,692	51.660	2,877,048.72	
	EXPAND ENERGY CORP	17,398	105.570	1,836,706.86	
	EXXON MOBIL CORP	408,498	113.760	46,470,732.48	
	HALLIBURTON CO	76,654	25.220	1,933,213.88	
	HESS CORP	26,211	150.450	3,943,444.95	
	KINDER MORGAN INC	186,585	27.790	5,185,197.15	
	MARATHON PETROLEUM CORP	30,431	146.160	4,447,794.96	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	65,377	47.260	3,089,717.02	
	ONEOK INC	56,852	98.440	5,596,510.88	
	OVINTIV INC	23,075	41.090	948,151.75	
	PHILLIPS 66	39,040	129.190	5,043,577.60	
	SCHLUMBERGER LTD	132,013	41.430	5,469,298.59	

	TARGA RESOURCES CORP	18,523	196.600	3,641,621.80	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,661	1,339.590	2,225,058.99	
	VALERO ENERGY CORP	27,819	132.950	3,698,536.05	
	WILLIAMS COS INC	112,855	58.390	6,589,603.45	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	20,558	295.620	6,077,355.96	
	ALBEMARLE CORP	11,981	79.340	950,572.54	
	AMCOR PLC	122,899	9.840	1,209,326.16	
	AVERY DENNISON CORP	6,759	179.720	1,214,727.48	
	BALL CORP	28,423	52.280	1,485,954.44	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	18,315	77.730	1,423,624.95	
	CORTEVA INC	66,394	61.580	4,088,542.52	
	CRH PLC	63,238	97.330	6,154,954.54	
	CROWN HOLDINGS INC	9,413	90.170	848,770.21	
	DOW INC	68,728	37.510	2,577,987.28	
	DUPONT DE NEMOURS INC	38,827	77.700	3,016,857.90	
	EASTMAN CHEMICAL CO	9,517	91.160	867,569.72	
	ECOLAB INC	23,028	251.880	5,800,292.64	
	FREEPORT-MCMORAN INC	131,805	39.510	5,207,615.55	
	INTERNATIONAL PAPER CO	45,665	51.580	2,355,400.70	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	25,024	82.040	2,052,968.96	
	LINDE PLC	44,172	460.310	20,332,813.32	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	22,165	75.150	1,665,699.75	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	5,394	488.730	2,636,209.62	
	NEWMONT CORP	110,099	47.520	5,231,904.48	
	NUCOR CORP	20,787	129.500	2,691,916.50	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	8,569	198.510	1,701,032.19	
	PPG INDUSTRIES INC	21,291	113.840	2,423,767.44	
	RELIANCE INC	5,040	279.420	1,408,276.80	
	RPM INTERNATIONAL INC	13,006	116.130	1,510,386.78	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	22,475	342.250	7,692,068.75	
	SMURFIT WESTROCK PLC	47,029	45.240	2,127,591.96	
	STEEL DYNAMICS INC	12,713	124.940	1,588,362.22	
	VULCAN MATERIALS CO	12,521	235.080	2,943,436.68	
	WESTLAKE CORP	4,430	107.690	477,066.70	
	3M CO	50,826	153.210	7,787,051.46	
	AECOM	13,635	95.590	1,303,369.65	
	AERCAP HOLDINGS NV	18,294	102.600	1,876,964.40	
	ALLEGION PLC	6,843	127.370	871,592.91	
	AMETEK INC	20,578	178.630	3,675,848.14	
	AXON ENTERPRISE INC	6,576	554.820	3,648,496.32	
	BOEING CO/THE	70,597	161.850	11,426,124.45	
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	9,801	128.150	1,255,998.15	

CARLISLE COS INC	4,354	342.770	1,492,420.58	
CARRIER GLOBAL CORP	72,815	67.630	4,924,478.45	
CATERPILLAR INC	45,403	342.640	15,556,883.92	
CNH INDUSTRIAL NV	87,561	13.270	1,161,934.47	
CUMMINS INC	12,497	326.150	4,075,896.55	
DEERE & CO	23,649	482.350	11,407,095.15	
DOVER CORP	12,242	182.960	2,239,796.32	
EATON CORP PLC	36,320	297.230	10,795,393.60	
EMCOR GROUP INC	4,293	395.090	1,696,121.37	
EMERSON ELECTRIC CO	52,927	113.590	6,011,977.93	
FASTENAL CO	52,052	76.070	3,959,595.64	
FERGUSON ENTERPRISES INC	18,035	162.570	2,931,949.95	
FORTIVE CORP	34,421	74.740	2,572,625.54	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	10,648	63.620	677,425.76	
GE VERNOVA INC	25,628	331.960	8,507,470.88	
GENERAL DYNAMICS CORP	22,471	265.180	5,958,859.78	
GENERAL ELECTRIC	101,480	202.030	20,502,004.40	
GRACO INC	15,068	84.370	1,271,287.16	
HEICO CORP	4,483	260.250	1,166,700.75	
HEICO CORP-CLASS A	6,593	206.160	1,359,212.88	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	61,301	210.420	12,898,956.42	
HOWMET AEROSPACE INC	36,463	129.270	4,713,572.01	
HUBBELL INC	4,737	344.060	1,629,812.22	
IDEX CORP	6,048	184.590	1,116,400.32	
ILLINOIS TOOL WORKS	27,919	256.130	7,150,893.47	
INGERSOLL-RAND INC	38,066	82.970	3,158,336.02	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	16,600	43.330	719,278.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	63,476	81.510	5,173,928.76	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	17,821	212.980	3,795,516.58	
LENNOX INTERNATIONAL INC	2,750	589.160	1,620,190.00	
LOCKHEED MARTIN CORP	20,024	467.610	9,363,422.64	
MASCO CORP	19,187	71.090	1,364,003.83	
NORDSON CORP	5,282	210.680	1,112,811.76	
NORTHROP GRUMMAN CORP	13,101	490.500	6,426,040.50	
OTIS WORLDWIDE CORP	35,270	101.390	3,576,025.30	
OWENS CORNING	7,597	145.060	1,102,020.82	
PACCAR INC	47,203	101.170	4,775,527.51	
PARKER HANNIFIN CORP	12,065	621.580	7,499,362.70	
PENTAIR PLC	15,664	87.170	1,365,430.88	
QUANTA SERVICES INC	13,102	267.400	3,503,474.80	
ROCKWELL AUTOMATION INC	9,863	261.990	2,584,007.37	
RTX CORP	125,134	132.050	16,523,944.70	

SMITH (A.O.) CORP	10,652	67.490	718,903.48	
SNAP-ON INC	5,235	329.240	1,723,571.40	
STANLEY BLACK & DECKER INC	12,917	81.550	1,053,381.35	
TEXTRON INC	14,870	74.620	1,109,599.40	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	21,148	350.940	7,421,679.12	
TRANSDIGM GROUP INC	5,366	1,358.940	7,292,072.04	
UNITED RENTALS INC	6,163	620.710	3,825,435.73	
VERTIV HOLDINGS CO-A	32,504	89.080	2,895,456.32	
WABTEC CORP	15,150	181.870	2,755,330.50	
WATSCO INC	3,112	510.750	1,589,454.00	
WW GRAINGER INC	4,106	977.410	4,013,245.46	
XYLEM INC	22,408	123.080	2,757,976.64	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	37,993	296.580	11,267,963.94	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	10,637	115.340	1,226,871.58	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	10,783	231.470	2,495,941.01	
CINTAS CORP	33,480	195.170	6,534,291.60	
COPART INC	80,906	53.750	4,348,697.50	
DAYFORCE INC	16,385	56.940	932,961.90	
EQUIFAX INC	12,025	240.260	2,889,126.50	
JACOBS SOLUTIONS INC	10,393	122.770	1,275,948.61	
LEIDOS HOLDINGS INC	11,403	138.200	1,575,894.60	
PAYCHEX INC	30,408	147.990	4,500,079.92	
PAYCOM SOFTWARE INC	5,427	216.010	1,172,286.27	
REPUBLIC SERVICES INC	19,598	235.760	4,620,424.48	
ROLLINS INC	25,137	51.800	1,302,096.60	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	19,314	82.090	1,585,486.26	
TRANSUNION	18,291	85.740	1,568,270.34	
VERALTO CORP	22,013	98.450	2,167,179.85	
VERISK ANALYTICS INC	12,690	291.010	3,692,916.90	
WASTE CONNECTIONS INC	24,689	187.900	4,639,063.10	
WASTE MANAGEMENT INC	37,648	228.190	8,590,897.12	
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	12,525	101.000	1,265,025.00	
CSX CORP	179,500	30.330	5,444,235.00	
DELTA AIR LINES INC	14,192	46.890	665,462.88	
EXPEDITORS INTL WASH INC	13,237	116.900	1,547,405.30	
FEDEX CORP	20,814	245.300	5,105,674.20	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	216,253	4.450	962,325.85	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	8,550	149.460	1,277,883.00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	21,798	234.390	5,109,233.22	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	18,170	166.120	3,018,400.40	
SOUTHWEST AIRLINES CO	14,057	32.130	451,651.41	
UBER TECHNOLOGIES INC	178,546	72.730	12,985,650.58	

U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	5,850	58.530	342,400.50	
UNION PACIFIC CORP	56,606	237.860	13,464,303.16	
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	8,414	73.920	621,962.88	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	68,522	118.060	8,089,707.32	
APTIV PLC	23,575	62.650	1,476,973.75	
FORD MOTOR CO	367,930	9.920	3,649,865.60	
GENERAL MOTORS CO	99,425	49.000	4,871,825.00	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	72,072	11.020	794,233.44	
TESLA INC	269,036	238.010	64,033,258.36	
DECKERS OUTDOOR CORP	13,320	117.480	1,564,833.60	
DR HORTON INC	26,159	127.060	3,323,762.54	
GARMIN LTD	13,282	212.440	2,821,628.08	
LENNAR CORP-A	21,335	118.960	2,538,011.60	
LULULEMON ATHLETICA INC	10,287	327.090	3,364,774.83	
NIKE INC -CL B	111,643	73.700	8,228,089.10	
NVR INC	297	7,213.250	2,142,335.25	
PULTEGROUP INC	17,535	103.890	1,821,711.15	
AIRBNB INC-CLASS A	41,722	126.940	5,296,190.68	
BOOKING HOLDINGS INC	3,053	4,563.390	13,932,029.67	
CARNIVAL CORP	100,720	20.890	2,104,040.80	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	126,190	49.650	6,265,333.50	
DARDEN RESTAURANTS INC	11,771	187.600	2,208,239.60	
DOMINO'S PIZZA INC	2,875	449.600	1,292,600.00	
DOORDASH INC - A	32,664	189.860	6,201,587.04	
DRAFTKINGS INC-CL A	38,324	38.730	1,484,288.52	
EXPEDIA GROUP INC	12,455	166.360	2,072,013.80	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	15,951	239.420	3,818,988.42	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	23,335	234.650	5,475,557.75	
HYATT HOTELS CORP - CL A	3,371	126.480	426,364.08	
LAS VEGAS SANDS CORP	35,621	43.670	1,555,569.07	
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	22,599	248.110	5,607,037.89	
MCDONALD'S CORP	67,194	303.970	20,424,960.18	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	22,198	32.420	719,659.16	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	23,729	219.410	5,206,379.89	
STARBUCKS CORP	105,735	99.080	10,476,223.80	
WYNN RESORTS LTD	7,730	86.420	668,026.60	
YUM! BRANDS INC	25,236	157.130	3,965,332.68	
AMAZON.COM INC	880,017	195.740	172,254,527.58	
AUTOZONE INC	1,622	3,620.820	5,872,970.04	
BEST BUY CO INC	19,353	73.770	1,427,670.81	
BURLINGTON STORES INC	6,047	234.100	1,415,602.70	
CARMAX INC	14,212	71.870	1,021,416.44	

CARVANA CO	9,993	186.500	1,863,694.50	
DICK'S SPORTING GOODS INC	4,406	197.810	871,550.86	
EBAY INC	46,827	67.440	3,158,012.88	
GENUINE PARTS CO	12,304	123.480	1,519,297.92	
GLOBAL-E ONLINE LTD	10,267	37.070	380,597.69	
HOME DEPOT INC	92,765	354.130	32,850,869.45	
LKQ CORP	24,732	42.240	1,044,679.68	
LOWE'S COS INC	51,731	225.850	11,683,446.35	
MERCADOLIBRE INC	4,194	2,106.460	8,834,493.24	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	5,267	1,347.990	7,099,863.33	
POOL CORP	3,252	327.060	1,063,599.12	
ROSS STORES INC	29,519	125.540	3,705,815.26	
TJX COMPANIES INC	104,854	114.520	12,007,880.08	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	46,885	53.130	2,491,000.05	
ULTA BEAUTY INC	4,748	356.990	1,694,988.52	
WILLIAMS-SONOMA INC	10,952	175.000	1,916,600.00	
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	31,907	21.930	699,720.51	
COSTCO WHOLESALE CORP	41,237	916.610	37,798,246.57	
DOLLAR GENERAL CORP	18,277	79.850	1,459,418.45	
DOLLAR TREE INC	21,255	65.790	1,398,366.45	
KROGER CO	62,609	66.390	4,156,611.51	
SYSCO CORP	44,624	74.730	3,334,751.52	
TARGET CORP	41,397	105.670	4,374,420.99	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	52,808	11.260	594,618.08	
WALMART INC	412,421	87.460	36,070,340.66	
ALTRIA GROUP INC	159,964	58.900	9,421,879.60	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	42,289	47.990	2,029,449.11	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	18,548	35.770	663,461.96	
BUNGE GLOBAL SA	12,343	74.550	920,170.65	
COCA-COLA CO/THE	378,121	70.120	26,513,844.52	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	19,969	84.740	1,692,173.06	
CONAGRA BRANDS INC	39,722	26.070	1,035,552.54	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	15,993	183.610	2,936,474.73	
GENERAL MILLS INC	52,744	60.940	3,214,219.36	
HERSHEY CO/THE	12,733	170.490	2,170,849.17	
HORMEL FOODS CORP	25,536	29.960	765,058.56	
JM SMUCKER CO/THE	11,618	111.870	1,299,705.66	
KELLANOVA	25,249	82.380	2,080,012.62	
KEURIG DR PEPPER INC	106,561	33.840	3,606,024.24	
KRAFT HEINZ CO/THE	82,333	30.660	2,524,329.78	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	22,009	81.860	1,801,656.74	
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	16,433	59.370	975,627.21	

MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	125,639	65.090	8,177,842.51	
MONSTER BEVERAGE CORP	71,420	56.210	4,014,518.20	
PEPSICO INC	126,961	151.340	19,214,277.74	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	145,610	155.710	22,672,933.10	
THE CAMPBELL'S COMPANY	21,338	39.010	832,395.38	
TYSON FOODS INC-CL A	25,497	60.590	1,544,863.23	
CHURCH & DWIGHT CO INC	23,694	109.320	2,590,228.08	
CLOROX COMPANY	10,423	148.430	1,547,085.89	
COLGATE-PALMOLIVE CO	74,201	90.710	6,730,772.71	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	19,241	68.890	1,325,512.49	
KENVUE INC	175,284	23.410	4,103,398.44	
KIMBERLY-CLARK CORP	31,626	139.910	4,424,793.66	
PROCTER & GAMBLE CO/THE	219,881	169.760	37,326,998.56	
ABBOTT LABORATORIES	161,127	127.640	20,566,250.28	
ALIGN TECHNOLOGY INC	5,703	169.590	967,171.77	
BAXTER INTERNATIONAL INC	51,487	34.850	1,794,321.95	
BECTON DICKINSON AND CO	27,772	227.830	6,327,294.76	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	138,777	98.900	13,725,045.30	
CARDINAL HEALTH INC	20,986	130.030	2,728,809.58	
CENCORA INC	15,601	260.960	4,071,236.96	
CENTENE CORP	48,406	59.240	2,867,571.44	
COOPER COS INC/THE	17,340	79.910	1,385,639.40	
CVS HEALTH CORP	119,601	66.650	7,971,406.65	
DAVITA INC	4,138	149.240	617,555.12	
DEXCOM INC	38,418	71.350	2,741,124.30	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	57,871	70.630	4,087,428.73	
ELEVANCE HEALTH INC	21,328	430.590	9,183,623.52	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	44,527	82.470	3,672,141.69	
HCA HEALTHCARE INC	17,979	328.460	5,905,382.34	
HOLOGIC INC	19,730	61.820	1,219,708.60	
HUMANA INC	10,475	264.410	2,769,694.75	
IDEXX LABORATORIES INC	7,376	422.360	3,115,327.36	
INSULET CORP	6,832	261.630	1,787,456.16	
INTUITIVE SURGICAL INC	33,088	488.800	16,173,414.40	
LABCORP HOLDINGS INC	7,903	240.430	1,900,118.29	
MCKESSON CORP	11,625	655.250	7,617,281.25	
MEDTRONIC PLC	117,578	93.350	10,975,906.30	
MOLINA HEALTHCARE INC	5,999	315.970	1,895,504.03	
QUEST DIAGNOSTICS INC	9,647	173.480	1,673,561.56	
RESMED INC	14,203	224.740	3,191,982.22	
SOLVENTUM CORP	15,984	75.150	1,201,197.60	
STERIS PLC	9,126	227.810	2,078,994.06	

STRYKER CORP	31,341	373.490	11,705,550.09	
THE CIGNA GROUP	26,262	316.800	8,319,801.60	
UNITEDHEALTH GROUP INC	85,492	499.020	42,662,217.84	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	5,785	174.580	1,009,945.30	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	14,171	236.960	3,357,960.16	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	18,219	111.790	2,036,702.01	
ABBVIE INC	165,094	214.470	35,407,710.18	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	25,379	122.490	3,108,673.71	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	12,470	253.110	3,156,281.70	
AMGEN INC	50,553	317.170	16,033,895.01	
AVANTOR INC	56,039	16.510	925,203.89	
BIOGEN INC	12,779	143.540	1,834,297.66	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	18,017	71.550	1,289,116.35	
BIO-RAD LABORATORIES-A	1,728	257.000	444,096.00	
BIO-TECHNE CORP	13,296	62.580	832,063.68	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	189,034	59.990	11,340,149.66	
DANAHER CORP	59,282	212.600	12,603,353.20	
ELI LILLY & CO	74,961	824.760	61,824,834.36	
EXACT SCIENCES CORP	13,570	45.180	613,092.60	
GILEAD SCIENCES INC	116,081	112.260	13,031,253.06	
ILLUMINA INC	14,966	85.680	1,282,286.88	
INCYTE CORP	15,899	62.010	985,896.99	
IQVIA HOLDINGS INC	17,319	184.900	3,202,283.10	
JOHNSON & JOHNSON	223,662	162.840	36,421,120.08	
MERCK & CO. INC.	234,182	94.790	22,198,111.78	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	2,098	1,235.020	2,591,071.96	
MODERNA INC	27,369	34.710	949,977.99	
NATERA INC	12,829	149.250	1,914,728.25	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	8,744	111.500	974,956.00	
PFIZER INC	533,607	26.050	13,900,462.35	
REGENERON PHARMACEUTICALS	10,206	678.420	6,923,954.52	
REVVITY INC	10,411	113.210	1,178,629.31	
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	41,090	33.020	1,356,791.80	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	115,351	16.710	1,927,515.21	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	35,533	519.570	18,461,880.81	
UNITED THERAPEUTICS CORP	3,537	322.940	1,142,238.78	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	23,625	513.760	12,137,580.00	
VIATRIS INC	99,736	9.250	922,558.00	
WATERS CORP	5,084	378.920	1,926,429.28	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	6,204	231.460	1,435,977.84	
ZOETIS INC	40,634	165.170	6,711,517.78	
BANK OF AMERICA CORP	640,301	41.440	26,534,073.44	

CITIGROUP INC	174,352	69.940	12,194,178.88	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	44,955	40.860	1,836,861.30	
FIFTH THIRD BANCORP	58,586	38.990	2,284,268.14	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	845	1,836.660	1,551,977.70	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	128,600	14.900	1,916,140.00	
JPMORGAN CHASE & CO	261,379	233.930	61,144,389.47	
KEYCORP	84,828	15.800	1,340,282.40	
M & T BANK CORP	14,423	175.420	2,530,082.66	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	37,362	174.000	6,500,988.00	
REGIONS FINANCIAL CORP	79,089	21.540	1,703,577.06	
TRUIST FINANCIAL CORP	120,377	41.050	4,941,475.85	
US BANCORP	149,057	42.180	6,287,224.26	
WELLS FARGO & CO	308,004	70.840	21,819,003.36	
ALLY FINANCIAL INC	20,139	34.450	693,788.55	
AMERICAN EXPRESS CO	51,793	264.380	13,693,033.34	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	8,870	492.710	4,370,337.70	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	36,928	138.700	5,121,913.60	
ARES MANAGEMENT CORP - A	16,991	147.110	2,499,546.01	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	66,444	82.420	5,476,314.48	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	123,633	523.010	64,661,295.33	
BLACKROCK INC	13,512	958.000	12,944,496.00	
BLACKSTONE INC	65,772	147.780	9,719,786.16	
BLOCK INC	49,568	58.650	2,907,163.20	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	35,956	165.260	5,942,088.56	
CARLYLE GROUP INC/THE	24,269	43.640	1,059,099.16	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	9,059	215.890	1,955,747.51	
CME GROUP INC	33,799	263.580	8,908,740.42	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	18,302	188.960	3,458,345.92	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	19,925	32.590	649,355.75	
CORPAY INC	6,278	347.310	2,180,412.18	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	23,994	152.990	3,670,842.06	
EQUITABLE HOLDINGS INC	31,450	52.260	1,643,577.00	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	3,797	439.650	1,669,351.05	
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	47,604	72.260	3,439,865.04	
FISERV INC	52,646	218.160	11,485,251.36	
FRANKLIN RESOURCES INC	21,778	19.800	431,204.40	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	6,660	117.110	779,952.60	
GLOBAL PAYMENTS INC	24,460	95.680	2,340,332.80	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	29,468	551.340	16,246,887.12	
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	11,030	174.400	1,923,632.00	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	53,838	172.820	9,304,283.16	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	6,120	177.190	1,084,402.80	

KKR & CO INC	57,052	115.680	6,599,775.36	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	7,385	328.290	2,424,421.65	
MASTERCARD INC - A	75,943	531.990	40,400,916.57	
MOODY'S CORP	15,529	453.590	7,043,799.11	
MORGAN STANLEY	113,689	117.960	13,410,754.44	
MSCI INC	7,510	565.970	4,250,434.70	
NASDAQ INC	41,014	74.550	3,057,593.70	
NORTHERN TRUST CORP	16,793	98.680	1,657,133.24	
PAYPAL HOLDINGS INC	91,070	69.650	6,343,025.50	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	17,112	144.470	2,472,170.64	
ROBINHOOD MARKETS INC - A	58,327	42.020	2,450,900.54	
S&P GLOBAL INC	29,704	494.270	14,681,796.08	
SCHWAB (CHARLES) CORP	157,767	77.770	12,269,539.59	
SEI INVESTMENTS COMPANY	12,351	74.960	925,830.96	
STATE STREET CORP	25,474	87.810	2,236,871.94	
SYNCHRONY FINANCIAL	38,295	53.440	2,046,484.80	
T ROWE PRICE GROUP INC	20,577	94.310	1,940,616.87	
TOAST INC-CLASS A	35,993	34.830	1,253,636.19	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	11,810	141.570	1,671,941.70	
VISA INC-CLASS A SHARES	161,196	334.550	53,928,121.80	
AFLAC INC	48,525	108.400	5,260,110.00	
ALLSTATE CORP	25,179	210.100	5,290,107.90	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	7,655	126.520	968,510.60	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	59,503	83.900	4,992,301.70	
AON PLC-CLASS A	18,555	390.980	7,254,633.90	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	32,647	95.280	3,110,606.16	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	23,782	329.140	7,827,607.48	
ASSURANT INC	4,977	214.690	1,068,512.13	
BROWN & BROWN INC	24,228	120.080	2,909,298.24	
CHUBB LTD	35,193	297.400	10,466,398.20	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	13,251	147.220	1,950,812.22	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	2,244	425.250	954,261.00	
EVEREST GROUP LTD	3,547	365.060	1,294,867.82	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	24,937	64.910	1,618,660.67	
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	25,592	120.460	3,082,812.32	
LOEWS CORP	16,971	87.420	1,483,604.82	
MARKEL GROUP INC	1,175	1,861.380	2,187,121.50	
MARSH & MCLENNAN COS	45,913	232.910	10,693,596.83	
METLIFE INC	52,395	82.160	4,304,773.20	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	19,458	83.880	1,632,137.04	
PROGRESSIVE CORP	55,112	291.220	16,049,716.64	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	32,008	110.290	3,530,162.32	

TRAVELERS COS INC/THE	21,211	265.130	5,623,672.43	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	8,848	328.330	2,905,063.84	
WR BERKLEY CORP	27,229	64.080	1,744,834.32	
ACCENTURE PLC-CL A	58,633	325.710	19,097,354.43	
ADOBE INC	39,973	399.340	15,962,817.82	
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	13,226	82.790	1,094,980.54	
ANSYS INC	7,892	324.950	2,564,505.40	
APPLOVIN CORP-CLASS A	19,422	306.850	5,959,640.70	
ATLASSIAN CORP-CL A	14,770	220.980	3,263,874.60	
AUTODESK INC	19,973	260.620	5,205,363.26	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	15,779	42.430	669,502.97	
CADENCE DESIGN SYS INC	25,690	255.110	6,553,775.90	
CHECK POINT SOFTWARE TECH	8,287	230.390	1,909,241.93	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	27,192	116.020	3,154,815.84	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	46,873	80.020	3,750,777.46	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	23,361	364.830	8,522,793.63	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	4,025	346.440	1,394,421.00	
DATADOG INC - CLASS A	24,612	103.970	2,558,909.64	
DOCUSIGN INC	17,164	83.430	1,431,992.52	
DYNATRACE INC	29,487	50.380	1,485,555.06	
EPAM SYSTEMS INC	4,815	186.220	896,649.30	
FAIR ISAAC CORP	2,176	1,845.850	4,016,569.60	
FORTINET INC	58,618	96.670	5,666,602.06	
GARTNER INC	7,286	461.700	3,363,946.20	
GEN DIGITAL INC	55,784	27.850	1,553,584.40	
GODADDY INC - CLASS A	11,895	180.120	2,142,527.40	
HUBSPOT INC	4,278	613.060	2,622,670.68	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	85,897	252.970	21,729,364.09	
INTUIT INC	26,306	602.110	15,839,105.66	
MANHATTAN ASSOCIATES INC	6,146	175.650	1,079,544.90	
MICROSOFT CORP	656,620	388.700	255,228,194.00	
MICROSTRATEGY INC-CL A	21,074	294.270	6,201,445.98	
MONDAY.COM LTD	3,694	265.730	981,606.62	
MONGODB INC	7,195	193.050	1,388,994.75	
NUTANIX INC - A	24,582	71.110	1,748,026.02	
OKTA INC	13,914	115.640	1,609,014.96	
ORACLE CORP	156,975	154.010	24,175,719.75	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	195,468	87.350	17,074,129.80	
PALO ALTO NETWORKS INC	61,957	185.000	11,462,045.00	
PTC INC	11,347	158.790	1,801,790.13	
ROPER TECHNOLOGIES INC	10,175	575.590	5,856,628.25	
SALESFORCE INC	88,160	280.750	24,750,920.00	

SAMSARA INC-CL A	27,933	38.960	1,088,269.68	
SERVICENOW INC	19,338	842.930	16,300,580.34	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	26,689	156.390	4,173,892.71	
SYNOPSYS INC	14,428	453.510	6,543,242.28	
TWILIO INC - A	15,028	100.410	1,508,961.48	
TYLER TECHNOLOGIES INC	4,283	574.570	2,460,883.31	
VERISIGN INC	7,316	238.520	1,745,012.32	
WIX.COM LTD	5,381	174.990	941,621.19	
WORKDAY INC-CLASS A	20,263	250.620	5,078,313.06	
ZOOM COMMUNICATIONS INC	23,688	75.160	1,780,390.08	
ZSCALER INC	10,231	202.650	2,073,312.15	
AMPHENOL CORP-CL A	112,914	63.860	7,210,688.04	
APPLE INC	1,396,982	214.000	298,954,148.00	
ARISTA NETWORKS INC	99,402	85.090	8,458,116.18	
CDW CORP/DE	12,480	170.630	2,129,462.40	
CISCO SYSTEMS INC	369,988	60.890	22,528,569.32	
CORNING INC	74,469	46.860	3,489,617.34	
DELL TECHNOLOGIES -C	29,087	97.660	2,840,636.42	
F5 INC	4,939	267.450	1,320,935.55	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	113,897	15.840	1,804,128.48	
HP INC	85,880	28.910	2,482,790.80	
JABIL INC	9,808	138.350	1,356,936.80	
JUNIPER NETWORKS INC	30,061	36.100	1,085,202.10	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	15,964	154.240	2,462,287.36	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	15,528	421.590	6,546,449.52	
NETAPP INC	17,045	93.280	1,589,957.60	
PURE STORAGE INC - CLASS A	28,039	50.690	1,421,296.91	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	18,460	90.510	1,670,814.60	
SUPER MICRO COMPUTER INC	47,438	41.940	1,989,549.72	
TE CONNECTIVITY PLC	28,578	146.740	4,193,535.72	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	4,328	497.300	2,152,314.40	
TRIMBLE INC	20,783	70.250	1,460,005.75	
WESTERN DIGITAL CORP	29,044	44.750	1,299,719.00	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	5,097	285.270	1,454,021.19	
ADVANCED MICRO DEVICES	152,561	104.590	15,956,354.99	
ANALOG DEVICES INC	45,527	211.680	9,637,155.36	
APPLIED MATERIALS INC	75,264	155.460	11,700,541.44	
BROADCOM INC	414,560	194.500	80,631,920.00	
ENTEGRIS INC	12,569	100.800	1,266,955.20	
FIRST SOLAR INC	8,882	133.030	1,181,572.46	
INTEL CORP	400,373	25.690	10,285,582.37	
KLA CORP	12,519	718.290	8,992,272.51	

LAM RESEARCH CORP	121,048	78.310	9,479,268.88	
MARVELL TECHNOLOGY INC	79,934	70.400	5,627,353.60	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	50,967	55.260	2,816,436.42	
MICRON TECHNOLOGY INC	103,295	103.110	10,650,747.45	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	4,760	640.640	3,049,446.40	
NVIDIA CORP	2,276,498	119.530	272,109,805.94	
NXP SEMICONDUCTORS NV	24,211	209.830	5,080,194.13	
ON SEMICONDUCTOR	35,773	44.050	1,575,800.65	
QUALCOMM INC	104,376	157.950	16,486,189.20	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	13,506	70.580	953,253.48	
TERADYNE INC	14,950	90.170	1,348,041.50	
TEXAS INSTRUMENTS INC	85,697	179.990	15,424,603.03	
AT&T INC	665,260	26.830	17,848,925.80	
T-MOBILE US INC	49,230	260.170	12,808,169.10	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	390,472	43.650	17,044,102.80	
ALLIANT ENERGY CORP	21,204	63.530	1,347,090.12	
AMEREN CORPORATION	26,701	100.730	2,689,591.73	
AMERICAN ELECTRIC POWER	47,591	105.860	5,037,983.26	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	17,778	144.820	2,574,609.96	
ATMOS ENERGY CORP	13,505	151.480	2,045,737.40	
CENTERPOINT ENERGY INC	54,717	35.590	1,947,378.03	
CMS ENERGY CORP	27,913	73.260	2,044,906.38	
CONSOLIDATED EDISON INC	32,957	107.620	3,546,832.34	
CONSTELLATION ENERGY	28,832	218.540	6,300,945.28	
DOMINION ENERGY INC	80,217	54.710	4,388,672.07	
DTE ENERGY COMPANY	18,974	135.600	2,572,874.40	
DUKE ENERGY CORP	72,441	120.810	8,751,597.21	
EDISON INTERNATIONAL	36,846	58.960	2,172,440.16	
ENTERGY CORP	39,680	85.450	3,390,656.00	
ESSENTIAL UTILITIES INC	25,795	39.850	1,027,930.75	
EVERGY INC	22,411	67.640	1,515,880.04	
EVERSOURCE ENERGY	37,018	61.500	2,276,607.00	
EXELON CORP	94,691	44.390	4,203,333.49	
FIRSTENERGY CORP	55,255	39.830	2,200,806.65	
NEXTERA ENERGY INC	192,987	72.110	13,916,292.57	
NISOURCE INC	43,994	39.360	1,731,603.84	
NRG ENERGY INC	18,864	96.130	1,813,396.32	
P G & E CORP	196,880	17.110	3,368,616.80	
PPL CORP	73,979	35.150	2,600,361.85	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	47,097	82.230	3,872,786.31	
SEMPRA	56,971	71.060	4,048,359.26	
SOUTHERN CO/THE	100,282	90.540	9,079,532.28	

	VISTRA CORP	32,050	126.290	4,047,594.50	
	WEC ENERGY GROUP INC	29,467	107.120	3,156,505.04	
	XCEL ENERGY INC	51,007	69.960	3,568,449.72	
	ALPHABET INC-CL A	542,910	164.290	89,194,683.90	
	ALPHABET INC-CL C	461,454	166.570	76,864,392.78	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	8,667	354.080	3,068,811.36	
	COMCAST CORP-CLASS A	352,021	35.750	12,584,750.75	
	ELECTRONIC ARTS INC	23,684	142.900	3,384,443.60	
	FOX CORP - CLASS A	23,886	52.460	1,253,059.56	
	FOX CORP - CLASS B	16,679	48.670	811,766.93	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	32,096	26.230	841,878.08	
	LIBERTY MEDIA CORP-FORMULA-C	20,572	87.660	1,803,341.52	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	13,554	121.910	1,652,368.14	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	202,810	604.900	122,679,769.00	
	NETFLIX INC	39,901	950.020	37,906,748.02	
	NEWS CORP - CLASS A	34,405	27.150	934,095.75	
	OMNICOM GROUP	18,370	80.300	1,475,111.00	
	PINTEREST INC- CLASS A	60,239	32.070	1,931,864.73	
	REDDIT INC-CL A	6,136	125.560	770,436.16	
	ROBLOX CORP -CLASS A	43,099	56.970	2,455,350.03	
	ROKU INC	9,945	69.650	692,669.25	
	SEA LTD-ADR	34,089	132.640	4,521,564.96	
	SNAP INC - A	86,463	8.990	777,302.37	
	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	14,561	597.460	8,699,615.06	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	17,220	206.500	3,555,930.00	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	40,175	56.500	2,269,887.50	
	WALT DISNEY CO/THE	167,882	99.360	16,680,755.52	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	201,390	10.480	2,110,567.20	
	CBRE GROUP INC - A	27,148	128.700	3,493,947.60	
	COSTAR GROUP INC	37,855	80.150	3,034,078.25	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	79,100	4.350	344,085.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	14,561	70.940	1,032,957.34	
アメリカ・ドル小計		33,968,562		4,535,048,160.07 (678,125,751,375)	
カナダ・ドル	ARC RESOURCES LTD	62,147	26.880	1,670,511.36	
	CAMECO CORP	38,144	61.890	2,360,732.16	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	194,084	42.590	8,266,037.56	
	CENOVUS ENERGY INC	120,048	19.450	2,334,933.60	
	ENBRIDGE INC	199,400	62.140	12,390,716.00	
	IMPERIAL OIL LTD	16,267	98.720	1,605,878.24	
	KEYERA CORP	19,802	42.470	840,990.94	
	PEMBINA PIPELINE CORP	56,661	55.750	3,158,850.75	

	SUNCOR ENERGY INC	120,305	53.780	6,470,002.90	
	TC ENERGY CORP	100,466	68.200	6,851,781.20	
	TOURMALINE OIL CORP	34,280	65.460	2,243,968.80	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	46,099	150.520	6,938,821.48	
	BARRICK GOLD CORP	157,839	27.440	4,331,102.16	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	13,268	71.680	951,050.24	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	68,446	21.130	1,446,263.98	
	FRANCO-NEVADA CORP	18,349	220.300	4,042,284.70	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	80,624	14.520	1,170,660.48	
	KINROSS GOLD CORP	110,156	17.170	1,891,378.52	
	LUNDIN MINING CORP	88,954	12.980	1,154,622.92	
	NUTRIEN LTD	49,178	74.520	3,664,744.56	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	36,364	38.150	1,387,286.60	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	40,547	61.100	2,477,421.70	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	4,438	110.420	490,043.96	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	40,353	108.560	4,380,721.68	
	CAE INC	27,474	35.050	962,963.70	
	STANTEC INC	9,939	119.420	1,186,915.38	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	9,630	115.530	1,112,553.90	
	WSP GLOBAL INC	12,764	249.430	3,183,724.52	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	32,674	27.650	903,436.10	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	21,852	66.120	1,444,854.24	
	RB GLOBAL INC	15,569	139.920	2,178,414.48	
	THOMSON REUTERS CORP	13,747	248.340	3,413,929.98	
	AIR CANADA	12,083	15.490	187,165.67	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	50,830	140.290	7,130,940.70	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	89,141	107.540	9,586,223.14	
	TFI INTERNATIONAL INC	6,995	119.000	832,405.00	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	22,436	52.500	1,177,890.00	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	11,302	66.850	755,538.70	
	RESTAURANT BRANDS INTERN	28,570	96.380	2,753,576.60	
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	4,737	144.530	684,638.61	
	DOLLARAMA INC	27,090	150.360	4,073,252.40	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	69,802	67.990	4,745,837.98	
	EMPIRE CO LTD 'A'	17,348	43.680	757,760.64	
	LOBLAW COMPANIES LTD	14,057	185.690	2,610,244.33	
	METRO INC/CN	18,929	93.480	1,769,482.92	
	WESTON (GEORGE) LTD	4,984	231.440	1,153,496.96	
	SAPUTO INC	18,270	25.400	464,058.00	
	BANK OF MONTREAL	67,593	140.040	9,465,723.72	
	BANK OF NOVA SCOTIA	119,355	69.660	8,314,269.30	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	89,360	81.710	7,301,605.60	

	NATIONAL BANK OF CANADA	37,412	117.980	4,413,867.76	
	ROYAL BANK OF CANADA	132,979	161.030	21,413,608.37	
	TORONTO-DOMINION BANK	163,410	85.330	13,943,775.30	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	31,451	68.460	2,153,135.46	
	BROOKFIELD CORP	128,381	74.000	9,500,194.00	
	IGM FINANCIAL INC	4,949	44.430	219,884.07	
	ONEX CORPORATION	4,217	98.970	417,356.49	
	TMX GROUP LTD	26,034	50.500	1,314,717.00	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,991	2,006.740	3,995,419.34	
	GREAT-WEST LIFECO INC	22,964	52.410	1,203,543.24	
	IA FINANCIAL CORP INC	8,268	129.920	1,074,178.56	
	INTACT FINANCIAL CORP	16,097	283.800	4,568,328.60	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	158,627	43.020	6,824,133.54	
	POWER CORP OF CANADA	50,268	49.530	2,489,774.04	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	53,341	80.680	4,303,551.88	
	CGI INC	18,609	148.820	2,769,391.38	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,831	4,693.720	8,594,201.32	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	9,063	143.140	1,297,277.82	
	OPEN TEXT CORP	21,507	37.150	798,985.05	
	SHOPIFY INC - CLASS A	112,080	138.020	15,469,281.60	
	CELESTICA INC	12,494	131.080	1,637,713.52	
	BCE INC	10,153	33.850	343,679.05	
	QUEBECOR INC -CL B	15,578	36.250	564,702.50	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	39,463	40.440	1,595,883.72	
	TELUS CORP	15,222	21.450	326,511.90	
	ALTAGAS LTD	27,309	37.340	1,019,718.06	
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	11,200	40.630	455,056.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	7,344	35.350	259,610.40	
	EMERA INC	30,820	58.840	1,813,448.80	
	FORTIS INC	41,868	64.680	2,708,022.24	
	HYDRO ONE LTD	33,037	48.210	1,592,713.77	
	FIRSTSERVICE CORP	3,669	240.900	883,862.10	
カナダ・ドル小計		3,784,386		280,637,235.94 (29,357,461,253)	
オーストラリア・ドル	SANTOS LTD	313,144	6.290	1,969,675.76	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	170,906	22.810	3,898,365.86	
	BHP GROUP LTD	470,076	39.580	18,605,608.08	
	BLUESCOPE STEEL LTD	37,214	23.000	855,922.00	
	FORTESCUE LTD	160,779	16.950	2,725,204.05	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	36,927	50.380	1,860,382.26	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	116,618	17.780	2,073,468.04	
	RIO TINTO LTD	36,597	119.200	4,362,362.40	

	SOUTH32 LTD	394,239	3.600	1,419,260.40	
	REECE LTD	23,776	15.910	378,276.16	
	SGH LTD	16,425	49.430	811,887.75	
	BRAMBLES LTD	122,717	20.250	2,485,019.25	
	COMPUTERSHARE LTD	50,853	38.260	1,945,635.78	
	QANTAS AIRWAYS LTD	78,226	8.950	700,122.70	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	50,442	66.470	3,352,879.74	
	LOTTERY CORP LTD/THE	224,832	4.790	1,076,945.28	
	WESFARMERS LTD	105,230	69.690	7,333,478.70	
	COLES GROUP LTD	111,645	18.600	2,076,597.00	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	117,922	27.750	3,272,335.50	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	81,142	10.150	823,591.30	
	COCHLEAR LTD	6,946	264.570	1,837,703.22	
	PRO MEDICUS LTD	5,586	234.720	1,311,145.92	
	SONIC HEALTHCARE LTD	37,362	25.580	955,719.96	
	CSL LTD	44,347	247.880	10,992,734.36	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	265,974	28.690	7,630,794.06	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	156,574	144.660	22,649,994.84	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	283,903	33.240	9,436,935.72	
	WESTPAC BANKING CORP	322,741	29.890	9,646,728.49	
	ASX LTD	15,385	64.680	995,101.80	
	MACQUARIE GROUP LTD	34,425	200.770	6,911,507.25	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	22,786	32.120	731,886.32	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	229,744	7.510	1,725,377.44	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	193,702	4.360	844,540.72	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	153,791	20.740	3,189,625.34	
	SUNCORP GROUP LTD	99,768	18.390	1,834,733.52	
	WISETECH GLOBAL LTD	16,426	84.490	1,387,832.74	
	XERO LTD	14,111	159.000	2,243,649.00	
	TELSTRA GROUP LTD	367,025	4.060	1,490,121.50	
	ORIGIN ENERGY LTD	177,211	10.580	1,874,892.38	
	CAR GROUP LTD	35,130	33.310	1,170,180.30	
	REA GROUP LTD	4,909	232.260	1,140,164.34	
オーストラリア・ドル小計		5,207,556		152,028,387.23 (14,508,068,993)	
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	235,424	46.550	10,958,987.20	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	27,000	67.650	1,826,550.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	132,500	95.650	12,673,625.00	
	MTR CORP	118,500	26.450	3,134,325.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	160,000	20.000	3,200,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	176,000	32.650	5,746,400.00	
	SANDS CHINA LTD	238,000	17.880	4,255,440.00	

	WH GROUP LTD	953,500	6.700	6,388,450.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	347,000	30.350	10,531,450.00	
	HANG SENG BANK LTD	63,400	106.500	6,752,100.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	109,900	365.600	40,179,440.00	
	AIA GROUP LTD	1,001,600	62.200	62,299,520.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	62,000	52.950	3,282,900.00	
	CLP HOLDINGS LTD	142,100	63.600	9,037,560.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	1,186,389	6.470	7,675,936.83	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	111,000	50.750	5,633,250.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	160,924	34.000	5,471,416.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	140,384	22.950	3,221,812.80	
	SINO LAND CO	530,200	7.800	4,135,560.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	135,500	76.000	10,298,000.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	113,000	18.380	2,076,940.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	125,000	19.760	2,470,000.00	
香港・ドル小計		6,269,321		221,249,662.83 (4,256,843,513)	
シンガポール・ドル	KEPPEL LTD	115,000	6.760	777,400.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	173,300	6.320	1,095,256.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	258,100	2.330	601,373.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	113,566	6.750	766,570.50	
	GENTING SINGAPORE LTD	675,000	0.745	502,875.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	159,600	3.290	525,084.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	186,870	44.360	8,289,553.20	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	310,200	16.610	5,152,422.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	113,600	36.980	4,200,928.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	94,600	12.670	1,198,582.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	673,815	3.390	2,284,232.85	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	89,200	6.100	544,120.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	220,100	2.630	578,863.00	
シンガポール・ドル小計		3,182,951		26,517,259.55 (2,981,335,491)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	192,208	7.930	1,524,209.44	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	50,850	32.800	1,667,880.00	
	INFRATIL LTD	83,472	10.380	866,439.36	
	CONTACT ENERGY LTD	69,821	8.600	600,460.60	
	MERIDIAN ENERGY LTD	102,546	5.350	548,621.10	
ニュージーランド・ドル小計		498,897		5,207,610.50 (453,530,798)	
イギリス・ポンド	BP PLC	1,481,800	4.318	6,398,412.40	
	SHELL PLC	563,859	26.760	15,088,866.84	
	ANGLO AMERICAN PLC	115,927	23.440	2,717,328.88	

	ANTOFAGASTA PLC	30,983	18.935	586,663.10	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	10,296	31.080	319,999.68	
	GLENCORE PLC	971,910	3.188	3,098,449.08	
	MONDI PLC	45,625	12.650	577,156.25	
	RIO TINTO PLC	106,317	48.905	5,199,432.88	
	ASHTEAD GROUP PLC	38,037	43.430	1,651,946.91	
	BAE SYSTEMS PLC	267,719	16.365	4,381,221.43	
	BUNZL PLC	35,202	29.620	1,042,683.24	
	DCC PLC	10,153	53.050	538,616.65	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	119,456	5.216	623,082.49	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	811,501	8.016	6,504,992.01	
	SMITHS GROUP PLC	36,853	19.930	734,480.29	
	SPIRAX GROUP PLC	5,904	69.200	408,556.80	
	EXPERIAN PLC	81,296	35.300	2,869,748.80	
	INTERTEK GROUP PLC	17,824	48.980	873,019.52	
	RELX PLC	171,624	38.140	6,545,739.36	
	RENTOKIL INITIAL PLC	263,366	3.362	885,436.49	
	BARRATT REDROW PLC	139,211	4.281	595,962.29	
	COMPASS GROUP PLC	163,059	26.510	4,322,694.09	
	ENTAIN PLC	42,158	6.538	275,629.00	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	14,491	86.260	1,249,993.66	
	PEARSON PLC	46,942	12.605	591,703.91	
	WHITBREAD PLC	16,522	25.410	419,824.02	
	JD SPORTS FASHION PLC	251,482	0.745	187,354.09	
	KINGFISHER PLC	179,593	2.633	472,868.36	
	NEXT PLC	12,208	95.840	1,170,014.72	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	180,525	3.207	578,943.67	
	SAINSBURY (J) PLC	220,253	2.324	511,867.97	
	TESCO PLC	623,187	3.242	2,020,372.25	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	30,992	18.820	583,269.44	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	189,448	32.000	6,062,336.00	
	COCA-COLA HBC AG-DI	17,866	34.480	616,019.68	
	DIAGEO PLC	206,442	20.805	4,295,025.81	
	IMPERIAL BRANDS PLC	69,831	27.820	1,942,698.42	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	63,456	51.680	3,279,406.08	
	UNILEVER PLC	226,556	45.960	10,412,513.76	
	NMC HEALTH PLC	3,940	0.010	39.40	
	SMITH & NEPHEW PLC	85,977	11.055	950,475.73	
	ASTRAZENECA PLC	143,051	119.040	17,028,791.04	
	GSK PLC	379,207	15.360	5,824,619.52	
	HALEON PLC	820,026	3.923	3,216,961.99	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	14,590	20.300	296,177.00	

	BARCLAYS PLC	1,314,907	2.948	3,876,345.83	
	HSBC HOLDINGS PLC	1,658,564	8.777	14,557,216.22	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	5,664,640	0.698	3,953,918.72	
	NATWEST GROUP PLC	742,791	4.487	3,332,903.21	
	STANDARD CHARTERED PLC	206,587	11.635	2,403,639.74	
	3I GROUP PLC	88,975	38.030	3,383,719.25	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	31,008	11.070	343,258.56	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	44,339	109.800	4,868,422.20	
	M&G PLC	217,201	2.214	480,883.01	
	SCHRODERS PLC	61,711	3.842	237,093.66	
	WISE PLC - A	66,680	9.155	610,455.40	
	ADMIRAL GROUP PLC	19,808	30.340	600,974.72	
	AVIVA PLC	260,434	5.570	1,450,617.38	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	561,409	2.455	1,378,259.09	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	59,286	5.800	343,858.80	
	PRUDENTIAL PLC	232,133	7.714	1,790,673.96	
	SAGE GROUP PLC/THE	90,085	11.920	1,073,813.20	
	HALMA PLC	32,277	26.900	868,251.30	
	BT GROUP PLC	540,623	1.587	857,968.70	
	VODAFONE GROUP PLC	1,981,261	0.748	1,481,983.22	
	CENTRICA PLC	527,715	1.444	762,020.46	
	NATIONAL GRID PLC	460,015	9.766	4,492,506.49	
	SEVERN TRENT PLC	20,117	24.520	493,268.84	
	SSE PLC	102,323	15.170	1,552,239.91	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	77,666	9.886	767,806.07	
	AUTO TRADER GROUP PLC	77,901	7.624	593,917.22	
	INFORMA PLC	130,979	7.684	1,006,442.63	
	WPP PLC	109,824	6.214	682,446.33	
イギリス・ポンド小計		24,707,924		186,196,299.12 (36,157,459,326)	
イスラエル・シュケル	ICL GROUP LTD	67,143	22.970	1,542,274.71	
	ELBIT SYSTEMS LTD	2,213	1,332.000	2,947,716.00	
	BANK HAPOALIM BM	127,980	52.030	6,658,799.40	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	135,088	51.200	6,916,505.60	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	118,638	27.720	3,288,645.36	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	11,916	175.000	2,085,300.00	
	NICE LTD	4,458	543.900	2,424,706.20	
	NOVA LTD	2,913	763.700	2,224,658.10	
	AZRIELI GROUP LTD	3,527	273.000	962,871.00	
イスラエル・シュケル小計		473,876		29,051,476.37 (1,193,690,302)	
スイス・フ	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	538	652.000	350,776.00	

ラン	GIVAUDAN-REG	900	3,973.000	3,575,700.00	
	HOLCIM LTD	46,179	100.500	4,640,989.50	
	SIG GROUP AG	30,936	18.290	565,819.44	
	SIKA AG-REG	14,407	232.800	3,353,949.60	
	ABB LTD-REG	150,339	49.330	7,416,222.87	
	GEBERIT AG-REG	2,873	580.200	1,666,914.60	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,766	278.500	491,831.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	4,092	287.800	1,177,677.60	
	VAT GROUP AG	2,969	345.500	1,025,789.50	
	SGS SA-REG	14,405	88.660	1,277,147.30	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	4,194	211.700	887,869.80	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	50,243	164.000	8,239,852.00	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	2,619	165.100	432,396.90	
	AVOLTA AG	8,656	39.000	337,584.00	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	382	1,197.000	457,254.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	97	11,870.000	1,151,390.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	8	114,400.000	915,200.00	
	NESTLE SA-REG	242,311	90.240	21,866,144.64	
	ALCON INC	45,885	78.880	3,619,408.80	
	SONOVA HOLDING AG-REG	5,194	268.700	1,395,627.80	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	11,159	115.200	1,285,516.80	
	GALDERMA GROUP AG	8,231	91.900	756,428.90	
	LONZA GROUP AG-REG	6,471	560.000	3,623,760.00	
	NOVARTIS AG-REG	184,487	98.600	18,190,418.20	
	ROCHE HOLDING AG-BR	2,584	327.400	846,001.60	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	65,266	311.100	20,304,252.60	
	SANDOZ GROUP AG	38,614	37.650	1,453,817.10	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	3,006	95.150	286,020.90	
	JULIUS BAER GROUP LTD	19,127	61.560	1,177,458.12	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	2,044	1,319.000	2,696,036.00	
	UBS GROUP AG-REG	300,233	29.290	8,793,824.57	
	BALOISE HOLDING AG - REG	3,909	179.200	700,492.80	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	4,111	177.500	729,702.50	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2,811	779.600	2,191,455.60	
	SWISS RE AG	27,559	148.600	4,095,267.40	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	13,449	606.800	8,160,853.20	
	TEMENOS AG - REG	7,049	70.050	493,782.45	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	13,555	79.100	1,072,200.50	
	SWISSCOM AG-REG	2,373	532.000	1,262,436.00	
	BKW AG	1,385	152.900	211,766.50	
	SWISS PRIME SITE-REG	7,190	105.800	760,702.00	
スイス・フラン小計		1,353,606		143,937,739.09	

				(24,419,037,438)	
デンマーク・クローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	35,879	408.100	14,642,219.90	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	849	3,202.000	2,718,498.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	86,250	110.600	9,539,250.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	292	12,290.000	3,588,680.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	412	12,290.000	5,063,480.00	
	DSV A/S	19,123	1,441.000	27,556,243.00	
	PANDORA A/S	7,823	1,104.500	8,640,503.50	
	CARLSBERG AS-B	8,080	913.800	7,383,504.00	
	COLOPLAST-B	10,365	727.200	7,537,428.00	
	DEMANT A/S	8,178	251.800	2,059,220.40	
	GENMAB A/S	6,634	1,399.500	9,284,283.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	300,048	545.200	163,586,169.60	
	ZEALAND PHARMA A/S	5,299	578.500	3,065,471.50	
	DANSKE BANK A/S	59,312	240.800	14,282,329.60	
	TRYG A/S	35,873	161.400	5,789,902.20	
	ORSTED A/S	14,988	327.800	4,913,066.40	
デンマーク・クローネ小計		599,405		289,650,249.10 (6,337,547,450)	
ノルウェー・クローネ	AKER BP ASA	27,948	233.900	6,537,037.20	
	EQUINOR ASA	77,381	261.000	20,196,441.00	
	NORSK HYDRO ASA	126,874	68.800	8,728,931.20	
	YARA INTERNATIONAL ASA	12,718	332.400	4,227,463.20	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	7,896	1,674.000	13,217,904.00	
	MOWI ASA	49,017	203.800	9,989,664.60	
	ORKLA ASA	63,195	109.800	6,938,811.00	
	SALMAR ASA	6,204	533.000	3,306,732.00	
	DNB BANK ASA	91,352	270.400	24,701,580.80	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	18,691	242.000	4,523,222.00	
	TELENOR ASA	48,313	148.500	7,174,480.50	
ノルウェー・クローネ小計		529,589		109,542,267.50 (1,552,213,930)	
スウェーデン・クローナ	BOLIDEN AB	27,135	365.400	9,915,129.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	7,024	429.800	3,018,915.20	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	45,662	143.950	6,573,044.90	
	ADDTECH AB-B SHARES	27,319	305.000	8,332,295.00	
	ALFA LAVAL AB	23,093	453.800	10,479,603.40	
	ASSA ABLOY AB-B	91,021	309.600	28,180,101.60	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	254,022	178.300	45,292,122.60	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	147,186	157.100	23,122,920.60	
	BEIJER REF AB	27,042	156.450	4,230,720.90	
	EPIROC AB-A	56,566	214.700	12,144,720.20	

	EPIROC AB-B	33,182	187.100	6,208,352.20	
	INDUTRADE AB	27,951	297.800	8,323,807.80	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	19,067	288.200	5,495,109.40	
	LIFCO AB-B SHS	24,912	360.400	8,978,284.80	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	109,274	44.570	4,870,342.18	
	SAAB AB-B	27,812	405.700	11,283,328.40	
	SANDVIK AB	102,321	234.500	23,994,274.50	
	SKANSKA AB-B SHS	26,915	244.000	6,567,260.00	
	SKF AB-B SHARES	31,715	230.200	7,300,793.00	
	TRELLEBORG AB-B SHS	21,827	408.400	8,914,146.80	
	VOLVO AB-B SHS	150,503	317.900	47,844,903.70	
	SECURITAS AB-B SHS	41,010	148.900	6,106,389.00	
	EVOLUTION AB	14,444	797.000	11,511,868.00	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	52,210	134.800	7,037,908.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	61,047	298.900	18,246,948.30	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	13,513	287.000	3,878,231.00	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	150,072	174.100	26,127,535.20	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	126,700	132.250	16,756,075.00	
	SWEDBANK AB - A SHARES	79,069	263.500	20,834,681.50	
	EQT AB	40,143	314.500	12,624,973.50	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	10,598	388.400	4,116,263.20	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	14,289	388.600	5,552,705.40	
	INVESTOR AB-B SHS	155,801	309.050	48,150,299.05	
	LUNDBERGS AB-B SHS	6,081	515.500	3,134,755.50	
	ERICSSON LM-B SHS	253,908	83.220	21,130,223.76	
	HEXAGON AB-B SHS	207,482	116.600	24,192,401.20	
	TELE2 AB-B SHS	58,043	128.850	7,478,840.55	
	TELIA CO AB	187,675	35.510	6,664,339.25	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	60,454	66.920	4,045,581.68	
	SAGAX AB-B	25,260	209.600	5,294,496.00	
スウェーデン・クローナ小計		2,839,348		543,954,691.27 (8,061,408,526)	
ユーロ	ENI SPA	201,031	14.024	2,819,258.74	
	GALP ENERGIA SGPS SA	30,995	15.150	469,574.25	
	NESTE OYJ	49,566	9.490	470,381.34	
	OMV AG	10,860	44.440	482,618.40	
	REPSOL SA	119,400	11.870	1,417,278.00	
	TENARIS SA	41,201	17.785	732,759.78	
	TOTALENERGIES SE	203,414	57.550	11,706,475.70	
	AIR LIQUIDE SA	52,976	180.500	9,562,168.00	
	AKZO NOBEL N.V.	14,109	61.440	866,856.96	
	ARCELORMITTAL	45,707	29.390	1,343,328.73	

	ARKEMA	5,145	82.550	424,719.75	
	BASF SE	81,122	52.470	4,256,471.34	
	COVESTRO AG-TEND	19,192	59.400	1,140,004.80	
	DSM-FIRMENICH AG	18,403	96.460	1,775,153.38	
	EVONIK INDUSTRIES AG	17,669	21.780	384,830.82	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	12,541	176.550	2,214,113.55	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	47,758	10.015	478,296.37	
	SYENSQO SA	8,379	68.880	577,145.52	
	SYMRISE AG	13,622	92.520	1,260,307.44	
	UPM-KYMMENE OYJ	50,585	27.610	1,396,651.85	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	19,741	53.850	1,063,052.85	
	AIRBUS SE	56,278	171.240	9,637,044.72	
	ALSTOM	25,574	24.270	620,680.98	
	BOUYGUES SA	17,123	36.050	617,284.15	
	BRENNTAG SE	12,153	65.000	789,945.00	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	43,605	100.000	4,360,500.00	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	44,374	40.480	1,796,259.52	
	DASSAULT AVIATION SA	1,720	313.200	538,704.00	
	EIFFAGE	6,641	108.650	721,544.65	
	FERROVIAL SE	42,157	39.940	1,683,750.58	
	GEA GROUP AG	17,874	57.850	1,034,010.90	
	IMCD NV	4,340	128.750	558,775.00	
	KINGSPAN GROUP PLC	13,412	82.100	1,101,125.20	
	KNORR-BREMSE AG	7,217	92.800	669,737.60	
	KONE OYJ-B	30,595	53.720	1,643,563.40	
	LEGRAND SA	23,046	104.850	2,416,373.10	
	LEONARDO SPA	35,486	46.700	1,657,196.20	
	METSO CORP	50,483	11.100	560,361.30	
	MTU AERO ENGINES AG	4,961	334.800	1,660,942.80	
	PRYSMIAN SPA	24,541	57.400	1,408,653.40	
	RATIONAL AG	350	845.000	295,750.00	
	REXEL SA	23,491	25.400	596,671.40	
	RHEINMETALL AG	3,996	1,368.000	5,466,528.00	
	SAFRAN SA	32,618	252.800	8,245,830.40	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	50,273	230.850	11,605,522.05	
	SIEMENS AG-REG	70,067	234.300	16,416,698.10	
	SIEMENS ENERGY AG	62,072	60.860	3,777,701.92	
	THALES SA	8,928	248.400	2,217,715.20	
	VINCI SA	46,788	118.250	5,532,681.00	
	WARTSILA OYJ ABP	45,125	17.975	811,121.87	
	BUREAU VERITAS SA	30,794	28.220	869,006.68	
	RANDSTAD NV	8,946	42.630	381,367.98	

TELEPERFORMANCE	4,299	96.000	412,704.00	
WOLTERS KLUWER	22,774	142.600	3,247,572.40	
ADP	3,679	99.500	366,060.50	
AENA SME SA	7,195	217.000	1,561,315.00	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	50,885	7.700	391,814.50	
DHL GROUP	90,860	42.410	3,853,372.60	
GETLINK SE	30,428	15.755	479,393.14	
INPOST SA	24,153	14.350	346,595.55	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	27,028	83.540	2,257,919.12	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	6,498	78.550	510,417.90	
CONTINENTAL AG	12,741	70.280	895,437.48	
DR ING HC F PORSCHE AG	8,498	54.080	459,571.84	
FERRARI NV	11,968	415.500	4,972,704.00	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	66,276	59.880	3,968,606.88	
MICHELIN (CGDE)	67,666	33.880	2,292,524.08	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	14,142	38.230	540,648.66	
RENAULT SA	21,493	48.220	1,036,392.46	
STELLANTIS NV	190,785	11.430	2,180,672.55	
VOLKSWAGEN AG-PREF	19,688	108.300	2,132,210.40	
ADIDAS AG	16,621	223.000	3,706,483.00	
HERMES INTERNATIONAL	2,970	2,486.000	7,383,420.00	
KERING	6,767	217.400	1,471,145.80	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	25,459	609.700	15,522,352.30	
MONCLER SPA	19,596	60.920	1,193,788.32	
PUMA SE	9,601	23.160	222,359.16	
ACCOR SA	16,469	45.500	749,339.50	
AMADEUS IT GROUP SA	40,884	71.320	2,915,846.88	
DELIVERY HERO SE	13,293	23.960	318,500.28	
FDJ UNITED	5,785	30.480	176,326.80	
SODEXO SA	6,960	73.950	514,692.00	
D'IETEREN GROUP	1,244	161.200	200,532.80	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	100,439	45.170	4,536,829.63	
PROSUS NV	123,303	44.340	5,467,255.02	
ZALANDO SE	17,418	31.000	539,958.00	
CARREFOUR SA	49,914	12.985	648,133.29	
JERONIMO MARTINS	25,491	19.830	505,486.53	
KESKO OYJ-B SHS	33,890	19.050	645,604.50	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	85,144	34.160	2,908,519.04	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	82,988	58.100	4,821,602.80	
DANONE	60,824	71.800	4,367,163.20	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	48,521	5.872	284,915.31	
HEINEKEN HOLDING NV	10,567	68.700	725,952.90	

HEINEKEN NV	27,519	78.840	2,169,597.96	
JDE PEET'S NV	13,317	18.470	245,964.99	
KERRY GROUP PLC-A	15,153	96.100	1,456,203.30	
LOTUS BAKERIES	42	8,460.000	355,320.00	
PERNOD RICARD SA	17,848	96.480	1,721,975.04	
BEIERSDORF AG	8,764	133.650	1,171,308.60	
HENKEL AG & CO KGAA	8,714	67.700	589,937.80	
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	15,381	75.700	1,164,341.70	
L'OREAL	22,851	363.450	8,305,195.95	
AMPLIFON SPA	10,123	19.950	201,953.85	
BIOMERIEUX	2,791	114.900	320,685.90	
DIASORIN SPA	1,313	95.160	124,945.08	
ESSILORLUXOTTICA	27,954	263.600	7,368,674.40	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	17,125	44.070	754,698.75	
FRESENIUS SE & CO KGAA	41,370	39.920	1,651,490.40	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	71,360	24.570	1,753,315.20	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	29,556	52.780	1,559,965.68	
ARGENX SE	5,529	560.200	3,097,345.80	
BAYER AG-REG	97,644	23.790	2,322,950.76	
EUROFINS SCIENTIFIC	14,665	50.160	735,596.40	
IPSEN	3,380	111.100	375,518.00	
MERCK KGAA	11,293	136.050	1,536,412.65	
ORION OYJ-CLASS B	10,542	56.640	597,098.88	
QIAGEN N.V.	20,369	36.285	739,089.16	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	12,539	53.350	668,955.65	
SANOFI	104,609	107.520	11,247,559.68	
SARTORIUS AG-VORZUG	2,164	247.500	535,590.00	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2,207	200.200	441,841.40	
UCB SA	12,015	184.950	2,222,174.25	
ABN AMRO BANK NV-CVA	43,340	19.785	857,481.90	
AIB GROUP PLC	196,550	6.690	1,314,919.50	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	514,281	13.275	6,827,080.27	
BANCO BPM SPA	108,163	10.085	1,090,823.85	
BANCO DE SABADELL SA	515,705	2.733	1,409,421.76	
BANCO SANTANDER SA	1,432,545	6.327	9,063,712.21	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	87,661	11.810	1,035,276.41	
BNP PARIBAS	94,708	77.910	7,378,700.28	
BPER BANCA SPA	93,906	7.544	708,426.86	
CAIXABANK SA	398,379	7.100	2,828,490.90	
COMMERZBANK AG	89,361	24.080	2,151,812.88	
CREDIT AGRICOLE SA	90,899	16.545	1,503,923.95	
ERSTE GROUP BANK AG	30,830	67.540	2,082,258.20	

FINECOBANK SPA	60,333	18.720	1,129,433.76	
ING GROEP NV	297,353	18.526	5,508,761.67	
INTESA SANPAOLO	1,389,114	4.830	6,709,420.62	
KBC GROUP NV	20,304	85.000	1,725,840.00	
MEDIOBANCA SPA	47,708	17.515	835,605.62	
NORDEA BANK ABP	289,012	12.980	3,751,375.76	
SOCIETE GENERALE SA	68,477	41.710	2,856,175.67	
UNICREDIT SPA	129,711	53.630	6,956,400.93	
ADYEN NV	2,001	1,511.600	3,024,711.60	
AMUNDI SA	3,955	72.750	287,726.25	
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	21,438	18.915	405,499.77	
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	175,203	21.940	3,843,953.82	
DEUTSCHE BOERSE AG	17,252	270.200	4,661,490.40	
EDENRED	20,297	31.960	648,692.12	
EURAZEO SE	3,897	71.150	277,271.55	
EURONEXT NV	7,818	126.600	989,758.80	
EXOR NV	8,669	90.200	781,943.80	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	7,933	69.150	548,566.95	
NEXI SPA	57,060	5.244	299,222.64	
SOFINA	1,314	232.600	305,636.40	
AEGON LTD	127,748	5.988	764,955.02	
AGEAS	15,700	54.850	861,145.00	
ALLIANZ SE-REG	35,861	354.000	12,694,794.00	
ASR NEDERLAND NV	14,593	52.540	766,716.22	
AXA SA	167,554	39.260	6,578,170.04	
GENERALI	88,834	32.050	2,847,129.70	
HANNOVER RUECK SE	5,315	273.100	1,451,526.50	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	12,394	583.400	7,230,659.60	
NN GROUP NV	26,955	49.800	1,342,359.00	
POSTE ITALIANE SPA	34,720	16.340	567,324.80	
SAMPO OYJ-A SHS	209,065	8.800	1,839,772.00	
TALANX AG	5,345	94.500	505,102.50	
UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	49,021	14.930	731,883.53	
CAPGEMINI SE	13,512	145.200	1,961,942.40	
DASSAULT SYSTEMES SE	57,951	39.150	2,268,781.65	
NEMETSCHEK SE	5,941	114.800	682,026.80	
SAP SE	97,006	246.700	23,931,380.20	
NOKIA OYJ	498,412	4.899	2,441,720.38	
ASM INTERNATIONAL NV	4,547	451.000	2,050,697.00	
ASML HOLDING NV	36,764	661.300	24,312,033.20	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	6,286	105.700	664,430.20	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	117,552	34.405	4,044,376.56	

	STMICROELECTRONICS NV	67,591	22.925	1,549,523.67	
	CELLNEX TELECOM SA	44,410	32.750	1,454,427.50	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	323,731	33.820	10,948,582.42	
	ELISA OYJ	12,225	46.220	565,039.50	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	28,190	9.625	271,328.75	
	KONINKLIJKE KPN NV	367,935	3.784	1,392,266.04	
	ORANGE	175,379	11.790	2,067,718.41	
	TELECOM ITALIA SPA	1,266,466	0.297	376,140.40	
	TELEFONICA SA	375,409	4.360	1,636,783.24	
	ACCIONA SA	1,810	123.000	222,630.00	
	E.ON SE	196,435	13.000	2,553,655.00	
	EDP RENOVAVEIS SA	27,294	8.455	230,770.77	
	EDP SA	340,749	3.120	1,063,136.88	
	ENDESA SA	25,535	22.180	566,366.30	
	ENEL SPA	750,963	7.066	5,306,304.55	
	ENGIE	165,196	17.175	2,837,241.30	
	FORTUM OYJ	42,339	15.565	659,006.53	
	IBERDROLA SA	553,182	14.080	7,788,802.56	
	REDEIA CORP SA	34,539	17.640	609,267.96	
	RWE AG	58,449	32.420	1,894,916.58	
	SNAM SPA	168,809	4.622	780,235.19	
	TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	139,628	7.996	1,116,465.48	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	70,962	31.190	2,213,304.78	
	VERBUND AG	5,841	70.350	410,914.35	
	BOLLORE SE	69,288	5.810	402,563.28	
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	6,099	103.600	631,856.40	
	PUBLICIS GROUPE	20,799	92.040	1,914,339.96	
	SCOUT24 SE	6,149	97.850	601,679.65	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	78,956	25.840	2,040,223.04	
	LEG IMMOBILIEN SE	7,909	67.960	537,495.64	
	VONOVIA SE	68,250	26.000	1,774,500.00	
ユーロ小計		17,478,555		522,458,571.55 (85,265,238,877)	
合　計		100,893,976		892,669,587,273 (892,669,587,273)	

(注) 金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	556 銘柄	73.4%	76.0%
カナダ・ドル	株式	82 銘柄	3.2%	3.3%
オーストラリア・ドル	株式	41 銘柄	1.6%	1.6%
香港・ドル	株式	22 銘柄	0.5%	0.5%

シンガポール・ドル	株式	13銘柄	0.3%	0.3%
ニュージーランド・ドル	株式	5銘柄	0.0%	0.1%
イギリス・ポンド	株式	73銘柄	3.9%	4.1%
イスラエル・シュケル	株式	9銘柄	0.1%	0.1%
スイス・フラン	株式	42銘柄	2.6%	2.7%
デンマーク・クローネ	株式	16銘柄	0.7%	0.7%
ノルウェー・クローネ	株式	11銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	株式	40銘柄	0.9%	0.9%
ユーロ	株式	209銘柄	9.2%	9.6%

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダ・ドル	CONSTELLATION SOFTWARE INC-CW40	1,480.00	-	
	カナダ・ドル小計		1,480.00	- (-)	
新株予約権証券合計				- (-)	
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	13,343.00	1,327,895.36	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	26,290.00	946,440.00	
		AMERICAN TOWER CORP	42,567.00	9,053,575.23	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	47,203.00	1,030,913.52	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	13,579.00	2,875,353.25	
		BXP INC	13,802.00	947,369.28	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	10,720.00	1,287,793.60	
		CROWN CASTLE INC	39,800.00	4,095,818.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	32,002.00	4,859,503.70	
		EQUINIX INC	9,171.00	7,861,839.75	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	14,256.00	973,257.12	
		EQUITY RESIDENTIAL	29,734.00	2,083,164.04	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	5,455.00	1,638,081.95	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	20,142.00	2,953,421.46	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	22,625.00	1,143,693.75	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	65,292.00	1,339,138.92	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	59,277.00	906,938.10	
		INVITATION HOMES INC	55,309.00	1,869,997.29	
		IRON MOUNTAIN INC	26,844.00	2,393,142.60	
		KIMCO REALTY CORP	57,934.00	1,201,551.16	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	11,954.00	1,966,313.46	
		PROLOGIS INC	84,920.00	9,718,244.80	
		PUBLIC STORAGE	15,268.00	4,586,659.88	

		REALTY INCOME CORP	84,512.00	4,815,493.76	
		REGENCY CENTERS CORP	17,959.00	1,282,811.37	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	10,393.00	2,295,813.70	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	30,345.00	5,063,366.70	
		SUN COMMUNITIES INC	12,887.00	1,701,599.48	
		UDR INC	27,406.00	1,202,575.28	
		VENTAS INC	41,109.00	2,826,243.75	
		VICI PROPERTIES INC	96,070.00	3,121,314.30	
		WELLTOWER INC	57,846.00	8,749,785.96	
		WEYERHAEUSER CO	65,282.00	1,955,848.72	
		WP CAREY INC	23,349.00	1,461,880.89	
	アメリカ・ドル小計		1,184,645.00	101,536,840.13 (15,182,803,706)	
	オーストラリア・ドル	APA GROUP	108,912.00	853,870.08	
		GOODMAN GROUP	197,180.00	6,094,833.80	
		GPT GROUP	159,776.00	687,036.80	
		SCENTRE GROUP	452,086.00	1,482,842.08	
		STOCKLAND	193,824.00	957,490.56	
		TRANSURBAN GROUP	291,488.00	3,768,939.84	
		VICINITY CENTRES	372,431.00	778,380.79	
	オーストラリア・ドル小計		1,775,697.00	14,623,393.95 (1,395,510,485)	
	香港・ドル	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	437,000.00	4,501,100.00	
		LINK REIT	238,500.00	8,764,875.00	
	香港・ドル小計		675,500.00	13,265,975.00 (255,237,359)	
	シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	322,200.00	840,942.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	588,116.00	1,246,805.92	
	シンガポール・ドル小計		910,316.00	2,087,747.92 (234,725,499)	
	イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	59,857.00	337,593.48	
		SEGRO PLC	115,483.00	816,002.87	
	イギリス・ポンド小計		175,340.00	1,153,596.35 (224,016,875)	
	ユーロ	COVIVIO	7,110.00	364,743.00	
		GECINA SA	3,082.00	268,134.00	
		KLEPIERRE	18,172.00	552,428.80	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	12,610.00	962,647.40	
	ユーロ小計		40,974.00	2,147,953.20 (350,545,962)	
投資証券合計				17,642,839,885	

		(17,642,839,885)	
合　計		17,642,839,885 (17,642,839,885)	

(注) 金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入 新株予約権証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	34銘柄	-	1.6%	86.1%
カナダ・ドル	新株予約権証券	1銘柄	-	-	-
オーストラリア・ドル	投資証券	7銘柄	-	0.2%	7.9%
香港・ドル	投資証券	2銘柄	-	0.0%	1.4%
シンガポール・ドル	投資証券	2銘柄	-	0.0%	1.3%
イギリス・ポンド	投資証券	2銘柄	-	0.0%	1.3%
ユーロ	投資証券	4銘柄	-	0.0%	2.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

（1）貸借対照表

(単位：円)

	(2025年3月18日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	2,610,174,013
金銭信託	1,466,125
コール・ローン	217,551,422
株式	48,576,923,292
投資信託受益証券	2,219,674,518
投資証券	4,138,801,039
未収入金	750,586
未収配当金	95,163,532
差入委託証拠金	808,594,893
流動資産合計	58,669,099,420
資産合計	58,669,099,420
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,002,010
未払金	59,565,542
未払解約金	155,240,760
流動負債合計	215,808,312
負債合計	215,808,312
純資産の部	

元本等	
元本	26,493,814,161
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	31,959,476,947
元本等合計	58,453,291,108
純資産合計	58,453,291,108
負債純資産合計	58,669,099,420

（2）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
1．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．　デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2025年3月18日現在）
1．　当計算期間の末日における受益権の総数	26,493,814,161口

２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　2.2063 円 （１万口当たりの純資産額 22,063 円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2024 年 3 月 19 日 至 2025 年 3 月 18 日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資信託受益証券、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会

	議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2025年3月18日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資信託受益証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年3月18日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	MSCI EMGMKT JUN25	3,553,454,845	-	3,552,838,781	△616,064
	小計	3,553,454,845	-	3,552,838,781	△616,064
合　計		3,553,454,845	-	3,552,838,781	△616,064

(注) 1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	51,200,000	－	51,197,293	△2,707
	小計	51,200,000	－	51,197,293	△2,707
	売建				
	アメリカ・ドル	45,500,000	－	45,883,239	△383,239
	小計	45,500,000	－	45,883,239	△383,239
合　計		96,700,000	－	97,080,532	△385,946

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2025年3月18日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	22,032,341,427円
同期中における追加設定元本額	7,040,098,993円
同期中における一部解約元本額	2,578,626,259円
2025年3月18日現在の元本の内訳	

三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド	14,015,339,183円
三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド	3,647,603,985円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	196,467,052円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	300,880,829円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	206,352,120円
イオン・バランス戦略ファンド	54,888,361円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	78,070,105円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	125,430,522円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	104,508,106円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	523,657,183円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	355,860,119円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	567,405,773円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	174,895,031円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	18,697,677円
日興ＦＷＳ・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）	431,490,159円
日興ＦＷＳ・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）	5,250,227,415円
三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド	77,560,811円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	42,724,625円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	27,466,784円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	27,531,410円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	18,920,588円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	15,569,511円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	398,466円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	10,669,745円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	57,217,342円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	55,256,832円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	20,834,378円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	209,941円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	461,355円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	498,778円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	600,137円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	208,013円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	85,911,825円
合　計	26,493,814,161円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通　貨	銘　柄	株　数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	49,800	2.054	102,289.20	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	6,558	15.390	100,927.62	
	SOUTHERN COPPER CORP	3,904	97.880	382,123.52	

	H WORLD GROUP LTD-ADR	9,424	38.160	359,619.84	
	TAL EDUCATION GROUP- ADR	18,756	14.320	268,585.92	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	17,276	53.310	920,983.56	
	PDD HOLDINGS INC	31,603	128.900	4,073,626.70	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	15,698	17.710	278,011.58	
	LEGEND BIOTECH CORP-ADR	3,231	37.940	122,584.14	
	CREDICORP LTD	3,165	190.810	603,913.65	
	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	145,203	11.820	1,716,299.46	
	QIFU TECHNOLOGY INC	5,288	47.130	249,223.44	
	XP INC - CLASS A	16,889	15.460	261,103.94	
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE-B	32,895	1.851	60,888.64	
	AUTOHOME INC-ADR	2,773	30.990	85,935.27	
	KANZHUN LTD - ADR	10,834	20.470	221,771.98	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	35,577	13.060	464,635.62	
	KE HOLDINGS INC-ADR	31,659	25.090	794,324.31	
アメリカ・ドル小計		440,533		11,066,848.39 (1,654,825,840)	
香港・ドル	CHINA COAL ENERGY CO-H	72,000	8.380	603,360.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES-H	74,000	6.600	488,400.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	1,080,000	4.250	4,590,000.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	158,500	31.350	4,968,975.00	
	COSCO SHIPPING ENERGY TRAN-H	52,000	6.390	332,280.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	932,000	6.020	5,610,640.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	145,600	8.820	1,284,192.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	176,000	5.240	922,240.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	53,000	23.450	1,242,850.00	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	122,000	15.100	1,842,200.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	216,000	4.320	933,120.00	
	CMOC GROUP LTD-H	150,000	6.280	942,000.00	
	JIANGXI COPPER CO LTD-H	51,000	13.660	696,660.00	
	MMG LTD	232,000	2.870	665,840.00	
	SHANDONG GOLD MINING CO LT-H	25,000	16.880	422,000.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	79,500	15.140	1,203,630.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	268,000	17.040	4,566,720.00	
	AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	99,000	4.430	438,570.00	
	BOC AVIATION LTD	10,300	62.650	645,295.00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	126,000	4.980	627,480.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	152,000	4.030	612,560.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	92,000	12.680	1,166,560.00	
	CITIC LTD	201,000	9.520	1,913,520.00	
	CRRC CORP LTD - H	203,000	5.320	1,079,960.00	
	FOSUN INTERNATIONAL LTD	143,500	4.520	648,620.00	

	HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	21,000	22.700	476,700.00	
	SINOTRUK HONG KONG LTD	30,000	22.650	679,500.00	
	WEICHAI POWER CO LTD-H	89,000	16.300	1,450,700.00	
	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRI-H	19,400	34.550	670,270.00	
	CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	60,140	12.860	773,400.40	
	COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-H	143,400	12.020	1,723,668.00	
	J&T GLOBAL EXPRESS LTD	129,000	5.960	768,840.00	
	JD LOGISTICS INC	95,000	13.520	1,284,400.00	
	JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	50,000	8.800	440,000.00	
	ORIENT OVERSEAS INTL LTD	6,000	115.300	691,800.00	
	ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	78,000	5.960	464,880.00	
	ZTO EXPRESS CAYMAN INC	20,150	159.500	3,213,925.00	
	BYD CO LTD-H	55,500	385.600	21,400,800.00	
	FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	27,600	58.600	1,617,360.00	
	GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	283,000	17.320	4,901,560.00	
	GREAT WALL MOTOR CO LTD-H	110,000	14.980	1,647,800.00	
	LI AUTO INC-CLASS A	56,200	105.100	5,906,620.00	
	NIO INC-CLASS A	66,350	38.000	2,521,300.00	
	XPENG INC - CLASS A SHARES	55,800	93.750	5,231,250.00	
	YADEA GROUP HOLDINGS LTD	48,000	14.480	695,040.00	
	ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	19,900	48.300	961,170.00	
	ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	57,800	99.150	5,730,870.00	
	BOSIDENG INTL HLDGS LTD	172,000	4.300	739,600.00	
	HAIER SMART HOME CO LTD-H	109,600	26.550	2,909,880.00	
	HISENSE HOME APPLIANCES GR-H	14,000	27.450	384,300.00	
	LI NING CO LTD	98,000	18.980	1,860,040.00	
	MIDEA GROUP CO LTD-H	15,000	72.900	1,093,500.00	
	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	40,000	58.700	2,348,000.00	
	HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDI	81,000	17.740	1,436,940.00	
	MEITUAN-CLASS B	224,660	175.100	39,337,966.00	
	NEW ORIENTAL EDUCATION & TEC	63,100	39.000	2,460,900.00	
	TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LT	52,400	19.260	1,009,224.00	
	TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	29,000	11.340	328,860.00	
	TRIP.COM GROUP LTD	28,150	492.000	13,849,800.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	736,900	135.500	99,849,950.00	
	CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROU	109,000	9.740	1,061,660.00	
	JD.COM INC-CLASS A	111,785	169.000	18,891,665.00	
	MINISO GROUP HOLDING LTD	23,400	41.450	969,930.00	
	POP MART INTERNATIONAL GROUP	24,600	131.300	3,229,980.00	
	ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	33,000	14.400	475,200.00	
	ALIBABA HEALTH INFORMATION T	284,000	5.310	1,508,040.00	
	JD HEALTH INTERNATIONAL INC	52,850	34.300	1,812,755.00	

ANHUI GUJING DISTILLERY CO-B	5,000	125.880	629,400.00	
CHINA FEIHE LTD	190,000	6.990	1,328,100.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	143,000	19.860	2,839,980.00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDING	68,000	27.300	1,856,400.00	
NONGFU SPRING CO LTD-H	91,000	38.300	3,485,300.00	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	89,000	13.500	1,201,500.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	90,000	12.900	1,161,000.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	26,000	55.250	1,436,500.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	232,000	5.170	1,199,440.00	
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	14,200	71.750	1,018,850.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	25,500	23.300	594,150.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	113,200	5.300	599,960.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	24,700	11.980	295,906.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	55,600	19.660	1,093,096.00	
AKESO INC	27,000	71.550	1,931,850.00	
BEIGENE LTD	35,300	153.700	5,425,610.00	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTIC	54,500	5.580	304,110.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	370,800	4.820	1,787,256.00	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	50,000	12.300	615,000.00	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	48,000	19.100	916,800.00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	56,500	40.050	2,262,825.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	485,000	3.500	1,697,500.00	
WUXI APPTEC CO LTD-H	13,711	65.450	897,384.95	
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	159,000	26.600	4,229,400.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	1,259,000	5.020	6,320,180.00	
BANK OF CHINA LTD-H	3,233,000	4.620	14,936,460.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	377,000	6.930	2,612,610.00	
CHINA CITIC BANK CORP LTD-H	406,000	6.220	2,525,320.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	4,375,000	6.850	29,968,750.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	144,000	3.250	468,000.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	177,500	49.450	8,777,375.00	
CHINA MINSHENG BANKING COR-H	265,100	3.910	1,036,541.00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	3,159,000	5.650	17,848,350.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	406,000	5.250	2,131,500.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	159,500	8.570	1,366,915.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	58,400	16.100	940,240.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	64,500	22.800	1,470,600.00	
FAR EAST HORIZON LTD	84,000	6.430	540,120.00	
GUOTAI JUNAN SECURITIES CO-H	84,568	12.020	1,016,507.36	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	58,600	14.540	852,044.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	339,000	16.580	5,620,620.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	120,000	26.550	3,186,000.00	

CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	61,000	13.080	797,880.00	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	45,600	31.000	1,413,600.00	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	397,000	4.470	1,774,590.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY-H	314,000	14.160	4,446,240.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	305,000	50.050	15,265,250.00	
KINGDEE INTERNATIONAL SFTWR	141,000	15.140	2,134,740.00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	33,000	51.900	1,712,700.00	
BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	38,000	50.450	1,917,100.00	
LENOVO GROUP LTD	374,000	11.700	4,375,800.00	
SUNNY OPTICAL TECH	31,500	85.600	2,696,400.00	
XIAOMI CORP-CLASS B	749,200	55.800	41,805,360.00	
ZTE CORP-H	39,400	27.800	1,095,320.00	
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	1,037,000	1.130	1,171,810.00	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	34,000	37.800	1,285,200.00	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	194,000	3.370	653,780.00	
CHINA TOWER CORP LTD-H	188,600	12.240	2,308,464.00	
BEIJING ENTERPRISES HLDGS	17,000	28.350	481,950.00	
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	206,000	2.440	502,640.00	
CGN POWER CO LTD-H	446,000	2.540	1,132,840.00	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	144,200	7.420	1,069,964.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	141,000	6.240	879,840.00	
CHINA POWER INTERNATIONAL	211,000	3.050	643,550.00	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	39,400	28.350	1,116,990.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	102,000	18.920	1,929,840.00	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	38,600	58.550	2,260,030.00	
GUANGDONG INVESTMENT LTD	154,000	6.320	973,280.00	
HUANENG POWER INTL INC-H	224,000	4.520	1,012,480.00	
KUNLUN ENERGY CO LTD	162,000	7.960	1,289,520.00	
BAIDU INC-CLASS A	105,400	92.050	9,702,070.00	
BILIBILI INC-CLASS Z	10,220	163.900	1,675,058.00	
CHINA LITERATURE LTD	12,200	26.850	327,570.00	
CHINA RUYI HOLDINGS LTD	304,000	2.470	750,880.00	
KINGSOFT CORP LTD	44,400	41.650	1,849,260.00	
KUAISHOU TECHNOLOGY	124,800	63.500	7,924,800.00	
NETEASE INC	88,900	157.000	13,957,300.00	
TENCENT HOLDINGS LTD	294,100	524.500	154,255,450.00	
C&D INTERNATIONAL INVESTMENT	32,000	16.320	522,240.00	
CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	175,000	14.820	2,593,500.00	
CHINA RESOURCES LAND LTD	144,000	26.850	3,866,400.00	
CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	34,000	33.800	1,149,200.00	
CHINA VANKE CO LTD-H	100,400	6.130	615,452.00	
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	80,500	10.940	880,670.00	

香港・ドル小計		33,391,684		735,900,173.71 (14,158,719,342)	
台湾・ドル	ASIA CEMENT CORP	103,000	44.300	4,562,900.00	
	CHINA STEEL CORP	562,000	24.100	13,544,200.00	
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	167,000	29.300	4,893,100.00	
	FORMOSA PLASTICS CORP	204,000	40.500	8,262,000.00	
	NAN YA PLASTICS CORP	236,000	34.450	8,130,200.00	
	TCC GROUP HOLDINGS CO LTD	326,676	33.700	11,008,981.20	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	7,000	967.000	6,769,000.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	141,000	33.400	4,709,400.00	
	FORTUNE ELECTRIC CO LTD	5,500	533.000	2,931,500.00	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	3,000	1,445.000	4,335,000.00	
	CHINA AIRLINES LTD	106,000	24.250	2,570,500.00	
	EVA AIRWAYS CORP	120,000	42.550	5,106,000.00	
	EVERGREEN MARINE CORP LTD	47,096	230.500	10,855,628.00	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	64,000	27.100	1,734,400.00	
	WAN HAI LINES LTD	25,605	86.200	2,207,151.00	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	75,000	75.900	5,692,500.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	93,000	50.800	4,724,400.00	
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	9,000	496.500	4,468,500.00	
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	21,276	130.500	2,776,518.00	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	9,000	411.500	3,703,500.00	
	POU CHEN	104,000	36.050	3,749,200.00	
	HOTAI MOTOR COMPANY LTD	15,200	612.000	9,302,400.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	27,000	259.500	7,006,500.00	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	227,000	81.500	18,500,500.00	
	PHARMAESSENTIA CORP	11,000	562.000	6,182,000.00	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	278,418	17.850	4,969,761.30	
	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT	773,000	40.100	30,997,300.00	
	E.SUN FINANCIAL HOLDING CO	640,385	29.900	19,147,511.50	
	FIRST FINANCIAL HOLDING CO	531,876	27.550	14,653,183.80	
	HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	407,519	27.800	11,329,028.20	
	MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	524,702	39.600	20,778,199.20	
	SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	489,039	22.250	10,881,117.75	
	TAISHIN FINANCIAL HOLDING	491,828	17.500	8,606,990.00	
	TAIWAN BUSINESS BANK	331,530	15.300	5,072,409.00	
	TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	453,197	24.250	10,990,027.25	
	THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA	182,299	44.150	8,048,500.85	
	CHAILEASE HOLDING CO LTD	72,988	122.500	8,941,030.00	
	YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	471,393	35.700	16,828,730.10	
	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	434,000	66.000	28,644,000.00	
	FUBON FINANCIAL HOLDING CO	372,741	90.000	33,546,690.00	

KGI FINANCIAL HOLDING CO LTD	719,196	18.100	13,017,447.60	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	616,432	12.500	7,705,400.00	
ACCTON TECHNOLOGY CORP	23,000	653.000	15,019,000.00	
ACER INC	111,000	38.250	4,245,750.00	
ADVANTECH CO LTD	22,727	383.500	8,715,804.50	
ASIA VITAL COMPONENTS	16,000	561.000	8,976,000.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	31,000	624.000	19,344,000.00	
AUO CORP	296,600	15.400	4,567,640.00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	26,000	206.000	5,356,000.00	
COMPAL ELECTRONICS	195,000	38.300	7,468,500.00	
DELTA ELECTRONICS INC	90,000	394.000	35,460,000.00	
E INK HOLDINGS INC	37,000	290.500	10,748,500.00	
ELITE MATERIAL CO LTD	14,000	586.000	8,204,000.00	
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	22,000	258.500	5,687,000.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	571,800	168.000	96,062,400.00	
INNOLUX CORP	331,903	16.000	5,310,448.00	
INVENTEC CORP	110,000	46.650	5,131,500.00	
LARGAN PRECISION CO LTD	4,480	2,465.000	11,043,200.00	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	102,000	107.000	10,914,000.00	
LOTES CO LTD	4,000	1,580.000	6,320,000.00	
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO	36,000	169.000	6,084,000.00	
PEGATRON CORP	97,000	91.800	8,904,600.00	
QUANTA COMPUTER INC	125,000	255.000	31,875,000.00	
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	53,000	74.600	3,953,800.00	
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	56,000	107.500	6,020,000.00	
WISTRON CORP	130,000	106.000	13,780,000.00	
WIWYNN CORP	5,000	1,910.000	9,550,000.00	
WPG HOLDINGS LTD	62,520	65.600	4,101,312.00	
YAGEO CORPORATION	17,427	526.000	9,166,602.00	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	30,000	111.000	3,330,000.00	
ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	4,000	2,765.000	11,060,000.00	
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	146,000	157.500	22,995,000.00	
EMEMORY TECHNOLOGY INC	3,000	2,615.000	7,845,000.00	
GLOBAL UNICHIP CORP	4,000	1,200.000	4,800,000.00	
GLOBALWAFERS CO LTD	11,000	385.500	4,240,500.00	
JENTECH PRECISION INDUSTRIAL	4,000	1,190.000	4,760,000.00	
MEDIATEK INC	70,000	1,425.000	99,750,000.00	
NOVATEK MICROELECTRONICS COR	26,000	540.000	14,040,000.00	
REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	23,000	535.000	12,305,000.00	
SILERGY CORP	13,800	439.000	6,058,200.00	
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	1,121,000	970.000	1,087,370,000.00	
UNITED MICROELECTRONICS CORP	498,000	44.100	21,961,800.00	

	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	40,000	96.600	3,864,000.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	178,000	128.000	22,784,000.00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	72,000	91.300	6,573,600.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	88,000	116.000	10,208,000.00	
	INTERNATIONAL GAMES SYSTEM C	11,000	818.000	8,998,000.00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	73,443	37.600	2,761,456.80	
台湾・ドル小計		15,506,596		2,129,596,918.05 (9,640,685,248)	
エジプト・ポンド	EASTERN CO SAE	61,414	30.880	1,896,464.32	
	COMMERCIAL INTERNATIONAL BAN	96,608	77.930	7,528,661.44	
	T M G HOLDING	43,493	53.800	2,339,923.40	
エジプト・ポンド小計		201,515		11,765,049.16 (34,715,131)	
トルコ・リラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	45,495	146.100	6,646,819.50	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	143,800	25.580	3,678,404.00	
	SASA POLYESTER SANAYI	371,264	4.010	1,488,768.64	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	67,420	121.700	8,205,014.00	
	KOC HOLDING AS	39,049	182.500	7,126,442.50	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI	47,908	40.580	1,944,106.64	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	9,051	281.250	2,545,593.75	
	TURK HAVA YOLLARI AO	27,265	334.000	9,106,510.00	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	2,571	1,065.000	2,738,115.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	20,261	515.500	10,444,545.50	
	COCA-COLA ICECEK AS	39,039	57.600	2,248,646.40	
	AKBANK T.A.S.	142,645	75.100	10,712,639.50	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	46,491	107.900	5,016,378.90	
	TURKIYE IS BANKASI-C	396,383	16.310	6,465,006.73	
	YAPI VE KREDI BANKASI	148,083	33.580	4,972,627.14	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	60,962	109.400	6,669,242.80	
トルコ・リラ小計		1,607,687		90,008,861.00 (367,461,175)	
メキシコ・ペソ	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	145,300	104.610	15,199,833.00	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	9,695	401.430	3,891,863.85	
	ALFA S.A.B.-A	166,600	16.300	2,715,580.00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	24,300	118.690	2,884,167.00	
	GRUPO AEROPORT DEL PACIFIC-B	17,980	381.220	6,854,335.60	
	GRUPO AEROPORT DEL SURESTE-B	7,585	572.220	4,340,288.70	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	11,400	202.470	2,308,158.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	7,195	201.430	1,449,288.85	
	GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	13,700	111.660	1,529,742.00	
	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	232,200	53.520	12,427,344.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	23,500	210.510	4,946,985.00	

	GRUMA S.A.B.-B	8,830	364.490	3,218,446.70	
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	56,400	54.650	3,082,260.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	63,600	31.910	2,029,476.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	118,100	146.630	17,317,003.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	86,500	47.170	4,080,205.00	
	QUALITAS CONTROLADORA SAB CV	9,100	176.310	1,604,421.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER B	857,400	14.350	12,303,690.00	
メキシコ・ペソ小計		1,859,385		102,183,087.70 (765,964,424)	
フィリピン・ペソ	AYALA CORPORATION	11,640	605.500	7,048,020.00	
	SM INVESTMENTS CORP	9,035	813.000	7,345,455.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	46,280	393.000	18,188,040.00	
	JOLLIBEE FOODS CORP	19,650	258.000	5,069,700.00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAN	103,916	135.000	14,028,660.00	
	BDO UNIBANK INC	105,634	163.000	17,218,342.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	84,590	72.750	6,153,922.50	
	PLDT INC	2,690	1,363.000	3,666,470.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	14,140	503.000	7,112,420.00	
	AYALA LAND INC	275,600	22.150	6,104,540.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	491,500	23.450	11,525,675.00	
フィリピン・ペソ小計		1,164,675		103,461,244.50 (269,971,770)	
チリ・ペソ	EMPRESAS CMPC SA	48,976	1,660.000	81,300,160.00	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	6,452	41,710.000	269,112,920.00	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	9,623,878	14.840	142,818,349.52	
	EMPRESAS COPEC SA	17,285	7,160.000	123,760,600.00	
	FALABELLA SA	34,870	3,880.000	135,295,600.00	
	CENCOSUD SA	53,544	2,499.000	133,806,456.00	
	BANCO DE CHILE	2,103,508	130.790	275,117,811.32	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	3,769	33,450.000	126,073,050.00	
	BANCO SANTANDER CHILE	2,903,646	53.990	156,767,847.54	
	ENEL AMERICAS SA	843,379	89.980	75,887,242.42	
	ENEL CHILE SA	1,488,803	62.500	93,050,187.50	
チリ・ペソ小計		17,128,110		1,612,990,224.30 (262,073,813)	
コロンビア・ペソ	BANCOLOMBIA SA	11,335	48,400.000	548,614,000.00	
	BANCOLOMBIA SA-PREF	21,081	44,860.000	945,693,660.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	19,631	19,500.000	382,804,500.00	
コロンビア・ペソ小計		52,047		1,877,112,160.00 (68,890,015)	
インド・ルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	70,393	261.420	18,402,138.06	
	COAL INDIA LTD	88,512	385.750	34,143,504.00	

	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	42,181	325.500	13,729,915.50	
	INDIAN OIL CORP LTD	121,720	124.110	15,106,669.20	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	141,272	229.740	32,455,829.28	
	OIL INDIA LTD	19,843	378.150	7,503,630.45	
	PETRONET LNG LTD	27,436	284.100	7,794,567.60	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	278,338	1,238.850	344,819,031.30	
	AMBUJA CEMENTS LTD	24,411	490.550	11,974,816.05	
	APL APOLLO TUBES LTD	8,772	1,411.400	12,380,800.80	
	ASIAN PAINTS LTD	16,536	2,219.550	36,702,478.80	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	11,352	2,399.350	27,237,421.20	
	HINDALCO INDUSTRIES LTD	63,861	680.750	43,473,375.75	
	JINDAL STAINLESS LTD	14,795	641.600	9,492,472.00	
	JINDAL STEEL & POWER LTD	17,586	897.250	15,779,038.50	
	JSW STEEL LTD	26,244	1,005.700	26,393,590.80	
	NMDC LTD	131,151	64.910	8,513,011.41	
	PI INDUSTRIES LTD	3,459	3,373.250	11,668,071.75	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	6,576	2,748.900	18,076,766.40	
	SHREE CEMENT LTD	467	27,734.600	12,952,058.20	
	SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	1,212	10,088.650	12,227,443.80	
	SRF LTD	5,894	3,011.300	17,748,602.20	
	SUPREME INDUSTRIES LTD	2,423	3,345.100	8,105,177.30	
	TATA STEEL LTD	352,286	151.810	53,480,537.66	
	ULTRATECH CEMENT LTD	5,405	10,547.100	57,007,075.50	
	UPL LTD	19,410	626.150	12,153,571.50	
	VEDANTA LTD	58,464	446.950	26,130,484.80	
	ABB INDIA LTD	2,065	5,187.650	10,712,497.25	
	ADANI ENTERPRISES LTD	6,462	2,252.700	14,556,947.40	
	ASHOK LEYLAND LTD	73,826	198.460	14,651,507.96	
	ASTRAL LTD	6,604	1,238.050	8,176,082.20	
	BHARAT ELECTRONICS LTD	162,574	279.930	45,509,339.82	
	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	39,537	195.430	7,726,715.91	
	CG POWER AND INDUSTRIAL SOLU	26,350	610.100	16,076,135.00	
	CUMMINS INDIA LTD	6,402	2,862.100	18,323,164.20	
	HAVELLS INDIA LTD	11,660	1,462.150	17,048,669.00	
	HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	9,612	3,439.900	33,064,318.80	
	LARSEN & TOUBRO LTD	31,143	3,173.450	98,830,753.35	
	POLYCAB INDIA LTD	2,271	5,019.600	11,399,511.60	
	RAIL VIKAS NIGAM LTD	23,469	328.450	7,708,393.05	
	SIEMENS LTD	4,045	4,936.450	19,967,940.25	
	SUZLON ENERGY LTD	405,457	54.500	22,097,406.50	
	THERMAX LTD	1,883	3,240.300	6,101,484.90	
	VOLTAS LTD	10,109	1,458.450	14,743,471.05	

INDIAN RAILWAY CATERING & TO	9,083	690.650	6,273,173.95	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECON	26,043	1,137.150	29,614,797.45	
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	10,064	643.550	6,476,687.20	
GMR AIRPORTS LTD	104,248	74.170	7,732,074.16	
INTERGLOBE AVIATION LTD	8,500	4,780.450	40,633,825.00	
BAJAJ AUTO LTD	3,036	7,486.050	22,727,647.80	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	3,466	2,528.950	8,765,340.70	
BHARAT FORGE LTD	10,961	1,076.350	11,797,872.35	
BOSCH LTD	318	26,345.850	8,377,980.30	
EICHER MOTORS LTD	6,555	5,050.250	33,104,388.75	
HERO MOTOCORP LTD	5,124	3,493.100	17,898,644.40	
HYUNDAI MOTOR INDIA LTD	8,306	1,598.350	13,275,895.10	
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	43,006	2,705.150	116,337,680.90	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	5,849	11,553.700	67,577,591.30	
MRF LTD	88	105,410.800	9,276,150.40	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERN	145,045	120.990	17,548,994.55	
SONA BLW PRECISION FORGINGS	20,802	485.950	10,108,731.90	
TATA MOTORS LTD	89,051	661.050	58,867,163.55	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LT	4,981	2,833.750	14,114,908.75	
TVS MOTOR CO LTD	10,138	2,266.800	22,980,818.40	
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	1,754	13,098.200	22,974,242.80	
KALYAN JEWELLERS INDIA LTD	17,778	428.000	7,608,984.00	
PAGE INDUSTRIES LTD	277	40,361.700	11,180,190.90	
TITAN CO LTD	15,743	3,017.350	47,502,141.05	
INDIAN HOTELS CO LTD	36,809	753.300	27,728,219.70	
JUBILANT FOODWORKS LTD	14,355	618.650	8,880,720.75	
ZOMATO LTD	336,259	203.690	68,492,595.71	
TRENT LTD	8,031	5,159.550	41,436,346.05	
AVENUE SUPERMARTS LTD	7,398	3,825.300	28,299,569.40	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	5,260	4,674.900	24,589,974.00	
ITC LTD	132,436	407.950	54,027,266.20	
MARICO LTD	23,047	607.550	14,002,204.85	
NESTLE INDIA LTD	15,176	2,174.350	32,997,935.60	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	28,581	940.450	26,879,001.45	
UNITED SPIRITS LTD	12,742	1,353.050	17,240,563.10	
VARUN BEVERAGES LTD	65,027	507.250	32,984,945.75	
COLGATE PALMOLIVE (INDIA)	5,865	2,383.500	13,979,227.50	
DABUR INDIA LTD	21,140	494.750	10,459,015.00	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	20,123	1,052.300	21,175,432.90	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	38,114	2,171.250	82,755,022.50	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	4,541	6,156.650	27,957,347.65	
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	36,934	997.900	36,856,438.60	

ALKEM LABORATORIES LTD	2,057	4,818.150	9,910,934.55	
AUROBINDO PHARMA LTD	11,043	1,111.700	12,276,503.10	
CIPLA LTD	24,967	1,492.600	37,265,744.20	
DIVI'S LABORATORIES LTD	5,382	5,670.850	30,520,514.70	
DR. REDDY'S LABORATORIES	26,343	1,150.700	30,312,890.10	
LUPIN LTD	11,205	1,991.850	22,318,679.25	
MANKIND PHARMA LTD	6,318	2,170.950	13,716,062.10	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	44,639	1,704.300	76,078,247.70	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	5,914	3,066.350	18,134,393.90	
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	10,229	892.700	9,131,428.30	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	16,362	491.800	8,046,831.60	
AXIS BANK LTD	105,752	1,034.150	109,363,430.80	
BANK OF BARODA	38,009	205.740	7,819,971.66	
CANARA BANK	82,629	82.490	6,816,066.21	
HDFC BANK LIMITED	258,404	1,710.400	441,974,201.60	
ICICI BANK LTD	238,953	1,269.000	303,231,357.00	
IDFC FIRST BANK LTD	131,058	52.890	6,931,657.62	
INDUSIND BANK LTD	27,728	677.400	18,782,947.20	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	50,553	1,993.100	100,757,184.30	
PUNJAB NATIONAL BANK	83,349	87.470	7,290,537.03	
STATE BANK OF INDIA	83,428	723.150	60,330,958.20	
UNION BANK OF INDIA	56,109	112.540	6,314,506.86	
YES BANK LTD	625,769	16.110	10,081,138.59	
BAJAJ FINANCE LTD	12,853	8,580.350	110,283,238.55	
BAJAJ FINSERV LTD	18,253	1,871.600	34,162,314.80	
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	1,217	11,566.600	14,076,552.20	
BSE LTD	2,859	3,962.350	11,328,358.65	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	18,111	1,455.600	26,362,371.60	
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	4,143	3,746.650	15,522,370.95	
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	123,218	219.520	27,048,815.36	
MUTHOOT FINANCE LTD	5,191	2,290.200	11,888,428.20	
POWER FINANCE CORPORATION	71,666	389.700	27,928,240.20	
REC LTD	55,630	412.900	22,969,627.00	
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	14,823	843.000	12,495,789.00	
SHRIRAM FINANCE LTD	66,790	623.250	41,626,867.50	
SUNDARAM FINANCE LTD	2,718	4,746.350	12,900,579.30	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	41,129	629.800	25,903,044.20	
ICICI LOMBARD GENERAL INSURA	10,448	1,725.350	18,026,456.80	
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURA	15,563	548.650	8,538,639.95	
PB FINTECH LTD	16,745	1,354.800	22,686,126.00	
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	21,594	1,434.250	30,971,194.50	
HCL TECHNOLOGIES LTD	44,183	1,545.150	68,269,362.45	

	INFOSYS LTD	152,013	1,590.050	241,708,270.65	
	LTIMINDTREE LTD	3,273	4,359.800	14,269,625.40	
	MPHASIS LTD	4,655	2,200.200	10,241,931.00	
	ORACLE FINANCIAL SERVICES	882	7,481.700	6,598,859.40	
	PERSISTENT SYSTEMS LTD	5,251	5,167.300	27,133,492.30	
	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	41,587	3,497.700	145,458,849.90	
	TATA ELXSI LTD	1,296	5,174.450	6,706,087.20	
	TECH MAHINDRA LTD	25,179	1,440.100	36,260,277.90	
	WIPRO LTD	124,456	259.850	32,339,891.60	
	BHARTI AIRTEL LTD	117,572	1,639.150	192,718,143.80	
	INDUS TOWERS LTD	52,261	330.600	17,277,486.60	
	TATA COMMUNICATIONS LTD	4,533	1,502.600	6,811,285.80	
	VODAFONE IDEA LTD	1,045,879	6.940	7,258,400.26	
	ADANI POWER LTD	27,929	511.200	14,277,304.80	
	GAIL INDIA LTD	106,573	156.580	16,687,200.34	
	JSW ENERGY LTD	18,832	527.900	9,941,412.80	
	NHPC LTD	120,274	78.330	9,421,062.42	
	NTPC LTD	203,510	331.650	67,494,091.50	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	204,659	267.350	54,715,583.65	
	TATA POWER CO LTD	72,267	350.750	25,347,650.25	
	TORRENT POWER LTD	6,689	1,310.800	8,767,941.20	
	INFO EDGE INDIA LTD	3,455	6,479.650	22,387,190.75	
	DLF LTD	33,760	655.550	22,131,368.00	
	GODREJ PROPERTIES LTD	7,649	1,973.550	15,095,683.95	
	MACROTECH DEVELOPERS LTD	14,916	1,064.000	15,870,624.00	
	OBEROI REALTY LTD	6,215	1,520.450	9,449,596.75	
	PHOENIX MILLS LTD	8,608	1,560.350	13,431,492.80	
	PRESTIGE ESTATES PROJECTS	6,459	1,099.500	7,101,670.50	
インド・ルピー小計		8,659,488		5,392,941,209.72 (9,329,788,293)	
インドネシア・ルピア	ALAMTRI RESOURCES INDONESIA	658,700	1,815.000	1,195,540,500.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	65,100	23,225.000	1,511,947,500.00	
	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	278,700	6,350.000	1,769,745,000.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	1,349,151	775.000	1,045,592,025.00	
	CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	335,100	6,650.000	2,228,415,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	858,900	4,620.000	3,968,118,000.00	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	39,296,900	79.000	3,104,455,100.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	716,700	2,430.000	1,741,581,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESI PT	402,500	4,320.000	1,738,800,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	122,800	10,950.000	1,344,660,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK P	238,900	7,275.000	1,737,997,500.00	
	KALBE FARMA TBK PT	973,100	1,060.000	1,031,486,000.00	

	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	2,552,000	8,600.000	21,947,200,000.00	
	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	1,651,800	4,680.000	7,730,424,000.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSER	599,600	4,330.000	2,596,268,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	3,184,300	3,830.000	12,195,869,000.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	2,230,900	2,420.000	5,398,778,000.00	
インドネシア・ルピア小計		55,515,151		72,286,876,625.00 (657,810,576)	
ブラジル・レアル	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	171,800	39.300	6,751,740.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	206,700	36.160	7,474,272.00	
	PRIO SA	34,500	39.700	1,369,650.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	26,800	17.450	467,660.00	
	GERDAU SA-PREF	64,728	17.190	1,112,674.32	
	SUZANO SA	31,215	54.600	1,704,339.00	
	VALE SA	167,088	57.100	9,540,724.80	
	EMBRAER SA	30,500	77.410	2,361,005.00	
	WEG SA	78,560	47.650	3,743,384.00	
	CCR SA	46,500	12.090	562,185.00	
	LOCALIZA RENT A CAR	41,930	33.370	1,399,204.10	
	RUMO SA	56,700	18.160	1,029,672.00	
	VIBRA ENERGIA SA	44,080	17.710	780,656.80	
	RAIA DROGASIL SA	51,280	19.970	1,024,061.60	
	AMBEV SA	224,100	13.570	3,041,037.00	
	BRF SA	25,600	18.330	469,248.00	
	JBS SA	36,300	32.750	1,188,825.00	
	NATURA &CO HOLDING SA	38,000	9.200	349,600.00	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	33,700	28.930	974,941.00	
	BANCO BRADESCO S.A.	76,981	11.280	868,345.68	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	250,836	12.310	3,087,791.16	
	BANCO DO BRASIL S.A.	82,000	28.460	2,333,720.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	223,700	35.340	7,905,558.00	
	ITAUSA SA	3,516	3.000	10,548.00	
	ITAUSA SA	255,444	9.510	2,429,272.44	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	256,800	12.420	3,189,456.00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	33,100	40.000	1,324,000.00	
	CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	27,300	16.020	437,346.00	
	TOTVS SA	22,800	33.700	768,360.00	
	TELEFONICA BRASIL S.A.	16,800	51.500	865,200.00	
	TIM SA	45,000	17.340	780,300.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	55,005	40.430	2,223,852.15	
	CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	8,000	44.190	353,520.00	
	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	91,708	11.190	1,026,212.52	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	21,600	100.600	2,172,960.00	

	COMPANHIA PARANAENSE -PREF B	51,700	10.390	537,163.00	
	CPFL ENERGIA SA	7,300	37.500	273,750.00	
	ENGIE BRASIL ENERGIA SA	6,450	38.550	248,647.50	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	49,900	32.770	1,635,223.00	
ブラジル・レアル小計		2,996,021		77,816,105.07 (2,044,913,862)	
チェコ・コルナ	KOMERCNI BANKA AS	3,370	1,089.000	3,669,930.00	
	MONETA MONEY BANK AS	12,093	146.400	1,770,415.20	
	CEZ AS	7,368	1,063.000	7,832,184.00	
チェコ・コルナ小計		22,831		13,272,529.20 (86,449,292)	
韓国・ウォン	HD HYUNDAI	2,022	75,900.000	153,469,800.00	
	SK INNOVATION CO LTD	3,293	126,200.000	415,576,600.00	
	S-OIL CORP	1,775	58,500.000	103,837,500.00	
	KOREA ZINC CO LTD	225	893,000.000	200,925,000.00	
	LG CHEM LTD	2,353	235,000.000	552,955,000.00	
	POSCO HOLDINGS INC	3,104	307,000.000	952,928,000.00	
	SKC CO LTD	898	133,900.000	120,242,200.00	
	DOOSAN BOBCAT INC	2,210	50,500.000	111,605,000.00	
	DOOSAN ENERBILITY CO LTD	20,378	25,600.000	521,676,800.00	
	ECOPRO BM CO LTD	2,419	110,800.000	268,025,200.00	
	ECOPRO CO LTD	4,939	59,900.000	295,846,100.00	
	ECOPRO MATERIALS CO LTD	1,390	70,700.000	98,273,000.00	
	HANWHA AEROSPACE CO LTD	1,438	753,000.000	1,082,814,000.00	
	HANWHA OCEAN CO LTD	4,537	76,300.000	346,173,100.00	
	HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	1,074	359,000.000	385,566,000.00	
	HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	1,057	315,000.000	332,955,000.00	
	HD KOREA SHIPBUILDING & OFFS	1,948	216,500.000	421,742,000.00	
	HYUNDAI ROTEM COMPANY	3,657	109,000.000	398,613,000.00	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	3,106	95,000.000	295,070,000.00	
	LG CORP	4,097	68,600.000	281,054,200.00	
	LG ENERGY SOLUTION	2,200	325,000.000	715,000,000.00	
	LS ELECTRIC CO LTD	737	207,000.000	152,559,000.00	
	POSCO FUTURE M CO LTD	1,465	135,900.000	199,093,500.00	
	POSCO INTERNATIONAL CORP	2,522	54,600.000	137,701,200.00	
	SAMSUNG C&T CORP	4,252	123,500.000	525,122,000.00	
	SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	31,821	14,790.000	470,632,590.00	
	SK INC	1,825	138,200.000	252,215,000.00	
	SK SQUARE CO LTD	3,944	93,600.000	369,158,400.00	
	HMM CO LTD	10,696	20,850.000	223,011,600.00	
	HYUNDAI GLOVIS CO LTD	1,482	121,700.000	180,359,400.00	
	KOREAN AIR LINES CO LTD	8,899	22,850.000	203,342,150.00	

HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	2,945	40,550.000	119,419,750.00	
HYUNDAI MOBIS CO LTD	2,697	259,500.000	699,871,500.00	
HYUNDAI MOTOR CO	6,323	199,000.000	1,258,277,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PRF	1,565	148,400.000	232,246,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PRF	913	146,100.000	133,389,300.00	
KIA CORP	10,581	98,800.000	1,045,402,800.00	
COWAY CO LTD	2,834	86,600.000	245,424,400.00	
LG ELECTRONICS INC	5,156	82,100.000	423,307,600.00	
HANJIN KAL CORP	1,262	83,700.000	105,629,400.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	261	252,500.000	65,902,500.00	
KT&G CORP	4,383	96,300.000	422,082,900.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	1,190	113,700.000	135,303,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	1,133	111,800.000	126,669,400.00	
LG H&H	359	328,000.000	117,752,000.00	
HLB INC	5,397	75,600.000	408,013,200.00	
ALTEOGEN INC	1,884	439,500.000	828,018,000.00	
CELLTRION INC	7,015	187,800.000	1,317,417,000.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	832	1,069,000.000	889,408,000.00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	1,453	106,300.000	154,453,900.00	
YUHAN CORP	2,342	125,700.000	294,389,400.00	
HANA FINANCIAL GROUP	13,494	61,000.000	823,134,000.00	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	11,154	15,800.000	176,233,200.00	
KAKAOBANK CORP	6,317	23,600.000	149,081,200.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	17,331	78,900.000	1,367,415,900.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	19,080	46,550.000	888,174,000.00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	26,970	16,470.000	444,195,900.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	2,117	75,500.000	159,833,500.00	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	4,554	117,700.000	536,005,800.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	8,457	9,920.000	83,893,440.00	
NH INVESTMENT & SECURITIES C	5,391	15,040.000	81,080,640.00	
DB INSURANCE CO LTD	1,789	95,200.000	170,312,800.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INS	1,389	388,000.000	538,932,000.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LT	3,934	82,600.000	324,948,400.00	
SAMSUNG SDS CO LTD	1,822	122,800.000	223,741,600.00	
LG DISPLAY CO LTD	11,601	9,200.000	106,729,200.00	
LG INNOTEK CO LTD	495	158,900.000	78,655,500.00	
SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	2,356	139,800.000	329,368,800.00	
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	217,724	57,600.000	12,540,902,400.00	
SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	37,992	47,450.000	1,802,720,400.00	
SAMSUNG SDI CO LTD	2,457	190,400.000	467,812,800.00	
HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	1,863	87,100.000	162,267,300.00	
SK HYNIX INC	24,970	206,000.000	5,143,820,000.00	

	LG UPLUS CORP	6,942	10,900.000	75,667,800.00	
	SK TELECOM	2,212	55,800.000	123,429,600.00	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	12,055	22,150.000	267,018,250.00	
	HYBE CO LTD	1,096	238,500.000	261,396,000.00	
	KAKAO CORP	14,025	43,500.000	610,087,500.00	
	KRAFTON INC	1,234	357,500.000	441,155,000.00	
	NAVER CORP	6,358	211,000.000	1,341,538,000.00	
	NCSOFT CORP	485	164,400.000	79,734,000.00	
韓国・ウォン小計		663,952		49,589,204,320.00 (5,142,400,488)	
マレーシア・リンギット	PETRONAS DAGANGAN BHD	10,400	17.700	184,080.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	149,000	3.760	560,240.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDIN	175,700	4.990	876,743.00	
	GAMUDA BHD	225,500	4.080	920,040.00	
	SIME DARBY BERHAD	93,800	2.020	189,476.00	
	SUNWAY BHD	130,300	4.540	591,562.00	
	MISC BHD	61,600	7.060	434,896.00	
	GENTING BHD	78,200	3.370	263,534.00	
	MR DIY GROUP M BHD	136,150	1.340	182,441.00	
	IOI CORP BHD	101,000	3.700	373,700.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	21,300	21.160	450,708.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	2,300	64.820	149,086.00	
	PPB GROUP BERHAD	30,140	11.700	352,638.00	
	QL RESOURCES BHD	81,525	4.740	386,428.50	
	SD GUTHRIE BHD	80,400	4.840	389,136.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	111,300	7.090	789,117.00	
	AMMB HOLDINGS BHD	108,500	5.720	620,620.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	372,100	7.250	2,697,725.00	
	HONG LEONG BANK BERHAD	31,700	20.400	646,680.00	
	MALAYAN BANKING BHD	254,600	10.420	2,652,932.00	
	PUBLIC BANK BERHAD	644,500	4.540	2,926,030.00	
	RHB BANK BHD	73,100	7.000	511,700.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	89,500	1.850	165,575.00	
	CELCOMDIGI BHD	172,700	3.530	609,631.00	
	MAXIS BHD	85,300	3.190	272,107.00	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	56,700	6.600	374,220.00	
	PETRONAS GAS BHD	40,700	16.740	681,318.00	
	TENAGA NASIONAL BHD	129,400	13.560	1,754,664.00	
	YTL CORP BHD	149,000	1.980	295,020.00	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	108,600	3.200	347,520.00	
マレーシア・リンギット小計		3,805,015		21,649,567.50 (727,774,026)	

南アフリカ・ランド	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	3,913	692.560	2,709,987.28	
	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	22,305	599.650	13,375,193.25	
	GOLD FIELDS LTD	39,689	369.770	14,675,801.53	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	27,682	220.060	6,091,700.92	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	38,529	116.640	4,494,022.56	
	KUMBA IRON ORE LTD	2,544	345.360	878,595.84	
	SASOL LTD	24,977	78.000	1,948,206.00	
	BIDVEST GROUP LTD	14,536	244.320	3,551,435.52	
	NASPERS LTD-N SHS	7,787	4,730.860	36,839,206.82	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	97,392	24.900	2,425,060.80	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	38,194	53.730	2,052,163.62	
	BID CORP LTD	16,051	428.240	6,873,680.24	
	CLICKS GROUP LTD	9,867	338.600	3,340,966.20	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	24,092	272.650	6,568,683.80	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	15,681	179.560	2,815,680.36	
	ABSA GROUP LTD	40,399	187.480	7,574,004.52	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	4,067	3,061.260	12,450,144.42	
	NEDBANK GROUP LTD	22,270	269.940	6,011,563.80	
	STANDARD BANK GROUP LTD	61,860	236.260	14,615,043.60	
	FIRSTRAND LTD	233,591	74.550	17,414,209.05	
	REINET INVESTMENTS SCA	6,542	448.470	2,933,890.74	
	REMGRO LTD	23,684	149.170	3,532,942.28	
	DISCOVERY LTD	26,322	197.000	5,185,434.00	
	OLD MUTUAL LTD	229,857	11.620	2,670,938.34	
	OUTSURANCE GROUP LTD	34,388	67.000	2,303,996.00	
	SANLAM LTD	77,559	84.040	6,518,058.36	
	MTN GROUP LTD	76,789	115.190	8,845,324.91	
	VODACOM GROUP LTD	25,348	117.310	2,973,573.88	
	NEPI ROCKCASTLE N.V.	28,260	134.360	3,797,013.60	
南アフリカ・ランド小計		1,274,175		205,466,522.24 (1,697,153,474)	
タイ・バーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	68,800	109.500	7,533,600.00	
	PTT PCL-NVDR	438,500	29.500	12,935,750.00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	31,300	169.500	5,305,350.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	207,800	39.250	8,156,150.00	
	BANGKOK EXPRESSWAY-NVDR	348,900	5.550	1,936,395.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	154,800	27.500	4,257,000.00	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	89,791	26.750	2,401,909.25	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	235,400	7.700	1,812,580.00	
	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	110,600	10.500	1,161,300.00	
	CP ALL PCL-NVDR	260,400	49.250	12,824,700.00	
	CP AXTRA PCL-NVDR	75,988	27.750	2,108,667.00	

	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	154,600	24.200	3,741,320.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	501,200	23.800	11,928,560.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL-NVDR	28,500	174.000	4,959,000.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	23,700	152.500	3,614,250.00	
	KRUNG THAI BANK - NVDR	171,100	23.300	3,986,630.00	
	SCB X PCL-NVDR	40,500	123.000	4,981,500.00	
	TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	1,077,800	1.920	2,069,376.00	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	50,200	46.750	2,346,850.00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	138,400	69.250	9,584,200.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	56,000	259.000	14,504,000.00	
	INTOUCH HOLDINGS PCL-NVDR	51,400	78.250	4,022,050.00	
	TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	474,567	10.800	5,125,323.60	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	130,000	48.500	6,305,000.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	89,900	49.000	4,405,100.00	
タイ・バーツ小計		5,010,146		142,006,560.85 (631,929,196)	
ポーランド・ズロチ	ORLEN SA	27,571	67.660	1,865,453.86	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	5,950	138.800	825,860.00	
	LPP SA	48	18,230.000	875,040.00	
	ALLEGRO.EU SA	26,444	31.575	834,969.30	
	DINO POLSKA SA	2,378	485.600	1,154,756.80	
	ZABKA GROUP SA	13,647	22.480	306,784.56	
	BANK PEKAO SA	8,417	184.850	1,555,882.45	
	MBANK SA	768	809.200	621,465.60	
	PKO BANK POLSKI SA	38,990	79.120	3,084,888.80	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	1,762	574.800	1,012,797.60	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	26,585	56.580	1,504,179.30	
	PGE SA	36,813	7.726	284,417.23	
	CD PROJEKT SA	3,277	216.000	707,832.00	
ポーランド・ズロチ小計		192,650		14,634,327.50 (570,510,477)	
ハンガリー・フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PL	20,823	2,846.000	59,262,258.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	5,767	10,500.000	60,553,500.00	
	OTP BANK PLC	10,190	25,200.000	256,788,000.00	
ハンガリー・フォリント小計		36,780		376,603,758.00 (154,425,993)	
ユーロ	METLEN ENERGY & METALS SA	4,436	38.280	169,810.08	
	FF GROUP	123	4.800	590.40	
	OPAP SA	9,441	17.470	164,934.27	
	JUMBO SA	4,834	27.040	130,711.36	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	101,689	2.277	231,545.85	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES A	118,754	2.644	313,985.57	

	NATIONAL BANK OF GREECE	39,976	10.200	407,755.20	
	PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S	47,986	5.178	248,471.50	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	7,649	15.290	116,953.21	
	PUBLIC POWER CORP	8,551	13.750	117,576.25	
ユーロ小計		343,439		1,902,333.69 (310,460,857)	
合　計		149,871,880		48,576,923,292 (48,576,923,292)	

(注) 金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	18銘柄	2.8%	3.4%
香港・ドル	株式	151銘柄	24.2%	29.1%
台湾・ドル	株式	88銘柄	16.5%	19.8%
エジプト・ポンド	株式	3銘柄	0.1%	0.1%
トルコ・リラ	株式	16銘柄	0.6%	0.8%
メキシコ・ペソ	株式	18銘柄	1.3%	1.6%
フィリピン・ペソ	株式	11銘柄	0.5%	0.6%
チリ・ペソ	株式	11銘柄	0.4%	0.5%
コロンビア・ペソ	株式	3銘柄	0.1%	0.1%
インド・ルピー	株式	156銘柄	16.0%	19.2%
インドネシア・ルピア	株式	17銘柄	1.1%	1.4%
ブラジル・レアル	株式	39銘柄	3.5%	4.2%
チェコ・コルナ	株式	3銘柄	0.1%	0.2%
韓国・ウォン	株式	81銘柄	8.8%	10.6%
マレーシア・リンギット	株式	30銘柄	1.2%	1.5%
南アフリカ・ランド	株式	29銘柄	2.9%	3.5%
タイ・バーツ	株式	25銘柄	1.1%	1.3%
ポーランド・ズロチ	株式	13銘柄	1.0%	1.2%
ハンガリー・フォリント	株式	3銘柄	0.3%	0.3%
ユーロ	株式	10銘柄	0.5%	0.6%

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	オフショア・人民元	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	2,595,200.00	107,337,472.00	
	オフショア・人民元小計		2,595,200.00	107,337,472.00 (2,219,674,518)	
投資信託受益証券合計				2,219,674,518 (2,219,674,518)	
投資証券	アメリ	ISHARES MSCI KUWAIT ETF	81,017.00	2,820,687.87	

	カ・ドル	ISHARES MSCI QATAR ETF	159,738.00	2,904,036.84	
		ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	351,837.00	14,471,055.81	
		ISHARES MSCI UAE ETF	304,937.00	5,214,422.70	
		アメリカ・ドル小計	897,529.00	25,410,203.22 (3,799,587,687)	
	メキシコ・ペソ	CEMEX SAB-CPO	717,400.00	8,630,322.00	
		COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	25,275.00	4,493,389.50	
		FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	79,600.00	15,686,772.00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	45,560.00	2,982,813.20	
		TRUST FIBRA UNO	117,000.00	2,769,390.00	
		メキシコ・ペソ小計	984,835.00	34,562,686.70 (259,081,901)	
	ブラジル・レアル	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	54,700.00	1,909,030.00	
		ENERGISA SA-UNITS	11,000.00	457,160.00	
		KLABIN SA - UNIT	34,430.00	683,091.20	
		ブラジル・レアル小計	100,130.00	3,049,281.20 (80,131,451)	
投資証券合計				4,138,801,039 (4,138,801,039)	
合　計				6,358,475,557 (6,358,475,557)	

(注) 金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入 投資信託受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	4銘柄	-	6.5%	59.8%
メキシコ・ペソ	投資証券	5銘柄	-	0.4%	4.1%
ブラジル・レアル	投資証券	3銘柄	-	0.1%	1.3%
オフショア・人民元	投資信託受益証券	1銘柄	3.8%	-	34.9%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

国内債券パッシブ・マザーファンド

（1）貸借対照表

(単位：円)

(2025年3月18日現在)

資産の部	
流動資産	
金銭信託	2,833,626
コール・ローン	420,468,333
国債証券	97,669,969,240
地方債証券	10,516,340,000

特殊債券	9,936,982,787
社債券	7,772,843,700
未収入金	122,797,800
未収利息	413,869,329
前払費用	20,251,140
流動資産合計	126,876,355,955
資産合計	126,876,355,955
負債の部	
流動負債	
未払解約金	101,801,000
流動負債合計	101,801,000
負債合計	101,801,000
純資産の部	
元本等	
元本	109,927,663,766
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	16,846,891,189
元本等合計	126,774,554,955
純資産合計	126,774,554,955
負債純資産合計	126,876,355,955

（２）注記表

(重要な会計方針の注記)

項　目	自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2025年3月18日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	109,927,663,766口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.1533円 （１万口当たりの純資産額11,533円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

	なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2025年3月18日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自　2024年3月19日 至　2025年3月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2025年3月18日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	109,512,290,248円
同期中における追加設定元本額	25,095,506,077円
同期中における一部解約元本額	24,680,132,559円
2025年3月18日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	11,276,303,144円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	18,326,023,664円

三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	4,835,009,165円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	847,656,906円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	45,127,315円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	172,593,003円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	529,745,377円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	1,254,766,037円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	738,342,855円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	890,599,819円
三井住友・ＤＣ年金バランスゼロ（債券型）	122,264,674円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	846,833,080円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	308,628,448円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	12,232,019円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	288,634,242円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	4,242,052,847円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	1,298,881,328円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	2,734,733,396円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	678,185,931円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	111,471,807円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	495,396,025円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	502,856,563円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	1,152,589,959円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	394,820,519円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	52,164,335円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	745,541,368円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	366,835,013円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	216,054,018円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	53,385,576円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	43,405,765円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	20,810,566円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	179,470,475円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	541,696,310円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	255,886,365円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	28,507,965円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	7,010,822円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	1,643,275円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	304,318円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	216,879円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	584,592円
ＳＭＡＭ・年金グローバル債券ファンド＜適格機関投資家限定＞	951,161,883円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	6,022,818,165円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	5,791,496,125円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	15,310,659,675円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	287,320,892円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	475,188,335円

ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	313,711,942円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	120,400,745円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	1,693,405,427円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	2,225,025,190円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	2,058,637,372円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	6,970,356,513円
三井住友・国内債券インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	808,777,919円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	356,302,221円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	375,123,071円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	133,126,312円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	54,869,828円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	970,644,146円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	1,823,702,396円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	491,896,889円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	206,044,271円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	25,403,876円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３０Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	230,398,149円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	4,268,110,917円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	1,222,936,341円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	628,164,332円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	966,463,279円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	526,251,790円
合　計	109,927,663,766円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	４６６　２年国債	110,000,000	109,532,500	
	４６７　２年国債	300,000,000	299,091,000	
	４６８　２年国債	1,010,000,000	1,006,606,400	
	４６９　２年国債	550,000,000	548,982,500	
	１４９　５年国債	1,090,000,000	1,078,217,100	
	１５０　５年国債	2,390,000,000	2,358,093,500	
	１５１　５年国債	100,000,000	98,432,000	
	１５２　５年国債	730,000,000	719,926,000	
	１５３　５年国債	800,000,000	785,472,000	
	１５４　５年国債	1,220,000,000	1,197,539,800	

	１５６　５年国債	1,290,000,000	1,266,560,700	
	１５７　５年国債	370,000,000	362,374,300	
	１５８　５年国債	880,000,000	859,284,800	
	１５９　５年国債	200,000,000	194,724,000	
	１６０　５年国債	690,000,000	673,978,200	
	１６１　５年国債	670,000,000	656,559,800	
	１６２　５年国債	380,000,000	371,427,200	
	１６３　５年国債	570,000,000	559,073,100	
	１６４　５年国債	420,000,000	407,832,600	
	１６５　５年国債	620,000,000	604,283,000	
	１６６　５年国債	440,000,000	430,438,800	
	１６７　５年国債	140,000,000	136,582,600	
	１６８　５年国債	690,000,000	678,587,400	
	１６９　５年国債	410,000,000	401,566,300	
	１７０　５年国債	610,000,000	598,574,700	
	１７１　５年国債	290,000,000	282,149,700	
	１７３　５年国債	270,000,000	264,373,200	
	１７４　５年国債	810,000,000	796,764,600	
	１７５　５年国債	80,000,000	79,294,400	
	１７６　５年国債	610,000,000	607,517,300	
	１　４０年国債	40,000,000	40,298,400	
	２　４０年国債	242,000,000	233,914,780	
	３　４０年国債	185,000,000	177,415,000	
	４　４０年国債	247,000,000	234,583,310	
	５　４０年国債	235,000,000	212,630,350	
	６　４０年国債	240,000,000	210,895,200	
	７　４０年国債	265,000,000	220,281,250	
	８　４０年国債	310,000,000	235,962,700	
	９　４０年国債	538,000,000	290,234,860	
	１０　４０年国債	460,000,000	292,256,400	
	１１　４０年国債	400,000,000	241,068,000	
	１２　４０年国債	390,000,000	204,535,500	
	１３　４０年国債	545,000,000	279,230,750	
	１４　４０年国債	505,000,000	274,932,100	
	１５　４０年国債	560,000,000	336,179,200	
	１６　４０年国債	520,000,000	342,066,400	
	１７　４０年国債	480,000,000	413,582,400	
	３４５　１０年国債	258,000,000	254,981,400	
	３４６　１０年国債	340,000,000	335,308,000	
	３４７　１０年国債	100,000,000	98,395,000	
	３４８　１０年国債	145,000,000	142,330,550	
	３４９　１０年国債	650,000,000	636,441,000	

３５０　１０年国債	510,000,000	497,994,600	
３５１　１０年国債	50,000,000	48,681,000	
３５２　１０年国債	150,000,000	145,573,500	
３５３　１０年国債	180,000,000	174,103,200	
３５４　１０年国債	265,000,000	255,425,550	
３５５　１０年国債	160,000,000	153,715,200	
３５６　１０年国債	130,000,000	124,443,800	
３５７　１０年国債	910,000,000	868,276,500	
３５８　１０年国債	870,000,000	827,561,400	
３５９　１０年国債	900,000,000	853,587,000	
３６０　１０年国債	910,000,000	860,514,200	
３６１　１０年国債	1,070,000,000	1,008,796,000	
３６２　１０年国債	890,000,000	836,350,800	
３６３　１０年国債	1,040,000,000	974,001,600	
３６４　１０年国債	1,010,000,000	942,653,200	
３６５　１０年国債	1,020,000,000	948,691,800	
３６６　１０年国債	1,170,000,000	1,092,300,300	
３６７　１０年国債	1,120,000,000	1,041,073,600	
３６８　１０年国債	1,270,000,000	1,175,245,300	
３６９　１０年国債	1,140,000,000	1,075,362,000	
３７０　１０年国債	1,050,000,000	986,601,000	
３７１　１０年国債	1,020,000,000	946,621,200	
３７２　１０年国債	1,030,000,000	984,886,000	
３７３　１０年国債	920,000,000	861,239,600	
３７４　１０年国債	1,000,000,000	948,990,000	
３７５　１０年国債	1,220,000,000	1,185,156,800	
３７６　１０年国債	1,090,000,000	1,036,437,400	
３７７　１０年国債	960,000,000	935,481,600	
２　３０年国債	440,000,000	467,381,200	
４　３０年国債	340,000,000	373,082,000	
５　３０年国債	290,000,000	308,072,800	
７　３０年国債	474,000,000	509,426,760	
９　３０年国債	240,000,000	242,287,200	
１０　３０年国債	95,000,000	93,588,300	
１１　３０年国債	430,000,000	442,654,900	
１２　３０年国債	520,000,000	551,439,200	
１４　３０年国債	392,000,000	424,869,200	
１６　３０年国債	205,000,000	223,919,450	
１８　３０年国債	190,000,000	203,928,900	
１９　３０年国債	170,000,000	182,248,500	
２１　３０年国債	345,000,000	369,194,850	
２２　３０年国債	315,000,000	342,965,700	

２３　３０年国債	349,000,000	379,862,070	
２４　３０年国債	340,000,000	369,733,000	
２５　３０年国債	260,000,000	276,910,400	
２６　３０年国債	253,000,000	271,873,800	
２７　３０年国債	250,000,000	270,905,000	
２８　３０年国債	96,000,000	103,846,080	
２９　３０年国債	127,000,000	135,500,110	
３０　３０年国債	142,000,000	149,355,600	
３１　３０年国債	235,000,000	243,431,800	
３２　３０年国債	360,000,000	376,149,600	
３３　３０年国債	258,000,000	258,304,440	
３４　３０年国債	87,000,000	89,108,880	
３５　３０年国債	260,000,000	257,917,400	
３６　３０年国債	90,000,000	88,927,200	
３７　３０年国債	225,000,000	217,982,250	
３８　３０年国債	220,000,000	209,055,000	
３９　３０年国債	220,000,000	211,816,000	
４０　３０年国債	260,000,000	245,835,200	
４１　３０年国債	240,000,000	222,441,600	
４２　３０年国債	280,000,000	258,638,800	
４３　３０年国債	295,000,000	271,922,150	
４４　３０年国債	310,000,000	285,144,200	
４５　３０年国債	315,000,000	278,683,650	
４６　３０年国債	315,000,000	278,000,100	
４７　３０年国債	370,000,000	331,460,800	
４８　３０年国債	300,000,000	258,060,000	
４９　３０年国債	395,000,000	338,629,550	
５０　３０年国債	375,000,000	282,918,750	
５１　３０年国債	385,000,000	256,748,800	
５２　３０年国債	243,000,000	169,225,200	
５３　３０年国債	297,000,000	210,653,190	
５４　３０年国債	235,000,000	173,848,300	
５５　３０年国債	285,000,000	209,720,100	
５６　３０年国債	160,000,000	117,112,000	
５７　３０年国債	395,000,000	287,587,650	
５８　３０年国債	410,000,000	297,139,300	
５９　３０年国債	380,000,000	267,417,400	
６０　３０年国債	330,000,000	243,008,700	
６１　３０年国債	290,000,000	202,106,800	
６２　３０年国債	275,000,000	180,699,750	
６３　３０年国債	270,000,000	171,441,900	
６４　３０年国債	285,000,000	179,837,850	

６５　３０年国債	265,000,000	166,176,200	
６６　３０年国債	360,000,000	224,193,600	
６７　３０年国債	350,000,000	229,631,500	
６８　３０年国債	340,000,000	221,768,400	
６９　３０年国債	335,000,000	223,535,450	
７０　３０年国債	380,000,000	251,959,000	
７１　３０年国債	390,000,000	257,123,100	
７２　３０年国債	370,000,000	242,731,100	
７３　３０年国債	360,000,000	235,011,600	
７４　３０年国債	380,000,000	269,233,800	
７５　３０年国債	350,000,000	267,603,000	
７６　３０年国債	410,000,000	320,804,500	
７７　３０年国債	360,000,000	295,293,600	
７８　３０年国債	340,000,000	264,662,800	
７９　３０年国債	370,000,000	272,527,200	
８０　３０年国債	360,000,000	307,807,200	
８１　３０年国債	340,000,000	276,324,800	
８２　３０年国債	360,000,000	306,550,800	
８３　３０年国債	280,000,000	260,954,400	
８４　３０年国債	340,000,000	309,287,800	
８５　３０年国債	280,000,000	266,128,800	
９０　２０年国債	580,000,000	592,794,800	
９２　２０年国債	324,000,000	331,494,120	
９３　２０年国債	632,000,000	647,136,400	
９５　２０年国債	305,000,000	315,061,950	
９７　２０年国債	327,000,000	338,000,280	
９９　２０年国債	153,000,000	158,128,560	
１００　２０年国債	207,000,000	214,961,220	
１０１　２０年国債	355,000,000	370,783,300	
１０２　２０年国債	457,000,000	478,524,700	
１０５　２０年国債	370,000,000	384,570,600	
１０６　２０年国債	370,000,000	385,824,900	
１０７　２０年国債	378,000,000	393,479,100	
１０９　２０年国債	40,000,000	41,369,600	
１１１　２０年国債	386,000,000	404,408,340	
１１３　２０年国債	27,000,000	28,213,650	
１１４　２０年国債	163,000,000	170,636,550	
１１８　２０年国債	200,000,000	209,044,000	
１１９　２０年国債	295,000,000	305,333,850	
１２０　２０年国債	200,000,000	204,966,000	
１２１　２０年国債	55,000,000	57,284,150	
１２２　２０年国債	130,000,000	134,689,100	

１２３　２０年国債	70,000,000	73,789,100	
１２５　２０年国債	205,000,000	217,574,700	
１２６　２０年国債	180,000,000	188,962,200	
１２７　２０年国債	145,000,000	151,361,150	
１２８　２０年国債	65,000,000	67,923,700	
１３０　２０年国債	155,000,000	161,147,300	
１３１　２０年国債	80,000,000	82,663,200	
１３２　２０年国債	450,000,000	465,223,500	
１３３　２０年国債	190,000,000	197,617,100	
１３４　２０年国債	200,000,000	208,154,000	
１３５　２０年国債	155,000,000	160,263,800	
１３６　２０年国債	120,000,000	123,259,200	
１３７　２０年国債	185,000,000	191,171,600	
１３９　２０年国債	100,000,000	102,635,000	
１４０　２０年国債	420,000,000	433,713,000	
１４１　２０年国債	360,000,000	371,322,000	
１４２　２０年国債	240,000,000	249,331,200	
１４３　２０年国債	150,000,000	153,483,000	
１４４　２０年国債	170,000,000	172,652,000	
１４５　２０年国債	110,000,000	113,237,300	
１４６　２０年国債	195,000,000	200,512,650	
１４７　２０年国債	840,000,000	855,439,200	
１４８　２０年国債	459,000,000	462,667,410	
１４９　２０年国債	625,000,000	628,831,250	
１５０　２０年国債	691,000,000	687,538,090	
１５１　２０年国債	680,000,000	662,632,800	
１５２　２０年国債	620,000,000	602,249,400	
１５３　２０年国債	617,000,000	603,080,480	
１５４　２０年国債	600,000,000	578,928,000	
１５５　２０年国債	430,000,000	405,021,300	
１５６　２０年国債	400,000,000	351,148,000	
１５７　２０年国債	445,000,000	379,429,250	
１５８　２０年国債	430,000,000	377,793,700	
１５９　２０年国債	428,000,000	378,531,760	
１６０　２０年国債	505,000,000	449,722,700	
１６１　２０年国債	480,000,000	420,268,800	
１６２　２０年国債	370,000,000	322,203,400	
１６３　２０年国債	620,000,000	537,242,400	
１６４　２０年国債	535,000,000	455,001,450	
１６５　２０年国債	590,000,000	498,839,100	
１６６　２０年国債	545,000,000	471,157,950	
１６７　２０年国債	530,000,000	443,037,600	

	１６８　２０年国債	580,000,000	474,846,000	
	１６９　２０年国債	570,000,000	456,684,000	
	１７０　２０年国債	555,000,000	441,946,500	
	１７１　２０年国債	525,000,000	415,264,500	
	１７２　２０年国債	600,000,000	479,256,000	
	１７３　２０年国債	515,000,000	408,884,250	
	１７４　２０年国債	660,000,000	520,528,800	
	１７５　２０年国債	615,000,000	490,376,400	
	１７６　２０年国債	620,000,000	491,467,800	
	１７７　２０年国債	740,000,000	572,626,800	
	１７８　２０年国債	630,000,000	493,138,800	
	１７９　２０年国債	680,000,000	529,074,000	
	１８０　２０年国債	540,000,000	440,991,000	
	１８１　２０年国債	590,000,000	487,965,400	
	１８２　２０年国債	520,000,000	443,222,000	
	１８３　２０年国債	550,000,000	491,309,500	
	１８４　２０年国債	570,000,000	481,997,700	
	１８５　２０年国債	450,000,000	379,107,000	
	１８６　２０年国債	480,000,000	431,832,000	
	１８７　２０年国債	480,000,000	415,468,800	
	１８８　２０年国債	430,000,000	390,710,900	
	１８９　２０年国債	310,000,000	295,420,700	
	１９０　２０年国債	410,000,000	383,427,900	
	１９１　２０年国債	380,000,000	366,502,400	
	国債証券　小計		97,669,969,240	
地方債証券	７５５　東京都公債	400,000,000	397,530,000	
	１　東京都３０年	100,000,000	106,270,800	
	８　東京都３０年	400,000,000	413,738,800	
	１３　東京都３０年	500,000,000	482,209,000	
	３０－８　北海道公債	200,000,000	194,510,000	
	３０－１８　北海道公債	200,000,000	192,432,000	
	２２６　神奈川県公債	200,000,000	197,226,000	
	７　神奈川県２０年	100,000,000	102,616,900	
	１３　神奈川県２０年	100,000,000	104,688,200	
	８９　神奈川県５年	200,000,000	197,545,600	
	１　大阪府２０年	200,000,000	208,877,600	
	１７９　大阪府５年	100,000,000	99,430,900	
	１９３　大阪府５年	300,000,000	294,580,500	
	２９－４　京都府公債	100,000,000	98,364,000	
	４　兵庫県公債１５年	100,000,000	100,930,700	
	５　兵庫県公債１５年	300,000,000	302,733,600	
	１０兵庫県公債２０年	100,000,000	104,927,300	

	２７－８　静岡県公債	100,000,000	99,950,400	
	７　静岡県３０年	100,000,000	96,076,300	
	１　静岡県２０年	100,000,000	100,815,700	
	２２－８　愛知県２０年	200,000,000	207,097,200	
	２７－１６　愛知県公債	400,000,000	399,394,000	
	２－１０　愛知県公債	100,000,000	94,305,600	
	２７－７　埼玉県公債	300,000,000	299,575,500	
	２　埼玉県公債	300,000,000	283,807,200	
	５　埼玉県２０年	100,000,000	103,989,000	
	１－１　福岡県公債	200,000,000	190,693,200	
	１－３　福岡県３０年	100,000,000	62,203,100	
	２７－４　千葉県公債	100,000,000	100,029,900	
	２８－１　千葉県公債	100,000,000	99,215,400	
	１－９　千葉県公債	200,000,000	188,688,200	
	９　千葉県２０年	200,000,000	206,604,200	
	１４８　共同発行地方	350,000,000	350,035,700	
	１５５　共同発行地方	100,000,000	99,571,000	
	１７０　共同発行地方	400,000,000	393,656,000	
	１７２　共同発行地方	500,000,000	491,809,500	
	１７９　共同発行地方	100,000,000	97,833,200	
	１８３　共同発行地方	600,000,000	584,175,600	
	１８４　共同発行地方	300,000,000	291,487,200	
	１９９　共同発行地方	100,000,000	94,943,700	
	４９４　名古屋市債	200,000,000	199,736,200	
	３３　名古屋市５年	300,000,000	293,165,100	
	５　名古屋市２０年	100,000,000	102,197,400	
	１　京都市３０年	100,000,000	107,680,100	
	７　京都市２０年	100,000,000	104,536,700	
	６－１　神戸市５年	200,000,000	194,764,400	
	７　横浜市２０年	100,000,000	101,063,800	
	９　横浜市２０年	100,000,000	101,966,200	
	１４　横浜市２０年	100,000,000	103,898,600	
	２７－５　札幌市公債	100,000,000	99,950,400	
	２－７　札幌市公債	100,000,000	93,796,700	
	９４　川崎市公債	100,000,000	92,736,100	
	６－１　北九州市５年	100,000,000	97,443,100	
	２０１９－１０福岡市公	100,000,000	94,341,600	
	２０２０－９　福岡市５年	100,000,000	99,509,500	
	１－２　岡山県公債	100,000,000	94,985,400	
	地方債証券　小計		10,516,340,000	
特殊債券	４７日本政策投資ＣＯ	100,000,000	99,183,500	
	１２４　日本政策投資	100,000,000	94,593,800	

	３６　日本政策投資Ｂ	100,000,000	102,837,800	
	１８　道路機構	100,000,000	105,930,900	
	２２　道路機構	300,000,000	307,108,800	
	２７　道路機構	100,000,000	103,497,600	
	３７　道路機構	300,000,000	313,044,000	
	４７　道路機構	200,000,000	209,861,000	
	１３５　道路機構	200,000,000	197,901,600	
	７４　政保道路機構	100,000,000	103,060,800	
	７９　政保道路機構	200,000,000	207,880,000	
	８１　政保道路機構	200,000,000	207,975,400	
	８８　政保道路機構	100,000,000	103,666,100	
	９０　政保道路機構	500,000,000	520,794,500	
	９９　政保道路機構	100,000,000	104,809,200	
	１２７　政保道路機構	200,000,000	208,722,200	
	１７６　政保道路機構	100,000,000	102,206,700	
	１９６　政保道路機構	100,000,000	102,860,800	
	２１０　政保道路機構	200,000,000	201,193,000	
	２８８　政保道路機構	189,000,000	186,718,770	
	９　道路債券	100,000,000	110,381,400	
	２　地方公営２０年	100,000,000	104,461,200	
	４　地方公共団２０年	100,000,000	104,094,700	
	１８　地方公共団２０	300,000,000	308,357,700	
	Ｆ９６　地方公共団体	100,000,000	101,218,700	
	Ｆ１４３地方公共団体	100,000,000	100,960,400	
	Ｆ２２８地方公共団体	200,000,000	199,565,600	
	７６政保地方公共団	300,000,000	299,821,800	
	８５　地方公共団体	100,000,000	99,091,900	
	１０１　地方公共団体	100,000,000	98,103,900	
	１０６　地方公共団体	200,000,000	195,145,800	
	２９　地方公共団５年	300,000,000	296,707,500	
	１５　公営企業２０年	100,000,000	100,806,100	
	１７　公営企業２０年	100,000,000	101,685,600	
	２０　公営企業２０年	100,000,000	102,698,000	
	２２　公営企業２０年	100,000,000	103,097,900	
	２４　公営企業２０年	200,000,000	207,617,400	
	８９　都市再生	100,000,000	99,789,100	
	９３　都市再生	100,000,000	99,631,200	
	１１７　都市再生	100,000,000	97,383,000	
	３３　政保中部空港	200,000,000	195,784,200	
	２３９　政保預金保険	600,000,000	597,219,600	
	５２　住宅支援機構	100,000,000	103,838,400	
	９３　住宅支援機構	100,000,000	101,179,500	

１２４　住宅支援機構	100,000,000	101,178,900	
１３０　住宅支援機構	200,000,000	204,808,600	
２２６　住宅支援機構	100,000,000	97,962,100	
２６３　住宅支援機構	100,000,000	65,049,400	
１９　住宅機構ＲＭＢＳ	11,545,000	11,728,565	
２４　住宅機構ＲＭＢＳ	23,318,000	23,749,383	
２６　住宅機構ＲＭＢＳ	36,828,000	37,538,780	
２７　住宅機構ＲＭＢＳ	13,021,000	13,285,326	
２８　住宅機構ＲＭＢＳ	15,282,000	15,628,901	
２９　住宅機構ＲＭＢＳ	16,399,000	16,769,617	
３０　住宅機構ＲＭＢＳ	16,141,000	16,504,172	
３２　住宅機構ＲＭＢＳ	31,722,000	32,289,823	
３５　住宅機構ＲＭＢＳ	16,267,000	16,579,326	
３６　住宅機構ＲＭＢＳ	15,337,000	15,594,661	
４３　住宅機構ＲＭＢＳ	20,036,000	20,212,316	
４６　住宅機構ＲＭＢＳ	15,435,000	15,714,373	
４８　住宅機構ＲＭＢＳ	29,366,000	29,932,763	
４９　住宅機構ＲＭＢＳ	15,083,000	15,316,786	
５１　住宅機構ＲＭＢＳ	32,824,000	33,214,605	
５５　住宅機構ＲＭＢＳ	43,884,000	43,844,504	
５７　住宅機構ＲＭＢＳ	21,012,000	21,033,012	
５８　住宅機構ＲＭＢＳ	23,548,000	23,470,291	
５９　住宅機構ＲＭＢＳ	44,948,000	44,934,515	
６０　住宅機構ＲＭＢＳ	68,031,000	67,690,845	
６１　住宅機構ＲＭＢＳ	22,895,000	22,672,918	
６７　住宅機構ＲＭＢＳ	29,593,000	28,788,070	
６９　住宅機構ＲＭＢＳ	62,202,000	61,088,584	
７０　住宅機構ＲＭＢＳ	53,558,000	52,845,678	
７３　住宅機構ＲＭＢＳ	30,452,000	29,973,903	
９９　住宅機構ＲＭＢＳ	48,589,000	45,979,770	
１２３　住宅機構ＲＭＢＳ	65,269,000	59,172,875	
１２４　住宅機構ＲＭＢＳ	64,711,000	58,472,859	
１２５　住宅機構ＲＭＢＳ	64,493,000	58,269,425	
１２７　住宅機構ＲＭＢＳ	67,018,000	60,269,287	
１２８　住宅機構ＲＭＢＳ	65,331,000	58,915,495	
１２９　住宅機構ＲＭＢＳ	67,393,000	60,795,225	
１３７　住宅機構ＲＭＢＳ	69,378,000	62,287,568	
１６７　住宅機構ＲＭＢＳ	81,226,000	71,722,558	
１８３　住宅機構ＲＭＢＳ	173,872,000	154,867,790	
１８６　住宅機構ＲＭＢＳ	89,422,000	81,105,754	
１９８　住宅機構ＲＭＢＳ	185,854,000	174,275,294	
８５　中日本高速道	300,000,000	298,961,100	

	特殊債券　小計		9,936,982,787	
社債券	８６　東日本高速道	200,000,000	196,945,800	
	１１４　東日本高速道	100,000,000	97,944,300	
	１０７　中日本高速道	300,000,000	293,733,600	
	８４　西日本高速道	200,000,000	195,089,200	
	８７　西日本高速道	200,000,000	195,849,800	
	１３　大和ハウス	100,000,000	98,342,500	
	１７　アサヒグループＨＤ	200,000,000	196,706,400	
	３０　東レ	100,000,000	98,322,500	
	１２　旭化成	200,000,000	190,426,000	
	２４三菱ケミカルホールデイ	100,000,000	97,643,800	
	２１富士フイルムホールデイ	100,000,000	97,954,400	
	３２　住友電工	100,000,000	96,292,500	
	１６　小松製作所	100,000,000	97,234,600	
	２２　日立製作所	100,000,000	96,761,800	
	９　ＴＤＫ	100,000,000	96,149,000	
	６３　三井物産	100,000,000	102,697,800	
	８　みずほコーポレート	100,000,000	103,337,000	
	８　住友信託　劣後	100,000,000	102,378,800	
	３１　三井住友ＴＢ	300,000,000	293,445,900	
	９　みずほ銀行劣後	100,000,000	102,517,600	
	１７　ＮＴＴファイナンス	200,000,000	195,524,800	
	１８　ＮＴＴファイナンス	200,000,000	188,725,400	
	１０１　トヨタファイナンス	200,000,000	195,529,600	
	２０７　オリツクス	200,000,000	196,547,400	
	２　三菱ＨＣキヤピタル	200,000,000	196,508,200	
	５８　三菱地所	100,000,000	109,151,000	
	１３５　三菱地所	200,000,000	185,367,400	
	１０　東急	100,000,000	91,803,500	
	３８　京王電鉄	100,000,000	97,862,400	
	１１０東日本旅客鉄	100,000,000	88,054,600	
	１６９　東日本旅客鉄	200,000,000	184,915,200	
	２６　西日本旅客鉄	100,000,000	104,365,200	
	６０　西日本旅客鉄	200,000,000	189,038,400	
	４１　東海旅客鉄道	100,000,000	103,488,900	
	４２　東海旅客鉄道	100,000,000	104,167,600	
	４５　東京地下鉄	200,000,000	187,830,800	
	６４　阪急阪神ＨＬＤＧ	100,000,000	98,492,900	
	１５　九州旅客鉄道	200,000,000	195,125,800	
	３１　ＫＤＤＩ	200,000,000	196,603,800	
	５４６　中部電力	200,000,000	185,100,200	
	５５３　中部電力	200,000,000	197,085,400	

	５５０　関西電力	300,000,000	295,686,000	
	５６０　関西電力	200,000,000	193,593,400	
	５０８　東北電力	200,000,000	193,229,600	
	５４７　東北電力	100,000,000	96,543,900	
	４９６　九州電力	300,000,000	277,192,500	
	５６　東京電力ＰＧ	200,000,000	198,302,400	
	６６　東京電力ＰＧ	100,000,000	93,921,900	
	４１　大阪瓦斯	200,000,000	185,888,000	
	７　フアーストリテイリング	100,000,000	97,424,200	
	社債券　小計		7,772,843,700	
合　計			125,896,135,727	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券パッシブ・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2025年3月18日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	313,357,328
金銭信託	2,119,865
コール・ローン	314,556,831
国債証券	198,229,865,031
未収利息	1,587,220,800
前払費用	172,171,864
流動資産合計	200,619,291,719
資産合計	200,619,291,719
負債の部	
流動負債	
未払解約金	259,012,328
流動負債合計	259,012,328
負債合計	259,012,328
純資産の部	
元本等	
元本	86,928,675,472
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	113,431,603,919
元本等合計	200,360,279,391
純資産合計	200,360,279,391
負債純資産合計	200,619,291,719

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 　金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 　金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 　直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 　「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2025年3月18日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	86,928,675,472口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　2.3049円 （１万口当たりの純資産額23,049円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券

	当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2）デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2025年3月18日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）

	デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年3月18日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	81,276,928,619円
同期中における追加設定元本額	17,748,547,615円
同期中における一部解約元本額	12,096,800,762円
2025年3月18日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンドＳ	30,541,819,060円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	1,041,373,430円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	2,666,928,664円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	1,634,032,209円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	169,435,528円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	5,524,224円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	21,717,939円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	67,530,089円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	235,457,654円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	201,161,625円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	341,770,211円
三井住友・ＤＣ年金バランスゼロ（債券型）	16,357,221円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	75,787,774円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	123,753,800円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	76,009,518円
イオン・バランス戦略ファンド	79,782,143円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	70,910,833円

三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	416,739,541 円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	296,634,570 円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	887,384,268 円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	295,201,737 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	167,611,626 円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	336,176,438 円
三井住友ＤＳ・外国債券インデックス年金ファンド	1,615,169,509 円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	46,891,144 円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	167,836,809 円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	132,245,395 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	16,993,249 円
日興ＦＷＳ・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）	4,994,694,152 円
三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド	252,605,508 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	38,376,205 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	24,785,379 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	25,017,480 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	17,232,482 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	14,160,721 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	1,439,574 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	5,761,339 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	29,183,868 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	29,105,841 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	10,406,834 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	112,427 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	242,352 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	353,892 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	444,425 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	188,688 円
ＳＭＡＭ・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	7,491,877,288 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	16,637,845 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	2,662,819,804 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	3,196,475,078 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	7,789,235,989 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	23,930,035 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	60,417,188 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	651,584,801 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	91,764,677 円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	757,803,461 円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	1,152,957,569 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	1,044,846,262 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	3,024,472,763 円
ＳＭＡＭ・外国債券パッシブファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	5,294,943,941 円
三井住友・外国債券インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	262,848,567 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	88,837,191 円

ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	43,714,593円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	20,041,970円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	11,816,161円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	50,699,264円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	279,794,551円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	56,079,192円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	30,972,355円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	5,723,530円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	651,833,423円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	420,114,916円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	548,829,995円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	201,014,225円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	169,295,618円
ＳＭＡＭ・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	170,338,844円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	78,212,696円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	120,287,190円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	2,988,734,977円
ＳＭＤＡＭ・年金Wリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	277,372,138円
合　計	86,928,675,472円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	T 0.375 07/31/27	900,000.00	826,065.00	
		T 0.375 09/30/27	1,000,000.00	912,630.00	
		T 0.5 04/30/27	1,200,000.00	1,114,332.00	
		T 0.5 05/31/27	2,500,000.00	2,314,725.00	
		T 0.5 06/30/27	2,600,000.00	2,401,126.00	
		T 0.5 08/31/27	1,800,000.00	1,652,508.00	
		T 0.5 10/31/27	950,000.00	867,131.50	
		T 0.625 03/31/27	2,400,000.00	2,241,168.00	
		T 0.625 05/15/30	5,000,000.00	4,192,750.00	
		T 0.625 07/31/26	800,000.00	763,200.00	
		T 0.625 08/15/30	4,800,000.00	3,988,848.00	
		T 0.625 11/30/27	1,600,000.00	1,461,184.00	
		T 0.625 12/31/27	3,100,000.00	2,823,480.00	

		T 0.75 01/31/28	4,200,000.00	3,828,552.00	
		T 0.75 04/30/26	1,500,000.00	1,445,205.00	
		T 0.75 05/31/26	2,000,000.00	1,921,280.00	
		T 0.75 08/31/26	1,500,000.00	1,429,740.00	
		T 0.875 06/30/26	2,000,000.00	1,919,680.00	
		T 0.875 09/30/26	2,500,000.00	2,381,525.00	
		T 0.875 11/15/30	4,900,000.00	4,098,164.00	
		T 1 07/31/28	2,900,000.00	2,623,195.00	
		T 1.125 02/15/31	5,700,000.00	4,809,375.00	
		T 1.125 02/28/27	2,000,000.00	1,891,160.00	
		T 1.125 05/15/40	2,250,000.00	1,413,720.00	
		T 1.125 08/15/40	3,100,000.00	1,929,688.00	
		T 1.125 08/31/28	3,500,000.00	3,171,455.00	
		T 1.125 10/31/26	3,700,000.00	3,529,800.00	
		T 1.25 04/30/28	3,500,000.00	3,215,135.00	
		T 1.25 05/15/50	3,100,000.00	1,533,198.00	
		T 1.25 05/31/28	3,000,000.00	2,749,440.00	
		T 1.25 06/30/28	3,000,000.00	2,743,290.00	
		T 1.25 08/15/31	5,200,000.00	4,347,044.00	
		T 1.25 09/30/28	3,000,000.00	2,723,940.00	
		T 1.25 11/30/26	4,200,000.00	4,006,716.00	
		T 1.25 12/31/26	2,600,000.00	2,474,810.00	
		T 1.375 08/15/50	3,500,000.00	1,778,280.00	
		T 1.375 08/31/26	600,000.00	577,170.00	
		T 1.375 10/31/28	3,000,000.00	2,730,450.00	
		T 1.375 11/15/31	4,900,000.00	4,100,859.00	
		T 1.375 11/15/40	3,500,000.00	2,259,110.00	
		T 1.375 12/31/28	1,000,000.00	905,930.00	
		T 1.5 01/31/27	3,400,000.00	3,244,246.00	
		T 1.5 02/15/30	2,100,000.00	1,858,248.00	
		T 1.5 11/30/28	4,500,000.00	4,105,710.00	
		T 1.625 05/15/26	11,450,000.00	11,129,743.50	
		T 1.625 05/15/31	5,500,000.00	4,746,060.00	
		T 1.625 08/15/29	6,250,000.00	5,640,125.00	
		T 1.625 09/30/26	900,000.00	867,339.00	
		T 1.625 11/15/50	3,200,000.00	1,736,352.00	
		T 1.625 11/30/26	200,000.00	192,038.00	
		T 1.75 01/31/29	3,300,000.00	3,026,958.00	
		T 1.75 08/15/41	3,400,000.00	2,291,260.00	
		T 1.75 11/15/29	1,300,000.00	1,172,938.00	
		T 1.75 12/31/26	2,500,000.00	2,401,100.00	
		T 1.875 02/15/32	4,700,000.00	4,045,008.00	

		T 1.875 02/15/41	3,300,000.00	2,302,773.00	
		T 1.875 02/15/51	3,800,000.00	2,197,616.00	
		T 1.875 02/28/27	3,400,000.00	3,261,994.00	
		T 1.875 02/28/29	2,800,000.00	2,576,588.00	
		T 1.875 07/31/26	2,500,000.00	2,426,250.00	
		T 1.875 11/15/51	3,300,000.00	1,892,385.00	
		T 2 02/15/50	2,800,000.00	1,689,548.00	
		T 2 08/15/51	2,900,000.00	1,721,643.00	
		T 2 11/15/26	1,000,000.00	966,950.00	
		T 2 11/15/41	2,800,000.00	1,955,128.00	
		T 2.25 02/15/27	4,400,000.00	4,254,580.00	
		T 2.25 02/15/52	3,200,000.00	2,013,248.00	
		T 2.25 03/31/26	8,200,000.00	8,045,512.00	
		T 2.25 05/15/41	3,000,000.00	2,209,860.00	
		T 2.25 08/15/27	2,200,000.00	2,110,702.00	
		T 2.25 08/15/46	1,950,000.00	1,304,881.50	
		T 2.25 08/15/49	1,500,000.00	964,125.00	
		T 2.25 11/15/27	1,900,000.00	1,814,861.00	
		T 2.375 02/15/42	2,800,000.00	2,067,940.00	
		T 2.375 03/31/29	5,000,000.00	4,684,250.00	
		T 2.375 05/15/27	3,000,000.00	2,896,860.00	
		T 2.375 05/15/29	2,400,000.00	2,244,600.00	
		T 2.375 05/15/51	3,900,000.00	2,543,346.00	
		T 2.375 11/15/49	1,900,000.00	1,252,689.00	
		T 2.5 02/15/45	1,400,000.00	1,004,542.00	
		T 2.5 02/15/46	1,000,000.00	707,650.00	
		T 2.5 03/31/27	3,000,000.00	2,910,330.00	
		T 2.5 05/15/46	1,000,000.00	705,110.00	
		T 2.625 02/15/29	1,800,000.00	1,706,166.00	
		T 2.625 05/31/27	4,800,000.00	4,657,104.00	
		T 2.625 07/31/29	1,100,000.00	1,036,035.00	
		T 2.75 02/15/28	5,300,000.00	5,114,076.00	
		T 2.75 04/30/27	1,600,000.00	1,558,112.00	
		T 2.75 05/31/29	1,400,000.00	1,328,320.00	
		T 2.75 07/31/27	2,400,000.00	2,330,232.00	
		T 2.75 08/15/32	4,200,000.00	3,808,686.00	
		T 2.75 08/15/42	1,000,000.00	776,790.00	
		T 2.75 08/15/47	1,800,000.00	1,310,796.00	
		T 2.75 11/15/42	300,000.00	232,218.00	
		T 2.75 11/15/47	1,500,000.00	1,089,690.00	
		T 2.875 04/30/29	3,500,000.00	3,340,995.00	
		T 2.875 05/15/28	3,500,000.00	3,378,375.00	

		T 2.875 05/15/32	5,700,000.00	5,230,833.00	
		T 2.875 05/15/43	1,200,000.00	940,536.00	
		T 2.875 05/15/49	1,400,000.00	1,028,440.00	
		T 2.875 05/15/52	3,200,000.00	2,317,472.00	
		T 2.875 08/15/28	4,500,000.00	4,331,835.00	
		T 2.875 08/15/45	800,000.00	609,904.00	
		T 2.875 11/15/46	1,000,000.00	751,950.00	
		T 3 02/15/47	1,500,000.00	1,150,005.00	
		T 3 02/15/48	2,400,000.00	1,823,040.00	
		T 3 02/15/49	2,300,000.00	1,733,441.00	
		T 3 05/15/42	800,000.00	648,168.00	
		T 3 05/15/45	900,000.00	702,297.00	
		T 3 05/15/47	1,700,000.00	1,300,126.00	
		T 3 08/15/48	2,000,000.00	1,512,800.00	
		T 3 08/15/52	3,000,000.00	2,228,430.00	
		T 3 11/15/44	1,000,000.00	784,370.00	
		T 3 11/15/45	800,000.00	621,496.00	
		T 3.125 02/15/42	1,000,000.00	828,550.00	
		T 3.125 02/15/43	1,800,000.00	1,470,006.00	
		T 3.125 05/15/48	2,400,000.00	1,861,872.00	
		T 3.125 08/15/44	700,000.00	562,009.00	
		T 3.125 08/31/27	2,200,000.00	2,153,074.00	
		T 3.125 08/31/29	2,700,000.00	2,593,890.00	
		T 3.125 11/15/28	2,900,000.00	2,807,374.00	
		T 3.125 11/15/41	1,000,000.00	831,520.00	
		T 3.25 05/15/42	2,200,000.00	1,849,320.00	
		T 3.25 06/30/27	2,300,000.00	2,261,360.00	
		T 3.25 06/30/29	3,000,000.00	2,901,090.00	
		T 3.375 05/15/33	5,500,000.00	5,168,790.00	
		T 3.375 05/15/44	500,000.00	418,710.00	
		T 3.375 08/15/42	2,000,000.00	1,706,080.00	
		T 3.375 09/15/27	2,500,000.00	2,461,325.00	
		T 3.375 11/15/48	3,100,000.00	2,506,629.00	
		T 3.5 01/31/28	1,000,000.00	985,420.00	
		T 3.5 01/31/30	2,500,000.00	2,433,425.00	
		T 3.5 02/15/33	4,200,000.00	3,992,016.00	
		T 3.5 02/15/39	200,000.00	181,058.00	
		T 3.5 04/30/28	3,000,000.00	2,951,700.00	
		T 3.5 04/30/30	2,500,000.00	2,428,650.00	
		T 3.5 09/30/29	3,100,000.00	3,023,709.00	
		T 3.625 02/15/44	300,000.00	261,222.00	
		T 3.625 02/15/53	2,700,000.00	2,268,621.00	

		T 3.625 03/31/28	3,000,000.00	2,964,960.00	
		T 3.625 03/31/30	1,200,000.00	1,173,204.00	
		T 3.625 05/15/26	2,500,000.00	2,485,725.00	
		T 3.625 05/15/53	2,900,000.00	2,437,015.00	
		T 3.625 05/31/28	2,000,000.00	1,974,440.00	
		T 3.625 08/15/43	500,000.00	437,450.00	
		T 3.625 08/31/29	2,500,000.00	2,453,125.00	
		T 3.625 09/30/31	2,000,000.00	1,935,620.00	
		T 3.75 04/15/26	3,300,000.00	3,286,701.00	
		T 3.75 05/31/30	3,000,000.00	2,947,140.00	
		T 3.75 06/30/30	3,400,000.00	3,338,698.00	
		T 3.75 08/15/27	2,500,000.00	2,483,475.00	
		T 3.75 08/15/41	1,100,000.00	997,645.00	
		T 3.75 08/31/31	2,800,000.00	2,730,420.00	
		T 3.75 11/15/43	700,000.00	622,097.00	
		T 3.75 12/31/28	1,000,000.00	988,490.00	
		T 3.75 12/31/30	2,400,000.00	2,349,840.00	
		T 3.875 02/15/43	2,600,000.00	2,368,990.00	
		T 3.875 05/15/43	2,200,000.00	1,999,316.00	
		T 3.875 08/15/33	5,000,000.00	4,864,250.00	
		T 3.875 08/15/34	6,870,000.00	6,648,305.10	
		T 3.875 08/15/40	500,000.00	464,520.00	
		T 3.875 09/30/29	2,300,000.00	2,278,518.00	
		T 3.875 10/15/27	2,800,000.00	2,788,492.00	
		T 3.875 11/30/27	1,800,000.00	1,792,224.00	
		T 3.875 11/30/29	1,900,000.00	1,881,513.00	
		T 3.875 12/31/27	2,200,000.00	2,190,760.00	
		T 3.875 12/31/29	1,500,000.00	1,485,000.00	
		T 4 01/15/27	4,900,000.00	4,894,022.00	
		T 4 01/31/29	4,100,000.00	4,088,520.00	
		T 4 02/15/34	5,100,000.00	4,993,614.00	
		T 4 02/28/30	1,500,000.00	1,493,610.00	
		T 4 02/29/28	5,000,000.00	4,994,200.00	
		T 4 06/30/28	3,000,000.00	2,995,470.00	
		T 4 07/31/29	2,500,000.00	2,491,150.00	
		T 4 07/31/30	2,200,000.00	2,185,898.00	
		T 4 10/31/29	1,600,000.00	1,592,896.00	
		T 4 11/15/42	2,000,000.00	1,857,260.00	
		T 4 11/15/52	2,600,000.00	2,338,570.00	
		T 4 12/15/27	2,600,000.00	2,597,894.00	
		T 4.125 01/31/27	4,300,000.00	4,304,171.00	
		T 4.125 02/15/27	5,500,000.00	5,506,655.00	

		T 4.125 03/31/29	3,000,000.00	3,004,140.00	
		T 4.125 03/31/31	2,000,000.00	1,995,100.00	
		T 4.125 06/15/26	2,000,000.00	2,000,260.00	
		T 4.125 07/31/28	1,000,000.00	1,002,180.00	
		T 4.125 07/31/31	2,000,000.00	1,993,240.00	
		T 4.125 08/15/44	2,400,000.00	2,239,488.00	
		T 4.125 08/15/53	3,100,000.00	2,849,923.00	
		T 4.125 08/31/30	1,700,000.00	1,698,334.00	
		T 4.125 09/30/27	2,100,000.00	2,105,040.00	
		T 4.125 10/31/27	2,000,000.00	2,004,200.00	
		T 4.125 10/31/29	2,900,000.00	2,903,045.00	
		T 4.125 10/31/31	2,900,000.00	2,888,197.00	
		T 4.125 11/15/27	3,200,000.00	3,206,720.00	
		T 4.125 11/15/32	5,600,000.00	5,566,176.00	
		T 4.125 11/30/29	4,300,000.00	4,305,762.00	
		T 4.125 11/30/31	2,000,000.00	1,991,480.00	
		T 4.25 01/15/28	1,600,000.00	1,608,800.00	
		T 4.25 01/31/30	3,500,000.00	3,522,400.00	
		T 4.25 02/15/28	3,000,000.00	3,017,670.00	
		T 4.25 02/15/54	3,500,000.00	3,291,085.00	
		T 4.25 02/28/29	2,500,000.00	2,515,425.00	
		T 4.25 02/28/31	2,000,000.00	2,008,780.00	
		T 4.25 03/15/27	3,900,000.00	3,914,625.00	
		T 4.25 05/15/39	100,000.00	97,828.00	
		T 4.25 06/30/29	3,700,000.00	3,722,829.00	
		T 4.25 06/30/31	2,100,000.00	2,107,749.00	
		T 4.25 08/15/54	3,220,000.00	3,033,819.60	
		T 4.25 11/15/34	6,350,000.00	6,324,663.50	
		T 4.25 11/15/40	600,000.00	581,238.00	
		T 4.25 12/31/26	4,500,000.00	4,513,410.00	
		T 4.375 01/31/32	1,800,000.00	1,818,414.00	
		T 4.375 05/15/34	5,500,000.00	5,535,420.00	
		T 4.375 05/15/40	900,000.00	887,499.00	
		T 4.375 05/15/41	300,000.00	294,186.00	
		T 4.375 07/15/27	3,750,000.00	3,777,525.00	
		T 4.375 07/31/26	2,600,000.00	2,609,022.00	
		T 4.375 08/15/26	4,000,000.00	4,014,120.00	
		T 4.375 08/15/43	2,000,000.00	1,941,240.00	
		T 4.375 08/31/28	1,000,000.00	1,009,840.00	
		T 4.375 11/15/39	300,000.00	296,283.00	
		T 4.375 11/30/28	1,900,000.00	1,919,551.00	
		T 4.375 11/30/30	1,900,000.00	1,921,223.00	

		T 4.375 12/15/26	4,000,000.00	4,019,680.00	
		T 4.375 12/31/29	2,500,000.00	2,529,275.00	
		T 4.5 02/15/44	2,100,000.00	2,065,896.00	
		T 4.5 03/31/26	2,500,000.00	2,509,000.00	
		T 4.5 04/15/27	1,700,000.00	1,714,994.00	
		T 4.5 05/15/27	2,700,000.00	2,724,678.00	
		T 4.5 05/15/38	1,200,000.00	1,214,976.00	
		T 4.5 05/31/29	1,500,000.00	1,523,640.00	
		T 4.5 07/15/26	3,900,000.00	3,919,032.00	
		T 4.5 08/15/39	300,000.00	300,900.00	
		T 4.5 11/15/33	4,800,000.00	4,879,008.00	
		T 4.5 11/15/54	3,300,000.00	3,244,824.00	
		T 4.5 12/31/31	2,800,000.00	2,849,644.00	
		T 4.625 02/15/35	2,000,000.00	2,051,700.00	
		T 4.625 02/15/40	1,000,000.00	1,013,710.00	
		T 4.625 02/15/55	1,000,000.00	1,004,680.00	
		T 4.625 04/30/29	2,500,000.00	2,550,675.00	
		T 4.625 04/30/31	1,000,000.00	1,024,060.00	
		T 4.625 05/15/44	1,700,000.00	1,698,402.00	
		T 4.625 05/15/54	3,000,000.00	3,003,960.00	
		T 4.625 05/31/31	2,900,000.00	2,969,542.00	
		T 4.625 06/15/27	3,000,000.00	3,037,500.00	
		T 4.625 09/15/26	4,000,000.00	4,030,840.00	
		T 4.625 09/30/28	2,500,000.00	2,545,400.00	
		T 4.625 09/30/30	1,500,000.00	1,535,505.00	
		T 4.625 10/15/26	2,300,000.00	2,318,538.00	
		T 4.625 11/15/26	4,800,000.00	4,841,520.00	
		T 4.625 11/15/44	2,000,000.00	1,995,000.00	
		T 4.75 02/15/41	900,000.00	922,284.00	
		T 4.75 11/15/43	2,200,000.00	2,238,412.00	
		T 4.75 11/15/53	3,300,000.00	3,365,736.00	
		T 4.875 04/30/26	8,000,000.00	8,064,960.00	
		T 4.875 10/31/28	1,400,000.00	1,437,590.00	
		T 5.25 11/15/28	500,000.00	519,800.00	
		T 5.375 02/15/31	320,000.00	340,236.80	
		T 6.125 11/15/27	1,000,000.00	1,053,000.00	
	アメリカ・ドル小計		679,460,000.00	625,368,694.50 (93,511,380,889)	
	カナダ・ドル	CAN 0.5 12/01/30	1,200,000.00	1,058,112.00	
		CAN 1 06/01/27	800,000.00	774,416.00	
		CAN 1.25 03/01/27	400,000.00	390,312.00	
		CAN 1.25 06/01/30	1,800,000.00	1,672,254.00	

	CAN 1.5 06/01/26	2,600,000.00	2,568,618.00	
	CAN 1.5 06/01/31	1,700,000.00	1,574,489.00	
	CAN 1.5 12/01/31	2,100,000.00	1,928,892.00	
	CAN 1.75 12/01/53	1,100,000.00	792,891.00	
	CAN 2 06/01/28	700,000.00	687,932.00	
	CAN 2 06/01/32	2,000,000.00	1,886,840.00	
	CAN 2 12/01/51	600,000.00	465,180.00	
	CAN 2.25 06/01/29	1,100,000.00	1,085,381.00	
	CAN 2.25 12/01/29	300,000.00	294,528.00	
	CAN 2.5 12/01/32	830,000.00	806,726.80	
	CAN 2.75 06/01/33	1,800,000.00	1,776,456.00	
	CAN 2.75 09/01/27	350,000.00	351,589.00	
	CAN 2.75 12/01/48	1,300,000.00	1,193,257.00	
	CAN 2.75 12/01/55	800,000.00	721,088.00	
	CAN 3 02/01/27	1,300,000.00	1,310,673.00	
	CAN 3 04/01/26	200,000.00	200,788.00	
	CAN 3.25 06/01/35	300,000.00	305,238.00	
	CAN 3.25 09/01/28	380,000.00	388,025.60	
	CAN 3.25 11/01/26	3,100,000.00	3,133,728.00	
	CAN 3.25 12/01/33	880,000.00	899,764.80	
	CAN 3.25 12/01/34	1,800,000.00	1,835,262.00	
	CAN 3.5 03/01/34	700,000.00	728,665.00	
	CAN 3.5 09/01/29	1,770,000.00	1,831,914.60	
	CAN 3.5 12/01/45	1,200,000.00	1,248,864.00	
	CAN 3.5 12/01/57	400,000.00	416,344.00	
	CAN 4 03/01/29	1,700,000.00	1,786,666.00	
	CAN 4 06/01/41	300,000.00	331,386.00	
	CAN 4 08/01/26	1,100,000.00	1,121,230.00	
	CAN 5 06/01/37	400,000.00	477,160.00	
	CAN 5.75 06/01/29	250,000.00	281,337.50	
	CAN 5.75 06/01/33	300,000.00	360,558.00	
	CANADA 2.75 12/01/64	700,000.00	635,495.00	
カナダ・ドル小計		38,260,000.00	37,322,061.30 (3,904,260,833)	
オーストラリア・ドル	ACGB 0.5 09/21/26	200,000.00	190,518.00	
	ACGB 1.25 05/21/32	1,300,000.00	1,064,778.00	
	ACGB 1.5 06/21/31	3,200,000.00	2,748,704.00	
	ACGB 1.75 06/21/51	500,000.00	263,365.00	
	ACGB 1.75 11/21/32	1,400,000.00	1,172,444.00	
	ACGB 2.25 05/21/28	1,300,000.00	1,241,604.00	
	ACGB 2.5 05/21/30	1,600,000.00	1,493,904.00	
	ACGB 2.75 05/21/41	600,000.00	465,456.00	

	ACGB 2.75 06/21/35	800,000.00	689,560.00	
	ACGB 2.75 11/21/27	1,200,000.00	1,169,592.00	
	ACGB 2.75 11/21/28	400,000.00	385,880.00	
	ACGB 2.75 11/21/29	1,400,000.00	1,333,640.00	
	ACGB 3 03/21/47	1,200,000.00	891,300.00	
	ACGB 3 11/21/33	900,000.00	813,717.00	
	ACGB 3.25 04/21/29	1,140,000.00	1,115,649.60	
	ACGB 3.25 06/21/39	2,000,000.00	1,714,000.00	
	ACGB 3.5 12/21/34	850,000.00	789,310.00	
	ACGB 3.75 04/21/37	1,100,000.00	1,022,043.00	
	ACGB 3.75 05/21/34	1,500,000.00	1,430,145.00	
	ACGB 4.25 03/21/36	800,000.00	785,416.00	
	ACGB 4.25 04/21/26	2,150,000.00	2,159,868.50	
	ACGB 4.25 06/21/34	600,000.00	594,588.00	
	ACGB 4.5 04/21/33	1,500,000.00	1,522,800.00	
	ACGB 4.75 04/21/27	900,000.00	917,973.00	
オーストラリア・ドル小計		28,540,000.00	25,976,255.10 (2,478,914,023)	
シンガポール・ドル	SIGB 1.25 11/01/26	800,000.00	784,080.00	
	SIGB 1.625 07/01/31	300,000.00	282,750.00	
	SIGB 2.625 05/01/28	800,000.00	802,800.00	
	SIGB 2.625 08/01/32	200,000.00	199,500.00	
	SIGB 2.75 03/01/46	1,000,000.00	1,000,390.00	
	SIGB 2.75 04/01/42	550,000.00	550,000.00	
	SIGB 2.875 07/01/29	200,000.00	202,600.00	
	SIGB 2.875 09/01/30	600,000.00	609,300.00	
	SIGB 3 04/01/29	100,000.00	101,790.00	
	SIGB 3.25 06/01/54	800,000.00	888,488.00	
	SIGB 3.375 05/01/34	200,000.00	211,100.00	
	SIGB 3.375 09/01/33	400,000.00	421,000.00	
	SIGB 3.5 03/01/27	880,000.00	897,256.80	
シンガポール・ドル小計		6,830,000.00	6,951,054.80 (781,507,090)	
ニュージーランド・ドル	NZGB 0.25 05/15/28	200,000.00	178,732.00	
	NZGB 0.5 05/15/26	200,000.00	193,134.00	
	NZGB 1.5 05/15/31	800,000.00	680,224.00	
	NZGB 1.75 05/15/41	1,200,000.00	761,460.00	
	NZGB 2 05/15/32	1,120,000.00	955,180.80	
	NZGB 2.75 05/15/51	700,000.00	451,731.00	
	NZGB 3 04/20/29	1,000,000.00	963,690.00	
	NZGB 3.5 04/14/33	100,000.00	93,161.00	
	NZGB 4.25 05/15/34	400,000.00	389,600.00	

		NZGB 4.5 04/15/27	1,100,000.00	1,117,842.00	
		NZGB 4.5 05/15/30	720,000.00	732,211.20	
	ニュージーランド・ドル小計		7,540,000.00	6,516,966.00 (567,562,569)	
	イギリス・ポンド	UK TSY GILT 1.125 01/31/39	600,000.00	377,034.00	
		UKT 0.125 01/31/28	1,800,000.00	1,618,416.00	
		UKT 0.25 07/31/31	1,400,000.00	1,094,254.00	
		UKT 0.375 10/22/26	1,600,000.00	1,513,184.00	
		UKT 0.375 10/22/30	1,100,000.00	895,543.00	
		UKT 0.5 01/31/29	1,850,000.00	1,616,548.50	
		UKT 0.5 10/22/61	1,200,000.00	336,624.00	
		UKT 0.625 07/31/35	1,100,000.00	742,918.00	
		UKT 0.875 01/31/46	400,000.00	185,312.00	
		UKT 0.875 07/31/33	1,300,000.00	977,587.00	
		UKT 0.875 10/22/29	800,000.00	694,536.00	
		UKT 1 01/31/32	2,100,000.00	1,691,151.00	
		UKT 1.125 10/22/73	1,300,000.00	445,770.00	
		UKT 1.25 07/22/27	900,000.00	845,811.00	
		UKT 1.25 07/31/51	1,400,000.00	621,110.00	
		UKT 1.25 10/22/41	800,000.00	466,928.00	
		UKT 1.5 07/22/26	1,100,000.00	1,064,052.00	
		UKT 1.5 07/22/47	1,000,000.00	522,840.00	
		UKT 1.5 07/31/53	700,000.00	322,504.00	
		UKT 1.625 10/22/28	900,000.00	828,828.00	
		UKT 1.625 10/22/54	500,000.00	235,560.00	
		UKT 1.75 01/22/49	1,950,000.00	1,052,376.00	
		UKT 1.75 09/07/37	700,000.00	504,315.00	
		UKT 2.5 07/22/65	1,600,000.00	902,368.00	
		UKT 3.25 01/22/44	1,600,000.00	1,241,264.00	
		UKT 3.25 01/31/33	2,150,000.00	1,979,247.00	
		UKT 3.5 01/22/45	1,250,000.00	997,150.00	
		UKT 3.5 07/22/68	1,300,000.00	946,413.00	
		UKT 3.75 01/29/38	1,100,000.00	989,725.00	
		UKT 3.75 03/07/27	1,200,000.00	1,190,604.00	
		UKT 3.75 07/22/52	1,200,000.00	948,528.00	
		UKT 3.75 10/22/53	1,300,000.00	1,018,862.00	
		UKT 4 01/22/60	1,300,000.00	1,059,279.00	
		UKT 4 10/22/31	1,000,000.00	979,970.00	
		UKT 4 10/22/63	600,000.00	485,784.00	
		UKT 4.125 01/29/27	1,700,000.00	1,698,997.00	
		UKT 4.125 07/22/29	1,570,000.00	1,564,567.80	
		UKT 4.25 03/07/36	700,000.00	674,058.00	

		UKT 4.25 06/07/32	500,000.00	497,335.00	
		UKT 4.25 07/31/34	2,000,000.00	1,950,740.00	
		UKT 4.25 09/07/39	600,000.00	559,584.00	
		UKT 4.25 12/07/27	1,200,000.00	1,208,604.00	
		UKT 4.25 12/07/40	600,000.00	552,924.00	
		UKT 4.25 12/07/46	1,500,000.00	1,322,190.00	
		UKT 4.25 12/07/49	900,000.00	783,945.00	
		UKT 4.25 12/07/55	1,700,000.00	1,455,438.00	
		UKT 4.375 01/31/40	300,000.00	282,432.00	
		UKT 4.375 03/07/28	400,000.00	401,688.00	
		UKT 4.375 03/07/30	900,000.00	903,915.00	
		UKT 4.375 07/31/54	350,000.00	306,026.00	
		UKT 4.5 06/07/28	1,150,000.00	1,161,339.00	
		UKT 4.5 09/07/34	600,000.00	597,630.00	
		UKT 4.5 12/07/42	1,050,000.00	982,128.00	
		UKT 4.625 01/31/34	1,800,000.00	1,810,260.00	
		UKT 4.75 10/22/43	1,650,000.00	1,579,594.50	
		UKT 4.75 12/07/30	1,000,000.00	1,027,560.00	
		UKT 4.75 12/07/38	1,000,000.00	990,570.00	
		UKT 6 12/07/28	650,000.00	694,128.50	
	イギリス・ポンド小計		65,920,000.00	54,398,049.30 (10,563,557,194)	
	イスラエル・シュケル	ILGOV 1 03/31/30	2,400,000.00	2,061,744.00	
		ILGOV 1.3 04/30/32	2,100,000.00	1,726,242.00	
		ILGOV 1.5 05/31/37	1,200,000.00	873,348.00	
		ILGOV 2 03/31/27	800,000.00	767,520.00	
		ILGOV 2.25 09/28/28	1,900,000.00	1,783,910.00	
		ILGOV 3.75 02/28/29	1,600,000.00	1,577,120.00	
		ILGOV 3.75 03/31/47	3,600,000.00	3,163,932.00	
		ILGOV 3.75 09/30/27	1,000,000.00	990,600.00	
		ILGOV 4 03/30/35	1,050,000.00	1,021,723.50	
		ILGOV 4.6 08/31/29	280,000.00	284,925.20	
		ILGOV 6.25 10/30/26	1,600,000.00	1,652,112.00	
	イスラエル・シュケル小計		17,530,000.00	15,903,176.70 (653,442,447)	
	デンマーク・クローネ	DGB 0 11/15/31	500,000.00	428,940.00	
		DGB 0.25 11/15/52	2,300,000.00	1,192,320.00	
		DGB 0.5 11/15/27	4,600,000.00	4,423,728.00	
		DGB 0.5 11/15/29	2,400,000.00	2,221,608.00	
		DGB 2.25 11/15/33	3,400,000.00	3,344,546.00	
		DGB 4.5 11/15/39	7,000,000.00	8,450,260.00	
	デンマーク・クローネ小計		20,200,000.00	20,061,402.00	

			(438,943,476)	
ノルウェー・クローネ	NGB 1.375 08/19/30	4,200,000.00	3,668,742.00	
	NGB 1.75 02/17/27	2,400,000.00	2,307,696.00	
	NGB 1.75 09/06/29	5,000,000.00	4,558,250.00	
	NGB 2 04/26/28	2,700,000.00	2,557,494.00	
	NGB 2.125 05/18/32	1,200,000.00	1,057,908.00	
	NGB 3 08/15/33	1,100,000.00	1,016,730.00	
	NGB 3.5 10/06/42	2,300,000.00	2,150,500.00	
	NGB 3.625 04/13/34	3,600,000.00	3,477,528.00	
ノルウェー・クローネ小計		22,500,000.00	20,794,848.00 (294,662,995)	
スウェーデン・クローナ	SGB 0.125 05/12/31	1,500,000.00	1,302,390.00	
	SGB 0.75 05/12/28	3,700,000.00	3,531,280.00	
	SGB 0.75 11/12/29	5,200,000.00	4,833,660.00	
	SGB 1 11/12/26	6,400,000.00	6,281,920.00	
	SGB 1.75 11/11/33	3,250,000.00	3,046,452.50	
	SGB 3.5 03/30/39	4,900,000.00	5,305,769.00	
スウェーデン・クローナ小計		24,950,000.00	24,301,471.50 (360,147,808)	
メキシコ・ペソ	MBONO 10 11/20/36	5,000,000.00	5,196,700.00	
	MBONO 5.5 03/04/27	23,000,000.00	21,674,280.00	
	MBONO 5.75 03/05/26	19,000,000.00	18,480,160.00	
	MBONO 7.5 05/26/33	8,000,000.00	7,131,680.00	
	MBONO 7.5 06/03/27	22,000,000.00	21,458,360.00	
	MBONO 7.75 05/29/31	32,000,000.00	29,796,160.00	
	MBONO 7.75 11/23/34	31,000,000.00	27,643,320.00	
	MBONO 8 11/07/47	13,000,000.00	10,694,840.00	
	MBONO 8.5 05/31/29	37,000,000.00	36,262,220.00	
	MBONO 8.5 11/18/38	40,000,000.00	36,416,400.00	
メキシコ・ペソ小計		230,000,000.00	214,754,120.00 (1,609,796,884)	
オフショア・人民元	CGB 1.06 12/15/26	6,000,000.00	5,947,560.00	
	CGB 1.42 11/15/27	17,000,000.00	16,893,750.00	
	CGB 1.49 12/25/31	6,500,000.00	6,362,265.00	
	CGB 1.61 02/15/35	4,500,000.00	4,393,170.00	
	CGB 1.62 08/15/27	1,800,000.00	1,799,568.00	
	CGB 1.74 10/15/29	34,600,000.00	34,630,102.00	
	CGB 1.85 05/15/27	11,000,000.00	11,045,760.00	
	CGB 1.87 09/15/31	16,500,000.00	16,530,360.00	
	CGB 1.91 07/15/29	14,500,000.00	14,630,355.00	
	CGB 1.92 01/15/55	2,000,000.00	1,913,020.00	
	CGB 1.99 03/15/26	35,000,000.00	35,147,000.00	

	CGB 2.04 02/25/27	68,600,000.00	69,128,906.00	
	CGB 2.04 11/25/34	15,000,000.00	15,109,200.00	
	CGB 2.05 04/15/29	25,000,000.00	25,325,500.00	
	CGB 2.11 08/25/34	43,500,000.00	44,119,875.00	
	CGB 2.18 08/15/26	22,800,000.00	22,973,280.00	
	CGB 2.27 05/25/34	20,000,000.00	20,637,000.00	
	CGB 2.28 03/25/31	28,000,000.00	28,697,480.00	
	CGB 2.3 05/15/26	17,000,000.00	17,133,280.00	
	CGB 2.35 02/25/34	22,000,000.00	22,715,880.00	
	CGB 2.37 01/15/29	19,000,000.00	19,458,850.00	
	CGB 2.39 11/15/26	72,000,000.00	72,910,080.00	
	CGB 2.4 07/15/28	38,000,000.00	38,854,240.00	
	CGB 2.48 04/15/27	9,000,000.00	9,150,210.00	
	CGB 2.5 07/25/27	11,000,000.00	11,194,920.00	
	CGB 2.52 08/25/33	11,000,000.00	11,480,040.00	
	CGB 2.54 12/25/30	27,000,000.00	28,041,120.00	
	CGB 2.55 10/15/28	11,000,000.00	11,316,910.00	
	CGB 2.6 09/15/30	32,000,000.00	33,301,760.00	
	CGB 2.62 04/15/28	27,000,000.00	27,758,430.00	
	CGB 2.62 06/25/30	22,000,000.00	22,901,340.00	
	CGB 2.62 09/25/29	19,000,000.00	19,725,610.00	
	CGB 2.64 01/15/28	31,500,000.00	32,341,680.00	
	CGB 2.67 05/25/33	14,000,000.00	14,757,540.00	
	CGB 2.67 11/25/33	15,000,000.00	15,857,850.00	
	CGB 2.69 08/12/26	50,000,000.00	50,782,000.00	
	CGB 2.8 03/24/29	22,000,000.00	22,911,900.00	
	CGB 2.8 03/25/30	6,000,000.00	6,295,560.00	
	CGB 2.8 11/15/32	23,000,000.00	24,444,860.00	
	CGB 2.88 02/25/33	10,900,000.00	11,672,047.00	
	CGB 2.91 10/14/28	21,000,000.00	21,871,290.00	
	CGB 3 10/15/53	13,500,000.00	15,829,425.00	
	CGB 3.02 05/27/31	32,400,000.00	34,673,508.00	
	CGB 3.12 10/25/52	17,000,000.00	20,120,860.00	
	CGB 3.19 04/15/53	13,000,000.00	15,579,590.00	
	CGB 3.39 03/16/50	4,000,000.00	4,943,760.00	
	CGB 3.72 04/12/51	44,700,000.00	57,864,597.00	
	オフショア・人民元小計	1,027,300,000.00	1,071,173,288.00 (22,151,220,892)	
マレーシア・リンギット	MGS 3.502 05/31/27	5,100,000.00	5,112,903.00	
	MGS 3.582 07/15/32	2,500,000.00	2,480,700.00	
	MGS 3.757 05/22/40	1,400,000.00	1,370,418.00	
	MGS 3.828 07/05/34	2,400,000.00	2,413,056.00	

	MGS 3.9 11/30/26	3,100,000.00	3,128,923.00	
	MGS 4.054 04/18/39	800,000.00	811,272.00	
	MGS 4.498 04/15/30	4,000,000.00	4,166,680.00	
	MGS 4.504 04/30/29	700,000.00	725,669.00	
	MGS 4.696 10/15/42	2,200,000.00	2,395,030.00	
	MGS 4.736 03/15/46	6,700,000.00	7,343,401.00	
マレーシア・リンギット小計		28,900,000.00	29,948,052.00 (1,006,736,711)	
ポーランド・ズロチ	POLGB 0.25 10/25/26	7,900,000.00	7,319,508.00	
	POLGB 1.25 10/25/30	10,200,000.00	8,152,146.00	
	POLGB 2.75 04/25/28	4,000,000.00	3,724,480.00	
	POLGB 2.75 10/25/29	2,150,000.00	1,921,347.50	
	POLGB 4.75 07/25/29	2,500,000.00	2,436,900.00	
	POLGB 5 01/25/30	1,000,000.00	978,810.00	
	POLGB 5 10/25/34	500,000.00	468,885.00	
	POLGB 6 10/25/33	2,800,000.00	2,836,848.00	
	POLGB 7.5 07/25/28	2,750,000.00	2,934,195.00	
ポーランド・ズロチ小計		33,800,000.00	30,773,119.50 (1,199,671,600)	
ユーロ	BGB 0 10/22/27	650,000.00	611,910.00	
	BGB 0 10/22/31	900,000.00	744,750.00	
	BGB 0.1 06/22/30	700,000.00	610,435.00	
	BGB 0.35 06/22/32	1,200,000.00	993,036.00	
	BGB 0.4 06/22/40	800,000.00	498,120.00	
	BGB 0.65 06/22/71	400,000.00	139,068.00	
	BGB 0.8 06/22/27	800,000.00	773,696.00	
	BGB 0.8 06/22/28	700,000.00	664,041.00	
	BGB 0.9 06/22/29	900,000.00	838,998.00	
	BGB 1 06/22/26	700,000.00	689,423.00	
	BGB 1 06/22/31	1,100,000.00	983,829.00	
	BGB 1.25 04/22/33	900,000.00	785,223.00	
	BGB 1.45 06/22/37	1,000,000.00	800,110.00	
	BGB 1.6 06/22/47	650,000.00	433,855.50	
	BGB 1.7 06/22/50	1,000,000.00	650,970.00	
	BGB 1.9 06/22/38	700,000.00	579,278.00	
	BGB 2.15 06/22/66	500,000.00	324,045.00	
	BGB 2.25 06/22/57	500,000.00	345,535.00	
	BGB 2.7 10/22/29	150,000.00	150,273.00	
	BGB 2.75 04/22/39	600,000.00	546,216.00	
	BGB 2.85 10/22/34	990,000.00	956,587.50	
	BGB 3 06/22/33	800,000.00	792,664.00	
	BGB 3 06/22/34	200,000.00	196,746.00	

		BGB 3.45 06/22/43	500,000.00	479,510.00	
		BGB 3.75 06/22/45	600,000.00	595,632.00	
		BGB 4 03/28/32	300,000.00	318,771.00	
		BGB 4.25 03/28/41	680,000.00	725,587.20	
		BGB 4.5 03/28/26	500,000.00	511,425.00	
		BGB 5 03/28/35	1,000,000.00	1,143,230.00	
		BGB 5.5 03/28/28	1,000,000.00	1,088,190.00	
		BKO 2 12/10/26	500,000.00	498,495.00	
		BKO 2.2 03/11/27	2,300,000.00	2,300,851.00	
		BKO 2.5 03/19/26	1,700,000.00	1,705,627.00	
		BTPS 0 08/01/26	1,300,000.00	1,261,429.00	
		BTPS 0.45 02/15/29	1,750,000.00	1,601,005.00	
		BTPS 0.6 08/01/31	1,300,000.00	1,100,983.00	
		BTPS 0.85 01/15/27	900,000.00	877,068.00	
		BTPS 0.9 04/01/31	2,000,000.00	1,745,440.00	
		BTPS 0.95 03/01/37	1,000,000.00	716,330.00	
		BTPS 0.95 06/01/32	3,300,000.00	2,784,771.00	
		BTPS 0.95 08/01/30	1,200,000.00	1,073,064.00	
		BTPS 0.95 09/15/27	800,000.00	771,568.00	
		BTPS 0.95 12/01/31	830,000.00	711,658.60	
		BTPS 1.1 04/01/27	1,500,000.00	1,462,710.00	
		BTPS 1.25 12/01/26	800,000.00	786,648.00	
		BTPS 1.35 04/01/30	1,900,000.00	1,753,928.00	
		BTPS 1.45 03/01/36	400,000.00	313,680.00	
		BTPS 1.6 06/01/26	1,200,000.00	1,190,964.00	
		BTPS 1.65 12/01/30	1,100,000.00	1,013,221.00	
		BTPS 1.7 09/01/51	1,500,000.00	885,480.00	
		BTPS 2 02/01/28	1,500,000.00	1,478,550.00	
		BTPS 2.05 08/01/27	600,000.00	595,200.00	
		BTPS 2.1 07/15/26	1,000,000.00	998,200.00	
		BTPS 2.2 06/01/27	900,000.00	897,075.00	
		BTPS 2.25 09/01/36	500,000.00	424,185.00	
		BTPS 2.45 09/01/33	600,000.00	550,842.00	
		BTPS 2.45 09/01/50	1,700,000.00	1,198,262.00	
		BTPS 2.55 02/25/27	1,200,000.00	1,202,928.00	
		BTPS 2.65 12/01/27	400,000.00	401,464.00	
		BTPS 2.7 03/01/47	950,000.00	731,072.50	
		BTPS 2.7 10/15/27	650,000.00	652,860.00	
		BTPS 2.8 03/01/67	700,000.00	487,130.00	
		BTPS 2.8 06/15/29	1,000,000.00	997,870.00	
		BTPS 2.8 12/01/28	1,300,000.00	1,305,291.00	
		BTPS 2.95 02/15/27	2,000,000.00	2,020,700.00	

		BTPS 2.95 09/01/38	1,000,000.00	885,750.00	
		BTPS 3 08/01/29	2,000,000.00	2,012,680.00	
		BTPS 3 10/01/29	1,450,000.00	1,451,769.00	
		BTPS 3.1 03/01/40	700,000.00	617,498.00	
		BTPS 3.25 03/01/38	800,000.00	734,872.00	
		BTPS 3.25 09/01/46	1,100,000.00	932,305.00	
		BTPS 3.35 03/01/35	1,120,000.00	1,080,374.40	
		BTPS 3.35 07/01/29	600,000.00	610,206.00	
		BTPS 3.45 03/01/48	1,000,000.00	866,220.00	
		BTPS 3.45 07/15/27	350,000.00	357,766.50	
		BTPS 3.45 07/15/31	270,000.00	271,849.50	
		BTPS 3.5 02/15/31	1,000,000.00	1,013,050.00	
		BTPS 3.5 03/01/30	1,000,000.00	1,025,040.00	
		BTPS 3.65 08/01/35	550,000.00	539,753.50	
		BTPS 3.7 06/15/30	1,900,000.00	1,953,903.00	
		BTPS 3.8 08/01/28	1,700,000.00	1,760,231.00	
		BTPS 3.85 02/01/35	1,350,000.00	1,354,185.00	
		BTPS 3.85 07/01/34	1,000,000.00	1,008,530.00	
		BTPS 3.85 09/01/49	1,100,000.00	1,008,062.00	
		BTPS 3.85 09/15/26	2,900,000.00	2,963,394.00	
		BTPS 3.85 10/01/40	500,000.00	477,420.00	
		BTPS 3.85 12/15/29	1,300,000.00	1,350,375.00	
		BTPS 4 02/01/37	2,000,000.00	2,017,060.00	
		BTPS 4 04/30/35	500,000.00	510,595.00	
		BTPS 4.05 10/30/37	1,000,000.00	1,005,510.00	
		BTPS 4.1 02/01/29	1,500,000.00	1,570,125.00	
		BTPS 4.1 04/30/46	500,000.00	483,385.00	
		BTPS 4.15 10/01/39	300,000.00	299,145.00	
		BTPS 4.3 10/01/54	700,000.00	673,449.00	
		BTPS 4.4 05/01/33	3,000,000.00	3,175,920.00	
		BTPS 4.5 10/01/53	200,000.00	199,702.00	
		BTPS 4.75 09/01/28	1,800,000.00	1,923,156.00	
		BTPS 4.75 09/01/44	1,200,000.00	1,268,016.00	
		BTPS 5 08/01/34	1,570,000.00	1,728,444.40	
		BTPS 5 08/01/39	1,800,000.00	1,968,156.00	
		BTPS 5 09/01/40	1,700,000.00	1,852,473.00	
		BTPS 5.75 02/01/33	1,700,000.00	1,956,360.00	
		BTPS 6 05/01/31	1,200,000.00	1,385,040.00	
		BTPS 6.5 11/01/27	1,700,000.00	1,872,397.00	
		BTPS 7.25 11/01/26	400,000.00	431,584.00	
		DBR 0 02/15/30	1,500,000.00	1,335,690.00	
		DBR 0 02/15/31	1,000,000.00	865,730.00	

		DBR 0 02/15/32	2,700,000.00	2,264,787.00	
		DBR 0 05/15/35	1,200,000.00	902,568.00	
		DBR 0 05/15/36	800,000.00	581,232.00	
		DBR 0 08/15/29	1,950,000.00	1,761,610.50	
		DBR 0 08/15/30	2,100,000.00	1,845,186.00	
		DBR 0 08/15/31	1,300,000.00	1,108,822.00	
		DBR 0 08/15/31	1,500,000.00	1,279,725.00	
		DBR 0 08/15/50	1,770,000.00	825,244.80	
		DBR 0 08/15/50	2,100,000.00	981,099.00	
		DBR 0 08/15/52	850,000.00	373,260.50	
		DBR 0 11/15/27	600,000.00	566,418.00	
		DBR 0 11/15/28	1,100,000.00	1,014,090.00	
		DBR 0.25 02/15/27	300,000.00	289,512.00	
		DBR 0.25 02/15/29	1,200,000.00	1,110,312.00	
		DBR 0.25 08/15/28	1,500,000.00	1,403,430.00	
		DBR 0.5 02/15/28	1,000,000.00	952,760.00	
		DBR 0.5 08/15/27	2,100,000.00	2,018,940.00	
		DBR 1 05/15/38	1,600,000.00	1,257,312.00	
		DBR 1.25 08/15/48	1,650,000.00	1,152,376.50	
		DBR 1.7 08/15/32	1,400,000.00	1,315,370.00	
		DBR 1.8 08/15/53	1,200,000.00	909,948.00	
		DBR 1.8 08/15/53	1,000,000.00	759,490.00	
		DBR 2.1 11/15/29	1,400,000.00	1,380,708.00	
		DBR 2.2 02/15/34	1,500,000.00	1,435,995.00	
		DBR 2.3 02/15/33	1,600,000.00	1,559,072.00	
		DBR 2.3 02/15/33	1,300,000.00	1,267,266.00	
		DBR 2.4 11/15/30	1,100,000.00	1,093,983.00	
		DBR 2.5 02/15/35	430,000.00	418,768.40	
		DBR 2.5 07/04/44	1,600,000.00	1,467,360.00	
		DBR 2.5 08/15/46	1,500,000.00	1,365,045.00	
		DBR 2.5 08/15/54	1,000,000.00	884,690.00	
		DBR 2.6 05/15/41	600,000.00	564,246.00	
		DBR 2.6 08/15/33	900,000.00	892,827.00	
		DBR 2.6 08/15/34	1,680,000.00	1,655,472.00	
		DBR 3.25 07/04/42	800,000.00	819,208.00	
		DBR 4 01/04/37	1,300,000.00	1,438,073.00	
		DBR 4.25 07/04/39	700,000.00	799,057.00	
		DBR 4.75 07/04/28	600,000.00	647,214.00	
		DBR 4.75 07/04/34	600,000.00	697,782.00	
		DBR 4.75 07/04/40	1,450,000.00	1,750,512.50	
		DBR 5.5 01/04/31	900,000.00	1,043,928.00	
		DBR 5.625 01/04/28	1,000,000.00	1,091,820.00	

		DBR 6.25 01/04/30	500,000.00	585,355.00	
		DBR 6.5 07/04/27	1,000,000.00	1,095,810.00	
		FRTR 0 02/25/27	1,100,000.00	1,052,183.00	
		FRTR 0 05/25/32	2,900,000.00	2,321,537.00	
		FRTR 0 11/25/29	3,090,000.00	2,717,871.30	
		FRTR 0 11/25/30	3,550,000.00	3,011,039.00	
		FRTR 0 11/25/31	2,000,000.00	1,633,260.00	
		FRTR 0.25 11/25/26	2,900,000.00	2,803,749.00	
		FRTR 0.5 05/25/26	3,100,000.00	3,039,054.00	
		FRTR 0.5 05/25/29	3,000,000.00	2,740,650.00	
		FRTR 0.5 05/25/40	1,300,000.00	815,451.00	
		FRTR 0.5 05/25/72	500,000.00	151,335.00	
		FRTR 0.5 06/25/44	350,000.00	193,263.00	
		FRTR 0.75 02/25/28	4,200,000.00	3,996,132.00	
		FRTR 0.75 05/25/28	2,500,000.00	2,365,200.00	
		FRTR 0.75 05/25/52	3,000,000.00	1,421,460.00	
		FRTR 0.75 11/25/28	3,400,000.00	3,178,184.00	
		FRTR 1 05/25/27	2,000,000.00	1,942,800.00	
		FRTR 1.25 05/25/34	2,750,000.00	2,295,260.00	
		FRTR 1.25 05/25/36	1,850,000.00	1,463,109.50	
		FRTR 1.25 05/25/38	2,600,000.00	1,946,620.00	
		FRTR 1.5 05/25/31	2,650,000.00	2,429,096.00	
		FRTR 1.5 05/25/50	2,400,000.00	1,474,152.00	
		FRTR 1.75 05/25/66	800,000.00	449,104.00	
		FRTR 1.75 06/25/39	2,000,000.00	1,576,520.00	
		FRTR 2 05/25/48	2,000,000.00	1,424,480.00	
		FRTR 2 11/25/32	2,700,000.00	2,481,192.00	
		FRTR 2.5 05/25/30	2,100,000.00	2,065,350.00	
		FRTR 2.5 05/25/43	1,100,000.00	907,533.00	
		FRTR 2.5 09/24/26	3,100,000.00	3,111,129.00	
		FRTR 2.5 09/24/27	1,400,000.00	1,402,716.00	
		FRTR 2.75 02/25/29	1,600,000.00	1,604,416.00	
		FRTR 2.75 02/25/30	2,150,000.00	2,141,593.50	
		FRTR 2.75 10/25/27	2,650,000.00	2,671,332.50	
		FRTR 3 05/25/33	2,200,000.00	2,157,606.00	
		FRTR 3 05/25/54	1,300,000.00	1,074,424.00	
		FRTR 3 06/25/49	570,000.00	488,957.40	
		FRTR 3 11/25/34	3,020,000.00	2,915,689.20	
		FRTR 3.2 05/25/35	400,000.00	390,520.00	
		FRTR 3.25 05/25/45	900,000.00	823,770.00	
		FRTR 3.25 05/25/55	200,000.00	172,702.00	
		FRTR 3.5 04/25/26	1,800,000.00	1,825,128.00	

		FRTR 3.5 11/25/33	3,400,000.00	3,444,506.00	
		FRTR 3.6 05/25/42	1,100,000.00	1,068,122.00	
		FRTR 3.75 05/25/56	450,000.00	425,767.50	
		FRTR 4 04/25/55	1,370,000.00	1,363,519.90	
		FRTR 4 04/25/60	1,400,000.00	1,391,390.00	
		FRTR 4 10/25/38	2,000,000.00	2,068,580.00	
		FRTR 4.5 04/25/41	1,900,000.00	2,065,718.00	
		FRTR 4.75 04/25/35	800,000.00	887,464.00	
		FRTR 5.5 04/25/29	1,650,000.00	1,828,150.50	
		FRTR 5.75 10/25/32	400,000.00	469,040.00	
		IRISH 0 10/18/31	500,000.00	415,885.00	
		IRISH 0.2 05/15/27	100,000.00	95,686.00	
		IRISH 0.9 05/15/28	500,000.00	477,985.00	
		IRISH 1 05/15/26	800,000.00	788,984.00	
		IRISH 1.1 05/15/29	500,000.00	471,980.00	
		IRISH 1.3 05/15/33	250,000.00	220,605.00	
		IRISH 1.35 03/18/31	500,000.00	462,100.00	
		IRISH 1.5 05/15/50	500,000.00	341,435.00	
		IRISH 1.7 05/15/37	300,000.00	253,989.00	
		IRISH 2 02/18/45	1,000,000.00	802,940.00	
		IRISH 2.4 05/15/30	600,000.00	592,410.00	
		IRISH 2.6 10/18/34	590,000.00	567,078.50	
		IRISH 3 10/18/43	130,000.00	123,615.70	
		IRISH 3.15 10/18/55	100,000.00	94,095.00	
		NETHER 0 01/15/27	700,000.00	672,630.00	
		NETHER 0 01/15/29	200,000.00	182,278.00	
		NETHER 0 01/15/38	700,000.00	468,720.00	
		NETHER 0 07/15/30	1,700,000.00	1,482,672.00	
		NETHER 0.25 07/15/29	750,000.00	681,562.50	
		NETHER 0.5 01/15/40	1,200,000.00	824,724.00	
		NETHER 0.5 07/15/26	1,050,000.00	1,027,425.00	
		NETHER 0.5 07/15/32	1,200,000.00	1,020,804.00	
		NETHER 0.75 07/15/27	400,000.00	386,460.00	
		NETHER 0.75 07/15/28	1,700,000.00	1,611,515.00	
		NETHER 2 01/15/54	500,000.00	388,385.00	
		NETHER 2.5 01/15/30	150,000.00	149,602.50	
		NETHER 2.5 01/15/33	600,000.00	586,530.00	
		NETHER 2.5 07/15/33	800,000.00	777,912.00	
		NETHER 2.5 07/15/34	330,000.00	318,030.90	
		NETHER 2.75 01/15/47	2,300,000.00	2,137,482.00	
		NETHER 3.25 01/15/44	200,000.00	201,016.00	
		NETHER 3.75 01/15/42	1,300,000.00	1,389,830.00	

		NETHER 4 01/15/37	300,000.00	326,574.00	
		NETHER 5.5 01/15/28	700,000.00	759,990.00	
		OBL 0 04/10/26	2,100,000.00	2,053,737.00	
		OBL 0 04/16/27	1,050,000.00	1,004,482.50	
		OBL 0 10/09/26	2,700,000.00	2,613,114.00	
		OBL 1.3 10/15/27	300,000.00	293,535.00	
		OBL 1.3 10/15/27	1,200,000.00	1,174,224.00	
		OBL 2.1 04/12/29	1,000,000.00	990,190.00	
		OBL 2.1 04/12/29	600,000.00	594,228.00	
		OBL 2.2 04/13/28	1,200,000.00	1,198,620.00	
		OBL 2.4 04/18/30	1,100,000.00	1,096,799.00	
		OBL 2.4 10/19/28	1,600,000.00	1,605,232.00	
		OBL 2.5 10/11/29	1,050,000.00	1,053,927.00	
		PGB 0.3 10/17/31	500,000.00	426,140.00	
		PGB 0.475 10/18/30	500,000.00	444,470.00	
		PGB 0.7 10/15/27	450,000.00	433,048.50	
		PGB 0.9 10/12/35	300,000.00	236,139.00	
		PGB 1 04/12/52	300,000.00	157,329.00	
		PGB 1.15 04/11/42	350,000.00	237,412.00	
		PGB 1.65 07/16/32	300,000.00	275,475.00	
		PGB 1.95 06/15/29	700,000.00	685,034.00	
		PGB 2.125 10/17/28	750,000.00	743,182.50	
		PGB 2.25 04/18/34	400,000.00	372,432.00	
		PGB 2.875 07/21/26	500,000.00	505,285.00	
		PGB 2.875 10/20/34	410,000.00	398,663.50	
		PGB 3 06/15/35	250,000.00	243,710.00	
		PGB 3.5 06/18/38	320,000.00	318,185.60	
		PGB 3.625 06/12/54	100,000.00	94,219.00	
		PGB 3.875 02/15/30	400,000.00	423,956.00	
		PGB 4.1 02/15/45	300,000.00	311,700.00	
		PGB 4.1 04/15/37	500,000.00	532,315.00	
		PGB 4.125 04/14/27	400,000.00	415,604.00	
		RAGB 0 02/20/30	800,000.00	702,864.00	
		RAGB 0 02/20/31	1,400,000.00	1,189,566.00	
		RAGB 0 10/20/28	150,000.00	137,412.00	
		RAGB 0 10/20/40	300,000.00	177,675.00	
		RAGB 0.25 10/20/36	700,000.00	498,204.00	
		RAGB 0.5 02/20/29	1,220,000.00	1,129,232.00	
		RAGB 0.5 04/20/27	700,000.00	674,387.00	
		RAGB 0.75 02/20/28	600,000.00	572,364.00	
		RAGB 0.75 03/20/51	900,000.00	486,189.00	
		RAGB 0.75 10/20/26	600,000.00	586,212.00	

		RAGB 0.85 06/30/20	250,000.00	89,787.50	
		RAGB 0.9 02/20/32	600,000.00	526,002.00	
		RAGB 1.5 02/20/47	700,000.00	492,100.00	
		RAGB 1.5 11/02/86	200,000.00	106,262.00	
		RAGB 2.4 05/23/34	700,000.00	662,354.00	
		RAGB 2.5 10/20/29	190,000.00	189,169.70	
		RAGB 2.9 02/20/33	650,000.00	646,275.50	
		RAGB 2.9 02/20/34	460,000.00	453,895.80	
		RAGB 2.95 02/20/35	400,000.00	393,376.00	
		RAGB 3.15 06/20/44	500,000.00	476,865.00	
		RAGB 3.15 10/20/53	350,000.00	325,559.50	
		RAGB 3.2 07/15/39	200,000.00	196,406.00	
		RAGB 3.8 01/26/62	700,000.00	740,334.00	
		RAGB 4.15 03/15/37	300,000.00	325,710.00	
		RAGB 4.85 03/15/26	800,000.00	820,352.00	
		RAGB 6.25 07/15/27	1,000,000.00	1,087,220.00	
		RFGB 0 09/15/26	300,000.00	290,364.00	
		RFGB 0 09/15/30	400,000.00	344,628.00	
		RFGB 0.25 09/15/40	700,000.00	434,140.00	
		RFGB 0.5 04/15/26	300,000.00	294,615.00	
		RFGB 0.5 09/15/27	700,000.00	668,976.00	
		RFGB 0.5 09/15/28	300,000.00	280,287.00	
		RFGB 0.5 09/15/29	300,000.00	273,282.00	
		RFGB 0.75 04/15/31	800,000.00	709,280.00	
		RFGB 1.375 04/15/47	640,000.00	434,675.20	
		RFGB 2.625 07/04/42	700,000.00	625,709.00	
		RFGB 2.75 04/15/38	200,000.00	186,908.00	
		RFGB 2.75 07/04/28	200,000.00	201,940.00	
		RFGB 2.875 04/15/29	250,000.00	252,892.50	
		RFGB 3 09/15/33	800,000.00	796,760.00	
		RFGB 3 09/15/34	360,000.00	356,281.20	
		SPGB 0 01/31/27	1,050,000.00	1,006,887.00	
		SPGB 0.1 04/30/31	800,000.00	675,320.00	
		SPGB 0.5 04/30/30	1,600,000.00	1,428,256.00	
		SPGB 0.5 10/31/31	1,400,000.00	1,193,738.00	
		SPGB 0.6 10/31/29	150,000.00	136,390.50	
		SPGB 0.7 04/30/32	1,400,000.00	1,192,660.00	
		SPGB 0.8 07/30/27	1,100,000.00	1,061,764.00	
		SPGB 0.8 07/30/29	700,000.00	646,247.00	
		SPGB 0.85 07/30/37	500,000.00	363,265.00	
		SPGB 1 07/30/42	500,000.00	321,940.00	
		SPGB 1 10/31/50	800,000.00	421,992.00	

		SPGB 1.2 10/31/40	1,400,000.00	974,400.00	
		SPGB 1.25 10/31/30	3,000,000.00	2,752,710.00	
		SPGB 1.3 10/31/26	1,400,000.00	1,379,952.00	
		SPGB 1.4 04/30/28	1,500,000.00	1,453,710.00	
		SPGB 1.4 07/30/28	1,200,000.00	1,157,484.00	
		SPGB 1.45 04/30/29	2,100,000.00	2,004,156.00	
		SPGB 1.45 10/31/27	1,300,000.00	1,270,503.00	
		SPGB 1.45 10/31/71	400,000.00	182,884.00	
		SPGB 1.5 04/30/27	1,500,000.00	1,476,285.00	
		SPGB 1.85 07/30/35	600,000.00	518,610.00	
		SPGB 1.95 04/30/26	700,000.00	698,229.00	
		SPGB 1.95 07/30/30	700,000.00	670,551.00	
		SPGB 2.35 07/30/33	700,000.00	656,166.00	
		SPGB 2.4 05/31/28	550,000.00	548,388.50	
		SPGB 2.5 05/31/27	1,400,000.00	1,404,928.00	
		SPGB 2.55 10/31/32	1,450,000.00	1,394,682.50	
		SPGB 2.7 01/31/30	940,000.00	937,010.80	
		SPGB 2.7 10/31/48	750,000.00	605,212.50	
		SPGB 2.8 05/31/26	1,100,000.00	1,107,810.00	
		SPGB 2.9 10/31/46	1,700,000.00	1,445,765.00	
		SPGB 3.1 07/30/31	750,000.00	755,872.50	
		SPGB 3.15 04/30/33	1,550,000.00	1,545,691.00	
		SPGB 3.15 04/30/35	400,000.00	390,812.00	
		SPGB 3.45 07/30/43	700,000.00	655,802.00	
		SPGB 3.45 07/30/66	1,300,000.00	1,120,080.00	
		SPGB 3.45 10/31/34	2,300,000.00	2,313,547.00	
		SPGB 3.5 05/31/29	1,500,000.00	1,548,855.00	
		SPGB 3.55 10/31/33	1,800,000.00	1,838,754.00	
		SPGB 3.9 07/30/39	700,000.00	711,214.00	
		SPGB 4 10/31/54	300,000.00	293,790.00	
		SPGB 4.2 01/31/37	1,050,000.00	1,115,488.50	
		SPGB 4.7 07/30/41	1,100,000.00	1,216,358.00	
		SPGB 4.9 07/30/40	1,400,000.00	1,579,186.00	
		SPGB 5.15 10/31/28	1,500,000.00	1,632,435.00	
		SPGB 5.15 10/31/44	1,400,000.00	1,634,948.00	
		SPGB 5.75 07/30/32	1,000,000.00	1,175,290.00	
		SPGB 5.9 07/30/26	500,000.00	524,810.00	
		SPGB 6 01/31/29	1,900,000.00	2,137,709.00	
	ユーロ小計		388,280,000.00	359,730,757.50 (58,708,059,623)	
国債証券合計				198,229,865,031 (198,229,865,031)	

合　計		198,229,865,031 (198,229,865,031)	

(注) 金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	259 銘柄	46.7%	47.2%
カナダ・ドル	国債証券	36 銘柄	1.9%	2.0%
オーストラリア・ドル	国債証券	24 銘柄	1.2%	1.3%
シンガポール・ドル	国債証券	13 銘柄	0.4%	0.4%
ニュージーランド・ドル	国債証券	11 銘柄	0.3%	0.3%
イギリス・ポンド	国債証券	58 銘柄	5.3%	5.3%
イスラエル・シュケル	国債証券	11 銘柄	0.3%	0.3%
デンマーク・クローネ	国債証券	6 銘柄	0.2%	0.2%
ノルウェー・クローネ	国債証券	8 銘柄	0.1%	0.1%
スウェーデン・クローナ	国債証券	6 銘柄	0.2%	0.2%
メキシコ・ペソ	国債証券	10 銘柄	0.8%	0.8%
オフショア・人民元	国債証券	47 銘柄	11.1%	11.2%
マレーシア・リンギット	国債証券	10 銘柄	0.5%	0.5%
ポーランド・ズロチ	国債証券	9 銘柄	0.6%	0.6%
ユーロ	国債証券	355 銘柄	29.3%	29.6%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2025年3月18日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	81,429,293
金銭信託	1,699,360
コール・ローン	252,160,075
国債証券	34,398,740,622
派生商品評価勘定	104,471,473
未収入金	244,780,126
未収利息	259,642,044
前払費用	48,482,404
流動資産合計	35,391,405,397
資産合計	35,391,405,397
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	524,216,382
未払解約金	365,669,598

流動負債合計	889,885,980
負債合計	889,885,980
純資産の部	
元本等	
元本	28,763,356,005
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	5,738,163,412
元本等合計	34,501,519,417
純資産合計	34,501,519,417
負債純資産合計	35,391,405,397

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2025年3月18日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	28,763,356,005口

２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.1995円 （１万口当たりの純資産額11,995円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会

	議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2025年3月18日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年3月18日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	120,300,691	－	121,015,886	715,195
	カナダ・ドル	5,148,468	－	5,229,210	80,742
	オーストラリア・ドル	2,800,449	－	2,857,470	57,021
	シンガポール・ドル	1,111,766	－	1,122,929	11,163
	イギリス・ポンド	13,438,726	－	13,564,894	126,168
	イスラエル・シュケル	11,661,473	－	11,486,496	△174,977
	メキシコ・ペソ	7,267,101	－	7,386,906	119,805
	オフショア・人民元	21,935,487	－	22,105,023	169,536
	ユーロ	75,670,587	－	76,616,345	945,758
	小計	259,334,748	－	261,385,159	2,050,411
	売建				
	アメリカ・ドル	16,731,995,774	－	16,633,649,645	98,346,129
	カナダ・ドル	693,466,683	－	694,419,354	△952,671

	オーストラリア・ドル	433,561,876	－	442,233,371	△8,671,495
	シンガポール・ドル	311,017,937	－	313,297,191	△2,279,254
	ニュージーランド・ドル	98,473,772	－	101,715,705	△3,241,933
	イギリス・ポンド	1,836,974,693	－	1,882,677,811	△45,703,118
	イスラエル・シュケル	128,104,461	－	125,941,224	2,163,237
	デンマーク・クローネ	74,881,196	－	78,013,782	△3,132,586
	ノルウェー・クローネ	48,471,875	－	51,337,638	△2,865,763
	スウェーデン・クローナ	55,914,781	－	59,087,910	△3,173,129
	メキシコ・ペソ	284,174,865	－	291,188,781	△7,013,916
	オフショア・人民元	3,960,200,411	－	3,968,176,813	△7,976,402
	ポーランド・ズロチ	202,382,111	－	209,515,229	△7,133,118
	ユーロ	10,233,180,648	－	10,663,341,949	△430,161,301
	小計	35,092,801,083	－	35,514,596,403	△421,795,320
合　計		35,352,135,831	－	35,775,981,562	△419,744,909

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2025年3月18日現在）
開示対象ファンドの

期首における当該親投資信託の元本額	17,274,485,812円
同期中における追加設定元本額	18,691,708,576円
同期中における一部解約元本額	7,202,838,383円
2025年3月18日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	1,632,917,758円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	591,295,655円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	12,173,541円
イオン・バランス戦略ファンド	736,000,095円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	3,743,035,219円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	1,766,101,056円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	3,000,758,340円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	841,964,036円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	109,616,312円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	156,001,975円
日興ＦＷＳ・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）	381,422,240円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	15,695,243円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	215,662,559円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	652,595,584円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	310,303,452円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	33,530,160円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	27,120,640円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	15,898,112円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	7,138,696円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	208,763円
ＳＭＡＭ・年金グローバル債券ファンド＜適格機関投資家限定＞	919,215,026円
ＳＭＡＭ・ヘッジ付き年金外国債券パッシブファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	10,771,202,154円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	1,010,082,849円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	520,335,648円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	805,201,356円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	487,879,536円
合　計	28,763,356,005円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	T 0.375 07/31/27	100,000.00	91,785.00	
		T 0.375 09/30/27	220,000.00	200,778.60	

		T 0.5 02/28/26	550,000.00	531,305.50	
		T 0.5 05/31/27	80,000.00	74,071.20	
		T 0.5 06/30/27	310,000.00	286,288.10	
		T 0.5 08/31/27	340,000.00	312,140.40	
		T 0.5 10/31/27	400,000.00	365,108.00	
		T 0.625 03/31/27	120,000.00	112,058.40	
		T 0.625 05/15/30	500,000.00	419,275.00	
		T 0.625 07/31/26	710,000.00	677,340.00	
		T 0.625 08/15/30	750,000.00	623,257.50	
		T 0.625 11/30/27	100,000.00	91,324.00	
		T 0.625 12/31/27	970,000.00	883,476.00	
		T 0.75 01/31/28	460,000.00	419,317.60	
		T 0.75 03/31/26	530,000.00	511,990.60	
		T 0.75 04/30/26	500,000.00	481,735.00	
		T 0.75 05/31/26	710,000.00	682,054.40	
		T 0.75 08/31/26	460,000.00	438,453.60	
		T 0.875 06/30/26	390,000.00	374,337.60	
		T 0.875 09/30/26	540,000.00	514,409.40	
		T 0.875 11/15/30	710,000.00	593,815.60	
		T 1.125 02/15/31	530,000.00	447,187.50	
		T 1.125 02/28/27	30,000.00	28,367.40	
		T 1.125 02/29/28	540,000.00	496,557.00	
		T 1.125 05/15/40	400,000.00	251,328.00	
		T 1.125 08/15/40	140,000.00	87,147.20	
		T 1.125 08/31/28	650,000.00	588,984.50	
		T 1.125 10/31/26	130,000.00	124,020.00	
		T 1.25 03/31/28	460,000.00	423,655.40	
		T 1.25 04/30/28	720,000.00	661,399.20	
		T 1.25 05/15/50	500,000.00	247,290.00	
		T 1.25 05/31/28	580,000.00	531,558.40	
		T 1.25 06/30/28	330,000.00	301,761.90	
		T 1.25 08/15/31	760,000.00	635,337.20	
		T 1.25 09/30/28	570,000.00	517,548.60	
		T 1.25 11/30/26	420,000.00	400,671.60	
		T 1.25 12/31/26	550,000.00	523,517.50	
		T 1.375 08/15/50	450,000.00	228,636.00	
		T 1.375 08/31/26	240,000.00	230,868.00	
		T 1.375 10/31/28	500,000.00	455,075.00	
		T 1.375 11/15/31	790,000.00	661,158.90	
		T 1.375 11/15/40	450,000.00	290,457.00	
		T 1.375 12/31/28	510,000.00	462,024.30	
		T 1.5 02/15/30	570,000.00	504,381.60	

		T 1.5 11/30/28	380,000.00	346,704.40	
		T 1.625 05/15/26	120,000.00	116,643.60	
		T 1.625 05/15/31	230,000.00	198,471.60	
		T 1.625 09/30/26	110,000.00	106,008.10	
		T 1.625 11/15/50	340,000.00	184,487.40	
		T 1.625 11/30/26	350,000.00	336,066.50	
		T 1.75 01/31/29	450,000.00	412,767.00	
		T 1.75 08/15/41	570,000.00	384,123.00	
		T 1.875 02/15/32	620,000.00	533,596.80	
		T 1.875 02/15/41	320,000.00	223,299.20	
		T 1.875 02/15/51	390,000.00	225,544.80	
		T 1.875 02/28/27	530,000.00	508,487.30	
		T 1.875 02/28/29	480,000.00	441,700.80	
		T 1.875 06/30/26	200,000.00	194,414.00	
		T 1.875 07/31/26	880,000.00	854,040.00	
		T 1.875 11/15/51	470,000.00	269,521.50	
		T 2 02/15/50	570,000.00	343,943.70	
		T 2 08/15/51	460,000.00	273,088.20	
		T 2 11/15/26	490,000.00	473,805.50	
		T 2 11/15/41	170,000.00	118,704.20	
		T 2.125 05/31/26	320,000.00	312,524.80	
		T 2.25 02/15/52	300,000.00	188,742.00	
		T 2.25 03/31/26	700,000.00	686,812.00	
		T 2.25 05/15/41	500,000.00	368,310.00	
		T 2.25 08/15/46	250,000.00	167,292.50	
		T 2.25 08/15/49	290,000.00	186,397.50	
		T 2.375 02/15/42	200,000.00	147,710.00	
		T 2.375 03/31/29	90,000.00	84,316.50	
		T 2.375 04/30/26	50,000.00	49,056.50	
		T 2.375 05/15/29	100,000.00	93,525.00	
		T 2.375 05/15/51	590,000.00	384,762.60	
		T 2.375 11/15/49	580,000.00	382,399.80	
		T 2.5 02/15/45	220,000.00	157,856.60	
		T 2.5 02/15/46	220,000.00	155,683.00	
		T 2.5 03/31/27	700,000.00	679,077.00	
		T 2.5 05/15/46	230,000.00	162,175.30	
		T 2.625 05/31/27	180,000.00	174,641.40	
		T 2.625 07/31/29	220,000.00	207,207.00	
		T 2.75 02/15/28	420,000.00	405,266.40	
		T 2.75 04/30/27	640,000.00	623,244.80	
		T 2.75 05/31/29	500,000.00	474,400.00	
		T 2.75 07/31/27	350,000.00	339,825.50	

		T 2.75 08/15/32	980,000.00	888,693.40	
		T 2.75 08/15/42	230,000.00	178,661.70	
		T 2.75 08/15/47	250,000.00	182,055.00	
		T 2.75 11/15/47	250,000.00	181,615.00	
		T 2.875 04/30/29	100,000.00	95,457.00	
		T 2.875 05/15/28	500,000.00	482,625.00	
		T 2.875 05/15/32	850,000.00	780,036.50	
		T 2.875 05/15/43	290,000.00	227,296.20	
		T 2.875 05/15/49	100,000.00	73,460.00	
		T 2.875 05/15/52	520,000.00	376,589.20	
		T 2.875 08/15/28	300,000.00	288,789.00	
		T 2.875 08/15/45	110,000.00	83,861.80	
		T 3 02/15/48	360,000.00	273,456.00	
		T 3 02/15/49	370,000.00	278,857.90	
		T 3 05/15/45	290,000.00	226,295.70	
		T 3 05/15/47	300,000.00	229,434.00	
		T 3 08/15/48	500,000.00	378,200.00	
		T 3 08/15/52	360,000.00	267,411.60	
		T 3 11/15/44	220,000.00	172,561.40	
		T 3.125 02/15/42	150,000.00	124,282.50	
		T 3.125 05/15/48	420,000.00	325,827.60	
		T 3.125 08/15/44	320,000.00	256,918.40	
		T 3.125 08/31/27	430,000.00	420,828.10	
		T 3.125 08/31/29	870,000.00	835,809.00	
		T 3.125 11/15/28	100,000.00	96,806.00	
		T 3.125 11/15/41	210,000.00	174,619.20	
		T 3.25 05/15/42	370,000.00	311,022.00	
		T 3.25 06/30/27	100,000.00	98,320.00	
		T 3.25 06/30/29	660,000.00	638,239.80	
		T 3.375 05/15/33	720,000.00	676,641.60	
		T 3.375 05/15/44	300,000.00	251,226.00	
		T 3.375 08/15/42	330,000.00	281,503.20	
		T 3.375 09/15/27	640,000.00	630,099.20	
		T 3.375 11/15/48	300,000.00	242,577.00	
		T 3.5 01/31/28	1,900,000.00	1,872,298.00	
		T 3.5 01/31/30	250,000.00	243,342.50	
		T 3.5 02/15/33	850,000.00	807,908.00	
		T 3.5 02/15/39	50,000.00	45,264.50	
		T 3.5 04/30/28	100,000.00	98,390.00	
		T 3.5 04/30/30	500,000.00	485,730.00	
		T 3.5 09/30/29	800,000.00	780,312.00	
		T 3.625 02/15/44	270,000.00	235,099.80	

		T 3.625 02/15/53	200,000.00	168,046.00	
		T 3.625 03/31/28	480,000.00	474,393.60	
		T 3.625 03/31/30	150,000.00	146,650.50	
		T 3.625 05/15/26	830,000.00	825,260.70	
		T 3.625 05/15/53	530,000.00	445,385.50	
		T 3.625 05/31/28	600,000.00	592,332.00	
		T 3.625 08/15/43	230,000.00	201,227.00	
		T 3.625 08/31/29	900,000.00	883,125.00	
		T 3.625 09/30/31	800,000.00	774,248.00	
		T 3.75 04/15/26	440,000.00	438,226.80	
		T 3.75 05/31/30	200,000.00	196,476.00	
		T 3.75 06/30/30	280,000.00	274,951.60	
		T 3.75 08/15/27	500,000.00	496,695.00	
		T 3.75 08/31/31	680,000.00	663,102.00	
		T 3.75 12/31/28	300,000.00	296,547.00	
		T 3.75 12/31/30	350,000.00	342,685.00	
		T 3.875 02/15/43	450,000.00	410,017.50	
		T 3.875 05/15/43	200,000.00	181,756.00	
		T 3.875 08/15/33	480,000.00	466,968.00	
		T 3.875 08/15/34	890,000.00	861,279.70	
		T 3.875 08/15/40	40,000.00	37,161.60	
		T 3.875 09/30/29	200,000.00	198,132.00	
		T 3.875 11/30/27	660,000.00	657,148.80	
		T 3.875 11/30/29	340,000.00	336,691.80	
		T 3.875 12/31/27	260,000.00	258,908.00	
		T 3.875 12/31/29	170,000.00	168,300.00	
		T 4 01/15/27	400,000.00	399,512.00	
		T 4 01/31/29	890,000.00	887,508.00	
		T 4 01/31/31	300,000.00	297,444.00	
		T 4 02/15/34	1,300,000.00	1,272,882.00	
		T 4 02/28/30	270,000.00	268,849.80	
		T 4 02/29/28	300,000.00	299,652.00	
		T 4 06/30/28	370,000.00	369,441.30	
		T 4 07/31/29	700,000.00	697,522.00	
		T 4 10/31/29	300,000.00	298,668.00	
		T 4 11/15/42	300,000.00	278,589.00	
		T 4 11/15/52	380,000.00	341,791.00	
		T 4 12/15/27	750,000.00	749,392.50	
		T 4.125 01/31/27	800,000.00	800,776.00	
		T 4.125 02/15/27	750,000.00	750,907.50	
		T 4.125 03/31/29	700,000.00	700,966.00	
		T 4.125 03/31/31	700,000.00	698,285.00	

		T 4.125 06/15/26	900,000.00	900,117.00	
		T 4.125 07/31/28	670,000.00	671,460.60	
		T 4.125 07/31/31	600,000.00	597,972.00	
		T 4.125 08/15/44	480,000.00	447,897.60	
		T 4.125 08/15/53	400,000.00	367,732.00	
		T 4.125 09/30/27	500,000.00	501,200.00	
		T 4.125 10/31/27	470,000.00	470,987.00	
		T 4.125 10/31/29	700,000.00	700,735.00	
		T 4.125 10/31/31	750,000.00	746,947.50	
		T 4.125 11/15/27	600,000.00	601,260.00	
		T 4.125 11/15/32	810,000.00	805,107.60	
		T 4.25 01/15/28	900,000.00	904,950.00	
		T 4.25 01/31/30	820,000.00	825,248.00	
		T 4.25 02/15/28	300,000.00	301,767.00	
		T 4.25 02/15/54	680,000.00	639,410.80	
		T 4.25 02/28/29	800,000.00	804,936.00	
		T 4.25 02/28/31	750,000.00	753,292.50	
		T 4.25 03/15/27	750,000.00	752,812.50	
		T 4.25 05/15/39	70,000.00	68,479.60	
		T 4.25 06/30/29	750,000.00	754,627.50	
		T 4.25 06/30/31	650,000.00	652,398.50	
		T 4.25 08/15/54	650,000.00	612,417.00	
		T 4.25 11/15/34	900,000.00	896,409.00	
		T 4.25 11/15/40	140,000.00	135,622.20	
		T 4.375 01/31/32	1,000,000.00	1,010,230.00	
		T 4.375 05/15/34	1,260,000.00	1,268,114.40	
		T 4.375 05/15/40	140,000.00	138,055.40	
		T 4.375 07/15/27	600,000.00	604,404.00	
		T 4.375 07/31/26	500,000.00	501,735.00	
		T 4.375 08/15/26	500,000.00	501,765.00	
		T 4.375 08/15/43	600,000.00	582,372.00	
		T 4.375 08/31/28	500,000.00	504,920.00	
		T 4.375 11/15/39	80,000.00	79,008.80	
		T 4.375 11/30/28	400,000.00	404,116.00	
		T 4.375 11/30/30	300,000.00	303,351.00	
		T 4.375 12/15/26	600,000.00	602,952.00	
		T 4.375 12/31/29	800,000.00	809,368.00	
		T 4.5 02/15/36	50,000.00	51,162.00	
		T 4.5 02/15/44	450,000.00	442,692.00	
		T 4.5 03/31/26	200,000.00	200,720.00	
		T 4.5 04/15/27	640,000.00	645,644.80	
		T 4.5 05/15/27	800,000.00	807,312.00	

		T 4.5 05/31/29	470,000.00	477,407.20	
		T 4.5 07/15/26	750,000.00	753,660.00	
		T 4.5 11/15/33	960,000.00	975,801.60	
		T 4.5 11/15/54	1,100,000.00	1,081,608.00	
		T 4.625 02/15/35	500,000.00	512,925.00	
		T 4.625 02/15/40	100,000.00	101,371.00	
		T 4.625 02/15/55	500,000.00	502,340.00	
		T 4.625 02/28/26	500,000.00	502,035.00	
		T 4.625 03/15/26	500,000.00	502,270.00	
		T 4.625 04/30/29	900,000.00	918,243.00	
		T 4.625 04/30/31	800,000.00	819,248.00	
		T 4.625 05/15/44	500,000.00	499,530.00	
		T 4.625 05/15/54	600,000.00	600,792.00	
		T 4.625 05/31/31	600,000.00	614,388.00	
		T 4.625 06/15/27	570,000.00	577,125.00	
		T 4.625 06/30/26	700,000.00	704,347.00	
		T 4.625 09/15/26	900,000.00	906,939.00	
		T 4.625 09/30/28	470,000.00	478,535.20	
		T 4.625 09/30/30	530,000.00	542,545.10	
		T 4.625 10/15/26	900,000.00	907,254.00	
		T 4.625 11/15/26	300,000.00	302,595.00	
		T 4.625 11/15/44	500,000.00	498,750.00	
		T 4.75 02/15/45	1,100,000.00	1,116,929.00	
		T 4.75 11/15/43	680,000.00	691,872.80	
		T 4.75 11/15/53	630,000.00	642,549.60	
		T 4.875 04/30/26	300,000.00	302,436.00	
		T 4.875 05/31/26	700,000.00	706,013.00	
		T 4.875 10/31/28	600,000.00	616,110.00	
	アメリカ・ドル小計		116,060,000.00	108,493,548.30 (16,223,040,276)	
	カナダ・ドル	CAN 0.25 03/01/26	70,000.00	68,475.40	
		CAN 0.5 12/01/30	220,000.00	193,987.20	
		CAN 1 06/01/27	140,000.00	135,522.80	
		CAN 1.25 03/01/27	390,000.00	380,554.20	
		CAN 1.25 06/01/30	150,000.00	139,354.50	
		CAN 1.5 06/01/26	20,000.00	19,758.60	
		CAN 1.5 06/01/31	430,000.00	398,253.10	
		CAN 1.5 12/01/31	340,000.00	312,296.80	
		CAN 1.75 12/01/53	240,000.00	172,994.40	
		CAN 2 06/01/28	60,000.00	58,965.60	
		CAN 2 06/01/32	350,000.00	330,197.00	
		CAN 2 12/01/51	170,000.00	131,801.00	

	CAN 2.25 06/01/29	60,000.00	59,202.60	
	CAN 2.25 12/01/29	220,000.00	215,987.20	
	CAN 2.5 12/01/32	110,000.00	106,915.60	
	CAN 2.75 06/01/33	300,000.00	296,076.00	
	CAN 2.75 09/01/27	60,000.00	60,272.40	
	CAN 2.75 12/01/48	70,000.00	64,252.30	
	CAN 2.75 12/01/55	270,000.00	243,367.20	
	CAN 3 02/01/27	410,000.00	413,366.10	
	CAN 3 04/01/26	200,000.00	200,788.00	
	CAN 3 06/01/34	180,000.00	180,129.60	
	CAN 3.25 09/01/28	340,000.00	347,180.80	
	CAN 3.25 12/01/34	270,000.00	275,289.30	
	CAN 3.5 03/01/28	230,000.00	236,000.70	
	CAN 3.5 03/01/34	250,000.00	260,237.50	
	CAN 3.5 09/01/29	100,000.00	103,498.00	
	CAN 3.5 12/01/45	90,000.00	93,664.80	
	CAN 3.5 12/01/57	100,000.00	104,086.00	
	CAN 4 03/01/29	120,000.00	126,117.60	
	CAN 4 08/01/26	440,000.00	448,492.00	
	CAN 5 06/01/37	160,000.00	190,864.00	
	CANADA 2.75 12/01/64	120,000.00	108,942.00	
カナダ・ドル小計		6,680,000.00	6,476,890.30 (677,547,493)	
オーストラリア・ドル	ACGB 0.5 09/21/26	460,000.00	438,191.40	
	ACGB 1 11/21/31	300,000.00	245,634.00	
	ACGB 1 12/21/30	360,000.00	304,826.40	
	ACGB 1.25 05/21/32	230,000.00	188,383.80	
	ACGB 1.5 06/21/31	190,000.00	163,204.30	
	ACGB 1.75 06/21/51	230,000.00	121,147.90	
	ACGB 1.75 11/21/32	50,000.00	41,873.00	
	ACGB 2.75 05/21/41	160,000.00	124,121.60	
	ACGB 2.75 06/21/35	50,000.00	43,097.50	
	ACGB 2.75 11/21/27	220,000.00	214,425.20	
	ACGB 2.75 11/21/28	190,000.00	183,293.00	
	ACGB 2.75 11/21/29	580,000.00	552,508.00	
	ACGB 3 03/21/47	230,000.00	170,832.50	
	ACGB 3 11/21/33	260,000.00	235,073.80	
	ACGB 3.25 04/21/29	130,000.00	127,223.20	
	ACGB 3.5 12/21/34	370,000.00	343,582.00	
	ACGB 3.75 04/21/37	90,000.00	83,621.70	
	ACGB 3.75 05/21/34	150,000.00	143,014.50	
	ACGB 4.25 04/21/26	130,000.00	130,596.70	

	ACGB 4.25 06/21/34	270,000.00	267,564.60	
	ACGB 4.25 12/21/35	320,000.00	314,572.80	
	ACGB 4.75 04/21/27	80,000.00	81,597.60	
オーストラリア・ドル小計		5,050,000.00	4,518,385.50 (431,189,528)	
シンガポール・ドル	SIGB 1.25 11/01/26	100,000.00	98,010.00	
	SIGB 1.875 03/01/50	140,000.00	118,930.00	
	SIGB 1.875 10/01/51	30,000.00	25,170.00	
	SIGB 2.125 06/01/26	190,000.00	189,126.00	
	SIGB 2.25 08/01/36	240,000.00	229,320.00	
	SIGB 2.375 07/01/39	90,000.00	86,160.60	
	SIGB 2.625 05/01/28	80,000.00	80,280.00	
	SIGB 2.75 03/01/46	40,000.00	40,015.60	
	SIGB 2.875 07/01/29	150,000.00	151,950.00	
	SIGB 2.875 09/01/27	190,000.00	191,672.00	
	SIGB 2.875 09/01/30	290,000.00	294,495.00	
	SIGB 3 04/01/29	110,000.00	111,969.00	
	SIGB 3 08/01/72	110,000.00	115,775.00	
	SIGB 3.25 06/01/54	160,000.00	177,697.60	
	SIGB 3.375 09/01/33	840,000.00	884,100.00	
シンガポール・ドル小計		2,760,000.00	2,794,670.80 (314,204,838)	
ニュージーランド・ドル	NZGB 0.25 05/15/28	380,000.00	339,590.80	
	NZGB 0.5 05/15/26	70,000.00	67,596.90	
	NZGB 1.75 05/15/41	230,000.00	145,946.50	
	NZGB 2 05/15/32	320,000.00	272,908.80	
	NZGB 2.75 04/15/37	80,000.00	64,516.00	
	NZGB 2.75 05/15/51	30,000.00	19,359.90	
	NZGB 4.5 04/15/27	70,000.00	71,135.40	
	NZGB 4.5 05/15/30	120,000.00	122,035.20	
	NZGB 5 05/15/54	50,000.00	47,965.50	
ニュージーランド・ドル小計		1,350,000.00	1,151,055.00 (100,245,380)	
イギリス・ポンド	UK TSY GILT 1.125 01/31/39	190,000.00	119,394.10	
	UKT 0.125 01/31/28	250,000.00	224,780.00	
	UKT 0.25 07/31/31	240,000.00	187,586.40	
	UKT 0.375 10/22/26	270,000.00	255,349.80	
	UKT 0.375 10/22/30	350,000.00	284,945.50	
	UKT 0.5 01/31/29	400,000.00	349,524.00	
	UKT 0.5 10/22/61	400,000.00	112,208.00	
	UKT 0.625 07/31/35	70,000.00	47,276.60	
	UKT 0.625 10/22/50	260,000.00	96,930.60	

		UKT 0.875 01/31/46	500,000.00	231,640.00	
		UKT 0.875 10/22/29	90,000.00	78,135.30	
		UKT 1 01/31/32	170,000.00	136,902.70	
		UKT 1.125 10/22/73	90,000.00	30,861.00	
		UKT 1.25 07/22/27	130,000.00	122,172.70	
		UKT 1.25 07/31/51	90,000.00	39,928.50	
		UKT 1.25 10/22/41	210,000.00	122,568.60	
		UKT 1.5 07/22/26	210,000.00	203,137.20	
		UKT 1.5 07/22/47	110,000.00	57,512.40	
		UKT 1.5 07/31/53	20,000.00	9,214.40	
		UKT 1.625 10/22/28	70,000.00	64,464.40	
		UKT 1.625 10/22/54	100,000.00	47,112.00	
		UKT 1.625 10/22/71	130,000.00	54,532.40	
		UKT 1.75 01/22/49	90,000.00	48,571.20	
		UKT 1.75 07/22/57	120,000.00	57,118.80	
		UKT 1.75 09/07/37	170,000.00	122,476.50	
		UKT 2.5 07/22/65	120,000.00	67,677.60	
		UKT 3.25 01/22/44	90,000.00	69,821.10	
		UKT 3.25 01/31/33	500,000.00	460,290.00	
		UKT 3.5 01/22/45	120,000.00	95,726.40	
		UKT 3.5 07/22/68	140,000.00	101,921.40	
		UKT 3.75 01/29/38	170,000.00	152,957.50	
		UKT 3.75 03/07/27	240,000.00	238,120.80	
		UKT 3.75 07/22/52	40,000.00	31,617.60	
		UKT 3.75 10/22/53	290,000.00	227,284.60	
		UKT 4 01/22/60	110,000.00	89,631.30	
		UKT 4 10/22/31	270,000.00	264,591.90	
		UKT 4 10/22/63	350,000.00	283,374.00	
		UKT 4.125 01/29/27	340,000.00	339,799.40	
		UKT 4.125 07/22/29	270,000.00	269,065.80	
		UKT 4.25 03/07/36	180,000.00	173,329.20	
		UKT 4.25 06/07/32	140,000.00	139,253.80	
		UKT 4.25 07/31/34	330,000.00	321,872.10	
		UKT 4.25 09/07/39	80,000.00	74,611.20	
		UKT 4.25 12/07/27	80,000.00	80,573.60	
		UKT 4.25 12/07/49	90,000.00	78,394.50	
		UKT 4.375 01/31/40	440,000.00	414,233.60	
		UKT 4.375 03/07/28	270,000.00	271,139.40	
		UKT 4.375 07/31/54	450,000.00	393,462.00	
		UKT 4.5 06/07/28	220,000.00	222,169.20	
		UKT 4.5 09/07/34	30,000.00	29,881.50	
		UKT 4.5 12/07/42	50,000.00	46,768.00	

		UKT 4.625 01/31/34	440,000.00	442,508.00	
		UKT 4.75 10/22/43	480,000.00	459,518.40	
		UKT 4.75 12/07/30	110,000.00	113,031.60	
		UKT 4.75 12/07/38	290,000.00	287,265.30	
		UKT 6 12/07/28	100,000.00	106,789.00	
	イギリス・ポンド小計		11,560,000.00	9,451,022.90 (1,835,294,137)	
	イスラエル・シュケル	ILGOV 1 03/31/30	420,000.00	360,805.20	
		ILGOV 1.3 04/30/32	320,000.00	263,046.40	
		ILGOV 1.5 05/31/37	600,000.00	436,674.00	
		ILGOV 2 03/31/27	380,000.00	364,572.00	
		ILGOV 2.25 09/28/28	480,000.00	450,672.00	
		ILGOV 2.8 11/29/52	220,000.00	154,688.60	
		ILGOV 3.75 02/28/29	350,000.00	344,995.00	
		ILGOV 3.75 03/31/47	300,000.00	263,661.00	
		ILGOV 6.25 10/30/26	110,000.00	113,582.70	
	イスラエル・シュケル小計		3,180,000.00	2,752,696.90 (113,105,011)	
	デンマーク・クローネ	DGB 0 11/15/31	770,000.00	660,567.60	
		DGB 0.25 11/15/52	470,000.00	243,648.00	
		DGB 0.5 11/15/27	280,000.00	269,270.40	
		DGB 0.5 11/15/29	520,000.00	481,348.40	
		DGB 2.25 11/15/33	1,020,000.00	1,003,363.80	
		DGB 4.5 11/15/39	660,000.00	796,738.80	
	デンマーク・クローネ小計		3,720,000.00	3,454,937.00 (75,594,022)	
	ノルウェー・クローネ	NGB 1.25 09/17/31	390,000.00	328,606.20	
		NGB 1.375 08/19/30	890,000.00	777,423.90	
		NGB 1.75 02/17/27	790,000.00	759,616.60	
		NGB 1.75 09/06/29	170,000.00	154,980.50	
		NGB 2 04/26/28	290,000.00	274,693.80	
		NGB 2.125 05/18/32	200,000.00	176,318.00	
		NGB 3 08/15/33	570,000.00	526,851.00	
		NGB 3.5 10/06/42	430,000.00	402,050.00	
		NGB 3.625 04/13/34	140,000.00	135,237.20	
	ノルウェー・クローネ小計		3,870,000.00	3,535,777.20 (50,101,963)	
	スウェーデン・クローナ	SGB 0.125 05/12/31	730,000.00	633,829.80	
		SGB 0.75 05/12/28	810,000.00	773,064.00	
		SGB 0.75 11/12/29	600,000.00	557,730.00	
		SGB 1 11/12/26	510,000.00	500,590.50	
		SGB 1.75 11/11/33	780,000.00	731,148.60	

	SGB 2.25 06/01/32	340,000.00	334,206.40	
	SGB 3.5 03/30/39	330,000.00	357,327.30	
スウェーデン・クローナ小計		4,100,000.00	3,887,896.60 (57,618,628)	
メキシコ・ペソ	MBONO 5.5 03/04/27	4,200,000.00	3,957,912.00	
	MBONO 5.75 03/05/26	2,600,000.00	2,528,864.00	
	MBONO 7 09/03/26	1,000,000.00	977,890.00	
	MBONO 7.5 05/26/33	4,100,000.00	3,654,986.00	
	MBONO 7.5 06/03/27	2,800,000.00	2,731,064.00	
	MBONO 7.75 05/29/31	5,000,000.00	4,655,650.00	
	MBONO 7.75 11/13/42	4,600,000.00	3,767,032.00	
	MBONO 7.75 11/23/34	1,920,000.00	1,712,102.40	
	MBONO 8 05/24/35	2,300,000.00	2,075,543.00	
	MBONO 8 11/07/47	3,700,000.00	3,043,916.00	
	MBONO 8.5 03/01/29	3,600,000.00	3,525,660.00	
	MBONO 8.5 05/31/29	3,500,000.00	3,430,210.00	
	MBONO 8.5 11/18/38	900,000.00	819,369.00	
メキシコ・ペソ小計		40,220,000.00	36,880,198.40 (276,453,967)	
オフショア・人民元	CGB 1.06 12/15/26	3,800,000.00	3,766,788.00	
	CGB 1.42 11/15/27	8,300,000.00	8,248,125.00	
	CGB 1.49 12/25/31	6,000,000.00	5,872,860.00	
	CGB 1.62 08/15/27	8,300,000.00	8,298,008.00	
	CGB 1.74 10/15/29	8,830,000.00	8,837,682.10	
	CGB 1.85 05/15/27	7,100,000.00	7,129,536.00	
	CGB 1.87 09/15/31	3,400,000.00	3,406,256.00	
	CGB 1.91 07/15/29	7,300,000.00	7,365,627.00	
	CGB 1.99 03/15/26	5,000,000.00	5,021,000.00	
	CGB 2.04 02/25/27	5,400,000.00	5,441,634.00	
	CGB 2.05 04/15/29	6,000,000.00	6,078,120.00	
	CGB 2.11 08/25/34	3,600,000.00	3,651,300.00	
	CGB 2.12 06/25/31	2,400,000.00	2,437,320.00	
	CGB 2.18 08/15/26	6,000,000.00	6,045,600.00	
	CGB 2.27 05/25/34	4,700,000.00	4,849,695.00	
	CGB 2.28 03/25/31	4,900,000.00	5,022,059.00	
	CGB 2.3 05/15/26	1,700,000.00	1,713,328.00	
	CGB 2.35 02/25/34	5,300,000.00	5,472,462.00	
	CGB 2.37 01/15/29	4,200,000.00	4,301,430.00	
	CGB 2.4 07/15/28	5,300,000.00	5,419,144.00	
	CGB 2.44 10/15/27	900,000.00	916,542.00	
	CGB 2.48 04/15/27	7,800,000.00	7,930,182.00	
	CGB 2.48 09/25/28	3,000,000.00	3,077,760.00	

	CGB 2.6 09/15/30	4,400,000.00	4,578,992.00	
	CGB 2.62 06/25/30	5,400,000.00	5,621,238.00	
	CGB 2.64 01/15/28	5,400,000.00	5,544,288.00	
	CGB 2.67 05/25/33	9,000,000.00	9,486,990.00	
	CGB 2.69 08/12/26	1,200,000.00	1,218,768.00	
	CGB 2.79 12/15/29	2,800,000.00	2,932,020.00	
	CGB 2.8 03/25/30	3,300,000.00	3,462,558.00	
	CGB 2.8 11/15/32	3,300,000.00	3,507,306.00	
	CGB 2.91 10/14/28	3,500,000.00	3,645,215.00	
	CGB 3 10/15/53	4,400,000.00	5,159,220.00	
	CGB 3.02 05/27/31	2,800,000.00	2,996,476.00	
	CGB 3.03 03/11/26	1,300,000.00	1,320,267.00	
	CGB 3.12 10/25/52	4,600,000.00	5,444,468.00	
	CGB 3.19 04/15/53	3,600,000.00	4,314,348.00	
	CGB 3.39 03/16/50	400,000.00	494,376.00	
	CGB 3.69 05/17/28	2,000,000.00	2,137,140.00	
	CGB 3.72 04/12/51	3,100,000.00	4,012,981.00	
オフショア・人民元小計		179,730,000.00	186,179,109.10 (3,850,072,269)	
ポーランド・ズロチ	POLGB 0 04/25/26	100,000.00	94,935.00	
	POLGB 0.25 10/25/26	520,000.00	481,790.40	
	POLGB 1.25 10/25/30	1,120,000.00	895,137.60	
	POLGB 1.75 04/25/32	270,000.00	209,074.50	
	POLGB 2.5 07/25/27	240,000.00	226,060.80	
	POLGB 2.75 04/25/28	50,000.00	46,556.00	
	POLGB 2.75 10/25/29	380,000.00	339,587.00	
	POLGB 3.75 05/25/27	710,000.00	689,793.40	
	POLGB 4.75 07/25/29	510,000.00	497,127.60	
	POLGB 5 01/25/30	350,000.00	342,583.50	
	POLGB 5 10/25/34	140,000.00	131,287.80	
	POLGB 6 10/25/33	430,000.00	435,658.80	
	POLGB 7.5 07/25/28	840,000.00	896,263.20	
ポーランド・ズロチ小計		5,660,000.00	5,285,855.60 (206,065,909)	
ユーロ	BGB 0 10/22/27	220,000.00	207,108.00	
	BGB 0 10/22/31	240,000.00	198,600.00	
	BGB 0.1 06/22/30	370,000.00	322,658.50	
	BGB 0.35 06/22/32	150,000.00	124,129.50	
	BGB 0.4 06/22/40	300,000.00	186,795.00	
	BGB 0.65 06/22/71	30,000.00	10,430.10	
	BGB 0.8 06/22/27	40,000.00	38,684.80	
	BGB 0.8 06/22/28	230,000.00	218,184.90	

		BGB 0.9 06/22/29	220,000.00	205,088.40	
		BGB 1 06/22/26	40,000.00	39,395.60	
		BGB 1.25 04/22/33	50,000.00	43,623.50	
		BGB 1.4 06/22/53	150,000.00	86,349.00	
		BGB 1.45 06/22/37	20,000.00	16,002.20	
		BGB 1.6 06/22/47	100,000.00	66,747.00	
		BGB 1.7 06/22/50	30,000.00	19,529.10	
		BGB 1.9 06/22/38	60,000.00	49,652.40	
		BGB 2.75 04/22/39	170,000.00	154,761.20	
		BGB 2.85 10/22/34	120,000.00	115,950.00	
		BGB 3 06/22/33	170,000.00	168,441.10	
		BGB 3 06/22/34	40,000.00	39,349.20	
		BGB 3.1 06/22/35	100,000.00	97,968.00	
		BGB 3.45 06/22/43	380,000.00	364,427.60	
		BGB 3.5 06/22/55	50,000.00	45,879.50	
		BGB 3.75 06/22/45	100,000.00	99,272.00	
		BGB 4 03/28/32	130,000.00	138,134.10	
		BGB 4.5 03/28/26	150,000.00	153,427.50	
		BGB 5.5 03/28/28	80,000.00	87,055.20	
		BKO 2 12/10/26	100,000.00	99,699.00	
		BKO 2.5 03/19/26	200,000.00	200,662.00	
		BKO 2.7 09/17/26	330,000.00	332,498.10	
		BKO 2.9 06/18/26	300,000.00	302,628.00	
		BTPS 0 04/01/26	60,000.00	58,634.40	
		BTPS 0 08/01/26	200,000.00	194,066.00	
		BTPS 0.25 03/15/28	180,000.00	168,062.40	
		BTPS 0.45 02/15/29	170,000.00	155,526.20	
		BTPS 0.6 08/01/31	90,000.00	76,221.90	
		BTPS 0.85 01/15/27	120,000.00	116,942.40	
		BTPS 0.9 04/01/31	260,000.00	226,907.20	
		BTPS 0.95 06/01/32	200,000.00	168,774.00	
		BTPS 0.95 08/01/30	330,000.00	295,092.60	
		BTPS 0.95 09/15/27	210,000.00	202,536.60	
		BTPS 0.95 12/01/31	100,000.00	85,742.00	
		BTPS 1.1 04/01/27	130,000.00	126,768.20	
		BTPS 1.35 04/01/30	170,000.00	156,930.40	
		BTPS 1.45 03/01/36	20,000.00	15,684.00	
		BTPS 1.5 04/30/45	130,000.00	82,091.10	
		BTPS 1.6 06/01/26	130,000.00	129,021.10	
		BTPS 1.65 03/01/32	20,000.00	17,884.20	
		BTPS 1.8 03/01/41	180,000.00	129,990.60	
		BTPS 2 02/01/28	190,000.00	187,283.00	

		BTPS 2.05 08/01/27	160,000.00	158,720.00	
		BTPS 2.1 07/15/26	150,000.00	149,730.00	
		BTPS 2.15 03/01/72	140,000.00	81,321.80	
		BTPS 2.15 09/01/52	100,000.00	64,490.00	
		BTPS 2.25 09/01/36	170,000.00	144,222.90	
		BTPS 2.45 09/01/50	200,000.00	140,972.00	
		BTPS 2.5 12/01/32	540,000.00	504,246.60	
		BTPS 2.65 12/01/27	270,000.00	270,988.20	
		BTPS 2.7 03/01/47	150,000.00	115,432.50	
		BTPS 2.7 10/15/27	230,000.00	231,012.00	
		BTPS 2.8 03/01/67	90,000.00	62,631.00	
		BTPS 2.8 06/15/29	250,000.00	249,467.50	
		BTPS 2.8 12/01/28	20,000.00	20,081.40	
		BTPS 2.95 02/15/27	590,000.00	596,106.50	
		BTPS 2.95 09/01/38	200,000.00	177,150.00	
		BTPS 3 08/01/29	50,000.00	50,317.00	
		BTPS 3.1 03/01/40	220,000.00	194,070.80	
		BTPS 3.1 08/28/26	390,000.00	394,161.30	
		BTPS 3.25 03/01/38	350,000.00	321,506.50	
		BTPS 3.25 09/01/46	90,000.00	76,279.50	
		BTPS 3.35 03/01/35	50,000.00	48,231.00	
		BTPS 3.35 07/01/29	330,000.00	335,613.30	
		BTPS 3.4 04/01/28	220,000.00	225,040.20	
		BTPS 3.45 03/01/48	10,000.00	8,662.20	
		BTPS 3.45 07/15/27	280,000.00	286,213.20	
		BTPS 3.45 07/15/31	440,000.00	443,014.00	
		BTPS 3.5 02/15/31	350,000.00	354,567.50	
		BTPS 3.7 06/15/30	270,000.00	277,659.90	
		BTPS 3.8 04/15/26	300,000.00	304,713.00	
		BTPS 3.85 02/01/35	310,000.00	310,961.00	
		BTPS 3.85 07/01/34	200,000.00	201,706.00	
		BTPS 3.85 09/01/49	90,000.00	82,477.80	
		BTPS 3.85 12/15/29	380,000.00	394,725.00	
		BTPS 4 04/30/35	30,000.00	30,635.70	
		BTPS 4 10/30/31	120,000.00	125,175.60	
		BTPS 4.05 10/30/37	350,000.00	351,928.50	
		BTPS 4.1 02/01/29	340,000.00	355,895.00	
		BTPS 4.15 10/01/39	200,000.00	199,430.00	
		BTPS 4.2 03/01/34	200,000.00	207,708.00	
		BTPS 4.3 10/01/54	170,000.00	163,551.90	
		BTPS 4.35 11/01/33	70,000.00	73,632.30	
		BTPS 4.4 05/01/33	270,000.00	285,832.80	

		BTPS 4.45 09/01/43	380,000.00	385,753.20	
		BTPS 4.5 03/01/26	130,000.00	132,665.00	
		BTPS 4.5 10/01/53	300,000.00	299,553.00	
		BTPS 4.75 09/01/28	200,000.00	213,684.00	
		BTPS 5 08/01/34	170,000.00	187,156.40	
		BTPS 5 08/01/39	220,000.00	240,552.40	
		BTPS 5 09/01/40	180,000.00	196,144.20	
		BTPS 5.25 11/01/29	250,000.00	275,502.50	
		BTPS 5.75 02/01/33	310,000.00	356,748.00	
		BTPS 6 05/01/31	130,000.00	150,046.00	
		BTPS 6.5 11/01/27	190,000.00	209,267.90	
		DBR 0 02/15/30	290,000.00	258,233.40	
		DBR 0 02/15/31	200,000.00	173,146.00	
		DBR 0 02/15/32	300,000.00	251,643.00	
		DBR 0 05/15/35	140,000.00	105,299.60	
		DBR 0 05/15/36	230,000.00	167,104.20	
		DBR 0 08/15/26	220,000.00	213,681.60	
		DBR 0 08/15/29	250,000.00	225,847.50	
		DBR 0 08/15/30	260,000.00	228,451.60	
		DBR 0 08/15/30	110,000.00	96,686.70	
		DBR 0 08/15/31	200,000.00	170,588.00	
		DBR 0 08/15/31	60,000.00	51,189.00	
		DBR 0 08/15/50	100,000.00	46,624.00	
		DBR 0 08/15/50	250,000.00	116,797.50	
		DBR 0 08/15/52	150,000.00	65,869.50	
		DBR 0 11/15/27	220,000.00	207,686.60	
		DBR 0 11/15/28	100,000.00	92,190.00	
		DBR 0.25 02/15/29	160,000.00	148,041.60	
		DBR 0.25 08/15/28	100,000.00	93,562.00	
		DBR 0.5 02/15/28	100,000.00	95,276.00	
		DBR 1 05/15/38	300,000.00	235,746.00	
		DBR 1.25 08/15/48	130,000.00	90,793.30	
		DBR 1.7 08/15/32	280,000.00	263,074.00	
		DBR 1.8 08/15/53	200,000.00	151,658.00	
		DBR 1.8 08/15/53	350,000.00	265,821.50	
		DBR 2.1 11/15/29	220,000.00	216,968.40	
		DBR 2.2 02/15/34	240,000.00	229,759.20	
		DBR 2.3 02/15/33	390,000.00	380,023.80	
		DBR 2.3 02/15/33	260,000.00	253,453.20	
		DBR 2.4 11/15/30	350,000.00	348,085.50	
		DBR 2.5 02/15/35	100,000.00	97,388.00	
		DBR 2.5 07/04/44	330,000.00	302,643.00	

		DBR 2.5 08/15/46	230,000.00	209,306.90	
		DBR 2.5 08/15/54	370,000.00	327,335.30	
		DBR 2.6 05/15/41	470,000.00	441,992.70	
		DBR 2.6 08/15/33	250,000.00	248,007.50	
		DBR 2.6 08/15/34	360,000.00	354,744.00	
		DBR 4 01/04/37	140,000.00	154,869.40	
		DBR 4.25 07/04/39	90,000.00	102,735.90	
		DBR 4.75 07/04/28	170,000.00	183,377.30	
		DBR 4.75 07/04/40	130,000.00	156,942.50	
		DBR 5.625 01/04/28	160,000.00	174,691.20	
		DBR 6.25 01/04/30	130,000.00	152,192.30	
		DBR 6.5 07/04/27	90,000.00	98,622.90	
		FRANCE O.A.T. 0.75 05/25/53	60,000.00	27,677.40	
		FRTR 0 02/25/27	840,000.00	803,485.20	
		FRTR 0 05/25/32	700,000.00	560,371.00	
		FRTR 0 11/25/29	420,000.00	369,419.40	
		FRTR 0 11/25/30	900,000.00	763,362.00	
		FRTR 0 11/25/31	950,000.00	775,798.50	
		FRTR 0.25 11/25/26	500,000.00	483,405.00	
		FRTR 0.5 05/25/26	270,000.00	264,691.80	
		FRTR 0.5 05/25/29	400,000.00	365,420.00	
		FRTR 0.5 05/25/40	280,000.00	175,635.60	
		FRTR 0.5 05/25/72	80,000.00	24,213.60	
		FRTR 0.5 06/25/44	140,000.00	77,305.20	
		FRTR 0.75 02/25/28	500,000.00	475,730.00	
		FRTR 0.75 05/25/28	390,000.00	368,971.20	
		FRTR 0.75 05/25/52	180,000.00	85,287.60	
		FRTR 0.75 11/25/28	370,000.00	345,861.20	
		FRTR 1 05/25/27	320,000.00	310,848.00	
		FRTR 1.25 05/25/34	110,000.00	91,810.40	
		FRTR 1.25 05/25/36	270,000.00	213,534.90	
		FRTR 1.25 05/25/38	200,000.00	149,740.00	
		FRTR 1.5 05/25/50	280,000.00	171,984.40	
		FRTR 1.75 05/25/66	120,000.00	67,365.60	
		FRTR 1.75 06/25/39	160,000.00	126,121.60	
		FRTR 2 05/25/48	260,000.00	185,182.40	
		FRTR 2 11/25/32	340,000.00	312,446.40	
		FRTR 2.4 09/24/28	190,000.00	188,626.30	
		FRTR 2.5 05/25/30	210,000.00	206,535.00	
		FRTR 2.5 05/25/43	770,000.00	635,273.10	
		FRTR 2.5 09/24/26	420,000.00	421,507.80	
		FRTR 2.5 09/24/27	450,000.00	450,873.00	

		FRTR 2.75 02/25/29	670,000.00	671,849.20	
		FRTR 2.75 02/25/30	500,000.00	498,045.00	
		FRTR 2.75 10/25/27	220,000.00	221,771.00	
		FRTR 3 05/25/33	310,000.00	304,026.30	
		FRTR 3 05/25/54	140,000.00	115,707.20	
		FRTR 3 06/25/49	390,000.00	334,549.80	
		FRTR 3 11/25/34	660,000.00	637,203.60	
		FRTR 3.2 05/25/35	110,000.00	107,393.00	
		FRTR 3.25 05/25/45	280,000.00	256,284.00	
		FRTR 3.25 05/25/55	610,000.00	526,741.10	
		FRTR 3.5 04/25/26	240,000.00	243,350.40	
		FRTR 3.5 11/25/33	360,000.00	364,712.40	
		FRTR 3.6 05/25/42	250,000.00	242,755.00	
		FRTR 4 04/25/60	60,000.00	59,631.00	
		FRTR 4 10/25/38	210,000.00	217,200.90	
		FRTR 4.5 04/25/41	280,000.00	304,421.60	
		FRTR 4.75 04/25/35	100,000.00	110,933.00	
		FRTR 5.5 04/25/29	340,000.00	376,709.80	
		FRTR 5.75 10/25/32	140,000.00	164,164.00	
		IRISH 0 10/18/31	50,000.00	41,588.50	
		IRISH 0.2 05/15/27	50,000.00	47,843.00	
		IRISH 0.2 10/18/30	80,000.00	69,671.20	
		IRISH 0.35 10/18/32	110,000.00	90,919.40	
		IRISH 0.9 05/15/28	170,000.00	162,514.90	
		IRISH 1 05/15/26	30,000.00	29,586.90	
		IRISH 1.1 05/15/29	50,000.00	47,198.00	
		IRISH 1.35 03/18/31	40,000.00	36,968.00	
		IRISH 1.5 05/15/50	100,000.00	68,287.00	
		IRISH 1.7 05/15/37	60,000.00	50,797.80	
		IRISH 2.4 05/15/30	80,000.00	78,988.00	
		IRISH 2.6 10/18/34	50,000.00	48,057.50	
		IRISH 3 10/18/43	120,000.00	114,106.80	
		IRISH GOVT 0.55 04/22/41	60,000.00	39,378.00	
		NETHER 0 01/15/27	170,000.00	163,353.00	
		NETHER 0 01/15/29	340,000.00	309,872.60	
		NETHER 0 01/15/38	100,000.00	66,960.00	
		NETHER 0 01/15/52	210,000.00	91,812.00	
		NETHER 0 07/15/30	310,000.00	270,369.60	
		NETHER 0.25 07/15/29	60,000.00	54,525.00	
		NETHER 0.5 01/15/40	240,000.00	164,944.80	
		NETHER 0.5 07/15/26	100,000.00	97,850.00	
		NETHER 0.5 07/15/32	40,000.00	34,026.80	

		NETHER 0.75 07/15/27	330,000.00	318,829.50	
		NETHER 0.75 07/15/28	150,000.00	142,192.50	
		NETHER 2 01/15/54	140,000.00	108,747.80	
		NETHER 2.5 01/15/33	100,000.00	97,755.00	
		NETHER 2.5 07/15/33	200,000.00	194,478.00	
		NETHER 2.5 07/15/34	70,000.00	67,461.10	
		NETHER 2.75 01/15/47	90,000.00	83,640.60	
		NETHER 3.25 01/15/44	320,000.00	321,625.60	
		NETHER 4 01/15/37	110,000.00	119,743.80	
		OBL 0 04/10/26	100,000.00	97,797.00	
		OBL 0 04/16/27	450,000.00	430,492.50	
		OBL 0 10/09/26	410,000.00	396,806.20	
		OBL 1.3 10/15/27	270,000.00	264,181.50	
		OBL 1.3 10/15/27	260,000.00	254,415.20	
		OBL 2.1 04/12/29	130,000.00	128,724.70	
		OBL 2.1 04/12/29	210,000.00	207,979.80	
		OBL 2.2 04/13/28	400,000.00	399,540.00	
		OBL 2.4 04/18/30	170,000.00	169,505.30	
		OBL 2.4 10/19/28	290,000.00	290,948.30	
		OBL 2.5 10/11/29	150,000.00	150,561.00	
		PGB 0.3 10/17/31	200,000.00	170,456.00	
		PGB 0.7 10/15/27	300,000.00	288,699.00	
		PGB 1.95 06/15/29	270,000.00	264,227.40	
		PGB 2.875 10/20/34	260,000.00	252,811.00	
		PGB 3.5 06/18/38	210,000.00	208,809.30	
		PGB 3.625 06/12/54	100,000.00	94,219.00	
		RAGB 0 02/20/30	70,000.00	61,500.60	
		RAGB 0 02/20/31	100,000.00	84,969.00	
		RAGB 0 10/20/28	190,000.00	174,055.20	
		RAGB 0 10/20/40	110,000.00	65,147.50	
		RAGB 0.25 10/20/36	60,000.00	42,703.20	
		RAGB 0.5 02/20/29	60,000.00	55,536.00	
		RAGB 0.5 04/20/27	120,000.00	115,609.20	
		RAGB 0.7 04/20/71	70,000.00	27,640.90	
		RAGB 0.75 02/20/28	140,000.00	133,551.60	
		RAGB 0.75 03/20/51	130,000.00	70,227.30	
		RAGB 0.75 10/20/26	60,000.00	58,621.20	
		RAGB 0.9 02/20/32	220,000.00	192,867.40	
		RAGB 1.5 11/02/86	20,000.00	10,626.20	
		RAGB 1.85 05/23/49	190,000.00	140,172.50	
		RAGB 2.9 02/20/33	180,000.00	178,968.60	
		RAGB 2.9 02/20/34	270,000.00	266,417.10	

		RAGB 3.15 06/20/44	50,000.00	47,686.50	
		RAGB 3.15 10/20/53	50,000.00	46,508.50	
		RAGB 3.2 07/15/39	170,000.00	166,945.10	
		RAGB 3.45 10/20/30	140,000.00	145,143.60	
		RAGB 3.8 01/26/62	20,000.00	21,152.40	
		RAGB 4.15 03/15/37	90,000.00	97,713.00	
		RAGB 4.85 03/15/26	110,000.00	112,798.40	
		RAGB 6.25 07/15/27	80,000.00	86,977.60	
		RFGB 0 09/15/26	90,000.00	87,109.20	
		RFGB 0 09/15/30	50,000.00	43,078.50	
		RFGB 0.125 04/15/36	40,000.00	28,484.00	
		RFGB 0.125 04/15/52	60,000.00	25,381.20	
		RFGB 0.125 09/15/31	100,000.00	84,003.00	
		RFGB 0.25 09/15/40	70,000.00	43,414.00	
		RFGB 0.5 04/15/26	70,000.00	68,743.50	
		RFGB 0.5 04/15/43	60,000.00	36,283.20	
		RFGB 0.5 09/15/28	160,000.00	149,486.40	
		RFGB 0.5 09/15/29	50,000.00	45,547.00	
		RFGB 0.75 04/15/31	60,000.00	53,196.00	
		RFGB 1.125 04/15/34	30,000.00	25,336.20	
		RFGB 1.375 04/15/47	10,000.00	6,791.80	
		RFGB 1.5 09/15/32	180,000.00	162,419.40	
		RFGB 2.625 07/04/42	10,000.00	8,938.70	
		RFGB 2.75 04/15/38	100,000.00	93,454.00	
		RFGB 2.95 04/15/55	30,000.00	26,774.40	
		RFGB 3 09/15/34	40,000.00	39,586.80	
		SPGB 0 01/31/27	400,000.00	383,576.00	
		SPGB 0 01/31/28	350,000.00	326,718.00	
		SPGB 0.1 04/30/31	100,000.00	84,415.00	
		SPGB 0.5 04/30/30	310,000.00	276,724.60	
		SPGB 0.5 10/31/31	200,000.00	170,534.00	
		SPGB 0.6 10/31/29	100,000.00	90,927.00	
		SPGB 0.7 04/30/32	540,000.00	460,026.00	
		SPGB 0.8 07/30/27	400,000.00	386,096.00	
		SPGB 0.8 07/30/29	100,000.00	92,321.00	
		SPGB 0.85 07/30/37	500,000.00	363,265.00	
		SPGB 1 07/30/42	200,000.00	128,776.00	
		SPGB 1 10/31/50	40,000.00	21,099.60	
		SPGB 1.2 10/31/40	270,000.00	187,920.00	
		SPGB 1.25 10/31/30	170,000.00	155,986.90	
		SPGB 1.4 04/30/28	370,000.00	358,581.80	
		SPGB 1.4 07/30/28	320,000.00	308,662.40	

		SPGB 1.45 04/30/29	200,000.00	190,872.00	
		SPGB 1.45 10/31/27	180,000.00	175,915.80	
		SPGB 1.45 10/31/71	140,000.00	64,009.40	
		SPGB 1.5 04/30/27	190,000.00	186,996.10	
		SPGB 1.85 07/30/35	20,000.00	17,287.00	
		SPGB 1.9 10/31/52	210,000.00	135,815.40	
		SPGB 1.95 04/30/26	180,000.00	179,544.60	
		SPGB 1.95 07/30/30	210,000.00	201,165.30	
		SPGB 2.35 07/30/33	100,000.00	93,738.00	
		SPGB 2.5 05/31/27	280,000.00	280,985.60	
		SPGB 2.55 10/31/32	110,000.00	105,803.50	
		SPGB 2.7 01/31/30	250,000.00	249,205.00	
		SPGB 2.8 05/31/26	320,000.00	322,272.00	
		SPGB 3.1 07/30/31	240,000.00	241,879.20	
		SPGB 3.15 04/30/33	200,000.00	199,444.00	
		SPGB 3.25 04/30/34	370,000.00	367,857.70	
		SPGB 3.45 07/30/43	370,000.00	346,638.20	
		SPGB 3.45 07/30/66	130,000.00	112,008.00	
		SPGB 3.45 10/31/34	310,000.00	311,825.90	
		SPGB 3.5 05/31/29	340,000.00	351,073.80	
		SPGB 3.55 10/31/33	100,000.00	102,153.00	
		SPGB 3.9 07/30/39	660,000.00	670,573.20	
		SPGB 4 10/31/54	190,000.00	186,067.00	
		SPGB 4.2 01/31/37	130,000.00	138,108.10	
		SPGB 4.7 07/30/41	50,000.00	55,289.00	
		SPGB 5.75 07/30/32	70,000.00	82,270.30	
		SPGB 6 01/31/29	70,000.00	78,757.70	
	ユーロ小計		67,700,000.00	62,427,740.20 (10,188,207,201)	
国債証券合計				34,398,740,622 (34,398,740,622)	
合　計				34,398,740,622 (34,398,740,622)	

(注) 金額欄の( )内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	240 銘柄	47.0%	47.2%
カナダ・ドル	国債証券	33 銘柄	2.0%	2.0%
オーストラリア・ドル	国債証券	22 銘柄	1.2%	1.3%
シンガポール・ドル	国債証券	15 銘柄	0.9%	0.9%
ニュージーランド・ドル	国債証券	9 銘柄	0.3%	0.3%
イギリス・ポンド	国債証券	56 銘柄	5.3%	5.3%

イスラエル・シュケル	国債証券	9銘柄	0.3%	0.3%
デンマーク・クローネ	国債証券	6銘柄	0.2%	0.2%
ノルウェー・クローネ	国債証券	9銘柄	0.1%	0.1%
スウェーデン・クローナ	国債証券	7銘柄	0.2%	0.2%
メキシコ・ペソ	国債証券	13銘柄	0.8%	0.8%
オフショア・人民元	国債証券	40銘柄	11.2%	11.2%
ポーランド・ズロチ	国債証券	13銘柄	0.6%	0.6%
ユーロ	国債証券	329銘柄	29.5%	29.6%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

	（2025年3月18日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	395,404,178
金銭信託	801,686
コール・ローン	118,958,464
国債証券	10,490,062,126
未収利息	144,903,213
前払費用	6,723,800
流動資産合計	11,156,853,467
資産合計	11,156,853,467
負債の部	
流動負債	
未払解約金	88,302,675
流動負債合計	88,302,675
負債合計	88,302,675
純資産の部	
元本等	
元本	9,795,008,195
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,273,542,597
元本等合計	11,068,550,792
純資産合計	11,068,550,792
負債純資産合計	11,156,853,467

（2）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2024年3月19日 至 2025年3月18日

1．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 　金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 　金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 　直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 　「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2025 年 3 月 18 日現在）
1．　当計算期間の末日における受益権の総数	9,795,008,195 口
2．　1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額　1.1300 円 （1 万口当たりの純資産額 11,300 円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2024 年 3 月 19 日 至 2025 年 3 月 18 日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 　当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 　当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりま

	す。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2025年3月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該

	帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年3月18日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	7,493,553,376円
同期中における追加設定元本額	3,312,515,037円
同期中における一部解約元本額	1,011,060,218円
2025年3月18日現在の元本の内訳	
日興ＦＷＳ・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）	267,014,900円
日興ＦＷＳ・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）	7,943,253,934円
三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド	124,982,965円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	121,882,672円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	333,548,087円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	223,267,493円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	84,310,224円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	20,482,507円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	46,241,925円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	29,807,435円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	29,820,751円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	20,695,162円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	17,034,327円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	536,044円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	17,264,779円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	146,513,665円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	262,566,835円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	101,822,893円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	317,857円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	800,859円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	1,178,853円

三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	1,436,520 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	227,508 円
合　計	9,795,008,195 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	ADGB 1.875 09/15/31	1,300,000.00	1,103,193.00	
		ADGB 2.5 04/16/25	700,000.00	698,894.00	
		ADGB 3.125 04/16/30	600,000.00	564,558.00	
		ADGB 3.125 09/30/49	1,000,000.00	677,610.00	
		ADGB 3.875 04/16/50	200,000.00	155,130.00	
		ADGB 5 04/30/34	300,000.00	306,186.00	
		ADGB 5.5 04/30/54	1,000,000.00	998,690.00	
		BRAZIL 2.875 06/06/25	600,000.00	596,790.00	
		BRAZIL 3.75 09/12/31	600,000.00	533,514.00	
		BRAZIL 3.875 06/12/30	500,000.00	460,695.00	
		BRAZIL 4.75 01/14/50	700,000.00	494,746.00	
		BRAZIL 5.625 01/07/41	200,000.00	176,302.00	
		BRAZIL 6 10/20/33	1,400,000.00	1,359,974.00	
		BRAZIL 6.125 01/22/32	600,000.00	600,768.00	
		BRAZIL 6.25 03/18/31	300,000.00	304,980.00	
		BRAZIL 7.125 05/13/54	300,000.00	288,030.00	
		CHILE 2.55 07/27/33	800,000.00	660,664.00	
		CHILE 2.75 01/31/27	400,000.00	386,424.00	
		CHILE 3.1 05/07/41	200,000.00	146,604.00	
		CHILE 3.5 01/25/50	600,000.00	424,872.00	
		CHILE 3.5 01/31/34	1,100,000.00	968,506.00	
		CHILE 4.34 03/07/42	600,000.00	513,642.00	
		CHILE 4.85 01/22/29	400,000.00	401,696.00	
		CHILE 4.95 01/05/36	800,000.00	772,488.00	
		CHILE 5.65 01/13/37	300,000.00	304,128.00	
		CHINA (PEOPLE'S) 1.2 10/21/30	700,000.00	609,525.00	
		CHINA (PEOPLE'S) 2.125 12/03/29	300,000.00	279,480.00	
		CHINA 0.55 10/21/25	200,000.00	195,528.00	
		CHINA 1.25 10/26/26	700,000.00	671,027.00	
		COLOM 3.125 04/15/31	800,000.00	653,368.00	
		COLOM 7.5 02/02/34	1,400,000.00	1,403,486.00	
		COLOM 7.75 11/07/36	300,000.00	297,465.00	

COLOM 8 04/20/33	800,000.00	832,408.00	
COLOM 8 11/14/35	300,000.00	306,729.00	
COLOM 8.375 11/07/54	400,000.00	391,288.00	
COLOM 8.75 11/14/53	600,000.00	612,750.00	
DOMREP 5.5 02/22/29	500,000.00	492,865.00	
DOMREP 5.875 01/30/60	1,400,000.00	1,198,330.00	
DOMREP 6 02/22/33	1,700,000.00	1,659,370.00	
INDON 3.05 03/12/51	200,000.00	131,448.00	
INDON 3.85 10/15/30	600,000.00	570,744.00	
INDON 4.2 10/15/50	200,000.00	162,894.00	
INDON 4.75 01/08/26	400,000.00	401,712.00	
INDON 5.125 01/15/45	400,000.00	380,332.00	
KSA 2.25 02/02/33	1,600,000.00	1,305,632.00	
KSA 3.625 03/04/28	600,000.00	582,756.00	
KSA 4.75 01/16/30	300,000.00	299,022.00	
KSA 4.75 01/18/28	600,000.00	602,220.00	
KSA 4.875 07/18/33	700,000.00	689,507.00	
KSA 5 01/16/34	1,400,000.00	1,383,102.00	
KSA 5 01/18/53	800,000.00	688,368.00	
KSA 5.25 01/16/50	200,000.00	181,954.00	
KSA 5.625 01/13/35	200,000.00	204,710.00	
KSA 5.75 01/16/54	1,300,000.00	1,245,660.00	
MEX 2.659 05/24/31	1,200,000.00	1,003,308.00	
MEX 3.25 04/16/30	200,000.00	179,530.00	
MEX 4.5 01/31/50	300,000.00	216,249.00	
MEX 4.5 04/22/29	200,000.00	193,772.00	
MEX 4.875 05/19/33	1,000,000.00	915,440.00	
MEX 5 04/27/51	900,000.00	692,928.00	
MEX 6 05/07/36	800,000.00	770,864.00	
MEX 6 05/13/30	200,000.00	203,184.00	
MEX 6.338 05/04/53	900,000.00	820,008.00	
MEX 6.35 02/09/35	500,000.00	499,490.00	
MEX 6.4 05/07/54	200,000.00	182,914.00	
MEX 6.875 05/13/37	600,000.00	612,666.00	
MEX 7.375 05/13/55	200,000.00	204,620.00	
OMAN 6.25 01/25/31	1,400,000.00	1,456,112.00	
PANAMA 2.252 09/29/32	800,000.00	596,008.00	
PANAMA 4.5 01/19/63	800,000.00	512,656.00	
PANAMA 6.4 02/14/35	1,400,000.00	1,352,974.00	
PERU 2.783 01/23/31	1,000,000.00	874,910.00	
PERU 3 01/15/34	500,000.00	411,725.00	
PERU 5.625 11/18/50	800,000.00	761,632.00	

		PERU 5.875 08/08/54	700,000.00	678,979.00	
		PHILIP 1.648 06/10/31	200,000.00	165,556.00	
		PHILIP 2.65 12/10/45	400,000.00	255,848.00	
		PHILIP 2.95 05/05/45	200,000.00	135,846.00	
		PHILIP 3.7 02/02/42	200,000.00	158,390.00	
		POLAND 4.625 03/18/29	1,100,000.00	1,097,690.00	
		POLAND 4.875 02/12/30	400,000.00	401,664.00	
		POLAND 5.125 09/18/34	2,100,000.00	2,075,367.00	
		POLAND 5.375 02/12/35	200,000.00	200,524.00	
		POLAND 5.5 03/18/54	1,600,000.00	1,512,800.00	
		QATAR 3.4 04/16/25	400,000.00	399,652.00	
		QATAR 3.75 04/16/30	1,000,000.00	965,510.00	
		QATAR 4.4 04/16/50	1,300,000.00	1,112,449.00	
		QATAR 4.75 05/29/34	400,000.00	403,140.00	
		REPHUN 5.25 06/16/29	500,000.00	498,650.00	
		REPHUN 5.5 03/26/36	1,600,000.00	1,539,568.00	
		REPHUN 6.125 05/22/28	500,000.00	513,885.00	
		REPHUN 6.25 09/22/32	1,100,000.00	1,138,599.00	
		SOAF 7.1 11/19/36	600,000.00	585,006.00	
		SOAF 7.3 04/20/52	1,300,000.00	1,161,680.00	
		SOAF 7.95 11/19/54	400,000.00	381,568.00	
		TURKEY 4.75 01/26/26	200,000.00	199,684.00	
		TURKEY 6.125 10/24/28	800,000.00	801,736.00	
		TURKEY 6.375 10/14/25	400,000.00	404,208.00	
		TURKEY 6.5 01/03/35	200,000.00	189,836.00	
		TURKEY 7.125 02/12/32	400,000.00	400,996.00	
		TURKEY 7.125 07/17/32	1,100,000.00	1,102,541.00	
		TURKEY 7.625 05/15/34	500,000.00	514,940.00	
		TURKEY 9.125 07/13/30	1,100,000.00	1,223,112.00	
		TURKEY 9.375 01/19/33	1,400,000.00	1,586,158.00	
		TURKEY 9.375 03/14/29	400,000.00	441,748.00	
		TURKEY 9.875 01/15/28	1,400,000.00	1,545,362.00	
		UAE 4.857 07/02/34	500,000.00	505,750.00	
		URUGUA 4.375 01/23/31	400,000.00	392,476.00	
		URUGUA 4.975 04/20/55	400,000.00	357,820.00	
		URUGUA 5.75 10/28/34	300,000.00	311,070.00	
	アメリカ・ドル小計		74,700,000.00	70,153,562.00 (10,490,062,126)	
国債証券合計				10,490,062,126 (10,490,062,126)	
合　計				10,490,062,126 (10,490,062,126)	

（注）金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	110 銘柄	94.8%	100.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

Ｊリート・インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2025 年 3 月 18 日現在）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	1,200,898
コール・ローン	178,195,577
投資証券	20,159,307,000
派生商品評価勘定	951,600
未収配当金	319,974,360
差入委託証拠金	1,951,790
流動資産合計	20,661,581,225
資産合計	20,661,581,225
負債の部	
流動負債	
前受金	626,000
未払金	165,805,514
未払解約金	7,191,270
流動負債合計	173,622,784
負債合計	173,622,784
純資産の部	
元本等	
元本	7,890,015,599
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	12,597,942,842
元本等合計	20,487,958,441
純資産合計	20,487,958,441
負債純資産合計	20,661,581,225

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2024 年 3 月 19 日 至 2025 年 3 月 18 日
１．　有価証券の評価基準及び評	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しておりま

価方法	す。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2025年3月18日現在)
1．当計算期間の末日における受益権の総数	7,890,015,599口
2．１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　2.5967円 （１万口当たりの純資産額25,967円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。

	3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2025 年 3 月 18 日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ

	取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年3月18日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	リート指数先物取引				
	買建				
	TREIT 先物 0706 月	32,788,400	－	33,740,000	951,600
	小計	32,788,400	－	33,740,000	951,600
合　計		32,788,400	－	33,740,000	951,600

(注) 1．時価の算定方法

リート指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)リート指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年3月18日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,754,272,779円
同期中における追加設定元本額	3,329,572,305円
同期中における一部解約元本額	1,193,829,485円
2025年3月18日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	225,103,892円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	388,793,501円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	240,596,681円
イオン・バランス戦略ファンド	92,423,741円
三井住友・ＤＣ日本リートインデックスファンド	2,995,817,018円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	63,786,224円

三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	54,045,042円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	60,172,289円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	272,920,664円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	178,584,175円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	150,915,800円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	74,339,803円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	15,589,981円
三井住友ＤＳ・国内リートインデックス年金ファンド	487,196,099円
日興ＦＷＳ・Ｊリートインデックス	1,466,723,288円
三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド	360,126,383円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	35,617,729円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	23,157,391円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	22,763,620円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	15,674,268円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	13,023,699円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	1,046,526円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	29,619,085円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	169,292,649円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	167,536,766円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	63,439,871円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	363,828円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	607,776円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	822,233円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	314,433円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	183,168円
ＳＭＡＭ・世界リート・インデックスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	2,532,353円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	100,637,074円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	45,741,536円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	70,507,013円
合　計	7,890,015,599円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	447	51,494,400	
	サンケイリアルエステート投資法人	649	54,775,600	
	ＳＯＳＩＬＡ物流リート投資法人	1,026	112,860,000	
	東海道リート投資法人	392	41,081,600	
	日本アコモデーションファンド投資法	3,541	411,110,100	

	人			
	森ヒルズリート投資法人	2,419	333,338,200	
	産業ファンド投資法人	3,764	441,517,200	
	アドバンス・レジデンス投資法人	4,037	590,613,100	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	999	337,162,500	
	ＧＬＰ投資法人	6,852	848,962,800	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	1,040	287,352,000	
	日本プロロジスリート投資法人	3,576	850,015,200	
	星野リゾート・リート投資法人	869	177,536,700	
	Ｏｎｅリート投資法人	355	86,584,500	
	イオンリート投資法人	2,497	310,377,100	
	ヒューリックリート投資法人	1,819	260,480,800	
	日本リート投資法人	2,627	216,990,200	
	積水ハウス・リート投資法人	6,177	487,983,000	
	トーセイ・リート投資法人	440	57,420,000	
	ヘルスケア＆メディカル投資法人	497	54,222,700	
	サムティ・レジデンシャル投資法人	491	45,564,800	
	野村不動産マスターファンド投資法人	6,537	927,600,300	
	いちごホテルリート投資法人	333	41,525,100	
	ラサールロジポート投資法人	2,614	365,698,600	
	スターアジア不動産投資法人	3,795	203,791,500	
	マリモ地方創生リート投資法人	364	38,656,800	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	4,481	464,231,600	
	日本ホテル＆レジデンシャル投資法人	418	28,215,000	
	投資法人みらい	2,834	119,878,200	
	三菱地所物流リート投資法人	2,126	249,379,800	
	ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人	881	129,771,300	
	ザイマックス・リート投資法人	343	38,107,300	
	タカラレーベン不動産投資法人	1,340	115,508,000	
	日本ビルファンド投資法人	11,974	1,518,303,200	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	10,540	1,137,266,000	
	日本都市ファンド投資法人	10,647	993,365,100	
	オリックス不動産投資法人	4,093	719,958,700	
	日本プライムリアルティ投資法人	1,404	480,168,000	
	ＮＴＴ都市開発リート投資法人	2,090	280,060,000	
	東急リアル・エステート投資法人	1,379	234,016,300	
	グローバル・ワン不動産投資法人	1,492	173,072,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	4,536	655,905,600	

	森トラストリート投資法人	3,967	246,350,700	
	インヴィンシブル投資法人	11,318	713,034,000	
	フロンティア不動産投資法人	3,807	299,991,600	
	平和不動産リート投資法人	1,509	191,944,800	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	4,100	385,810,000	
	福岡リート投資法人	1,161	169,157,700	
	ＫＤＸ不動産投資法人	5,745	853,132,500	
	いちごオフィスリート投資法人	1,503	123,246,000	
	大和証券オフィス投資法人	819	234,152,100	
	阪急阪神リート投資法人	983	141,552,000	
	スターツプロシード投資法人	351	61,705,800	
	大和ハウスリート投資法人	3,063	725,012,100	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	7,549	545,037,800	
	大和証券リビング投資法人	2,953	270,199,500	
	ジャパンエクセレント投資法人	1,767	227,059,500	
	投資証券　小計		20,159,307,000	
合　計			20,159,307,000	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

外国リート・インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2025年3月18日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	838,288,897
金銭信託	239,811
コール・ローン	35,584,410
投資証券	43,886,334,854
派生商品評価勘定	56,184
未収入金	765,426
未収配当金	136,192,396
流動資産合計	44,897,461,978
資産合計	44,897,461,978
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	13,229
未払解約金	10,345,258
流動負債合計	10,358,487
負債合計	10,358,487
純資産の部	

元本等	
元本	12,645,947,671
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	32,241,155,820
元本等合計	44,887,103,491
純資産合計	44,887,103,491
負債純資産合計	44,897,461,978

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2025年3月18日現在)
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	12,645,947,671口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　3.5495円 （１万口当たりの純資産額35,495円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に

	実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2025年3月18日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年3月18日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	228,900,000	－	228,944,524	44,524
	オーストラリア・ドル	19,500,000	－	19,498,916	△1,084
	シンガポール・ドル	5,100,000	－	5,100,177	177
	イギリス・ポンド	14,400,000	－	14,399,702	△298
	ユーロ	11,000,000	－	10,999,636	△364
	小計	278,900,000	－	278,942,955	42,955
合　計		278,900,000	－	278,942,955	42,955

(注) 1．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表

されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年3月18日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	10,694,933,338円
同期中における追加設定元本額	2,715,560,646円
同期中における一部解約元本額	764,546,313円
2025年3月18日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	13,743,614円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	23,060,174円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	14,605,011円
イオン・バランス戦略ファンド	48,777,613円
三井住友・ＤＣ外国リートインデックスファンド	9,722,767,323円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	14,597,008円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	38,740,973円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	41,313,770円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	190,223,784円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	124,238,371円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	105,275,637円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	162,003,531円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	3,610,371円
三井住友ＤＳ・外国リートインデックス年金ファンド	702,457,222円
日興ＦＷＳ・Ｇリートインデックス（為替ヘッジあり）	56,659,102円
日興ＦＷＳ・Ｇリートインデックス（為替ヘッジなし）	1,101,352,747円
三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド	129,661,251円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	9,802,390円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	5,525,173円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	5,107,255円

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	3,667,855円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	2,960,982円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	79,254円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	2,233,676円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	13,699,375円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	12,858,429円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	4,744,030円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	71,401円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	210,079円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	261,202円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	325,976円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（積極コース）	801,590円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	40,539円
ＳＭＡＭ・世界リート・インデックスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	28,178,672円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	62,292,291円
合　計	12,645,947,671円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ACADIA REALTY TRUST	26,237.00	567,506.31	
		AGREE REALTY CORP	21,419.00	1,652,690.04	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	12,195.00	215,119.80	
		ALEXANDER'S INC	300.00	63,117.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	31,688.00	3,153,589.76	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	2,165.00	35,094.65	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	10,429.00	212,438.73	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	30,895.00	918,199.40	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	65,376.00	2,353,536.00	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	53,709.00	1,178,375.46	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	23,200.00	203,232.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	46,598.00	641,654.46	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN	15,799.00	120,862.35	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	28,771.00	6,092,259.25	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	8,400.00	25,200.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	34,607.00	159,884.34	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	59,227.00	1,536,940.65	
		BROADSTONE NET LEASE INC	38,233.00	654,166.63	
		BRT APARTMENTS CORP	500.00	8,885.00	

		BXP INC	29,794.00	2,045,060.16	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	21,280.00	2,556,366.40	
		CARETRUST REIT INC	37,380.00	1,076,917.80	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	3,648.00	100,064.64	
		CENTERSPACE	2,600.00	166,842.00	
		CHATHAM LODGING TRUST	12,827.00	97,870.01	
		CITY OFFICE REIT INC	4,603.00	23,061.03	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	3,216.00	60,107.04	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	23,611.00	638,677.55	
		COUSINS PROPERTIES INC	35,785.00	1,050,289.75	
		CTO REALTY GROWTH INC	3,839.00	71,712.52	
		CUBESMART	45,902.00	1,932,474.20	
		CURBLINE PROPERTIES CORP	21,651.00	511,829.64	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	40,047.00	321,977.88	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	178,800.00	100,128.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	63,155.00	9,590,086.75	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	40,340.00	108,111.20	
		DOUGLAS EMMETT INC	35,856.00	573,696.00	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	20,000.00	2,740.00	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI	15,924.00	170,705.28	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	9,739.00	1,768,115.45	
		ELME COMMUNITIES	15,190.00	265,065.50	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	31,367.00	257,523.07	
		EPR PROPERTIES	15,307.00	795,045.58	
		EQUINIX INC	19,551.00	16,760,094.75	
		EQUITY COMMONWEALTH	22,874.00	36,827.14	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	38,978.00	2,661,028.06	
		EQUITY RESIDENTIAL	68,943.00	4,830,146.58	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	36,792.00	1,172,928.96	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	13,017.00	3,908,874.93	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	43,044.00	6,311,541.72	
		FARMLAND PARTNERS INC	7,194.00	79,493.70	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	15,120.00	1,480,399.20	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	25,899.00	1,439,466.42	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	17,953.00	506,633.66	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES C	15,115.00	27,358.15	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	54,757.00	2,767,966.35	
		GETTY REALTY CORP	10,369.00	319,676.27	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP	11,800.00	177,590.00	
		GLADSTONE LAND CORP	4,464.00	48,523.68	
		GLOBAL MEDICAL REIT INC	12,642.00	111,249.60	
		GLOBAL NET LEASE INC	44,412.00	362,846.04	

HEALTHCARE REALTY TRUST INC	69,152.00	1,158,296.00	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	139,578.00	2,862,744.78	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	19,816.00	574,862.16	
HOST HOTELS & RESORTS INC	142,776.00	2,184,472.80	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	17,289.00	52,385.67	
INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	42,537.00	893,277.00	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT	6,274.00	22,523.66	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	5,313.00	341,147.73	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	16,365.00	476,057.85	
INVITATION HOMES INC	117,291.00	3,965,608.71	
IRON MOUNTAIN INC	59,113.00	5,269,923.95	
JBG SMITH PROPERTIES	14,792.00	222,175.84	
KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	130,900.00	27,489.00	
KILROY REALTY CORP	22,096.00	758,334.72	
KIMCO REALTY CORP	137,817.00	2,858,324.58	
KITE REALTY GROUP TRUST	43,107.00	954,820.05	
LAMAR ADVERTISING CO-A	17,813.00	2,023,022.41	
LINEAGE INC	11,066.00	661,304.16	
LTC PROPERTIES INC	10,525.00	378,584.25	
LXP INDUSTRIAL TRUST	59,650.00	546,990.50	
MACERICH CO/THE	51,835.00	886,896.85	
MANULIFE US REAL ESTATE INV	687,500.00	45,375.00	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	111,807.00	674,196.21	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	24,067.00	3,958,780.83	
MODIV INDUSTRIAL INC	100.00	1,576.00	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	13,122.00	488,925.72	
NATL HEALTH INVESTORS INC	9,064.00	684,241.36	
NET LEASE OFFICE PROPERTY	2,275.00	70,161.00	
NETSTREIT CORP	13,768.00	211,476.48	
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ES	8,241.00	33,540.87	
NEXPOINT RESIDENTIAL	3,529.00	137,278.10	
NNN REIT INC	38,598.00	1,635,397.26	
OFFICE PROPERTIES INCOME TRU	9,538.00	7,153.50	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	53,869.00	2,058,873.18	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	2,352.00	62,304.48	
ORION PROPERTIES INC	8,094.00	20,154.06	
OUTFRONT MEDIA INC	27,815.00	460,060.10	
PARAMOUNT GROUP INC	45,423.00	186,688.53	
PARK HOTELS & RESORTS INC	42,708.00	500,964.84	
PEAKSTONE REALTY TRUST	7,728.00	97,527.36	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	20,329.00	221,586.10	
PHILLIPS EDISON & COMPANY IN	25,954.00	911,764.02	

		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	19,902.00	146,080.68	
		PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	8,798.00	152,733.28	
		POSTAL REALTY TRUST INC- A	1,424.00	20,306.24	
		PRIME US REIT	143,770.00	19,840.26	
		PROLOGIS INC	187,589.00	21,467,685.16	
		PUBLIC STORAGE	32,120.00	9,649,169.20	
		REALTY INCOME CORP	178,339.00	10,161,756.22	
		REGENCY CENTERS CORP	32,341.00	2,310,117.63	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	44,962.00	1,815,565.56	
		RLJ LODGING TRUST	34,775.00	311,584.00	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	12,482.00	1,216,870.18	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	51,392.00	905,527.04	
		SAFEHOLD INC	10,598.00	202,739.74	
		SAUL CENTERS INC	2,331.00	84,149.10	
		SERVICE PROPERTIES TRUST	37,820.00	94,928.20	
		SILA REALTY TRUST INC	13,336.00	349,136.48	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	62,118.00	10,365,009.48	
		SITE CENTERS CORP	8,123.00	103,893.17	
		SL GREEN REALTY CORP	14,928.00	869,406.72	
		STAG INDUSTRIAL INC	37,882.00	1,356,554.42	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	14,098.00	81,486.44	
		SUN COMMUNITIES INC	24,368.00	3,217,550.72	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	39,745.00	392,283.15	
		TANGER INC	20,789.00	673,563.60	
		TERRENO REALTY CORP	21,121.00	1,423,132.98	
		UDR INC	61,243.00	2,687,342.84	
		UMH PROPERTIES INC	17,656.00	321,868.88	
		UNITI GROUP INC	46,029.00	236,589.06	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	3,905.00	163,111.85	
		URBAN EDGE PROPERTIES	25,622.00	477,850.30	
		VENTAS INC	85,951.00	5,909,131.25	
		VERIS RESIDENTIAL INC	16,966.00	279,430.02	
		VICI PROPERTIES INC	214,057.00	6,954,711.93	
		VORNADO REALTY TRUST	34,892.00	1,330,431.96	
		WELLTOWER INC	119,815.00	18,123,216.90	
		WHITESTONE REIT	12,068.00	172,813.76	
		WP CAREY INC	43,291.00	2,710,449.51	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	17,827.00	231,751.00	
	アメリカ・ドル小計		5,729,992.00	233,656,901.07 (34,938,716,417)	
	カナダ・ドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	14,869.00	249,799.20	
		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	9,662.00	74,494.02	

		BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	4,788.00	318,449.88	
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	16,146.00	680,069.52	
		CHOICE PROPERTIES REIT	30,541.00	428,184.82	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	10,639.00	150,754.63	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	9,193.00	134,033.94	
		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	33,313.00	386,763.93	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	2,732.00	47,646.08	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	21,618.00	364,479.48	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	6,500.00	443,820.00	
		H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	21,001.00	215,050.24	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	11,198.00	116,795.14	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	14,637.00	249,707.22	
		MINTO APARTMENT REAL ESTATE	1,447.00	19,302.98	
		MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	7,358.00	126,631.18	
		NEXUS INDUSTRIAL REIT	4,345.00	30,675.70	
		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	20,754.00	103,770.00	
		PRIMARIS REIT	9,802.00	147,422.08	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	28,904.00	536,169.20	
		SLATE GROCERY REIT-CL U	3,196.00	44,967.72	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	15,069.00	383,355.36	
	カナダ・ドル小計		297,712.00	5,252,342.32 (549,447,529)	
	オーストラリア・ドル	ABACUS GROUP	50,980.00	56,842.70	
		ABACUS STORAGE KING	145,482.00	167,304.30	
		ARENA REIT	80,503.00	283,370.56	
		BWP TRUST	115,823.00	389,165.28	
		CENTURIA CAPITAL GROUP	160,667.00	251,443.85	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	125,209.00	363,106.10	
		CENTURIA OFFICE REIT	68,559.00	77,128.87	
		CHARTER HALL GROUP	97,242.00	1,588,934.28	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	134,611.00	500,752.92	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	91,686.00	308,981.82	
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR	72,491.00	204,424.62	
		CROMWELL PROPERTY GROUP	218,718.00	84,206.43	
		DEXUS INDUSTRIA REIT	30,237.00	79,825.68	
		DEXUS/AU	216,305.00	1,574,700.40	
		GOODMAN GROUP	411,084.00	12,706,606.44	
		GPT GROUP	373,711.00	1,606,957.30	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	52,361.00	119,906.69	
		HEALTHCO REIT	51,410.00	44,726.70	
		HOMECO DAILY NEEDS REIT	332,002.00	383,462.31	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	91,039.00	493,431.38	

	MIRVAC GROUP	766,041.00	1,601,025.69	
	NATIONAL STORAGE REIT	255,330.00	546,406.20	
	REGION RE LTD	269,491.00	549,761.64	
	RURAL FUNDS TRUST	135,442.00	238,377.92	
	SCENTRE GROUP	1,064,736.00	3,492,334.08	
	STOCKLAND	480,107.00	2,371,728.58	
	VICINITY CENTRES	757,001.00	1,582,132.09	
	WAYPOINT REIT	113,111.00	265,810.85	
	オーストラリア・ドル小計	6,761,379.00	31,932,855.68 (3,047,352,418)	
香港・ドル	CHAMPION REIT	435,000.00	783,000.00	
	FORTUNE REIT	259,000.00	1,126,650.00	
	LINK REIT	526,300.00	19,341,525.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	202,000.00	410,060.00	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	494,000.00	454,480.00	
	香港・ドル小計	1,916,300.00	22,115,715.00 (425,506,357)	
シンガポール・ドル	AIMS APAC REIT	113,300.00	142,758.00	
	CAPITALAND ASCENDAS REIT	710,100.00	1,853,361.00	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	552,555.00	486,248.40	
	CAPITALAND CHINA TRUST	205,700.00	148,104.00	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	1,110,508.00	2,354,276.96	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	159,550.00	133,224.25	
	EC WORLD REIT	52,800.00	14,784.00	
	ESR-REIT	1,097,413.00	268,866.18	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	190,000.00	109,250.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	221,100.00	493,053.00	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCI	675,038.00	614,284.58	
	KEPPEL DC REIT	349,600.00	765,624.00	
	KEPPEL REIT	520,300.00	444,856.50	
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	410,000.00	211,150.00	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	400,100.00	832,208.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	679,850.00	883,805.00	
	MAPLETREE PAN ASIA COM TRUST	446,000.00	557,500.00	
	OUE REAL ESTATE INVESTMENT T	429,800.00	120,344.00	
	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	87,600.00	353,028.00	
	SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	66,700.00	44,355.50	
	STARHILL GLOBAL REIT	400,000.00	200,000.00	
	SUNTEC REIT	510,000.00	591,600.00	
	シンガポール・ドル小計	9,388,014.00	11,622,681.37 (1,306,738,065)	
ニュージ	GOODMAN PROPERTY TRUST	211,932.00	406,909.44	

ーランド・ドル				
	ニュージーランド・ドル小計	211,932.00	406,909.44 (35,437,742)	
イギリス・ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST	53,280.00	3,036.96	
	AEW UK REIT PLC	9,000.00	9,234.00	
	ASSURA PLC	580,000.00	272,600.00	
	BIG YELLOW GROUP PLC	39,476.00	373,837.72	
	BRITISH LAND CO PLC	199,529.00	722,294.98	
	CARE REIT PLC	88,651.00	96,274.98	
	CLS HOLDINGS PLC	41,598.00	29,534.58	
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME RE	84,958.00	65,927.40	
	DERWENT LONDON PLC	22,000.00	408,100.00	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	181,499.00	148,466.18	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	71,900.00	214,621.50	
	HAMMERSON PLC	96,185.00	241,231.98	
	HELICAL PLC	17,000.00	33,252.00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	156,500.00	882,660.00	
	LIFE SCIENCE REIT PLC	104,502.00	45,458.37	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	416,876.00	752,044.30	
	NEWRIVER REIT PLC	46,021.00	33,043.07	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	153,900.00	107,883.90	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	270,348.00	262,507.90	
	PRS REIT PLC/THE	89,207.00	102,409.63	
	REGIONAL REIT LTD	15,921.00	17,099.15	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	51,295.00	314,694.82	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	70,698.00	37,187.14	
	SEGRO PLC	279,114.00	1,972,219.52	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	401,823.00	473,347.49	
	SOCIAL HOUSING REIT PLC	34,770.00	20,444.76	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	298,264.00	230,558.07	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	113,949.00	107,795.75	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	489,521.00	697,567.42	
	UNITE GROUP PLC/THE	80,812.00	661,042.16	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	76,400.00	100,236.80	
	WAREHOUSE REIT PLC	72,100.00	75,849.20	
	WORKSPACE GROUP PLC	32,606.00	142,488.22	
	イギリス・ポンド小計	4,739,703.00	9,654,949.95 (1,874,894,731)	
イスラエル・シュケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	173,587.00	350,992.91	
	REIT 1 LTD	36,017.00	705,933.20	
	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LT	47,304.00	421,242.12	

	イスラエル・シュケル小計		256,908.00	1,478,168.23 (60,736,159)	
	韓国・ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO L	24,000.00	116,880,000.00	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	11,696.00	52,281,120.00	
		JR GLOBAL REIT	36,632.00	95,792,680.00	
		KORAMCO LIFE INFRA REIT	6,226.00	27,612,310.00	
		LOTTE REIT CO LTD	20,121.00	70,021,080.00	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	32,509.00	192,128,190.00	
		SK REITS CO LTD	27,115.00	135,168,275.00	
	韓国・ウォン小計		158,299.00	689,883,655.00 (71,540,935)	
	ユーロ	AEDIFICA	9,212.00	573,907.60	
		ALTAREA	723.00	75,481.20	
		CARE PROPERTY INVEST	5,582.00	66,984.00	
		CARMILA	10,208.00	180,273.28	
		COFINIMMO	7,511.00	468,310.85	
		COVIVIO	11,281.00	578,715.30	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	8,641.00	214,728.85	
		GECINA SA	11,158.00	970,746.00	
		HAMBORNER REIT AG	13,965.00	81,834.90	
		ICADE	5,968.00	125,328.00	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	7,889.00	21,063.63	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	76,629.00	416,478.61	
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	98,669.00	90,775.48	
		KLEPIERRE	46,044.00	1,399,737.60	
		MERCIALYS	15,342.00	173,518.02	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	76,249.00	749,527.67	
		MONTEA NV	4,332.00	285,478.80	
		NSI NV	3,834.00	83,964.60	
		RETAIL ESTATES	2,597.00	156,079.70	
		SHURGARD SELF STORAGE LTD	5,756.00	195,704.00	
		STONEWEG EUROPEAN REAL ESTAT	48,320.00	68,614.40	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	19,946.00	1,522,677.64	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	38,406.00	846,468.24	
		WERELDHAVE NV	6,708.00	104,778.96	
		XIOR STUDENT HOUSING NV	7,458.00	205,467.90	
	ユーロ小計		542,428.00	9,656,645.23 (1,575,964,502)	
投資証券合計				43,886,334,854 (43,886,334,854)	
合　計				43,886,334,854 (43,886,334,854)	

（注）金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	141 銘柄	77.8%	79.6%
カナダ・ドル	投資証券	22 銘柄	1.2%	1.3%
オーストラリア・ドル	投資証券	28 銘柄	6.8%	6.9%
香港・ドル	投資証券	5 銘柄	0.9%	1.0%
シンガポール・ドル	投資証券	22 銘柄	2.9%	3.0%
ニュージーランド・ドル	投資証券	1 銘柄	0.1%	0.1%
イギリス・ポンド	投資証券	33 銘柄	4.2%	4.3%
イスラエル・シュケル	投資証券	3 銘柄	0.1%	0.1%
韓国・ウォン	投資証券	7 銘柄	0.2%	0.2%
ユーロ	投資証券	25 銘柄	3.5%	3.6%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

ゴールド・インデックス・マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

	（2025年3月18日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	118,092,767
金銭信託	993,889
コール・ローン	147,478,435
投資信託受益証券	16,107,901,116
流動資産合計	16,374,466,207
資産合計	16,374,466,207
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	110
未払金	32,907,964
未払解約金	39,277,502
流動負債合計	72,185,576
負債合計	72,185,576
純資産の部	
元本等	
元本	7,538,259,200
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	8,764,021,431
元本等合計	16,302,280,631
純資産合計	16,302,280,631

負債純資産合計	16,374,466,207

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2025年3月18日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	7,538,259,200口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　2.1626円 （１万口当たりの純資産額21,626円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。

2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2025年3月18日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券）

	「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年3月18日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	32,892,816	－	32,892,706	△110
	小計	32,892,816	－	32,892,706	△110
合　計		32,892,816	－	32,892,706	△110

(注) 1．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年3月19日 至 2025年3月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年3月18日現在)	
開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	6,243,929,441円
同期中における追加設定元本額	2,453,398,419円
同期中における一部解約元本額	1,159,068,660円
2025年3月18日現在の元本の内訳	
日興ＦＷＳ・ゴールド（為替ヘッジあり）	148,608,857円
日興ＦＷＳ・ゴールド（為替ヘッジなし）	6,273,789,848円
三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）	763,660,106円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	1,851,724円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	29,617,708円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	142,963,922円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	131,587,203円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	46,179,832円
合　計	7,538,259,200円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	ISHARES GOLD TRUST	443,540.00	25,113,234.80	
		SPDR GOLD MINISHARES TRUST	1,389,810.00	82,610,306.40	
	アメリカ・ドル小計		1,833,350.00	107,723,541.20 (16,107,901,116)	
投資信託受益証券合計				16,107,901,116 (16,107,901,116)	
合　計				16,107,901,116 (16,107,901,116)	

(注) 金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率

アメリカ・ドル	投資信託受益証券	2銘柄	98.8%	100.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【中間財務諸表】

１．当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 284 条、第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 3 期中間計算期間（2025 年 3 月 19 日から 2025 年 9 月 18 日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2025年12月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）の2025年3月19日から2025年9月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）の2025年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年3月19日から2025年9月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第２期 （2025年 3月 18日現在）	第３期中間計算期間 （2025年 9月 18日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3,794	5,090
コール・ローン	563,043	521,573
親投資信託受益証券	63,479,519	44,260,390
派生商品評価勘定	－	2,913
未収入金	121,194	－
流動資産合計	64,167,550	44,789,966
資産合計	64,167,550	44,789,966
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	67,765	－
未払金	－	5,390
未払受託者報酬	8,102	8,013
未払委託者報酬	393,212	390,570
その他未払費用	1,871	1,063
流動負債合計	470,950	405,036
負債合計	470,950	405,036
純資産の部		
元本等		
元本	61,930,313	42,604,774
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,766,287	1,780,156
（分配準備積立金）	596,566	424,023
元本等合計	63,696,600	44,384,930
純資産合計	63,696,600	44,384,930
負債純資産合計	64,167,550	44,789,966

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期中間計算期間 自　2024年３月19日 至　2024年９月18日	第３期中間計算期間 自　2025年３月19日 至　2025年９月18日
営業収益		
受取利息	64	691
有価証券売買等損益	327,841	800,871
為替差損益	27,862	126,012
営業収益合計	355,767	927,574
営業費用		
受託者報酬	5,461	8,013
委託者報酬	265,752	390,570
その他費用	739	1,063
営業費用合計	271,952	399,646
営業利益又は営業損失（△）	83,815	527,928
経常利益又は経常損失（△）	83,815	527,928
中間純利益又は中間純損失（△）	83,815	527,928
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	－	△23,502
期首剰余金又は期首欠損金（△）	969,733	1,766,287
剰余金増加額又は欠損金減少額	829,534	－
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	829,534	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	537,561
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	537,561
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,883,082	1,780,156

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第３期中間計算期間 自 2025年３月19日 至 2025年９月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第２期 （2025年３月18日現在）	第３期中間計算期間 （2025年９月18日現在）
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	61,930,313口	42,604,774口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.0285円 （１万口当たりの純資産額10,285円）	１口当たり純資産額　1.0418円 （１万口当たりの純資産額10,418円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第３期中間計算期間 （2025年９月18日現在）
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

第2期（2025年3月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	4,387,672	－	4,455,437	△67,765
	小計	4,387,672	－	4,455,437	△67,765
合　計		4,387,672	－	4,455,437	△67,765

第3期中間計算期間（2025年9月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	926,992	－	924,079	2,913
	小計	926,992	－	924,079	2,913
合　計		926,992	－	924,079	2,913

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項　目	第2期 (2025年3月18日現在)	第3期中間計算期間 (2025年9月18日現在)
期首元本額	23,434,308円	61,930,313円
期中追加設定元本額	38,496,005円	-円
期中一部解約元本額	-円	19,325,539円

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2025年12月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）の2025年3月19日から2025年9月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）の2025年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年3月19日から2025年9月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第２期 （2025年 3月 18日現在）	第３期中間計算期間 （2025年 9月 18日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	46,892	150,747
コール・ローン	6,958,051	15,446,804
親投資信託受益証券	900,448,713	1,330,546,353
派生商品評価勘定	－	295,857
未収入金	2,038,624	－
流動資産合計	909,492,280	1,346,439,761
資産合計	909,492,280	1,346,439,761
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,216,749	12
未払金	－	512,441
未払受託者報酬	114,413	175,860
未払委託者報酬	5,913,363	9,088,520
その他未払費用	27,852	26,292
流動負債合計	7,272,377	9,803,125
負債合計	7,272,377	9,803,125
純資産の部		
元本等		
元本	817,574,813	1,150,007,378
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	84,645,090	186,629,258
（分配準備積立金）	13,041,850	12,873,069
元本等合計	902,219,903	1,336,636,636
純資産合計	902,219,903	1,336,636,636
負債純資産合計	909,492,280	1,346,439,761

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期中間計算期間 自　2024年３月19日 至　2024年９月18日	第３期中間計算期間 自　2025年３月19日 至　2025年９月18日
営業収益		
受取利息	2,362	20,104
有価証券売買等損益	1,352,811	69,007,640
為替差損益	2,812,928	△75,700
営業収益合計	4,168,101	68,952,044
営業費用		
受託者報酬	72,325	175,860
委託者報酬	3,738,860	9,088,520
その他費用	10,777	26,292
営業費用合計	3,821,962	9,290,672
営業利益又は営業損失（△）	346,139	59,661,372
経常利益又は経常損失（△）	346,139	59,661,372
中間純利益又は中間純損失（△）	346,139	59,661,372
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△570	487,363
期首剰余金又は期首欠損金（△）	21,135,809	84,645,090
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,738,380	44,393,859
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	33,738,380	44,393,859
剰余金減少額又は欠損金増加額	316,866	1,583,700
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	316,866	1,583,700
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	54,904,032	186,629,258

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第３期中間計算期間 自 2025年３月19日 至 2025年９月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第２期 (2025年３月18日現在)	第３期中間計算期間 (2025年９月18日現在)
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	817,574,813口	1,150,007,378口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.1035円 （１万口当たりの純資産額11,035円）	１口当たり純資産額　1.1623円 （１万口当たりの純資産額11,623円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第３期中間計算期間 (2025年９月18日現在)
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

第2期（2025年3月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	81,648,792	－	82,865,541	△1,216,749
	小計	81,648,792	－	82,865,541	△1,216,749
合　計		81,648,792	－	82,865,541	△1,216,749

第3期中間計算期間（2025年9月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	96,863,516	－	96,567,671	295,845
	小計	96,863,516	－	96,567,671	295,845
合　計		96,863,516	－	96,567,671	295,845

（注）1．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項　目	第2期 (2025年3月18日現在)	第3期中間計算期間 (2025年9月18日現在)
期首元本額	237,262,587円	817,574,813円
期中追加設定元本額	585,879,926円	346,976,153円
期中一部解約元本額	5,567,700円	14,543,588円

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2025年12月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）の2025年3月19日から2025年9月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）の2025年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年3月19日から2025年9月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第２期 （2025年 3月 18日現在）	第３期中間計算期間 （2025年 9月 18日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	194,045	582,124
コール・ローン	28,793,458	59,649,211
親投資信託受益証券	3,811,885,833	7,047,122,846
派生商品評価勘定	－	2,346,209
未収入金	12,139,495	142,110
流動資産合計	3,853,012,831	7,109,842,500
資産合計	3,853,012,831	7,109,842,500
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	7,144,857	45
未払金	－	3,704,505
未払解約金	－	499,999
未払受託者報酬	467,585	826,998
未払委託者報酬	24,939,908	44,108,826
その他未払費用	111,662	123,964
流動負債合計	32,664,012	49,264,337
負債合計	32,664,012	49,264,337
純資産の部		
元本等		
元本	3,308,098,764	5,650,478,058
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	512,250,055	1,410,100,105
（分配準備積立金）	97,474,742	95,616,299
元本等合計	3,820,348,819	7,060,578,163
純資産合計	3,820,348,819	7,060,578,163
負債純資産合計	3,853,012,831	7,109,842,500

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期中間計算期間 自　2024年３月19日 至　2024年９月18日	第３期中間計算期間 自　2025年３月19日 至　2025年９月18日
営業収益		
受取利息	7,190	55,863
有価証券売買等損益	5,285,486	487,797,013
為替差損益	13,837,736	△3,296,130
営業収益合計	19,130,412	484,556,746
営業費用		
支払利息	1	－
受託者報酬	278,055	826,998
委託者報酬	14,831,771	44,108,826
その他費用	41,624	123,964
営業費用合計	15,151,451	45,059,788
営業利益又は営業損失（△）	3,978,961	439,496,958
経常利益又は経常損失（△）	3,978,961	439,496,958
中間純利益又は中間純損失（△）	3,978,961	439,496,958
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	317,859	3,548,627
期首剰余金又は期首欠損金（△）	121,464,555	512,250,055
剰余金増加額又は欠損金減少額	148,497,949	476,397,147
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	148,497,949	476,397,147
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,030,185	14,495,428
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,030,185	14,495,428
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	270,593,421	1,410,100,105

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第３期中間計算期間 自 2025年３月19日 至 2025年９月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第２期 (2025年３月18日現在)	第３期中間計算期間 (2025年９月18日現在)
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	3,308,098,764口	5,650,478,058口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.1548円 （１万口当たりの純資産額11,548円）	１口当たり純資産額　1.2496円 （１万口当たりの純資産額12,496円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第３期中間計算期間 (2025年９月18日現在)
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

第2期（2025年3月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	464,476,840	－	471,621,697	△7,144,857
	小計	464,476,840	－	471,621,697	△7,144,857
合　計		464,476,840	－	471,621,697	△7,144,857

第3期中間計算期間（2025年9月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	756,154,019	－	753,807,855	2,346,164
	小計	756,154,019	－	753,807,855	2,346,164
合　計		756,154,019	－	753,807,855	2,346,164

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項　目	第2期 (2025年3月18日現在)	第3期中間計算期間 (2025年9月18日現在)
期首元本額	1,000,497,782円	3,308,098,764円
期中追加設定元本額	2,339,825,498円	2,432,093,076円
期中一部解約元本額	32,224,516円	89,713,782円

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2025年12月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）の2025年3月19日から2025年9月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）の2025年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年3月19日から2025年9月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第２期 （2025年 3月 18日現在）	第３期中間計算期間 （2025年 9月 18日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	170,156	514,128
コール・ローン	25,248,624	52,681,842
親投資信託受益証券	3,126,700,874	6,887,020,293
派生商品評価勘定	－	2,742,215
未収入金	14,867,124	157,012
流動資産合計	3,166,986,778	6,943,115,490
資産合計	3,166,986,778	6,943,115,490
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	8,682,953	25,941
未払金	－	4,229,036
未払受託者報酬	390,572	712,976
未払委託者報酬	20,833,145	38,027,942
その他未払費用	88,879	106,868
流動負債合計	29,995,549	43,102,763
負債合計	29,995,549	43,102,763
純資産の部		
元本等		
元本	2,612,896,024	5,188,694,534
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	524,095,205	1,711,318,193
（分配準備積立金）	79,438,524	77,985,069
元本等合計	3,136,991,229	6,900,012,727
純資産合計	3,136,991,229	6,900,012,727
負債純資産合計	3,166,986,778	6,943,115,490

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期中間計算期間 自　2024年３月19日 至　2024年９月18日	第３期中間計算期間 自　2025年３月19日 至　2025年９月18日
営業収益		
受取利息	5,090	56,992
有価証券売買等損益	△24,908,891	539,449,419
為替差損益	18,671,658	405,006
営業収益合計	△6,232,143	539,911,417
営業費用		
支払利息	1	－
受託者報酬	203,159	712,976
委託者報酬	10,837,578	38,027,942
その他費用	30,385	106,868
営業費用合計	11,071,123	38,847,786
営業利益又は営業損失（△）	△17,303,266	501,063,631
経常利益又は経常損失（△）	△17,303,266	501,063,631
中間純利益又は中間純損失（△）	△17,303,266	501,063,631
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	48,834	2,914,819
期首剰余金又は期首欠損金（△）	87,781,302	524,095,205
剰余金増加額又は欠損金減少額	209,202,006	704,252,866
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	209,202,006	704,252,866
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,348,718	15,178,690
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,348,718	15,178,690
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	277,282,490	1,711,318,193

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第３期中間計算期間 自 2025年３月19日 至 2025年９月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第２期 (2025年３月18日現在)	第３期中間計算期間 (2025年９月18日現在)
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	2,612,896,024口	5,188,694,534口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.2006円 （１万口当たりの純資産額12,006円）	１口当たり純資産額　1.3298円 （１万口当たりの純資産額13,298円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第３期中間計算期間 (2025年９月18日現在)
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

第2期（2025年3月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	570,914,153	－	579,597,106	△8,682,953
	小計	570,914,153	－	579,597,106	△8,682,953
合　計		570,914,153	－	579,597,106	△8,682,953

第3期中間計算期間（2025年9月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	895,333,748	－	892,617,474	2,716,274
	小計	895,333,748	－	892,617,474	2,716,274
合　計		895,333,748	－	892,617,474	2,716,274

（注）1．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項　目	第2期 (2025年3月18日現在)	第3期中間計算期間 (2025年9月18日現在)
期首元本額	580,404,012円	2,612,896,024円
期中追加設定元本額	2,061,044,642円	2,646,643,989円
期中一部解約元本額	28,552,630円	70,845,479円

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2025年12月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）の2025年3月19日から2025年9月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）の2025年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年3月19日から2025年9月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第２期 （2025年 3月 18日現在）	第３期中間計算期間 （2025年 9月 18日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	53,347	172,936
コール・ローン	7,915,876	17,720,404
親投資信託受益証券	985,560,335	2,546,245,700
派生商品評価勘定	241	1,138,148
未収入金	5,742,489	281,450
流動資産合計	999,272,288	2,565,558,638
資産合計	999,272,288	2,565,558,638
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,258,716	22,022
未払金	－	1,480,237
未払受託者報酬	127,761	228,399
未払委託者報酬	6,816,414	12,183,739
その他未払費用	29,011	34,178
流動負債合計	10,231,902	13,948,575
負債合計	10,231,902	13,948,575
純資産の部		
元本等		
元本	790,517,350	1,800,872,703
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	198,523,036	750,737,360
（分配準備積立金）	39,962,366	39,375,458
元本等合計	989,040,386	2,551,610,063
純資産合計	989,040,386	2,551,610,063
負債純資産合計	999,272,288	2,565,558,638

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期中間計算期間 自　2024年３月19日 至　2024年９月18日	第３期中間計算期間 自　2025年３月19日 至　2025年９月18日
営業収益		
受取利息	1,256	19,359
有価証券売買等損益	△5,990,795	205,895,365
為替差損益	6,135,125	962,057
営業収益合計	145,586	206,876,781
営業費用		
受託者報酬	66,785	228,399
委託者報酬	3,564,844	12,183,739
その他費用	9,929	34,178
営業費用合計	3,641,558	12,446,316
営業利益又は営業損失（△）	△3,495,972	194,430,465
経常利益又は経常損失（△）	△3,495,972	194,430,465
中間純利益又は中間純損失（△）	△3,495,972	194,430,465
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	7,355	1,652,064
期首剰余金又は期首欠損金（△）	37,484,348	198,523,036
剰余金増加額又は欠損金減少額	71,751,000	364,964,603
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	71,751,000	364,964,603
剰余金減少額又は欠損金増加額	85,998	5,528,680
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	85,998	5,528,680
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	105,646,023	750,737,360

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第３期中間計算期間 自 2025年３月19日 至 2025年９月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第２期 (2025年３月18日現在)	第３期中間計算期間 (2025年９月18日現在)
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	790,517,350口	1,800,872,703口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.2511円 （１万口当たりの純資産額12,511円）	１口当たり純資産額　1.4169円 （１万口当たりの純資産額14,169円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第３期中間計算期間 (2025年９月18日現在)
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

第2期（2025年3月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	212,960,421	－	216,218,896	△3,258,475
	小計	212,960,421	－	216,218,896	△3,258,475
合　計		212,960,421	－	216,218,896	△3,258,475

第3期中間計算期間（2025年9月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	385,570,582	－	384,454,456	1,116,126
	小計	385,570,582	－	384,454,456	1,116,126
合　計		385,570,582	－	384,454,456	1,116,126

（注）1．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項　目	第2期 (2025年3月18日現在)	第3期中間計算期間 (2025年9月18日現在)
期首元本額	202,763,721円	790,517,350円
期中追加設定元本額	600,709,497円	1,030,055,482円
期中一部解約元本額	12,955,868円	19,700,129円

(参考)

「三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型)」、「三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型)」、「三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型)」、「三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型)」および「三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型)」は、「国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号)」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「エマージング株式インデックス・マザーファンド」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」、「ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド」、「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」、「Ｊリート・インデックス・マザーファンド」、「外国リート・インデックス・マザーファンド」および「ゴールド・インデックス・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号)

（１）貸借対照表

（単位：円）

	(2025年9月18日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	34,205,480
コール・ローン	3,504,975,868
株式	445,121,228,090
派生商品評価勘定	26,106,800
未収配当金	186,919,704
差入委託証拠金	155,560,976
流動資産合計	449,028,996,918
資産合計	449,028,996,918
負債の部	
流動負債	
前受金	7,424,000
未払解約金	655,866,577
流動負債合計	663,290,577
負債合計	663,290,577
純資産の部	
元本等	
元本	77,542,987,768
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	370,822,718,573
元本等合計	448,365,706,341
純資産合計	448,365,706,341
負債純資産合計	449,028,996,918

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2025 年 3 月 19 日 至 2025 年 9 月 18 日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2025 年 9 月 18 日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	77,542,987,768 口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　5.7822 円 （１万口当たりの純資産額 57,822 円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2025 年 9 月 18 日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ

	取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年9月18日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち１年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	TOPIX 先物 0712 月	3,180,263,200	－	3,206,370,000	26,106,800
	小計	3,180,263,200	－	3,206,370,000	26,106,800
合　計		3,180,263,200	－	3,206,370,000	26,106,800

(注) １．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025年9月18日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	73,935,529,255円
同期中における追加設定元本額	8,752,402,095円
同期中における一部解約元本額	5,144,943,582円
2025年9月18日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,370,197,794円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	974,382,540円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	4,480,736,482円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	3,993,136,467円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	112,641,652円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	2,656,014円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	9,799,386円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	30,889,061円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	103,596,826円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	104,612,149円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	221,054,427円
国内株式指数ファンド（ＴＯＰＩＸ）	1,383,514,963円

三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・日本株インデックスファンド	33,339,674,682円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	135,516,069円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	226,871,864円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	142,180,600円
イオン・バランス戦略ファンド	43,052,736円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	102,972,974円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	218,695,746円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	233,663,699円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	991,151,555円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	618,267,100円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	794,185,849円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	81,349,530円
三井住友ＤＳ・国内株式インデックス年金ファンド	2,034,278,035円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	45,912,594円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	318,499,974円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	318,517,105円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	29,223,649円
日興ＦＷＳ・日本株インデックス	3,772,069,675円
三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド	277,215,074円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	64,381,080円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	39,853,113円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	40,657,361円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	28,830,617円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	24,308,103円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	449,189円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	33,815,163円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	260,649,461円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	332,227,210円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	151,469,344円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	550,269円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	955,694円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	1,209,446円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	1,754,803円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（積極コース）	852,862円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	278,550円
ＳＭＡＭ・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	1,928,553,897円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	5,689,247円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	21,806,871円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	384,915,844円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	775,868,095円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	3,172,215,662円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	20,148,687円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	74,925,040円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	475,991,476円

ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	26,944,104円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	127,128,769円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	461,917,363円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	269,501,032円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	791,612,175円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	16,740,216円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	16,355,153円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	12,814,117円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	12,897,652円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	37,713,833円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	109,865,349円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	19,645,730円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	18,636,359円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	5,594,593円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３０Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	19,544,004円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	245,075,054円
ＳＭＡＭ・国内株式インデックスファンド・ＶＡ（適格機関投資家専用）	130,662,425円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	96,707,170円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	35,617,036円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	31,649,859円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	17,430,871円
ＳＭＡＭ・年金パッシブ日本株式ファンド＜非課税適格機関投資家限定＞	2,046,523,064円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	42,106,514円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	21,821,158円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	33,829,176円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	478,260,988円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	63,520,649円
合　計	77,542,987,768円

外国株式インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2025年9月18日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	12,709,364,398
金銭信託	4,542,058
コール・ローン	465,416,769
株式	1,065,169,548,617
投資証券	18,167,450,529
派生商品評価勘定	741,183

未収入金	14,635,889
未収配当金	1,166,344,981
差入委託証拠金	4,703,241,720
流動資産合計	1,102,401,286,144
資産合計	1,102,401,286,144
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	80,817,306
未払解約金	586,664,536
流動負債合計	667,481,842
負債合計	667,481,842
純資産の部	
元本等	
元本	100,660,184,560
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,001,073,619,742
元本等合計	1,101,733,804,302
純資産合計	1,101,733,804,302
負債純資産合計	1,102,401,286,144

（２）注記表

(重要な会計方針の注記)

項　目	自 2025年3月19日 至 2025年9月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

3．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項　目	(2025年9月18日現在)
1．　当計算期間の末日における受益権の総数	100,660,184,560口
2．　1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　10.9451円 (1万口当たりの純資産額109,451円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2025年9月18日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券(株式、新株予約権証券、投資証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年9月18日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	S&P 500 EMINI FUT DEC25	14,431,227,626	-	14,386,935,203	△44,292,423
	SPI 200 FUTURES DEC25	521,702,286	-	519,180,852	△2,521,434
	FTSE 100 IDX FUT	685,891,674	-	686,632,858	741,184

	DEC25				
	EURO STOXX 50 DEC25	2,443,997,474	－	2,410,481,203	△33,516,271
	小計	18,082,819,060	－	18,003,230,116	△79,588,944
合　計		18,082,819,060	－	18,003,230,116	△79,588,944

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち１年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカ・ドル	512,307,100	－	512,786,738	△479,638
	ユーロ	61,511,040	－	61,518,580	△7,540
	小計	573,818,140	－	574,305,318	△487,178
合　計		573,818,140	－	574,305,318	△487,178

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2025年9月18日現在）
開示対象ファンドの

期首における当該親投資信託の元本額	96,452,069,469 円
同期中における追加設定元本額	7,739,510,162 円
同期中における一部解約元本額	3,531,395,071 円
2025 年 9 月 18 日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国株式インデックスファンドＳ	48,578,029,832 円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	251,635,990 円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	986,874,528 円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	819,571,156 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	34,764,171 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	596,635 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	2,308,503 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	7,593,609 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	26,090,965 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	33,753,132 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	84,634,280 円
外国株式指数ファンド	1,305,502,541 円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド	27,764,119,947 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	60,253,000 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	100,555,022 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	61,940,488 円
イオン・バランス戦略ファンド	17,001,270 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	43,719,899 円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	158,732,217 円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	165,694,010 円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	664,275,222 円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	426,084,309 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	615,096,949 円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	86,251,583 円
三井住友ＤＳ・外国株式インデックス年金ファンド	4,162,547,882 円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	12,341,509 円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	71,790,777 円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	67,028,478 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	12,596,298 円
ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（ＭＳＣＩコクサイ）	4,022,550,132 円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	149,441,709 円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	4,419,328,318 円
三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド	239,756,237 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	22,392,053 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	14,920,661 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	16,236,459 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	12,257,068 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	10,498,030 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	81,773 円

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	6,931,467 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	55,875,075 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	72,902,223 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	33,698,258 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	501,285 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	1,866,175 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	3,219,206 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	4,676,242 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（積極コース）	8,559,369 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	119,341 円
ＳＭＡＭ・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	182,943,794 円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	1,465,445 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	5,767,624 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	135,174,041 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	359,082,486 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	1,673,932,240 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	5,514,907 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	26,157,809 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	285,255,423 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	20,713,812 円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	46,928,215 円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	244,651,603 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	142,374,169 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	315,205,957 円
三井住友・外国株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	143,173,260 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	26,743,194 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	2,823,833 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	2,700,654 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	2,893,907 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	6,548,900 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	24,925,419 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	51,100,062 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	18,531,102 円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	85,277,882 円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	29,270,660 円
ＳＭＡＭ・外国株式インデックスファンドＳＡ＜適格機関投資家限定＞	819,086,271 円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	21,831,993 円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	11,339,318 円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	17,588,150 円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	197,067,400 円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	36,919,747 円

合　計	100,660,184,560円

エマージング株式インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2025年9月18日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	3,123,231,291
金銭信託	1,899,744
コール・ローン	194,663,460
株式	62,591,542,913
投資信託受益証券	2,742,179,287
投資証券	4,569,989,334
派生商品評価勘定	35,032,718
未収入金	375,477
未収配当金	127,093,768
差入委託証拠金	1,183,375,175
流動資産合計	74,569,383,167
資産合計	74,569,383,167
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	125,915
未払解約金	127,062,072
流動負債合計	127,187,987
負債合計	127,187,987
純資産の部	
元本等	
元本	28,421,779,915
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	46,020,415,265
元本等合計	74,442,195,180
純資産合計	74,442,195,180
負債純資産合計	74,569,383,167

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2025年3月19日 至 2025年9月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の

	最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項　目	(2025年9月18日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	28,421,779,915口
2. １単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　2.6192円 （１万口当たりの純資産額26,192円）

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2025年9月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資信託受益証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年9月18日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	MSCI EMGMKT DEC25	4,510,541,347	－	4,545,574,030	35,032,683
	小計	4,510,541,347	－	4,545,574,030	35,032,683
合　計		4,510,541,347	－	4,545,574,030	35,032,683

(注) 1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	台湾・ドル	170,660	－	170,695	35
	小計	170,660	－	170,695	35
	売建				
	アメリカ・ドル	40,770,660	－	40,896,575	△125,915
	小計	40,770,660	－	40,896,575	△125,915
合　計		40,941,320	－	41,067,270	△125,880

(注) 1．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025年9月18日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	26,493,814,161円
同期中における追加設定元本額	3,303,097,764円
同期中における一部解約元本額	1,375,132,010円
2025年9月18日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド	14,929,940,722円
三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド	3,749,136,269円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	159,917,380円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	263,896,335円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	185,900,293円
イオン・バランス戦略ファンド	97,967,764円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	79,643,295円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	127,590,169円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	109,016,058円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	541,713,336円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	382,608,859円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	607,577,827円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	183,946,431円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	22,975,425円
日興ＦＷＳ・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）	433,816,965円
日興ＦＷＳ・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）	5,944,150,153円
三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド	98,229,164円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	47,544,804円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	29,755,263円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	30,516,571円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	22,378,249円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	18,854,180円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	148,182円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	10,833,000円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	85,615,232円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	110,179,652円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	50,687,548円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	349,323円

三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	458,942 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	501,237 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	678,615 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（積極コース）	1,957,560 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	216,670 円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	93,078,442 円
合　計	28,421,779,915 円

国内債券パッシブ・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2025 年 9 月 18 日現在）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	4,150,689
コール・ローン	425,313,907
国債証券	103,738,010,850
地方債証券	9,860,039,200
特殊債券	8,963,823,469
社債券	8,809,605,300
未収利息	461,611,338
前払費用	39,956,953
流動資産合計	132,302,511,706
資産合計	132,302,511,706
負債の部	
流動負債	
未払金	37,524,200
未払解約金	21,710,000
流動負債合計	59,234,200
負債合計	59,234,200
純資産の部	
元本等	
元本	116,111,912,705
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	16,131,364,801
元本等合計	132,243,277,506
純資産合計	132,243,277,506
負債純資産合計	132,302,511,706

（２）注記表

(重要な会計方針の注記)

項　目	自 2025 年 3 月 19 日 至 2025 年 9 月 18 日

１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 　金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 　金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 　直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項　目	(2025年9月18日現在)
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	116,111,912,705口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.1389円 （１万口当たりの純資産額11,389円）

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2025年9月18日現在)
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2025年9月18日現在)

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	109,927,663,766円
同期中における追加設定元本額	25,369,574,090円
同期中における一部解約元本額	19,185,325,151円
2025年9月18日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	12,427,643,778円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	20,812,289,945円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	5,775,854,583円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	1,092,818,692円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	46,593,656円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	168,276,545円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	523,473,545円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	1,293,645,943円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	819,831,303円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	994,097,171円
三井住友・ＤＣ年金バランスゼロ（債券型）	125,254,489円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	799,148,887円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	309,762,459円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	15,219,429円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	431,716,430円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	4,983,207,984円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	1,585,347,454円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	3,078,617,735円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	721,715,394円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	142,117,275円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	614,641,685円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	631,496,869円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	1,597,152,901円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	477,954,643円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	75,847,012円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	1,015,977,725円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	494,198,366円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	322,034,077円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	75,460,071円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	63,464,044円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	16,610,975円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	247,658,683円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	853,144,770円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	452,851,330円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	28,668,628円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	7,975,373円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	4,956,349円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	2,763,822円

三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	271,280円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	701,526円
ＳＭＡＭ・年金グローバル債券ファンド＜適格機関投資家限定＞	899,580,930円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	5,232,418,352円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	5,699,862,890円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	14,973,420,755円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	292,510,306円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	494,394,658円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	319,556,434円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	117,811,413円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	1,642,971,004円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	2,200,458,553円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	2,034,913,289円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	6,721,133,495円
三井住友・国内債券インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	799,071,758円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	340,558,634円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	362,681,571円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	128,855,097円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	61,375,546円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	931,042,169円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	1,813,132,317円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	455,855,797円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	193,357,787円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	26,734,828円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３０Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	228,774,049円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	4,145,568,270円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	1,027,760,503円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	510,419,033円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	785,080,325円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	542,150,116円
合　計	116,111,912,705円

外国債券パッシブ・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2025年9月18日現在）	
資産の部	
流動資産	
預金	316,505,882
金銭信託	6,065,211
コール・ローン	621,491,550
国債証券	206,789,406,616

未収利息	1,705,815,043
前払費用	154,585,237
流動資産合計	209,593,869,539
資産合計	209,593,869,539
負債の部	
流動負債	
未払解約金	142,598,053
流動負債合計	142,598,053
負債合計	142,598,053
純資産の部	
元本等	
元本	87,143,419,742
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	122,307,851,744
元本等合計	209,451,271,486
純資産合計	209,451,271,486
負債純資産合計	209,593,869,539

（２）注記表

(重要な会計方針の注記)

項　目	自 2025年3月19日 至 2025年9月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2025年9月18日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	87,143,419,742口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　2.4035円 （１万口当たりの純資産額24,035円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2025年9月18日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

（2025年9月18日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	86,928,675,472円
同期中における追加設定元本額	8,536,408,558円
同期中における一部解約元本額	8,321,664,288円
2025年9月18日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンドＳ	30,082,277,561円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	1,079,084,317円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	2,878,042,740円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	1,835,518,539円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	169,454,514円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	5,424,049円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	19,040,682円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	60,938,316円

三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	225,253,742 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	198,101,000 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	350,584,536 円
三井住友・ＤＣ年金バランスゼロ（債券型）	15,679,762 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	66,960,590 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	116,822,940 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	72,771,658 円
イオン・バランス戦略ファンド	77,559,621 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	81,873,484 円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	460,329,235 円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	299,310,716 円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	1,010,902,710 円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	342,017,927 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	193,966,337 円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	390,433,184 円
三井住友ＤＳ・外国債券インデックス年金ファンド	1,915,778,818 円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	55,780,847 円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	216,251,468 円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	151,175,196 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	23,046,590 円
日興ＦＷＳ・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）	5,773,338,536 円
三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド	226,478,819 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	46,037,728 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	29,644,876 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	30,893,904 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	22,391,854 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	19,344,498 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	2,676,442 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	79,483,326 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	366,356,984 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	286,465,292 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	79,372,927 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	100,266 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	136,046 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	271,627 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	413,781 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	216,283 円
ＳＭＡＭ・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	8,029,623,187 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	13,197,575 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	2,170,323,806 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	3,015,336,121 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	7,482,091,895 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	23,463,444 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	58,886,252 円

ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	637,992,139円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	89,546,171円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	711,793,367円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	1,097,298,371円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	971,816,314円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	2,833,755,891円
ＳＭＡＭ・外国債券パッシブファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	4,898,260,901円
三井住友・外国債券インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	255,865,122円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	80,683,510円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	39,390,934円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	18,394,400円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	12,253,626円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	45,104,324円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	264,330,531円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	47,321,412円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	26,157,242円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	5,515,115円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	590,287,163円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	373,889,723円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	456,104,094円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	187,983,977円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	151,496,529円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	215,570,897円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	110,943,816円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	171,684,898円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	2,421,219,592円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	277,833,135円
合　計	87,143,419,742円

ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2025年9月18日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	66,394,142
金銭信託	4,603,272
コール・ローン	471,689,246
国債証券	36,398,149,315
派生商品評価勘定	1,881,856
未収利息	284,092,514

前払費用	28,084,628
流動資産合計	37,254,894,973
資産合計	37,254,894,973
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	245,027,467
未払金	322,808,373
流動負債合計	567,835,840
負債合計	567,835,840
純資産の部	
元本等	
元本	30,257,533,828
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	6,429,525,305
元本等合計	36,687,059,133
純資産合計	36,687,059,133
負債純資産合計	37,254,894,973

（２）注記表

(重要な会計方針の注記)

項　目	自 2025年3月19日 至 2025年9月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項　目	(2025年9月18日現在)
1.　当計算期間の末日における受益権の総数	30,257,533,828口
2.　1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.2125円 (1万口当たりの純資産額12,125円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2025年9月18日現在)
1.　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　時価の算定方法	(1) 有価証券(国債証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3.　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年9月18日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区　分	種　類	契約額等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	230,700,139	-	231,006,216	306,077
	カナダ・ドル	7,551,506	-	7,563,197	11,691
	イギリス・ポンド	33,756,906	-	33,869,360	112,454
	デンマーク・クローネ	230,351	-	232,631	2,280
	メキシコ・ペソ	2,112,891	-	2,158,731	45,840
	オフショア・人民元	56,132,454	-	56,254,918	122,464
	ユーロ	144,582,267	-	145,029,288	447,021
	小計	475,066,514	-	476,114,341	1,047,827
	売建				
	アメリカ・ドル	16,605,588,367	-	16,654,067,643	△48,479,276

	カナダ・ドル	723,480,607	－	722,866,650	613,957
	オーストラリア・ドル	464,556,668	－	473,155,330	△8,598,662
	シンガポール・ドル	329,264,928	－	330,976,800	△1,711,872
	ニュージーランド・ドル	106,290,720	－	106,913,937	△623,217
	イギリス・ポンド	2,058,082,963	－	2,081,407,671	△23,324,708
	イスラエル・シュケル	134,712,732	－	135,113,440	△400,708
	デンマーク・クローネ	80,480,785	－	81,420,850	△940,065
	ノルウェー・クローネ	58,389,409	－	59,917,019	△1,527,610
	スウェーデン・クローナ	66,899,099	－	68,250,816	△1,351,717
	メキシコ・ペソ	305,841,333	－	312,776,136	△6,934,803
	オフショア・人民元	4,176,916,282	－	4,194,847,202	△17,930,920
	ポーランド・ズロチ	245,539,724	－	249,008,112	△3,468,388
	ユーロ	10,911,775,226	－	11,041,290,675	△129,515,449
	小計	36,267,818,843	－	36,512,012,281	△244,193,438
合　計		36,742,885,357	－	36,988,126,622	△243,145,611

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2025年9月18日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	28,763,356,005円
同期中における追加設定元本額	7,711,200,474円
同期中における一部解約元本額	6,217,022,651円
2025年9月18日現在の元本の内訳	

アセットアロケーション・ファンド（安定型）	1,508,213,596円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	588,366,390円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	11,817,388円
イオン・バランス戦略ファンド	758,333,148円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	4,282,399,899円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	2,084,557,411円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	3,556,865,518円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	1,011,252,334円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	131,987,012円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	189,671,083円
日興ＦＷＳ・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）	377,886,070円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	10,492,284円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	292,266,172円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	1,004,404,033円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	533,054,254円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	33,207,826円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	25,941,186円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	14,306,851円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	7,547,226円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	628,207円
ＳＭＡＭ・年金グローバル債券ファンド＜適格機関投資家限定＞	856,214,589円
ＳＭＡＭ・ヘッジ付き年金外国債券パッシブファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	9,913,699,811円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	990,448,480円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	493,367,888円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	759,798,811円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	820,806,361円
合　計	30,257,533,828円

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2025年9月18日現在）	
資産の部	
流動資産	
預金	362,973,073
金銭信託	924,932
コール・ローン	94,776,175
国債証券	12,311,280,114
社債券	149,500,707
派生商品評価勘定	211,545
未収利息	164,035,178
前払費用	9,236,704

流動資産合計	13,092,938,428
資産合計	13,092,938,428
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,395,085
流動負債合計	2,395,085
負債合計	2,395,085
純資産の部	
元本等	
元本	11,085,439,333
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2,005,104,010
元本等合計	13,090,543,343
純資産合計	13,090,543,343
負債純資産合計	13,092,938,428

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2025年3月19日 至 2025年9月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2025年9月18日現在)
１．　当計算期間の末日における	11,085,439,333口

受益権の総数	
2．　1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.1809円 （1万口当たりの純資産額11,809円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2025年9月18日現在）
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2025年9月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	65,922,300	－	66,133,845	211,545
	小計	65,922,300	－	66,133,845	211,545
合　計		65,922,300	－	66,133,845	211,545

（注）1．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもと

に計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025年9月18日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	9,795,008,195円
同期中における追加設定元本額	1,754,405,474円
同期中における一部解約元本額	463,974,336円
2025年9月18日現在の元本の内訳	
日興ＦＷＳ・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）	276,373,490円
日興ＦＷＳ・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）	9,202,178,286円
三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド	142,871,200円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	108,722,669円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	323,842,277円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	219,197,175円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	97,286,637円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	27,614,987円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	54,835,889円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	35,278,034円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	36,673,231円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	26,622,100円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	23,199,355円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	205,373円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	20,654,477円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	165,079,455円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	219,972,137円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	100,651,916円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	296,601円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	758,856円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	1,166,487円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	1,698,697円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	260,004円
合　計	11,085,439,333円

Ｊリート・インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2025年9月18日現在）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	814,366
コール・ローン	83,446,687
投資証券	27,314,156,500
派生商品評価勘定	695,600
未収配当金	336,426,370
差入委託証拠金	1,591,055
流動資産合計	27,737,130,578
資産合計	27,737,130,578
負債の部	
流動負債	
前受金	800,000
未払金	36,719,068
未払解約金	8,752,437
流動負債合計	46,271,505
負債合計	46,271,505
純資産の部	
元本等	
元本	9,129,005,186
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	18,561,853,887
元本等合計	27,690,859,073
純資産合計	27,690,859,073
負債純資産合計	27,737,130,578

（２）注記表

(重要な会計方針の注記)

項　目	自 2025年3月19日 至 2025年9月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券

	直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(貸借対照表に関する注記)

項　目	(2025年9月18日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	9,129,005,186口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　3.0333円 (1万口当たりの純資産額30,333円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2025年9月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(投資証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年9月18日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	リート指数先物取引 買建 TREIT 先物 0712月	37,844,400	-	38,540,000	695,600

	小計	37,844,400	－	38,540,000	695,600
合　計		37,844,400	－	38,540,000	695,600

（注）１．時価の算定方法

リート指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)リート指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2025年9月18日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	7,890,015,599円
同期中における追加設定元本額	2,239,355,295円
同期中における一部解約元本額	1,000,365,708円
2025年9月18日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	176,759,793円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	335,655,453円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	208,171,070円
イオン・バランス戦略ファンド	41,733,117円
三井住友・ＤＣ日本リートインデックスファンド	3,485,403,943円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	65,985,948円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	53,694,254円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	61,822,836円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	272,920,664円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	181,588,020円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	152,248,884円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	76,908,886円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	18,753,214円
三井住友ＤＳ・国内リートインデックス年金ファンド	576,976,316円
日興ＦＷＳ・Ｊリートインデックス	1,644,888,484円
三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド	531,034,526円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	37,711,512円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	24,349,821円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	25,207,184円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	18,221,374円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	15,661,507円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	360,338円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	33,167,121円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	265,610,917円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	342,646,942円

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	158,585,386 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	538,367 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	1,450,608 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	2,200,239 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	2,564,175 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	183,168 円
ＳＭＡＭ・世界リート・インデックスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	2,297,444 円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	135,900,571 円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	69,944,535 円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	107,858,569 円
合　計	9,129,005,186 円

外国リート・インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2025 年 9 月 18 日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	406,989,976
金銭信託	3,011,478
コール・ローン	308,580,900
投資証券	48,873,082,214
派生商品評価勘定	33,722
未収入金	1,164,130
未収配当金	158,990,110
流動資産合計	49,751,852,530
資産合計	49,751,852,530
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,005,177
未払解約金	24,597,540
流動負債合計	25,602,717
負債合計	25,602,717
純資産の部	
元本等	
元本	13,614,401,523
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	36,111,848,290
元本等合計	49,726,249,813
純資産合計	49,726,249,813
負債純資産合計	49,751,852,530

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2025 年 3 月 19 日 至 2025 年 9 月 18 日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2025 年 9 月 18 日現在)
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	13,614,401,523 口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　3.6525 円 （１万口当たりの純資産額 36,525 円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2025 年 9 月 18 日現在)
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年9月18日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	217,300,000	－	216,548,231	△751,769
	オーストラリア・ドル	26,600,000	－	26,436,975	△163,025
	シンガポール・ドル	5,800,000	－	5,792,071	△7,929
	イギリス・ポンド	12,200,000	－	12,183,661	△16,339
	ユーロ	15,200,000	－	15,233,722	33,722
	小計	277,100,000	－	276,194,660	△905,340
	売建				
	アメリカ・ドル	21,400,000	－	21,466,115	△66,115
	小計	21,400,000	－	21,466,115	△66,115
合　計		298,500,000	－	297,660,775	△971,455

(注) １．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2025年9月18日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	12,645,947,671円
同期中における追加設定元本額	1,328,229,455円
同期中における一部解約元本額	359,775,603円
2025年9月18日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	13,927,335円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	22,401,685円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	13,957,570円
イオン・バランス戦略ファンド	33,423,378円
三井住友・ＤＣ外国リートインデックスファンド	10,328,999,570円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	17,263,393円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	43,524,344円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	49,963,708円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	219,945,448円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	147,696,011円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	126,678,271円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	191,500,635円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	4,916,220円
三井住友ＤＳ・外国リートインデックス年金ファンド	721,964,455円
日興ＦＷＳ・Ｇリートインデックス（為替ヘッジあり）	57,307,233円
日興ＦＷＳ・Ｇリートインデックス（為替ヘッジなし）	1,299,920,351円
三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド	122,638,068円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	12,406,728円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	6,961,499円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	6,511,319円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	4,897,889円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	4,152,603円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	64,129円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	2,333,596円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	22,660,150円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	29,569,973円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	13,635,004円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	251,853円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	255,240円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	465,215円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	694,759円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	47,273円
ＳＭＡＭ・世界リート・インデックスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	26,397,854円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	67,068,764円
合　計	13,614,401,523円

ゴールド・インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2025年9月18日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	148,419,517
金銭信託	1,876,592
コール・ローン	192,291,155
投資信託受益証券	21,549,597,765
流動資産合計	21,892,185,029
資産合計	21,892,185,029
負債の部	
流動負債	
未払解約金	49,840,109
流動負債合計	49,840,109
負債合計	49,840,109
純資産の部	
元本等	
元本	8,453,286,182
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	13,389,058,738
元本等合計	21,842,344,920
純資産合計	21,842,344,920
負債純資産合計	21,892,185,029

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2025年3月19日 至 2025年9月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 　「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2025 年 9 月 18 日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	8,453,286,182 口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　2.5839 円 （１万口当たりの純資産額 25,839 円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2025 年 9 月 18 日現在）
１．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券） 　「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 　デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

　該当事項はありません。

（その他の注記）

（2025 年 9 月 18 日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	7,538,259,200 円
同期中における追加設定元本額	1,312,853,519 円
同期中における一部解約元本額	397,826,537 円
2025 年 9 月 18 日現在の元本の内訳	

日興ＦＷＳ・ゴールド（為替ヘッジあり）	140,532,138円
日興ＦＷＳ・ゴールド（為替ヘッジなし）	6,801,105,673円
三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）	931,694,350円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	285,317円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	27,010,096円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	213,159,270円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	240,640,534円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	98,858,804円
合　計	8,453,286,182円

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	44,430,308円
Ⅱ　負債総額	35,145円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	44,395,163円
Ⅳ　発行済口数	42,604,774口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.0420円 （10,420円）

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	1,392,910,275円
Ⅱ　負債総額	1,892,929円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,391,017,346円
Ⅳ　発行済口数	1,193,645,802口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.1654円 （11,654円）

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	7,320,871,059円
Ⅱ　負債総額	16,075,336円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,304,795,723円
Ⅳ　発行済口数	5,818,114,250口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.2555円 （12,555円）

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	7,285,037,176円
Ⅱ　負債総額	25,549,179円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,259,487,997円
Ⅳ　発行済口数	5,425,820,263口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.3380円 （13,380円）

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	2,776,328,644円
Ⅱ　負債総額	5,969,093円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,770,359,551円
Ⅳ　発行済口数	1,941,006,822口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.4273円 （14,273円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ　名義書換

該当事項はありません。

ロ　受益者名簿

作成しません。

ハ　受益者に対する特典

ありません。

ニ　受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

ａ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

ｂ．上記ａの申請のある場合には、上記ａの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記ａの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

ｃ．上記ａの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ　償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ　資本金の額および株式数

	2025年9月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ　最近５年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ　会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

ニ　投資信託の運用の流れ

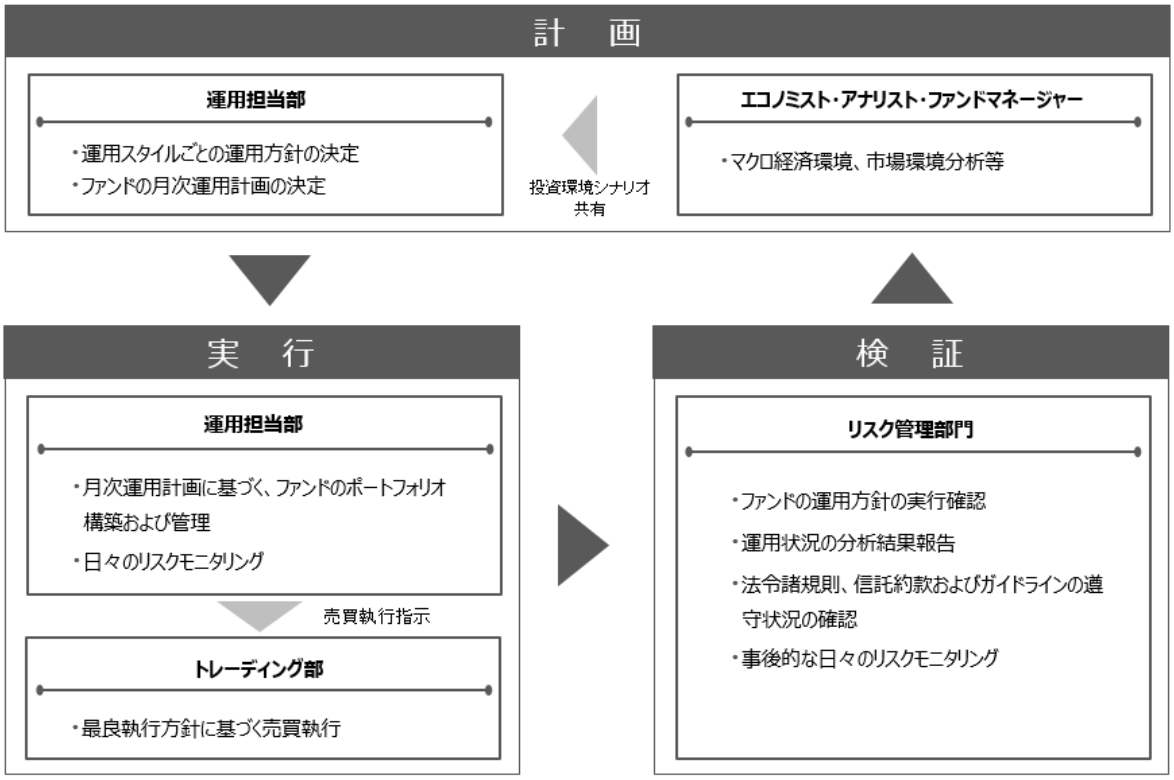

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025 年 9 月 30 日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本　数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	652	14,535,591
単位型株式投資信託	68	617,998
追加型公社債投資信託	1	23,276
単位型公社債投資信託	119	175,000
合　計	840	15,351,866

3【委託会社等の経理状況】

1　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

2　当社は、当事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　藤　栄　裕
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深　井　康　治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す

ることにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		66,540,261	52,028,017
金銭の信託		23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託		300,051	500,353
前払費用		583,635	644,114
未収入金		193,837	250,860
未収委託者報酬		14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬		3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬		406,420	292,775
未収収益		84,166	79,998
未収還付法人税等		－	125,792
その他の流動資産		43,391	134,288
流動資産合計		109,410,202	106,105,936
固定資産			
有形固定資産	※1		
建物		1,265,924	1,157,214
器具備品		516,485	471,243
土地		710	710
リース資産		1,782	－
有形固定資産合計		1,784,901	1,629,168
無形固定資産			
ソフトウェア		2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定		101,101	511,487
のれん		2,740,868	2,436,327
顧客関連資産		9,332,065	7,218,790
電話加入権		12,706	12,706
商標権		30	24
無形固定資産合計		14,793,389	12,254,141
投資その他の資産			
投資有価証券		9,976,957	9,257,612
関係会社株式		1,927,221	1,740,365
長期差入保証金		1,361,654	1,360,241
長期前払費用		44,009	75,691
会員権		90,479	90,479
繰延税金資産		716,093	942,908
貸倒引当金		△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計		14,095,666	13,446,548
固定資産合計		30,673,957	27,329,857
資産合計		140,084,160	133,435,793

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	－
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 50,045	△ 88,646
評価・換算差額等合計	△ 50,045	△ 88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

（2）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124
運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787
賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177
営業利益	6,371,877	10,392,045

（単位：千円）

		前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
営業外収益			
受取配当金		11,021,392	388,907
受取利息		2,840	46,258
金銭の信託運用益		199,056	－
時効成立分配金・償還金		461	506
原稿・講演料		2,143	2,440
投資有価証券償還益		5,384	115
投資有価証券売却益		12,261	826
投資事業組合運用益		－	36,683
為替差益		－	75,948
不動産賃貸料		108,505	117,054
雑収入		20,632	41,618
営業外収益合計		11,372,678	710,359
営業外費用			
金銭の信託運用損		－	88,979
投資有価証券償還損		10,829	137,207
投資有価証券売却損		48,575	93
投資事業組合運用損		－	56,719
為替差損		4,701	－
雑損失		－	4,818
営業外費用合計		64,106	287,820
経常利益		17,680,450	10,814,585
特別利益			
子会社株式売却益	※1	14,096,622	672,682
特別利益合計		14,096,622	672,682
特別損失			
固定資産除却損	※2	12,385	76,933
固定資産売却損		－	204
投資有価証券評価損		－	3,191
特別損失合計		12,385	80,328
税引前当期純利益		31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税		7,802,794	3,062,795
法人税等調整額		△ 1,314,394	△ 162,825
法人税等合計		6,488,400	2,899,969
当期純利益		25,276,287	8,506,969

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	－	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,591,892	△ 1,591,892			△ 1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△ 2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	△ 10,838,419	△ 10,838,419			△ 10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△ 38,600	△ 38,600	△ 38,600
当期変動額合計	△ 2,331,449	△ 2,331,449	△ 38,600	△ 38,600	△ 2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)
1．重要な資産の評価基準及び評価方法
⑴有価証券
①子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

②その他有価証券
市場価格のない株式等以外
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）
組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

⑵金銭の信託
運用目的の金銭の信託：時価法

2．固定資産の減価償却の方法
⑴有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　8～30年
器具備品　4～15年

⑵無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、主な償却年数は次のとおりであります。
のれん　14年
顧客関連資産　6～19年
ソフトウェア（自社利用分）　5年

⑶リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準
⑴貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

⑶退職給付引当金
従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４．収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
(1)委託者報酬
委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬
運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬
投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)
前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。
この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた 129,137 千円は、「不動産賃貸料」108,505 千円、「雑収入」20,632 千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)
１．リースに関する会計基準等
・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号　2024 年 9 月 13 日　企業会計基準委員会)
・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会)

(1)概要
国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日
2028 年 3 月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響
「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

２．金融商品会計に関する実務指針
・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第 9 号　2025 年 3 月 11 日　企業会計基準委員会)

(1)概要
企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日
2027 年 3 月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響
「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	－千円

2　当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

※1　子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2　固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	－千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日　至 2024年3月31日)

1．発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

2．剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024年4月1日　至 2025年3月31日)

１．発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

２．剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,129,463
1年超	－	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（(注1) 参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	－
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	9,292,678	9,292,678	－
資産計	32,728,510	32,728,510	－

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	－
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	7,659,105	7,659,105	－
資産計	39,411,157	39,411,157	－

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
その他有価証券		
(1)非上場株式	40,370	40,367
(2)組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針 27-3 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）　（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	－	23,435,831	－	23,435,831
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	－	9,292,678	－	9,292,678
資産計	－	32,728,510	－	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）　（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	－	31,752,052	－	31,752,052
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	－	7,659,105	－	7,659,105
資産計	－	39,411,157	－	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券①その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式 1,740,365 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	△132,659
小計	6,950,495	7,083,155	△132,659
合計	7,659,105	7,769,371	△110,265

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　1,598,506千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

３．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日　至 2024年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度(自 2024年4月1日　至 2025年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	△34,405	△153,045
退職給付の支払額	△466,321	△698,074
過去勤務費用の発生額	△20,064	－
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	－	－
未認識過去勤務費用	－	－
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	△34,405	△153,045
過去勤務費用の費用処理額	△20,064	－
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.440%	1.160%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度264,552千円、当事業年度279,945千円であります。

(税効果会計関係)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	△198,503	△62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	－	△3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△10.6	△0.9
評価性引当額の増減	－	△0.9
外国税額控除	－	△0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3．法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至2025年3月31日)

1．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日)

1．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	―%	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	6,642,605	未払手数料	1,630,250
親会社の子会社	SMBC 日興証券㈱	東京都千代田区	135,000,000	証券業	―%	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	6,960,278	未払手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2．親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却(売却価格)	24,000,000	―	―
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% －	投信の販売委託	委託販売手数料	8,327,979	未払手数料	2,117,600
親会社の子会社	SMBC 日興証券㈱	東京都千代田区	135,000,000	証券業	% －	投信の販売委託	委託販売手数料	7,176,048	未払手数料	1,490,173
親会社の子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン市	米ドル 3,010.50	銀行業(銀行持株会社)	% －	－	子会社株式の売却（売却価格）	773,585	－	－
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	3,289.22円	3,219.24円
1株当たり当期純利益	746.27円	251.16円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ　自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ロ　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ハ　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ　委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ　上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ　定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

該当ありません。

ロ　訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

追加型証券投資信託
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１
（保守型）
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の安定的な成長を目指して保守的な運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

マザーファンド受益証券および投資信託証券（以下、「別に定める投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。ただし、全ての別に定める投資信託証券に投資するとは限りません。

(2) 投資態度

① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式、不動産投資信託（リート）、商品等に分散投資することにより、信託財産の安定的な成長を目指して保守的な運用を行います。

② マクロ経済見通しおよび定量分析より推計した各資産の中長期的な期待収益率に基づいて、ファンドの期待リターンを設定し、最適な投資配分比率を決定します。

※期待リターンは市場環境等に応じて見直しを行う場合があります。

③ 実質外貨建資産に対して対円での為替ヘッジを行うことがあります。

④ 別に定める投資信託証券は、投資対象資産、投資手法および費用等を考慮して選定します。また、継続的にモニタリングを行い必要な場合は見直しを行います。

⑤ 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第１項および第２項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第３条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第４条　委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第１項、第43条第１項、第44条第１項または第46条第２項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第６条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託

者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権を、別に定める投資一任契約を委託者との間で締結した取得申込者に対し、委託者および当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、委託者または指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第38条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第２項または第３項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日が別に定める日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第２項または第３項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記

載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

ハ．金銭債権

２．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

イ．為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．外国法人が発行する譲渡性預金証書

４．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第４号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とし

ます。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第２条第９項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条　この信託の計算期間は、毎年３月19日から翌年３月18日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は、2023年３月24日から2024年３月18日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第５条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の148の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第４項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第５項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、

受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤ 一部解約金は、第40条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

⑥ 前各項（第２項および第３項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは委託者において行うものとします。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関】

第38条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

【収益分配金および償還金の時効】

第39条 受益者が、収益分配金については第37条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第37条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第41条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第42条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第47条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によ

って変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第48条 この信託は、受益者が第40条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第49条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年３月24日（信託契約締結日）

委託者　　東京都港区虎ノ門一丁目17番１号
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

受託者　　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
三井住友信託銀行株式会社

〔付表〕

１．運用の基本方針および信託約款第17条第１項に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。

親投資信託　国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）
親投資信託　外国株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　エマージング株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　国内債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
親投資信託　Ｊリート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　外国リート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　ゴールド・インデックス・マザーファンド

２．信託約款第 13 条第５項および第 40 条第２項に規定する「別に定める日」は以下の通りとします。
・ニューヨークの取引所の休業日
・ロンドンの取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日

追加型証券投資信託
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２
(安定型)
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

マザーファンド受益証券および投資信託証券（以下、「別に定める投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。ただし、全ての別に定める投資信託証券に投資するとは限りません。

(2) 投資態度

① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式、不動産投資信託（リート）、商品等に分散投資することにより、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

② マクロ経済見通しおよび定量分析より推計した各資産の中長期的な期待収益率に基づいて、ファンドの期待リターンを設定し、最適な投資配分比率を決定します。
※期待リターンは市場環境等に応じて見直しを行う場合があります。

③ 実質外貨建資産に対して対円での為替ヘッジを行うことがあります。

④ 別に定める投資信託証券は、投資対象資産、投資手法および費用等を考慮して選定します。また、継続的にモニタリングを行い必要な場合は見直しを行います。

⑤ 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第１項および第２項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第３条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第４条　委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第１項、第43条第１項、第44条第１項または第46条第２項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第６条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託

者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権を、別に定める投資一任契約を委託者との間で締結した取得申込者に対し、委託者および当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、委託者または指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第38条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第２項または第３項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日が別に定める日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第２項または第３項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記

載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

ハ．金銭債権

２．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

イ．為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．外国法人が発行する譲渡性預金証書

４．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第４号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とし

ます。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第２条第９項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条　この信託の計算期間は、毎年３月19日から翌年３月18日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は、2023年３月24日から2024年３月18日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第５条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の158の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第４項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第５項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、

受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤ 一部解約金は、第40条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

⑥ 前各項（第２項および第３項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは委託者において行うものとします。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関】

第38条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

【収益分配金および償還金の時効】

第39条 受益者が、収益分配金については第37条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第37条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第41条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第42条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第47条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によ

って変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第48条 この信託は、受益者が第40条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第49条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年３月24日（信託契約締結日）

委託者　　東京都港区虎ノ門一丁目17番１号
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

受託者　　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
三井住友信託銀行株式会社

〔付表〕

１．運用の基本方針および信託約款第17条第１項に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。

親投資信託　国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）
親投資信託　外国株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　エマージング株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　国内債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
親投資信託　Ｊリート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　外国リート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　ゴールド・インデックス・マザーファンド

２．信託約款第 13 条第５項および第 40 条第２項に規定する「別に定める日」は以下の通りとします。
・ニューヨークの取引所の休業日
・ロンドンの取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日

追加型証券投資信託
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３
(安定成長型)
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定的な収益の確保をバランスよく目指して運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

マザーファンド受益証券および投資信託証券（以下、「別に定める投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。ただし、全ての別に定める投資信託証券に投資するとは限りません。

(2) 投資態度

① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式、不動産投資信託（リート）、商品等に分散投資することにより、信託財産の成長と安定的な収益の確保をバランスよく目指して運用を行います。

② マクロ経済見通しおよび定量分析より推計した各資産の中長期的な期待収益率に基づいて、ファンドの期待リターンを設定し、最適な投資配分比率を決定します。
※期待リターンは市場環境等に応じて見直しを行う場合があります。

③ 実質外貨建資産に対して対円での為替ヘッジを行うことがあります。

④ 別に定める投資信託証券は、投資対象資産、投資手法および費用等を考慮して選定します。また、継続的にモニタリングを行い必要な場合は見直しを行います。

⑤ 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第１項および第２項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第３条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第４条　委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第１項、第43条第１項、第44条第１項または第46条第２項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第６条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託

者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権を、別に定める投資一任契約を委託者との間で締結した取得申込者に対し、委託者および当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、委託者または指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第38条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第２項または第３項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日が別に定める日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第２項または第３項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記

載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

ハ．金銭債権

２．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

イ．為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．外国法人が発行する譲渡性預金証書

４．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第４号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とし

ます。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第２条第９項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条　この信託の計算期間は、毎年３月19日から翌年３月18日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は、2023年３月24日から2024年３月18日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第５条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の163の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第４項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第５項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、

受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤ 一部解約金は、第40条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

⑥ 前各項（第２項および第３項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは委託者において行うものとします。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関】

第38条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

【収益分配金および償還金の時効】

第39条 受益者が、収益分配金については第37条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第37条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第41条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第42条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第47条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によ

って変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第48条 この信託は、受益者が第40条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第49条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年３月24日（信託契約締結日）

委託者　　東京都港区虎ノ門一丁目17番１号
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

受託者　　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
三井住友信託銀行株式会社

〔付表〕

１．運用の基本方針および信託約款第17条第１項に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。

親投資信託　国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）
親投資信託　外国株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　エマージング株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　国内債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
親投資信託　Ｊリート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　外国リート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　ゴールド・インデックス・マザーファンド

２．信託約款第 13 条第５項および第 40 条第２項に規定する「別に定める日」は以下の通りとします。
・ニューヨークの取引所の休業日
・ロンドンの取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日

追加型証券投資信託
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４
（成長型）
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定的な収益の確保を目指して積極的な運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

マザーファンド受益証券および投資信託証券（以下、「別に定める投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。ただし、全ての別に定める投資信託証券に投資するとは限りません。

(2) 投資態度

① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式、不動産投資信託（リート）、商品等に分散投資することにより、信託財産の成長と安定的な収益の確保を目指して積極的な運用を行います。

② マクロ経済見通しおよび定量分析より推計した各資産の中長期的な期待収益率に基づいて、ファンドの期待リターンを設定し、最適な投資配分比率を決定します。
※期待リターンは市場環境等に応じて見直しを行う場合があります。

③ 実質外貨建資産に対して対円での為替ヘッジを行うことがあります。

④ 別に定める投資信託証券は、投資対象資産、投資手法および費用等を考慮して選定します。また、継続的にモニタリングを行い必要な場合は見直しを行います。

⑤ 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第１項および第２項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第３条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第４条　委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第１項、第43条第１項、第44条第１項または第46条第２項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第６条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託

者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権を、別に定める投資一任契約を委託者との間で締結した取得申込者に対し、委託者および当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、委託者または指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第38条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第２項または第３項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日が別に定める日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第２項または第３項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記

載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

ハ．金銭債権

２．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

イ．為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．外国法人が発行する譲渡性預金証書

４．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第４号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とし

ます。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第２条第９項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条　この信託の計算期間は、毎年３月19日から翌年３月18日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は、2023年３月24日から2024年３月18日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第５条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の163の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第４項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第５項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、

受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤ 一部解約金は、第40条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

⑥ 前各項（第２項および第３項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは委託者において行うものとします。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関】

第38条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

【収益分配金および償還金の時効】

第39条 受益者が、収益分配金については第37条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第37条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第41条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第42条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第47条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によ

って変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第48条 この信託は、受益者が第40条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第49条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年３月24日（信託契約締結日）

委託者　　東京都港区虎ノ門一丁目17番１号
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

受託者　　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
三井住友信託銀行株式会社

〔付表〕

１．運用の基本方針および信託約款第17条第１項に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。

親投資信託　国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）
親投資信託　外国株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　エマージング株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　国内債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
親投資信託　Ｊリート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　外国リート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　ゴールド・インデックス・マザーファンド

２．信託約款第 13 条第５項および第 40 条第２項に規定する「別に定める日」は以下の通りとします。
・ニューヨークの取引所の休業日
・ロンドンの取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日

追加型証券投資信託
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５
（積極成長型）
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

マザーファンド受益証券および投資信託証券（以下、「別に定める投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。ただし、全ての別に定める投資信託証券に投資するとは限りません。

(2) 投資態度

① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式、不動産投資信託（リート）、商品等に分散投資することにより、信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

② マクロ経済見通しおよび定量分析より推計した各資産の中長期的な期待収益率に基づいて、ファンドの期待リターンを設定し、最適な投資配分比率を決定します。
※期待リターンは市場環境等に応じて見直しを行う場合があります。

③ 実質外貨建資産に対して対円での為替ヘッジを行うことがあります。

④ 別に定める投資信託証券は、投資対象資産、投資手法および費用等を考慮して選定します。また、継続的にモニタリングを行い必要な場合は見直しを行います。

⑤ 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第１項および第２項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第３条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第４条　委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第１項、第43条第１項、第44条第１項または第46条第２項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第６条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託

者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権を、別に定める投資一任契約を委託者との間で締結した取得申込者に対し、委託者および当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、委託者または指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第38条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第２項または第３項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日が別に定める日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第２項または第３項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記

載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

ハ．金銭債権

２．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

イ．為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．外国法人が発行する譲渡性預金証書

４．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第４号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とし

ます。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第２条第９項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条　この信託の計算期間は、毎年３月19日から翌年３月18日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は、2023年３月24日から2024年３月18日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第５条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の163の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第４項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第５項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、

受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤ 一部解約金は、第40条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

⑥ 前各項（第２項および第３項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは委託者において行うものとします。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関】

第38条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

【収益分配金および償還金の時効】

第39条 受益者が、収益分配金については第37条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第37条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第41条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第42条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第47条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によ

って変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第48条 この信託は、受益者が第40条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第49条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年３月24日（信託契約締結日）

委託者　　東京都港区虎ノ門一丁目17番１号
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

受託者　　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
三井住友信託銀行株式会社

〔付表〕

１．運用の基本方針および信託約款第17条第１項に規定する「別に定める投資信託証券」は下記のものとします。

親投資信託　国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）
親投資信託　外国株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　エマージング株式インデックス・マザーファンド
親投資信託　国内債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド
親投資信託　米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド
親投資信託　Ｊリート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　外国リート・インデックス・マザーファンド
親投資信託　ゴールド・インデックス・マザーファンド

２．信託約款第 13 条第５項および第 40 条第２項に規定する「別に定める日」は以下の通りとします。
・ニューヨークの取引所の休業日
・ロンドンの取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日